

令和 4 年度

岐阜市包括外部監査報告書

岐阜市包括外部監査人

弁護士 竹 中 雅 史

目次

第1部	包括外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	監査の対象年度	1
3	包括外部監査人及び補助者	1
4	選定した特定の事件（監査のテーマ）	1
5	選定した理由及び監査対象	1
6	利害関係	2
7	監査の期間	2
8	監査の手続	2
第2部	前提	5
1	岐阜市の包括外部監査と措置状況の公表	5
2	岐阜市の措置状況の公表に至るまでの事務	7
第3部	各論	9
1	契約	9
(1)	業務委託の一般競争入札	9
(2)	指名競争入札における指名	11
(3)	随意契約の理由	13
(4)	設計価格の算定	14
(5)	暴力団排除	19
2	指定管理	20
(1)	社会福祉事業団・シルバー人材センター	20
3	情報システム	21
(1)	情報システムの調達	21
(2)	情報セキュリティ	24
4	観光事業	26
(1)	岐阜城	26
(2)	鶺鴒観覧船	29
(3)	観光案内所	33
(4)	公益財団法人岐阜観光コンベンション協会負担金	36
(5)	観光行政	38
(6)	観光事業補助金	45
(7)	実行委員会負担金	48
5	補助金・負担金・交付金	50
(1)	岐阜市職員互助会助成金	50
(2)	平和啓発推進補助金	52
(3)	外国人のための日本語講座補助金	53
(4)	青少年各種団体運営費補助金	54
(5)	地域力創生事業補助金	56
(6)	自治会連合会運営費補助金	62
(7)	自治会連絡協議会補助金	69

(8) 地区敬老会運営費補助金	73
(9) 「新成人を祝い励ます会」運営費補助金	76
(10) 自主防災組織強化対策補助金	78
(11) 交通安全活動推進団体補助金	84
(12) 単位老人クラブ運営費補助金	88
(13) ふるさと大好き鵜飼事業補助金	91
(14) 地域ぐるみ学校人権教育推進委員会補助金	92
(15) 補助金等の全体について	95
6 学校	101
(1) A L T	101
(2) 不登校対策	102
(3) いじめ対策	103
(4) 私費会計	106
(5) 備品管理	107
(6) 学校規模の適正化	108
(7) 公益財団法人岐阜市学校給食会の運営費	109
(8) 学校給食費	114
7 公民館	118
(1) 運営コストの把握・情報公開	118
(2) 使用料のあり方	121
(3) 他の公共施設を含めた分析・検討	123
8 コミュニティセンター	130
(1) 施設のあり方	130
9 生活保護	133
(1) 面接記録票	133
(2) 援助方針の策定	133
(3) 訪問調査	134
(4) 引継書	137
(5) 就労自立支援	138
(6) 費用返還及び徴収	139
(7) 不正受給対策	141
10 市営住宅	143
(1) 市営住宅使用料	143
(2) 市営住宅退去修繕料	146
(3) 市営住宅の維持補修のあり方	148
(4) 用途廃止と有効活用	152
(5) 用途変更	153
11 財産の管理	155
(1) 管理システムの統合	155
(2) 管理システムの改良	156
(3) 公有財産台帳の記載	156

(4) 未利用地の管理	157
12 上下水道事業	159
(1) 指名競争入札	159
(2) システム導入と保守	164
(3) 一者随意契約	165
(4) 固定資産管理	175
(5) 債権	177
13 市民病院	180
(1) 所属長の超過勤務時間	180
(2) 除却手続	180
(3) 保管責任者	181
(4) 現物照合	182
(5) 収支の把握と開示	183
(6) 条例の改正	183
(7) 債権	184
14 債権	190
(1) 個人市民税	190
(2) 固定資産税	194
(3) 国民健康保険料	195
(4) 介護保険料	199
(5) 後期高齢者医療保険料	203
(6) 老人保護措置費負担金	206
(7) 福祉資金貸付金	207
(8) 土地貸付収入	210
(9) 中央卸売市場施設使用料	211
(10) 滞納整理	219
(11) 債権管理	225
第4部 総括	240
1 指摘事項及び意見の把握	240
2 意思表示	240
3 根拠規定の法形式	240
4 根拠規定の作り方	241
5 実施と指導	241
6 検討中の継続	242
7 他都市の調査	242
8 理由のあり方（その1）	242
9 理由のあり方（その2）	243
10 現実的な支障	243
11 引継ぎ	243

第1部 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 監査の対象年度

原則として、令和3年度。但し、必要に応じて他年度。

3 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	竹中 雅史（弁護士）
同補助者	中西 敏夫（弁護士）
同補助者	平松 卓也（弁護士）
同補助者	横井 健（弁護士）
同補助者	磯谷 太一（弁護士）
同補助者	後藤 聡（税理士）
同補助者	片山映理子（税理士）
同補助者	小林 和実（税理士）

4 選定した特定の事件（監査のテーマ）

「岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況」

5 選定した理由及び監査対象

包括外部監査は、その結果が行政の運営に活かされなければ意味がない。地方自治法上、包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出を受けた対象団体の長は、当該監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知し、監査委員は当該通知に係る事項を公表しなければならないとされている（第252条の38第6項）。

岐阜市の包括外部監査は、平成11年度から行われており、これまで様々な指摘や意見がなされてきた。岐阜市が公表している措置状況をみたところ、それらの指摘や意見がどのように岐阜市の運営に活かされたのかが理解できないものが散見されるとともに、包括外部監査の結果に正面から答えていないと受け止められるようなものもあった。

そこで、過去の措置状況の内容及びその後の取組みを監査することにより、岐阜市の包括外部監査の受け止め方、措置の取り方、ひいては岐阜市の事務のあり方の問題点を検証し、それにより、今後、岐阜市の包括外部監査の結果が岐阜市の運営により良く活かされるようにするため、監査のテーマとして選定した。

監査の対象としては、特定の年度に絞ることも考えたが、長期間、監査のテーマとされていない分野もあるため、今後の包括外部監査のテーマ選定の材料ともなるよう、平成11年度から令和3年度までの全ての措置状況を網羅的に監査の対象とすることにした。

6 利害関係

選定した特定の事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

7 監査の期間

令和 4 年 6 月 1 日～令和 5 年 2 月 10 日

8 監査の手続

ヒアリング

監査の結果から措置状況報告書の公表に至るまでの事務を確認するため、行政課と監査課のヒアリングを行った。

措置状況報告書の検討

平成 11 年度から令和 3 年度までに公表されている措置状況報告書を検討し、ヒアリング対象とする措置状況を選定した。

ヒアリング

選定した措置状況につき、所管課・外郭団体に対し、ヒアリングを行った。

月日	所管課・外郭団体 (カッコ内の数字は選定した措置状況の数)	課・外 郭団体 の合計	選定した 措置状況 の合計
8/29	市民税課 (7)、資産税課 (6)、観光コンベンション課・公益財団法人岐阜観光コンベンション協会 (22)、行財政改革課 (30)	5	65
8/31	環境政策課 (3)、低炭素・資源循環課 (3)、国際課 (7)、福祉政策課 (8)、社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会 (4)、特殊法人岐阜市信用保証協会 (2)、岐阜市土地開発公社 (5)	7	32
9/5	子ども保育課 (13)、子ども支援課 (17)	2	30
9/6	土木管理課 (8)、道路維持課 (3)、河川課 (3)、上下水道事業政策課・営業課 (16)、住宅課 (23)	6	53
9/8	都市計画課 (4)、まちづくり推進政策課 (8)、開発指導景観課 (8)、歴史まちづくり課 (7)、公園整備課 (19)	5	46
9/12	デジタル戦略課 (5)、管財課 (5)、介護保険課 (5)、福祉医療課 (4)、国保・年金課 (6)、納税課 (6)、税制課 (14)	7	45
9/20	市民活動交流センター (31)、男女共生・生涯学習推進課 (13)、文化芸術課 (11)、社会・青少年教育課 (6)、地域安全推進課 (8)	5	69
10/5	都市防災政策課 (9)、学校給食課・公益財団法人岐阜市学校給食会 (10)、学校指導課・教育政策課 (16)	5	35
10/7	中央卸売市場 (12)、農林課・農地整備課 (4)、労働雇用課 (9)、商工課 (18)	5	43
10/11	契約課 (19)、生活福祉一課・二課 (35)	3	54
10/13	病院政策課・医事課・経営企画課 (14)、職員厚生課 (2)、高齢福祉課 (13)、広報広聴課 (1)、財政課 (2)	7	32
合計		57	504

書類監査・ヒアリング

ヒアリングを踏まえ、提出を依頼した書類の監査や補充ヒアリングを行った。

監査報告書の作成

監査の結果として、【指摘】又は【意見】を記載した。

【指摘】とは、合規性、公平性、公益性、必要性、有効性、効率性の観点から、適法性又は妥当性に問題があり、是正措置が必要であると考えたものである。

なお、本監査は、過去の措置状況報告のあり方に問題があったものについても【指摘】とした。本来、是正措置は、具体的な措置でなければならないが、かかる【指摘】に対す

る是正措置としては、今後は改めるというものにならざるを得ない。本監査テーマの特徴である。

【意見】とは、直ちに是正措置が必要であるとまでは考えないが、是正を検討することが自治体の組織及び運営の合理化に資すると考えるものである。

【事実関係】及び【規範】は、【指摘】又は【意見】の前提又は根拠となるものである。

第2部 前提

1 岐阜市の包括外部監査と措置状況の公表

年度	監査テーマ	措置状況 公表日	全措置終了 までの年数
H11	- 株式会社岐阜ファッション・コミュニティの財務事務及び管理運営事務 - 財団法人岐阜市公共ホール管理財団の財務事務及び管理運営事務 - 岐阜市交通部の財務事務及び管理運営事務	H13. 2. 9 ～H18. 10. 27	7 年
H12	- 岐阜市信用保証協会の経営状況について - 保育所、幼稚園の運営および学校給食業務について - 市税の収入事務の執行について	H14. 2. 15 ～H22. 5. 31	10 年
H13	- 岐阜市の補助金について - 岐阜市の下水道事業について	H14. 11. 1	1 年
H14	- 岐阜市病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理 - 市営住宅の管理・運営に関する事務の執行について	H15. 10. 27 ～H21. 4. 23	7 年
H15	- 公有財産の管理・運営に関する事務の執行について - 財政援助団体等の財政状態及び事業執行状況について	H16. 10. 29 ～H18. 10. 27	3 年
H16	委託料について	H17. 10. 25 ～H21. 4. 23	5 年
H17	水道事業及び下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	H18. 10. 27 ～H26. 4. 16	9 年
H18	高齢者福祉事業について	H19. 10. 23 ～H23. 4. 13	5 年
	岐阜市中央卸売市場について	H19. 10. 23 ～H26. 4. 16	8 年
H19	観光事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	H21. 4. 23 ～H27. 4. 13	8 年
	清掃事業の財務に関する事務の執行について	H21. 1. 13 ～H30. 4. 20	11 年

H20	未収金、貸付金及び債務保証について	H21. 12. 4 ～H29. 4. 25	9 年
H21	情報システムの財務に関する事務の執行について	H22. 9. 1 ～H29. 4. 25	8 年
H22	支出に関する事務の執行について	H23. 9. 1 ～H24. 4. 24	2 年
H23	補助金等の事務の執行等について	H24. 9. 25 ～H31. 4. 25	8 年
H24	公有財産等に係る財務事務の執行及び管理の状況について	H25. 9. 27 ～R3. 5. 26	9 年
H25	自主財源の確保に係る財務事務の執行及び管理の状況について	H26. 9. 30 ～H31. 4. 25	6 年
H26	岐阜市の外郭団体	H27. 9. 9 ～R4. 6. 3	継続中
H27	岐阜市の生活保護	H28. 9. 29 ～H30. 4. 20	3 年
H28	岐阜市の債権	H29. 9. 29 ～R4. 6. 3	継続中
H29	岐阜市の保育事業	H30. 10. 9 ～R4. 6. 3	5 年
H30	岐阜市の防災に関する事業	R1. 10. 7 ～R3. 5. 26	3 年
R1	小中学校における教育に関する事業について	R2. 10. 7 ～R4. 6. 3	継続中
R2	岐阜市の補助金、負担金及び交付金	R3. 11. 12 ～R4. 6. 3	継続中

2 岐阜市の措置状況の公表に至るまでの事務

包括外部監査の結果が報告された後の事務の流れは、次のとおりである。

① 4月	行政課は、各課へ、前年度の包括外部監査における指摘事項及び意見に対する措置状況の報告を依頼する。提出期限は、7月末ころとする。
② 7月末ころ	各課は、行政課へ、前年度分の措置状況について、報告する。 行政課は、これを確認する。
③ 9月	前年度分の措置状況について、市長（行政課）から監査委員（監査課）へ通知され、監査委員（監査課）から公表する。 行政課は、ホームページで公開する。
④ 3月	行政課は、各課へ、過年度の包括外部監査における指摘事項及び意見に対する措置状況の報告を依頼する。提出期限は、3月末ころとする。
⑤ 3月末ころ	各課は、行政課へ、過年度分の措置状況について、報告する。 行政課は、これを確認する。
⑥ 6月	過年度分の措置状況について、市長（行政課）から監査委員（監査課）へ通知され、監査委員（監査課）から公表する。 行政課は、ホームページで公開する。

①及び④の依頼書の裏面には「記入に際しての注意」が記載されている。

ここには、次のような注意がなされている。

- ・「～である。」「～を行った。」など言い切りの形で記入すること
- ・「結果」欄には、次の中から選択して記入すること
 - ：措置済・・・措置を講じた（実施中含む）
 - △：検討中・・・措置は講じていないが、その内容を検討中
 - ×：未実施決定済・・・措置を講じないことを決定
- ・指摘・意見に対して、部（局）課内でどのような検討や調整等を行ったのか、また、今後の方向性や予定等を具体的に分かりやすく記入すること
- ・検討中の事案については、今後の取組みの予定について、短期・中期・長期の視点で具体的に記入すること
- ・平成21年の議会において、「検討中の項目の措置状況について、今後の予定・見直しなどを詳しくかつ明確に記載すること及びできる限り丁寧に表現するよう指導を徹底する」との副市長答弁がなされていることから、報告の際には、その点に留意して、分かりやすい記述に努めること

②及び⑤の行政課による確認の際、疑義のある措置状況報告書の記載があった場合は、担当課に質問や意見を述べることもある。市長（行政課）が監査委員（監査課）に報告した後、監査委員（監査課）から、措置状況報告書の記載について、担当課に質問や意見を述べることもある。これらにより、措置状況報告書の記載が修正されることもある。

第3部 各論

1 契約

(1) 業務委託の一般競争入札

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H16	一般競争入札等実施要綱	岐阜市一般競争入札等実施要綱によれば、3億円以上の契約は一般競争入札にすることができるとのことであるが、委託では3億円を超えるものはないため、実質的には委託では一般競争入札は行なわれていないといえる。一般競争入札は必ずしも適切でない業者が入札に参加する可能性がある。確かにこの危険性は否定できないが、公平な入札の実施及び経済的に効率的な委託契約締結の達成という観点からは、 <u>現在の一般競争入札の要件(3億円以上)の金額を引き下げる等により、多額の委託については一般競争入札の導入も検討する必要がある</u> と考えられる(意見)。	91頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H20	措置済	対象金額を設計金額3億円以上から1億円以上に下げた。中学校給食調理業務委託については、設計金額が1億円未満であったが公募型指名競争により実施した。また、設計金額に関わらず、建築設計業務委託、システム開発業務委託等について、金額のみではなく業者の技術提案、考え方、保守管理費用等も勘案して総合的に業者を選定するプロポーザル方式の導入を推進している。	行政部

市は、岐阜市一般競争入札実施要綱を設け、ここでは、業務委託契約については、設計金額が1億円以上のものについて、一般競争入札に付することになっている。

市によると、一般競争入札は、業者の事務負担が大きい、落札者を決定するまでに時間を要するなどのデメリットがあるため、効率性の観点から、「その性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき」(地方自治法施行令第167条第1項第1号)を根拠に、指名競争入札としている。

直近３年間における業務委託の契約者選定方法別の件数は、次のとおりであった。

		R 1	R 2	R 3
一般競争入札		4	5 (1)	6 (2)
指名競争入札		568	500	496
随意契約	少額	376	384	358
	一者	502	474	521
計		1450	1358	1375
プロポーザル方式（担当課）		20	27	28

※（ ）内は、設計金額３億円以上のもの

【規範】

＜一般競争入札が原則であること＞

契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法による（地方自治法第 234 条第 1 項）。

指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、選択することができるものであり、一般競争入札によることが原則である（同条第 2 項）。

＜指名競争入札を選択することができる場合＞

指名競争入札は、次のいずれかに該当する場合に限り、選択することができる（地方自治法施行令第 167 条）。

第 1 号	工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
第 2 号	その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
第 3 号	一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

【指摘 契約課】

一般競争入札の対象とする設計金額を 1 億円以上に引き下げたものの、一般競争入札に付されたのは、3 億円以上のものを除くと、年間 5 件以下にとどまっている。これでは、監査の結果の問題意識には応えたとはいえない。あくまでも一般競争入札が原則であること、設計金額が 1 億円未満のものすべてが「その性質又は目的が一般競争入札に適しない」とはいえないことは明らかであること、競争性の確保、契約事務の公平性、透明性、経済性の観点から、現在の岐阜市の要綱及び一般競争入札がほとんど行われていない実態は、適切とはいえない。例えば、同じ中核市である豊田市は、業務委託における一般競争入札等実施要領を設け、そこでは、設計金額が 800 万円を超える場合を一般競争入札の対象としており、岐阜市の実態とはかけ離れている。なお、豊田市は、特定の業務については 800 万円以下の場合でも一般競争入札の対象としている。他の中核市をはじめとする地方自治体の実情も踏まえ、より多く業務委託に一般競争入札が導入されるよう、要綱を改正すべきである。

(2) 指名競争入札における指名

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H16	指名業者の選定 (道路清掃業務委託)	同じ業者が毎年落札している。当該委託契約については指名業者が従来と同じ9社であり、十分な競争がなされていないのではないかと。指名競争入札の事務上には問題はなく、形式上の合規性は満たしているものの <u>制度の本来の趣旨が十分に機能するよう検討、改善されたい</u> (意見)。	85 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H17	措置済	平成 17 年度から指名業者の一部入れ替えを行い、指名競争入札を行った。	行政部

直近 5 年間の指名業者、入札額及び落札業者は、次のとおりであった。

(千円)

	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
A 社	8, 100	8, 350	8, 400	8, 400	8, 400
B 社	8, 200	8, 450	8, 500	8, 750	8, 640
C 社	8, 250	8, 550			
D 社	8, 300	8, 450	8, 450	8, 550	8, 500
E 社	8, 300	8, 430	8, 480	8, 480	8, 600
F 社	8, 400	8, 550			
G 社	8, 400	8, 400			
H 社	辞退				
I 社	辞退				
J 社		8, 480	8, 750	8, 500	8, 800
K 社		8, 500	8, 800	9, 000	
L 社			8, 530	8, 700	8, 700
M 社			辞退		
N 社			辞退		
O 社				8, 600	8, 500
P 社				辞退	
Q 社					8, 480
R 社					8, 580
	が落札業者		が入れ替えられた業者		

上記のとおり、毎年、辞退をした業者及び入札金額の高かった業者から 2 社（令和 2 年度は入札参加資格者名簿の登録が未更新の業者がいたため 3 社）の入れ替えをしていたが、

5年間、同じ業者が落札していた。

【意見 契約課】

辞退をした業者及び入札金額の高かった業者から2社を入れ替えたとしても、結果として競争性が確保されていなければ、指名競争入札の趣旨が十分に発揮されているとはいえない。指名のあり方について、業務委託の指名競争入札を全体としてみて、競争性の確保、契約事務の公平性、透明性、経済性の観点から適切であるといえるのかを検証し、その記録を作成することが望ましい。

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H16	指名業者の選定	指名競争入札における指名業者の選定は、行政管理部契約室により行なわれている。ただし、「岐阜市建設工事請負業者選定委員会要綱」上、4,500万円以上の業務委託については、助役を委員長、委員を各部長とする岐阜市建設工事請負業者選定委員会により審議する旨の規定がある。当該委員会にかからない場合は、指名業者の選定は、契約室により下記を勘案した上で決定されている。 a. 当該委託業務が、委託先の希望業種であるか否か、b. 業務経歴書（過去の実績）、c. 技術者経歴書等、d. 委託業者間の機会均等、e. 委託業者に対する電話等による最新情報の入手 しかし、<u>上記の判断過程は文書として記録されていない</u>ため、今回の監査時においては口頭で確認したのみである。指名業者の選定は、入札金額・落札金額に大きく影響し、また恣意性の介入がないことを明らかにするためにも、<u>できる限り透明化しておく必要がある</u>と考える（意見）。	91 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H20	措置済	本年度から業務委託の指名に際しては、資格要件、経営規模、従業員数等を内容とした、業務別の業者ランク表を基に指名を行う手順書を作成し、指名行為の透明化を図った。なお、50万円超の業務委託の入札結果については、業務名、落札者、落札金額を公表して透明化を図っている。	行政部

市は、業者選定事務マニュアル（措置状況のいう手順書）を策定しているが、公表していない。それでは、透明化が図られたことにならない。監査の結果は、個々の入札における指名について、その判断過程を文書として記録することが望ましいというものであるが、

その記録はなされていなかった。

【意見 契約課】

個々の入札における指名について、その判断過程を文書として記録することが望ましい。

(3) 随意契約の理由

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H26	随意契約理由	所管課担当の契約について、契約課は、随意契約の理由につき、各所管課作成の随意契約理由書にて確認をしている。しかしながら、随意契約ガイドラインの適用については、所管課において判断が区々となっていることから、そうならないように、 <u>判断基準を統一させる</u> ことが望ましい（意見）。	89 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H27	措置済	平成 27 年 7 月に実施の契約事務研修の際に、随意契約ガイドラインの適用基準の周知を図った。今後も引き続き周知を図っていく。	契約課

措置状況にある、随意契約ガイドラインの適用基準というものは存在しなかった。研修の際に、ガイドラインに沿って具体例を示して伝えたとのことであった。

【意見 契約課】

契約課において、所管課における随意契約の理由の判断がまちまちになっていないかどうかを横並びで検証し、判断が統一できるようなツールを作成することが望ましい。

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H27	随意契約	地方自治法において、契約は、入札が原則である。例外となる随意契約においては、その理由は明確でなければならない。随意契約というのであれば、その理由を、書類上で明確にすべきである（指摘）。	153 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H28	措置済	契約の性質上、競争入札に適さないケースについて、代表的なものは岐阜市随意契約ガイドラインで示しており、担当課で行う契約についても、これに準じて随意契約理由を明確にするように研修等で周知していく。	契約課

実施された研修の資料には、このように記載されていた。

一者随意契約は、契約の競争性、公平性、透明性確保の観点から、適用条項（令 167 条の 2）を厳格に解釈したうえで適用すべきであることは当然であり、安易に前例を踏襲することなく、すべての随意契約について、次のような点を踏まえ総点検し、契約方法を見直すことが必要です。

- ① 随意契約によらない、競争性のある別の契約方法がとれないのかを、前例や経緯、既成概念にとらわれず、ゼロベースで検討する。また、根本的に業務の執行方法そのものを改善することも必要です。
- ② 随意契約となる場合においては、その理由として、特定の者に限られる具体的な理由、契約の相手方となり得る者の調査経緯、適用条件等を明確にする。

・・・

また、一者随意契約理由は、この業者しかできないという決定的な理由を簡潔に明記していただき、・・・とも記載されている。

【意見 契約課】

契約課において、適用条項（令 167 条の 2）を厳格に解釈したうえで適用されているかどうか、安易に前例を踏襲することなく、競争性のある別の契約方法がとれないのかなど見直しがなされているかどうか、特定の者に限られる具体的な理由、契約の相手方となり得る者の調査経緯、適用条件等が明確になっているかどうか、この業者しかできないという決定的な理由が明記されているかどうかを確認し、確認したことが分かるような記録を作成することが望ましい。

（４）設計価格の算定

ア 作成方針

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H16	設計価格の算定	所管部署まかせでは設計価格の不明瞭の原因にもなり、市としての <u>設計価格作成方針の明確化が必要</u> と考える。例えば、どのような資料でどのように算定するかを明確にする必要がある（意見）。	93 頁
措置状況報告書			
結果	結果	措置状況	課
H17		契約室が事務局となって、庁内各部の政策室職員 10 人で構成される契約制度研究会を 17 年 8 月に立ち上げ検討している。	行政部

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H16	設計価格の算定	同様な業務で同じ委託先なのに違う単価が採用されているケースもあった。それは、市全体として共有化できる設計価格のデータがなく、所管部署任せの結果と考えられる。 <u>設計価格の方針が明確にされ、作成基礎資料についても市全体で共有できるオーソライズされているものがあつた</u> ほうが、合理的であり、公平性も維持され则认为（意見）。	93 頁
措置状況報告書			
結果	措置状況	措置状況	課
H17		契約室が事務局となって、庁内各部の政策室職員 10 人で構成される契約制度研究会を 17 年 8 月に立ち上げ検討している。	行政部

契約制度研究会は、現在、存在していない。どのような検討をしたのかは記録が残っておらず不明であった。

市は、業務委託等積算基準を設け、設計金額の積算の標準的な方法を定めているものの、できる限り国等の積算基準を使うよう指導しているにとどまっている。ただし、情報システムに係る積算基準については、毎年デジタル戦略課から通知している。

【指摘 契約課】

設計価格作成方針の明確化が必要という監査の結果に対して、研究会を立ち上げ検討するという内容では、回答になっていない。ある行動が必要という監査の結果に対しては、その行動をとったのかどうか、とつたのであればその具体的な内容を、とらなかったのであればその理由を記載すべきである。

【意見 契約課】

設計価格の明確な作成方針を作成し、作成基礎資料について市全体で共有できる仕組みを構築することが望ましい。

イ チェック体制

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H16	設計価格の算定	設計価格のチェックの体制が極めて希薄すなわち所管部署任せになっていることが、問題があることを感じつつも従来の方法を踏襲しているひとつの原因と考えられる。業務委託は公金を使用して行うわけであるので納得できるまで業務内容の調査を行い、必要な資料を収集した結果の設計価格を提示するのが本来の姿であろう。 所管部署が積極的に変革改善する意欲を高めるには<u>所管部署が作成した設計価格を十分に検証できる体制の強化、すなわちチェック機能を強化することが所管部署に刺激を与え活性化すると思われる。どのように設計価格を算定したか、業務内容、単価について十分に質問等を行いチェックをすることが設計価格を作成する所管部署に刺激を与えるであろう。</u>チェック体制の強化は市役所内部の組織強化だけでなく、第三者的な機関たとえば業界精通者、学識経験者等市職員以外も構成員となる委員会等の設置が有効と考える（意見）。	92 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H17		契約室が事務局となって、庁内各部の政策室職員 10 人で構成される契約制度研究会を 17 年 8 月に立ち上げ検討している。	行政部

現状としては、担当課が積算をするとともに、「契約依頼時における手続きチェックシート」を作成し、これにより、部の主管課が確認した上で、契約課に提出し、契約課は、「契約依頼時における手続きチェックシート」により、確認するというものである。

「契約依頼時における手続きチェックシート」は、担当課が自己チェックするためのツールに過ぎず、主管課や契約課が積算内容についてどのようにチェックしたのかを記録したものではなく、どのようにチェックするのかを定めたものもない。

【意見 契約課】

積算内容について、主管課がチェックする体制、契約課がチェックする体制を明確にした事務マニュアル、記録ツールなどを作成することが望ましい。

ウ 検証

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H16	設計価格の算定	<u>検査では設計段階の数量、人工、単価等のそれぞれとの比較検討することは重要事項であり、この資料を検査調書に含めることが必要と考える。</u> この資料は次年度以降の同様な業務について設計価額を作成するための重要な資料になる（意見）。	93 頁
措置状況報告書			
結果	結果	措置状況	課
H17		契約室が事務局となって、庁内各部の政策室職員 10 人で構成される契約制度研究会を 17 年 8 月に立ち上げ検討している。	行政部

検査の際に、数量、人工、単価等を報告させることはしていない。

市によれば、検査は業務に係る給付が契約内容に適合しているか確認するために行うためのものであり、単価や人工の報告を求めるものではないとのことである。

【指摘 契約課】

監査の結果は、検査というものが市が述べるような手続きであることを前提として、その際に、単価や人工の報告を受ければ、市が契約時に行った積算の妥当性の検証及び次年度の適切な積算に資する重要な情報を得ることができるという提案をしているものである。それをしないということであれば、その合理的な理由を述べるべきである。

エ 見積書

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H26	随意契約における見積書	<u>見積書には、内訳明細を付記させるべきである。</u> 具体的には、 <u>契約規則に、見積の内訳明細を付記する旨の規定を付加する</u> とか、 <u>第 1 項の見積書に様式を挿入し、様式では、内訳明細の判る見積書を添付する</u> などして、見積内訳が判るようにすることが考えられる（指摘）。	90 頁

措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H30	措置済	適正な積算を行わない業者と契約した場合には契約内容に適合した履行が可能かどうか懸念され、本市では130万円以上の工事では工事費内訳書の提出を求めているほか、5,000万円以上の工事や500万円以上の委託業務では低入札価格調査制度により積算の詳細な内訳書を求めて適正履行が可能か調査しているところである。また、見積書への内訳明細をすべての契約で一律に求めることは業者の過大な負担になることもあり他の多くの中核市でも実施されていない。今後は低入札価格調査等を継続して厳正に行うとともに、 <u>その他でも契約内容に適合した履行が懸念される場合などは、必要に応じて担当課で内訳明細を求めて内容を確認するように運用を見直す</u> ことで対応していく。	契約課

見積書に内訳明細が付記するようにはなっていない。

市によれば、一者随意契約理由書により積算の根拠や積算が適正である理由が分かるようにしているため、内訳書の提出は不要とのことである。しかし、一者随意契約理由書には、どの業者から見積書を徴収したとか、どの積算基準を使って積算したと記載されるのみであり、その内訳は記載されない。

研修資料では、次のように記載されている。

随意契約による場合の価格決定は、提出された見積書や見積合わせによって漠然と行うのではなく、担当部署で現場の状況を入念に確認し、施工内容を的確に把握するとともに、事前に代価表を作成したり、市場価格を調査するなどして、より適正な価格であるかを十分に検討したうえで行わなければなりません。

【指摘 契約課】

監査の結果は、随意契約の場合のことを指摘しているのに対し、措置状況報告書は、低入札価格調査により調査していると競争入札の場合の回答をしており、対応関係になっていない。監査の結果に対応する形で、措置状況を報告すべきである。

【指摘 契約課】

措置状況では、必要に応じて内訳明細を求めて確認するよう運用を見直すと述べているが、実際には行われていないし、必要ないという見解である。一者随意契約理由書では見積書の内訳は分からないのであるから、それをもって内容の精査ができていることにはならない。随意契約、とりわけ一者随意契約の場合、当該業者の見積書しか徴収していないのが実態である。より適正な価格であるかを十分に検討したうえで積算がなされたのかどうかを確認するためには、内訳明細が必要不可欠である。見積書には、内訳明細を付記させるべきである。具体的には、契約規則に、見積の内訳明細を付記する旨の規定を付加するとか、第1項の見積書に様式を挿入し、様式では、内訳明細の判る見積書を添付するなどして、見積内訳が判るようにすべきである。

(5) 暴力団排除

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H26	暴力団排除	再委託業者による暴力団等ではないことの誓約（暴力団排除条項を導入した契約書への署名押印）があることを、再委託承認の条件とすべきである（指摘）。	106 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H27	未実施決定済	契約約款において、市が何ら催告を要せず契約解除出来る場合として、「受注者の役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用しているとき。」と規定されており、別途、誓約書を徴取する必要はないと考える。	契約課

【指摘 契約課】

市と受注者との間の契約における解除条項を適用するためには、受注者が知りながら再委託業者と契約したことが立証できなければならないが、それは容易なことではない。市と受注者との間の契約に解除条項があるというだけでは、再委託業者に暴力団等反社会的勢力が入り込むことを防ぐ効果は弱い。岐阜県暴力団排除条例では、事業者は書面により契約を締結する際は暴力団排除条項を定めるよう努めなければならないとされており、市が受注者に対して、再委託業者との間で暴力団排除条項を導入した契約書を締結するよう求めることは、条例の趣旨に沿ったものであり、それを躊躇する必要はない。加えて、誓約書を提出させることは、より暴力団排除の抑止効果がある。再委託業者による暴力団等ではないことの誓約（暴力団排除条項を導入した契約書への署名押印）があることを、再委託承認の条件とすべきである。

2 指定管理

(1) 社会福祉事業団・シルバー人材センター

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H26	指定管理（シルバー人材センター）	高齢福祉課においても、事務経費の具体的な内訳を正確に記載するよう指導すべきである（指摘）。	389 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H27	措置済	指定管理者に対して事務経費の具体的な内訳を正確に記載するよう指導しており、指定管理者においても、事務経費と利益を明確に区別している。	高齢福祉課

指定管理業務収支決算書を確認したが、事務経費の内訳は記載されていなかった。

【指摘 高齢福祉課】

事務経費の具体的な内訳が記載された指定管理業務収支決算書の提出を受けるべきである。

3 情報システム

(1) 情報システムの調達

【事実関係（参考報告）】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H21	情報システム	情報システムの調達は所管部署が実施しており、情報システムの知識を有した者の関与割合が十分ではなかった。	58 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H22	措置済	情報システムの企画・導入から運用などの各段階における手続きを標準化した調達ガイドライン及びその実施計画を策定した。この計画に基づき、平成 23 年度から、情報システム専門家組織を設置して所管部署の予算化や調達の実施を支援し、全庁的に適切な調達を実現する。	情報政策課

平成 22 年度の措置状況報告後の経過は下記のとおりであった。

① 平成 22 年 3 月「岐阜市情報システム最適化基本計画」策定

現状整理として、「各所管課職員が指針もチェック体制もないまま各自調達・運用」「それに対するチェック・評価機能もない」とし、情報システムの再構築・ITガバナンスの強化の取組方針が示された。

推進体制の組織は、下記のとおりである。

組織	役割
IT推進本部	市長を本部長、CIO（副市長）を本部長として組織され、IT政策全般に対する承認権限をもち、政策の推進を担う
審査委員会	情報システムの企画、評価段階において、行政経営的視点での情報システムの評価・検証を行う
PMO（※）	情報システムの企画、調達、開発、運用、保守、評価の各プロセスにおいて、技術的・専門的視点で業務所管課を支援する

※ プロジェクトマネジメントオフィスの略。外部専門家を中心とした組織で、予算化段階、調達段階を中心に各課を支援する。

② 平成 24 年度「情報システムに係る調達ガイドライン」作成

全庁的なITガバナンス強化体制の構築、情報システム管理手順の標準化を目的とし、「システム調達に関する基本方針」を定め、

1) 全体最適の視点から調達を検討

2) 支援体制を確立、PMOが中心となり組織として知識を蓄積、体系化して共有化を図る

等を明文化し、全体のフローも示した。

ガイドラインは随時改定を行っている。

③ 現在

現在も取組みを推進中であり、デジタル戦略課の中にあるPMO（プロジェクトマネジメントオフィス。現在5名）という組織の中で、CIO補佐官（デジタル戦略参与。外部から公募で来てもらった民間の専門家。専任。平成23年度から今期で3人目。）に専門的な支援・指導を頂きながら進めている。

現在、予算化の段階で500万円以上の一般システム（小規模システムや汎用システム以外）を対象として支援している。実際の調達には年100件程度で、システムの調達については全て仕様書ひな形の提供や調達チェックリストによる支援を行っている。

支援内容としては、システム導入事業そのものに対する意見や、予算化の時の定性定量効果を確認し、ABC判定で必要性和投資対効果の検証、システム改修、保守についての意見、小規模システム等支援対象外のものについての所管課からの問合せへの相談対応である。

仕組みの効果として、今までになかったものが定型化することができた、現場の職員の作業量も減らすことができた等、職員に対するアンケートで回答がされている。

22年度基本計画策定、23年度より専門組織立ち上げ、所管部署の予算化や調達の実施と支援に入っており、随時改定を行いながら現在も支援が続けられている。内容も充実したものになってきていると思われる。今後も更に重要性が増す分野と思われるので、引き続き組織全体での取組みを期待する。

【事実関係（参考報告）】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H21	情報システム	標準SE単価の算出過程に関する資料が保管されておらず、その妥当性を事後に検討することができなかった。	60 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H22	措置済	基幹系システム（住民記録、国民健康保険、税、福祉、介護保険、後期高齢者医療保険等）の開発・保守委託にかかる設計単価については、平成17年6月に名古屋市中におけるソフトウェア開発技術者の市場価格から算出し、担当課間で合意した標準SE単価を使用することとしていた。しかし、その後見直しがされていなかったため、平成22年2月に市場価格からSE単価を算出し直した上、担当課へ通知し、平成22年度契約分から使用している。今後も市場の動向を把握し、見直しを行っていく予定である。	情報政策課

平成23年度より、調達、保守・運用の1年目契約についてはデジタル戦略課に施行伺いを出し、検討されることとなっており、標準SE単価も積算内訳書に記載され検討資料の一部となっている。

稼働後 2 年目以降の継続契約は、デジタル戦略課が毎年 11 月前後にソフトウェア開発業務の技術者料金を確認し、各課に通知する資料を基に、各課で判断を行う。更に、年度末にはデジタル戦略課から毎年、次年度年間 100 万円以上の契約について、情報システム等の保守・運用業務委託の各課におけるチェックを促し、各課よりチェックリスト及び必要事項の報告をさせている。

毎年の標準単価の確認、通知、各段階におけるデジタル戦略課のチェックと助言の体制が整えられ、運用されていた。

なお、単価等積算資料は基本的に各課で保管され、次の契約時等の参考資料とされるが、デジタル戦略課でも補助的にデータとして保存され、相談対応やチェック時の資料として利用できる状態であった。

【事実関係（参考報告）】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H21	情報システム	情報システムの企画・導入から運用などの各段階において、情報システムの導入効果を評価することを定めたルールが存在しなかった。	61 頁
H21	情報システム	情報システムの投資前に情報システム化の投資効果を明確にしておらず、また、情報システムの導入後に導入効果を検証していなかった。	61 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H22	措置済	情報システムの企画・導入から運用などの各段階における手続きを標準化した調達ガイドライン及びその実施計画を策定した。この計画に基づき、平成 23 年度から、予算化の際の事前評価、本稼働後の事後評価を実施する評価機関を設置し、行政経営的な視点での評価により適切な調達を実現する。	情報政策課

平成 23 年度より実施されている IT ガバナンスの強化推進体制の中で、

- 1) 情報システム導入前の予算化段階で「システム企画書」にて PMO による専門的な支援・評価と、審査委員会による行政経営的評価
- 2) 調達段階で PMO による専門的支援
- 3) システム導入後に所管課でシステム評価書による評価、PMO による確認・評価支援・助言、審査委員会による事後評価

を行うこととなった。

3) の評価はシステム稼働後 3 年目に行い、4 年目に次のシステムの予算化、5 年目に新システム入れ替えという流れとなる。

平成 22 年に「岐阜市情報システム最適化基本計画」、平成 24 年に「情報システムに係る調達ガイドライン」を作成し、専門的支援組織（PMO）による予算化の際の事前評価、運用後 3 年目の事後評価を行うこととなり、現在も実施されていた。

具体的には「システム化企画書」を使用し、所管課で評価の上PMOによる「必要性」「緊急性」「投資対効果」の評価を行い、計画の見直しや更新時の検討資料とされており、効果的に運用されていると思われる。

引き続き、組織全体での時期に応じた取り組みを期待する。

(2) 情報セキュリティ

【事実関係（参考報告）】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H21	情報システム	「岐阜市情報セキュリティポリシー情報セキュリティ対策基準」では情報セキュリティ対策の自己点検を1年に1回実施することが定められているが、実施されていなかった。	64 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H22	措置済	情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ対策の順守状況の確認や改善を実施するため、平成 22 年 1 月に情報セキュリティ自己点検の実施について各情報セキュリティ責任者へ依頼し、実施結果の報告を受けた。今後も毎年実施する予定。	情報政策課

毎年、全職員向けに情報セキュリティハンドブックを配布し、業務遂行時や自己点検時に解釈の差異が出ないように、管理職向け、全職員向け、新規採用者向けにそれぞれ研修を行っている。

更に毎年度（令和 3 年度は 1 ～ 2 月）、全職員を対象に自己点検を実施している。自己点検は、自己点検チェックシート（職員用、管理者用）にて確認を求め、各課長が責任者となって報告書提出を行う。出来ていない項目がある場合は、是正報告書を提出する。

また、毎年、デジタル戦略課職員による内部監査（総務省のセキュリティ監査ガイドラインを基に行う）及び外部の専門家による外部監査（主にマイナンバーに関連する事項について）も行っている。

毎年の研修、自己点検、内部監査等の実施が行われていた。

研修では実際に発覚した漏洩事例やヒヤリハット事例も情報共有に加え、内容の更新もされているとのことであった。

【事実関係（参考報告）】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H21	情報システム	記憶媒体の廃棄手順を全庁に通知していたものの、正式なルールとして定められていなかった。また、この内容は定期的に周知されていなかった。	65 頁

措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H22	措置済	外部記憶媒体の管理運用については「外部記憶媒体取扱要領」及び「外部記憶媒体管理運用マニュアル」により定めてあったが、媒体の廃棄方法については当該要領及びマニュアルには記載しておらず、平成19年度に全庁へ通知文書を出しただけであった。そこで、新規購入から廃棄までの一連の管理を手順化することにより円滑な運用ができるよう、平成22年2月に「外部記憶媒体管理運用手順書」を制定し、全庁へ通知した。	情報政策課

媒体の廃棄方法を手順化した「外部記憶媒体管理運用手順書」、「情報機器の調達及び廃棄運用手順書」、「情報機器調達及び廃棄時の報告書の提出について（通知）（令和4年3月10日付）を確認した。

「外部記憶媒体管理運用手順書」は平成22年2月1日に制定（以後3回の追記、修正あり）、「情報機器の調達及び廃棄運用手順書」は令和2年1月24日作成（以後2回の変更あり）、全庁に通知されている。

各課における廃棄時には、岐阜市事務決裁規則により外部記憶媒体廃棄、データ消去の業務委託時にはデジタル戦略課への合議が求められており、また、これらの手順書により外部記憶媒体廃棄時にはデジタル戦略課への廃棄報告が行われ、更に毎年度3月に上記「通知」により、報告もれがないか確認が求められている。また、毎月の棚卸で外部記憶媒体の状況を記載することとなっている。

研修としては、全職員向けに廃棄についての研修、幹部職員向けに管理や利用のチェックについての研修が行われている。

毎年の「情報機器調達及び廃棄時の報告書の提出について」（通知）により、手順書の配布のみならず毎年の確認がされており、体制が整えられていると思われる。今後も継続的な内容、手順の見直し、全職員への周知及び実施の確認がされることを期待する。

4 観光事業

(1) 岐阜城

ア 収支データの活用

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H19	岐阜城	岐阜市は城郭収入について、入場者数や収支状況の年度推移を把握しているが、これらのデータを活用した比較分析は行っていない。収支状況を改善していくためには、毎年収入・支出を比較分析することによって収入を最大化し、無駄な費用を削減する活動が不可欠である。 <u>収支データを活用して財務分析を行い、入場料の価格設定や無駄な費用の削減に活かすべきである（監査の結果）。</u>	51 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H25	措置済	お客様の要望やイベントの開催状況、岐阜城に関わる民間企業との協議によって、開催日を設定しており、毎年1万人程度の入場客数がある。パノラマ夜景開催時は、圧倒的に大人の入場者割合が多く、入場料収入額には貢献しているものとする。今後も、継続的なアンケート調査の実施により、効率的な開催期間等の設定を行っていく。	商工観光政策課

監査の結果では、データを活用して分析を行い、入場料の設定や費用削減に生かすべきであるとされていたのに対して、措置状況には、それに対する回答が記載されていなかった。

実際にも、収支を把握しているだけで、その分析や活用がなされた形跡は見当たらなかった。

措置状況には、継続的なアンケート調査を実施するとあるが、アンケートを実施しているのは、パノラマ夜景（ナイトビュー）の開催時期だけであった。

【指摘 観光コンベンション課】

平成19年度の監査の結果のとおり、収支データを把握するだけでなく、その財務分析を行い、それに基づいて入場料の価格設定や費用の削減を図るべきである。

【指摘 観光コンベンション課】

措置状況では、パノラマ夜景（ナイトビュー）のことしか記載されていないが、岐阜城は夜景を見るためのものではないはずである。パノラマ夜景（ナイトビュー）は、副次的なイベントにすぎない。パノラマ夜景（ナイトビュー）の開催時以外にも、岐阜城の入場者に対するアンケートを実施すべきである。

イ 採算性・人件費削減

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H19	岐阜城	城郭運営は概ね収支均衡の状態にあると推定できるが、平成 9 年の大改修における約 3 億円の資本的支出を考慮すると採算がとれていることにはならない。仮に 50 年で均等に回収するとした場合、毎年 6 百万円の収支黒字を計上しなければならない。そのため、 <u>入場者数増加に向けた施策のほか、委託料や報酬といった人件費の削減にも努力する必要がある</u> （監査の結果）。	51 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H27	措置済	平成 19 年度以降、岐阜城の入場者は総じて増加しており、平成 25 年度の入場者数は 233,691 人と、20 年ぶりに 23 万人を超え、城郭入場料収入も増加している。また、平成 26 年度は、<u>岐阜市内共通入場券事業に参画するなど、更なる入場者数の増加に向けた取り組みを行っている。</u> 現在の運営形態での委託料・人件費の削減は、利用者サービスの低下につながるため厳しいと考えるが、これまで、負担金や使用料の削減などに取り組んできており、<u>今後も継続的に全体の経費削減に努める。</u>	商工観光政策課

直近 5 年間の城郭入場料、支出、一般会計からの繰入額は、次のとおりであった。(円)

	H29	H30	H31	R2	R3
①城郭入場料	43,156,600	43,465,240	46,489,200	28,791,380	26,019,120
②支出合計	95,272,295	50,532,238	59,819,973	65,693,516	51,647,989
工事請負費を除いた額	45,273,695		52,178,273		
①と②の差額（マイナス）	52,115,695	7,066,998	13,330,773	36,902,136	25,628,869
一般会計繰入金による充当額	0	4,899,809	11,116,002	34,227,949	23,851,099

※平成 29 年度は、市債 25,300,000 円と国庫支出金 24,500,000 を充当していた。

直近 5 年間の支出の内訳は、次のとおりであった。(円)

	H29	H30	H31	R2	R3
報酬	2,208,000	2,227,200	2,239,200	2,054,900	2,064,000
職員手当等				361,430	361,430
共済費	114,170	116,672	119,186	139,389	124,626
旅費	123,180	63,940	64,140	106,160	85,880
需用費	5,500,775	5,091,456	6,377,745	3,726,129	3,644,431
役務費	1,052,350	1,070,141	1,088,980	907,291	473,368
委託料	35,192,880	40,388,317	41,646,322	57,048,817	44,339,554
使用料及び賃借料	500,340	478,600	444,700	440,400	408,600
工事請負費	49,998,600		7,641,700		
備品購入費		1,059,912	162,000	869,000	
負担金、補助金及び交付金	36,000	36,000	36,000	40,000	40,000
補償、補填及び賠償金	1,000				
公課費	545,000				106,100

コロナ禍より前の３年間でみると、城郭入場料は増加傾向（約 107％）にはあったが、収支黒字への転換には至っていない。支出合計（工事請負費を除いた額）は、約 115％の増加であった。監査の結果では、委託料や報酬といった人件費の削減に努力する必要があるとされていたが、むしろこれらの支出は増加していた。

コロナ禍となった令和２年度以降は、城郭入場料が大幅に減少（約 55％）した一方、感染防止のための人員の増加のために委託料が増加し、収益は更に悪化した。

【指摘 観光コンベンション課】

城郭入場料がコロナ禍前の水準に当然に戻る確証はなく、そもそも岐阜城というものの性質上、入場者を大きく増やすということは困難である。措置状況には、委託料・人件費の削減は利用者サービスの低下につながるため厳しいと考えると記載されていたが、具体的な根拠となる事実は見当たらなかった。措置状況報告に記載したとおり、継続的に全体的な経費削減に積極的に努めるべきである。

（２）鵜飼観覧船

ア 魅力向上・集客増加及び経費削減

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H19	鵜飼観光	岐阜市は現状のままでは鵜飼事業から生ずる歳出超過分を毎年一般財源から支払い続けることになる。歳出超過を少しでも解消するためには、 <u>鵜飼の魅力を高め、かつアピールして集客数を増やす努力をこれまで以上に払うとともに、合理化による経費節減にさらに努める必要がある</u> （監査の結果）。	35 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H20	措置済	今後も質の高い鵜飼観覧を提供し、 <u>鵜飼の魅力を高め企画船の就航等ニーズに対応し集客の増加に努めている</u> 。鵜飼事業は、人件費比率が高いので労使交渉をふまえ、 <u>船の配船等効率的な運航と経費節減に努めている</u> 。	商工観光政策課

直近５年間の観覧船使用料、支出、一般会計からの繰入額は、次のとおりであった。(円)

	H29	H30	H31	R2	R3
①観覧船使用料	301,931,800	206,954,210	250,673,200	49,049,140	45,222,080
②支出合計	505,085,681	462,425,821	528,663,797	374,700,445	339,058,144
①と②の差額（マイナス）	203,153,881	255,471,611	277,990,597	325,651,305	293,836,064
一般会計繰入金による充当額	200,518,881	254,742,414	275,012,610	321,923,751	284,299,737

直近５年間の支出の内訳は、次のとおりであった。(円)

	H29	H30	H31	R2	R3
報酬 (H31までは、嘱託職員。R２からは、 鵜飼観覧船事務所アルバイト・船員)	2,967,358	2,993,724	1,416,236	78,790,151	77,014,282
給料 (鵜飼観覧船事務所職員)	23,565,600	23,339,727	22,375,700	23,829,000	26,266,200
職員手当等	17,747,749	19,162,945	18,217,470	24,952,146	29,656,536
共済費	9,746,491	9,917,004	9,811,706	14,562,471	15,187,158
賃金 (H31まで、鵜飼観覧船事務所アルバイト・船員)	184,999,523	160,095,180	210,750,844		
報償費 (鵜匠)	175,503,860	159,587,331	172,918,770	171,772,830	104,684,184
旅費	287,900	81,100	146,320	1,856,310	1,930,550
小計	414,818,481	375,177,011	435,637,046	315,762,908	254,738,910

需用費 (修繕料など)	20,529,023	17,424,981	16,307,178	12,155,762	10,688,362
役務費 (観覧船乗船客幹旋手数料など)	24,725,291	19,153,673	20,791,247	7,348,413	6,183,382
委託料 (観覧船停泊場原形復旧業務、鵜飼予約管理システム等運用維持管理業務、鵜飼観覧船事務所周辺警備及び清掃等業務など)	27,381,147	36,425,429	33,822,236	27,826,458	58,113,862
使用料及び賃借料	721,220	786,880	737,552	505,600	410,031
工事請負費	214,477	308,394	10,481,432		187,759
原材料費	8,952,953	8,083,354	7,663,959	5,999,477	5,725,808
備品購入費	1,806,408	2,602,849	1,738,479	4,253,277	2,192,080
負担金、補助金及び交付金	1,260,481	1,332,750	1,433,668	764,950	767,250
補償、補填及び賠償金				26,300	
公課費	4,676,200	1,130,500	51,000	57,300	50,700

令和3年度には、鵜飼観覧船の高付加価値化を目的としたデザイン・改造等業務委託（14,994,430円）などを行った。

コロナ禍より前の３年間でみると、平成 30 年度に観覧船使用料の減免規程を見直して減免額を圧縮したため、平成 31 年度は前年よりは観覧船使用料が若干増加したものの、平成 29 年度に比べると減少していた。

令和 3 年度から鵜飼観覧船事業魅力向上懇談会を開催して、オリジナルＴシャツの販売を始めたり、令和 4 年度から高級観覧船の運航を開始したりするなど集客向上のための一定の努力はしている。貸切船のほうが収益性がよいとのことであるが、貸切船の利用を増やすことを目的とした営業努力はしていないとのことであった。

【意見 鵜飼観覧船事務所】

鵜飼の魅力とは何なのかを掘り下げた上で、それをより多くの人に伝え、集客につなげるための取り組みを進めることが望ましい。

イ アンケート

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H19	鵜飼観光	観覧回数別にアンケート集計したり、市内・県内・県外の別にアンケートを集計すべきである。 説明の有無だけを質問しているが、実施することは当然であるから、質問するのであれば、わかりやすかったか、聞き取りやすかったか、など程度の良し悪しに重点を置いて質問すべきである。 アンケート調査を行う目的は「満足した」「楽しかった」等の感想を得るためではなく、「どの様にしたら魅力ある鵜飼にすることができ、乗船客を増加させることが出来るか」のヒントを得るためにある。目的を踏まえて、 <u>質問内容・分析方法を再点検すべきである</u> （監査の結果）。	40 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H22	措置済	アンケート内容を再検討し、不満足の要因となった部門が判明しやすいよう設問を分割し、また、誘客につながる情報を入手するための項目を追加するなどの <u>改良を実施した</u> 。今後とも <u>アンケート内容の検討及びその情報解析を重ねる</u> ことにより、魅力ある鵜飼の創出に努めていく。	商工観光政策課

監査の結果では、説明の有無ではなく、説明の良し悪しを質問するべきと指摘されていたにもかかわらず、令和 3 年度のアンケートでは、依然として説明の有無だけを質問していた。

鵜飼観覧船の満足度を知るための質問についても、次のとおり、全く変わっておらず、

措置状況に記載されている、「不満足の原因となった部門が判明しやすいよう設問を分割した」ということはされていなかった。

平成 18 年度のアンケート	令和 3 年度のアンケート
・ 当日の受付、乗船案内の対応はいかがでしたか。 ・ 船員の乗船誘導はいかがでしたか。 ・ 全般を通して船員のマナーはいかがでしたか。 ・ 本日の鵜飼はいかがでしたか。	・ 本日の鵜飼はどうでしたか。 ・ 当日の受付窓口の対応はいかがでしたか。 ・ 全般を通して船員の接客マナーはいかがでしたか。

措置状況に記載されている、「誘客につながる情報を入手するための項目を追加した」というのは、「鵜飼についてどのようにお知りになりましたか。」という質問のことであるが、その結果からどのようにして誘客につなげようとしたのかは不明であった。

なお、令和 3 年度のアンケートは、3 日間行われただけであった。

集計結果も、監査の結果で指摘されていた、観覧回数別による集計、市内・県内・県外の別による集計はなされていなかった。集計結果をまとめただけで、措置状況に記載されている、「情報解析」がなされた形跡も見当たらなかった。

【指摘 鵜飼観覧船事務所】

措置はとられていないと言わざるを得ない。平成 19 年度の監査の結果を踏まえ、アンケートの質問内容の改善、集計方法の改善、集計結果の分析を行った上で、それに基づいて、魅力向上のための施策を実行すべきである。

（３）観光案内所

ア 運営委託契約の随意契約理由

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H26	公益財団法人岐阜県観光コンベンション協会	「市内の唯一の団体」であるとして、随意契約とすることにつき、民間ではできないのか、他の自治体の類似業務の状況など、 <u>様々な角度から、適切に検証を行うべきである</u> （指摘）。	419 頁

措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R3	措置済	観光案内所に関する他都市照会調査を行った結果、回答施設数（53 施設）のうち、市が直営で運営する施設は 1 施設（2%）のみである。また、（公社）岐阜観光コンベンション協会と同様な営利を目的としない観光関係団体が運営主体となっている施設は 46 施設（87%）ある。 また、当協会は、観光事業者 3 社からも出向を受けるなど、特定の偏った情報ではなく公益性を担保した情報発信ができ、常に観光事業とコンベンション事業のノウハウや最新情報・資料を有しているのは、岐阜観光コンベンション協会しかないため、随意契約することは適切であると考える。	観光コンベンション課

他都市照会として、観光案内所の案内方法などを照会した結果をまとめた資料は作成されていた。しかし、それに基づいて、市として、どのように検証したのかが分かる資料はなかった。

令和 3 年度の決裁資料の一者随意契約理由書によれば、次のとおり記載されていた。

「当該財団は、観光事業団体、観光事業関係者、報道機関などを会員として組織化された、観光事業とコンベンション事業を一体的に推進している公益財団法人であるとともに、常に観光とコンベンション両方の最新情報・資料を有しているのは、（公財）岐阜観光コンベンション協会しかないため、随意契約をするもの」

ところが、公益財団法人岐阜観光コンベンション協会は、観光案内所運営委託業務を、岐阜コニックス株式会社に再委託している。同社は、岐阜駅の自転車駐車場の指定管理者でもある。

【指摘 観光コンベンション課】

措置の内容からしても、監査の結果から 6 年後に措置済みというのは遅い。一者随意契約の妥当性については、本来は、毎年検証してしかるべきものであるから、その検証を行うべきという監査の結果に対しては、少なくとも 1 年以内に措置をとるべきである。

【指摘 観光コンベンション課】

他都市の状況を知ることが良いが、それは参考情報に過ぎない。観光コンベンション協会の会員には様々な団体などが名を連ねているが、当該会員は、実際にどのような活動をしているのであろうか。一者随意契約理由として、当該財団法人しか業務を遂行できないとしていながら、当該財団法人が受託業務を再委託していることについては、どのように考えるのであろうか。市として、どのように検証し、どのような根拠で結論を導き出したのか、具体的かつ説得的な内容の記録を作成すべきである。

イ 委託料の積算

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H26	公益財団法人 岐阜観光コン ベンション協 会	委託料の積算をするに際しては、他の自治体における同種業務との比較をするなど、 <u>様々な角度から、検証すべきである</u> （指摘）。	420 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R3	措置済	観光案内所に関する他都市照会調査を行った結果、回答施設数（53 施設）のうち、運営経費が 5,000 千円以下が 6 施設（11%）、10,000 千円以下が 11 施設（21%）、15,000 千円以下が 10 施設（19%）、20,000 千円以下が 11 施設（21%）、20,000 千円以上が 15 施設（28%）である。 本市の委託料は 13,339 千円であり <u>過度に高額とは言えず、委託料の積算においては市場の動向を反映させており</u> 、近年人件費単価が上昇傾向であるが適切であるとする。	観光コンベンション課

他都市照会として、観光案内所の案内方法などを照会した結果をまとめた資料は作成されていた。しかし、それに基づいて、市として、どのように検証したのかが分かる資料はなかった。

令和 4 年度の予算まで直近 5 年間の委託料は、次のとおりであった。（千円）

	H30	H31	R 2	R 3	R 4（予算）
委託料	11,794	12,396	13,819	13,339	13,666

【指摘 観光コンベンション課】

措置の内容からしても、監査の結果から 6 年後に措置済みというのは遅い。委託料の積算は、本来は、毎年検証してしかるべきものであるから、その検証を行うべきという監査の結果に対しては、少なくとも 1 年以内に措置をとるべきである。

【指摘 観光コンベンション課】

他都市の状況を知ることが良いが、それは参考情報に過ぎない。市として、どのように検証し、どのような根拠で結論を導き出したのか、具体的かつ説得的な内容の記録を作成すべきである。

(4) 公益財団法人岐阜観光コンベンション協会負担金

ア 負担金の算定

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H23	公益財団法人岐阜観光コンベンション協会	様々な事業の積み上げで算定された金額であるため、本来は、 <u>各事業内容を精査した上で、負担金額を決定すべきである</u> （指摘）。	159 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H27	措置済	観光コンベンション協会の設立時に、行政と民間の協議により、協会が担うべき業務やそれに必要となる予算を精査して負担金額を決定した。以降、これをベースとして事業の改廃状況による事業費の増減を加味した上で負担金額を決定している。 <u>今年度から定期的な協議の場を設け、従来より密な連携を図ることにより、事業内容の把握に努めている。</u>	観光コンベンション課

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H26	公益財団法人岐阜観光コンベンション協会	平成 17 年度より平成 23 年度は、46,000 千円、平成 24 年度・平成 25 年度は、54,300 千円である。ただし、平成 23 年度は、実施主体が岐阜市観光宣伝推進実行委員会（協会も関与）で、8,300 千円の岐阜市観光宣伝実行委員会負担金が支出されており、実質的には、54,300 千円で 3 年間、金額に変更はない。事業内容を精査して負担金額を決定するというプロセスをとることを妥当と考えて措置を講じるのかどうか、妥当ではないとするのであれば、そのように判断した理由は何であるか、決定した負担金額の妥当性（結果）を回答すべきであるのに明確な回答はない。事実としては、負担金額は、平成 23 年度監査の指摘後も変更がないため、明確な基準のもと、適正な手続を経て、負担金額が決定されているか不明である。平成 23 年度の監査指摘に対して、措置状況は、適切に回答すべきである。具体的には、平成 23 年度包括外部監査の指摘に対して、①どのように判断したのか、②現在の負担金決定方法が適切であるとするのであれば、その理由について、明確に回答すべきである（指摘）	421 頁

措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H27	措置済	①負担金の積算方法にかかる指摘であると認識した。 ②負担金のベースは、コンベンション協会設立時において協議した負担金額であるが、 <u>定期的な協議により事業内容の把握を行っており、事業の改廃を加味して負担金額を決定しているため</u> 、決定方法は適切であると考えている。	観光コンベンション課

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
R2	公益財団法人岐阜県観光コンベンション協会	協会からの説明を踏まえて、市が、何を検討し、どのように考えて負担金額を決定したのかのプロセスが明確になる資料を作成すべきである。	81 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R3	措置済	令和 4 年度予算作成時より、負担金額決定プロセスを記録し、資料として残す。	観光コンベンション課

令和 4 年度予算までの直近 5 年間の負担金は、次のとおりであった。 (千円)

	H30	H31	R 2	R 3	R 4 (予算)
コンベンション推進事業負担金	20, 276	20, 393	20, 802	20, 802	19, 813
観光振興事業負担金	35, 983	36, 351	37, 144	37, 144	37, 787

令和 4 年度の予算作成資料によれば、公益財団法人岐阜県観光コンベンション協会の予算書をベースに、対象経費を選定し、各事業の経費ごとに負担割合を乗じて負担金額を算出し、その合計額を負担金額としていた。但し、同協会の予算書では、コンベンション推進事業、観光振興事業、総務の 3 つに区分されており、人件費は総務に区分されていたのに対し、市が作成した資料では、コンベンション推進事業、観光振興事業の 2 つに区分され、人件費は事業費の中に分けて組み込まれていた。

対象経費から外されていたのは、助成金、負担金、観光案内所の再委託料、景品等であった。なぜ、その経費が対象経費から外されたのか、対象経費とされているものはどのような理由で対象なのか、の記載はなかった。

負担割合は、事業費が 9 / 10 (1 科目だけ 1 / 5)、役員報酬が 3 / 4、給料手当・臨時雇用賃金・福利厚生費と賃借料が 2 / 3、電話設備更新費が 1 / 3 とされていた。なぜ、その負担割合なのか、の記載はなかった。

【指摘 観光コンベンション課】

平成 23 年度の監査の結果で指摘されていたことについての措置状況について、平成 26 年度の監査の結果で指摘され、平成 26 年度の監査の結果に対する措置状況について、令和 2 年度の監査の結果で指摘されていた。ようやく、令和 4 年度の予算作成において、事務の変化が見られた。3 回も同様の指摘を受け、10 年がかりの変化である。令和 4 年度の予算作成時に行ったことは、平成 23 年度の監査の結果を受けた時点で実施できたはずである。負担金の算定は、毎年行うものであるから、その算定方法を是正すべきという監査の結果に対しては、少なくとも 1 年以内に措置をとるべきである。

【意見 観光コンベンション課】

令和 4 年度の予算作成時の負担金の算定方法は、対象経費を選定し、各事業の経費ごとに負担割合を乗じている点において、評価できるものである。しかし、対象経費の選定基準や理由、負担割合の設定基準や理由が明確でないこと、結果として負担金額合計が過去の金額とそれほど変わっていないことから、単なる数字合わせをしているだけではないか、だとすれば無駄な作業をしているだけになってしまうのではないかと捉えられかねない。説明責任、透明化の観点から、対象経費の選定基準や理由、負担割合の設定基準や理由を明確にすることが望ましい。

(5) 観光行政

ア 観光の定義

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H19	観光行政の総括的課題点	岐阜市が観光行政を行う上で、まず検討・整理しなくてはならないのは「観光」の定義を明確にすることである。本報告書では先述したとおり、政府観光政策審議会での定義を基礎に「観光」の範囲を特定してきた。この観光の定義及び観光の範囲については<u>個々の行政団体によりその個性や実情を踏まえ、具体的に一律ではなくポリシーに基づいた定義が構築されて施策など議論されるものである。</u> 先述したとおり、岐阜市は産業の町であるのと同時に観光の町であるという漠然とした認識はあるものの、その「観光」としての定義及び位置づけが不明瞭であるがゆえに、その施策、予算、構想、実態分析などがすべて<u>漠然としてしまい、単に目的が不明確な予算を消化している可能性も否定できない。</u>今後は、観光行政の入り口ともいえる<u>観光の定義を明確にし、その定義に基づく岐阜市の観光の範囲を明確にし、部署を超えた観光行政事業全体の規模等勘案し、構想及び施策を検討していく必要がある。</u>	112 頁

措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H23	措置済	観光は、地域の特性を探り、人的交流を通じて異文化との交流を進めることとされている。観光客は歴史文化に加え、町並みや日々の暮らし等との出会いを求めて観光に出向くのである。 したがって、岐阜市固有の伝統、文化、自然を生かした魅力ある観光地づくりが必要不可欠である。 また、観光には経済活動が伴うため、交流人口の拡大により地域経済を支えることも重要となってきた。 平成 23 年度には、岐阜城跡として国史跡に指定された金華山一帯の観光地域資源を活かし、まちなか歩き・まちなか観光を組み合わせた岐阜市の観光振興策立案に向けて商工観光部、企画部、都市建設部、教育委員会で組織するプロジェクトチームで取り組む。	商工観光政策課

< 『ぎふし未来地図』 >

市は、平成 30 年 10 月、『ぎふし未来地図』を策定した。『ぎふし未来地図』では、「観光・交流の活性化」を政策に掲げ、施策の方向性として、次のように記載されている。

外国人観光客の誘客促進
歴史・文化など地域資源を活用した観光振興
M I C E の開催・誘数の推進
スポーツ振興による交流促進

※MICE とは、Meeting (会議・研修・セミナー)、Incentive travel (報奨・招待旅行)、Convention または Conference (大会・学会・国際会議)、Exhibition (展示会)/Event の頭文字をとった造語 (『岐阜市観光ビジョン』の用語集より)。

< 『岐阜市観光ビジョン』 >

市は、令和 2 年 3 月、『ぎふし未来地図』に沿うものとして、『岐阜市観光ビジョン』を策定した。

この中で、「岐阜観光ビジョン策定の背景」には、次のような記載がある。

「本市においても交流人口の拡大から定住人口増加につながる観光振興策を推進することが求められています」「将来にわたる継続的な発展のためには、認知度・魅力度の向上による観光交流人口の増加、ひいては観光を基軸とした産業・雇用の活性化につなげていくことが重要です」

また、「岐阜市の観光の現状」において、岐阜市観光統計に基づく「延観光入込者数 (観光地点別)」のグラフを載せており、そこに書かれている観光地点は、次のとおりである。

観光地点	平成 30 年の延観光入込者数
伊奈波神社	1,474,200 人
岐阜メモリアルセンター	1,366,608 人
岐阜公園	1,042,498 人
岐阜ファミリーパーク	544,885 人
長良公園	363,948 人
岐阜城	241,495 人
長良川温泉	223,651 人
畜産センター	160,379 人
鏡島弘法	180,000 人
長良川うかいミュージアム	131,794 人
岐阜市科学館	126,523 人
岐阜シティ・タワー43 階展望室	121,039 人
ぎふ長良川鵜飼	76,330 人
岐阜市歴史博物館	60,977 人
プラザ掛洞	81,261 人
大龍寺	77,672 人
三田洞弘法	67,000 人

「岐阜市の観光の現状」において、「市民が誇りに思う観光資源アンケート」に基づく「岐阜市民が誇りに思う観光資源」の表を載せており、そこに書かれている観光資源は、次のとおりである。

観光資源名	誇りに思う割合
長良川	63.7%
夏の花火大会（長良川の花火）	61.8%
岐阜城・金華山	59.7%
ぎふ長良川の鵜飼	58.1%
ぎふメディアコスモス（図書館）	39.9%
織田信長公ゆかりの地	35.4%
伝統文化工芸（うちわ、提灯、和傘等）	34.3%
伊奈波神社	26.5%
鮎料理	26.0%
岐阜大仏（正法寺）	25.8%
日本遺産（信長公のおもてなしが息づく戦国城下町）	25.7%
川原町界限散策	22.9%
道三・ぎふ信長まつり	19.8%
長良川温泉	17.2%
夜景	16.7%
岐阜シティ・タワー43 階展望室	14.1%
玉宮町飲食店街	14.0%

『岐阜市観光ビジョン』では、「基本理念」として、次の3つを掲げている。

1	シビックプライド～市民の誇りにつながる観光
2	観光を基礎とした持続可能なまちづくり
3	稼げる岐阜観光を目指して～観光振興による産業活性化

『岐阜市観光ビジョン』では、「重点アクションプラン」して、次の5つを掲げている。

1	戦国城下町の観光活用
2	岐阜ゲートウェイ化
3	岐阜観光ブランド・魅力創出
4	シビックプライド醸成・オール市民ツーリズム
5	MICEへの本格展開

<『岐阜市未来のまちづくり構想』>

市は、令和4年2月、新型コロナウイルス感染症拡大による変化や課題に的確に対応するとともに、人口減少など従来からの課題解決を目指すための新たなまちづくりの方向性が必要と考え、『ぎふ未来地図』を見直し、『岐阜市未来のまちづくり構想』を策定した。

『岐阜市未来のまちづくり構想』では、「持続可能な観光まちづくり」として、次のように記載されている。

多くの人が安心して楽しめる観光地づくりを目指し、データ分析による戦略的なマーケティングと新型コロナウイルス感染症の拡大影響による新しい生活様式にも対応した受入環境整備を推進
ぎふ長良川の鵜飼や岐阜城、金華山などに加えて、新たな観光資源を掘り起こし、面的に魅力を創出することにより、観光客の回遊性向上や滞在時間拡大を図り、観光消費の増加につなげる
川文化に市民や観光客が親しみ、楽しめる親水空間を創出するため、長良川の水辺環境を整備し、官民連携による利活用を促進
製造業や農林水産業などの地域産業と連携した観光を振興し、地域内の経済循環の向上を図る
観光の担い手の育成と観光資源に対する市民の誇りの醸成を図りながら、市民と行政、観光事業者等が一体となって、観光を基軸とした持続可能なまちづくりを推進

また、「人を魅了し、交流を生み出すまちへ」として、次のように記載されている。

戦略的なMICE誘致と観光との連携により、地域のビジネス機会の創出や研究促進、地域経済への波及効果、都市のブランド力向上を図る
多様な文化芸術に触れる機会を創出し、市内外の人々との交流を促進するとともに、本市固有の歴史文化の発掘や活用を通じて地域の魅力向上を図る
地元プロスポーツの活性化や競技スポーツの振興をはじめ、市民の誰もが身近な場所で気軽にスポーツができる環境整備等を通じて、交流機会の増加を図るとともに、スポーツコンベンションや市外からの誘客を推進
海外都市との文化・スポーツを通じた市民交流や観光・農商工関連の産業をはじめとする経済交流を促進し、本市の魅力発信とグローバル人材の育成を図る

以上の中、市による観光の定義はなされておらず、市の観光の範囲も明確にはされていなかった。

【意見 観光コンベンション課・ぎふ魅力づくり推進政策課】

依然として、監査の結果にあるように、「観光」としての定義及び位置づけが不明瞭であった。また、その施策、構想などが総花的で漠然としているようにも受け止められた。ビジョンや方針だからといって広範囲・抽象的な考えや方向性を記載してしまうと、結局、綺麗な言葉を掲げただけで終わってしまうのではないかと考える。より具体的かつポイントを絞った、市が考える「観光」の定義を明確にし、その定義に基づいて市が取り組む観光の範囲を明確にすることが望ましい。

【意見 観光コンベンション課・ぎふ魅力づくり推進政策課】

『岐阜市観光ビジョン』の策定後、新型コロナウイルス感染症が拡大したため、課題や基本理念も変化するはずである。市によれば 10 年後の改定を目指しているとのことであるが、『ぎふし未来地図』も見直されたのであるから、より早く、少なくとも 1、2 年以内に『岐阜市観光ビジョン』も改定することが望ましい。

【意見 観光コンベンション課・ぎふ魅力づくり推進政策課】

『岐阜市観光ビジョン』の策定にあたり、市民ワークショップの開催、主要観光・宿泊先へのアンケート、アドバイザーへの聞き取り等が行われていたが、『岐阜市観光ビジョン』の改定にあたってはもちろんのこと、改定後も継続的に行うことが望ましい。

イ 目標と指標

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H19	観光行政の総括的問題点	岐阜市では現在に至るまで <u>明確な目標値を設定していなかった。「第一次総合計画」～「第四次総合計画」に至るまで漠然とした施策を打ち立てているものの明確な目標は立てておらず、各年度において次年度の予算を編成する時に鶺鴒の来客数の予想人数を掲げているのみであった。</u> 岐阜市は、現在目標値としている「鶺鴒」の人員については短期計画（予算編成）上の精度を向上させるために分析を行うとともに、 <u>短期目標ではなく概ね5年間の中期及び長期の目標を計算根拠とともに示す必要がある。</u> また、 <u>「鶺鴒」のみの指標ではなく、「鶺鴒」を含めた岐阜市の総合的な指標を作成し、これらも計算根拠とともに公表することが必要である。</u>	113 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H20	措置済	平成 21 年 3 月に、商工観光部として「産業振興ビジョン」を作成し、今後の観光行政の指標、目標を示した。	商工観光政策課

『岐阜市観光ビジョン』の中の「岐阜市観光ビジョン策定の背景」にも、「岐阜市観光の現状と課題」にも、平成 21 年 3 月に作成された「産業振興ビジョン」やそこで示されたとする観光行政の指標、目標について、一切触れられていない。

『岐阜市観光ビジョン』では、2029 年度の達成目標として、5 つの目標を掲げ、それぞれ次のような目標値を設定している。

1	市内主要観光施設延入込者数（岐阜市観光統計）	岐阜城・長良川温泉・ぎふ長良川の鶴飼の延入込者数の合計 2018 年比 6 万人増
2	市内延宿泊者数（宿泊旅行統計調査）	延宿泊者数 2018 年比 2 万人増 国内延宿泊者数 現状維持 外国人延宿泊者数 2018 年度比 2 万人増
3	観光消費に伴う岐阜市への経済波及効果（岐阜市算出）	2017 年試算比 約 10%増
4	岐阜市への訪問意向率（ウェブアンケート）	「行ったことがあり、また行きたい」と「行ったことはないが行きたい」と回答した割合 80%以上（2019 年：73.2%） 岐阜市の各観光資源への関心について、「知らない」、「関心はない」と回答した割合 減少
5	市民の誇り度（市民意識調査）	市内の各観光資源の魅力度 2018 年比 10%以上増 観光資源が豊かなまちだと思う人の割合 60%以上（2018 年度 53.9%）

【意見 観光コンベンション課・ぎふ魅力づくり推進政策課】

平成 21 年 3 月に作成された「産業振興ビジョン」で示されたとする観光行政の指標、目標について、その後、どうなったのかという結果とその分析を踏まえた上で、『岐阜市観光ビジョン』の目標が設定されているとよかった。また、『岐阜市観光ビジョン』における現状と課題、基本理念、重点アクションプランと、目標値との関連性が弱い。当該目標値を達成することによって、どのように課題が解決されるのか、どのように基本理念が達成されるのか、そのロジックを意識して、市民に説明できるような目標及び目標値の設定をすることが望ましい。そうでなければ、立派な基本理念を立てただけで終わってしまう。

【意見 観光コンベンション課・ぎふ魅力づくり推進政策課】

平成 21 年 3 月に作成された「産業振興ビジョン」の時もそうであったが、目標や指標を示すだけではなく、それが現在、どのように進んでいるのか、今年度はどのような結果であったのか、毎年、市民に進捗状況を公表することが望ましい。

ウ 事業評価

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H19	観光行政の総括的問題点	岐阜市の各種観光事業及び観光施設の設置及び運営等について、<u>事業評価調書は作成しているが形式的であり、適切な業績評価基準が存在しないのが現状である。</u>従って、<u>各種施設及び事業について存続または撤退の意思決定に資するルールを構築することが必要となる。</u>ルールを構築するためには、以下のことに留意する必要がある。まず、第1に<u>適正な業績評価ルールを構築すること</u>であり、第2に<u>業績評価のための基礎資料となる各種事業目標指標と実績との分析作業を十分に行うこと</u>である。 具体的には、無作為アンケートによる認知度の統計や利用経験の有無・利用回数の自己申告の集計なども指標に加えることも考えられる。利用者数等のデータについて、岐阜市は関係団体から一方的に報告をうけている場合が多いが、岐阜市職員も抜き打ち（サプライズ）で現場に赴き、関係団体の報告内容の信憑性を確認する方法もある。	116 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H22	措置済	適切な事業評価基準づくりのための、目標指標、実績の分析に必要なデータ収集について、今年度実施している観光統計調査と岐阜公園入り込み客数調査の検証を踏まえ、<u>今後も継続的にマーケティング調査等を実施していく。</u>	商工観光政策課

事業評価のルールは構築されていない。各種事業の目標・指標と実績との分析作業も十分に行われていない。

【指摘 観光コンベンション課・ぎふ魅力づくり推進政策課】

漠然とした綺麗な基本理念や構想を掲げ、観光統計の数値を集めるだけでは、適正な事業評価はできない。観光事業の評価が難しいことは理解できるが、各事業について、目的と手段との具体的な関連性を意識した事業評価のルールを構築し、分析方法を確立すべきである。

(6) 観光事業補助金

ア 交付要綱

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
R2	観光事業補助金	補助対象事業は、交付要綱で、次のように書かれている。 (1) 観光客誘致に資する事業 (2) 地域の活性化に資する事業 (3) 市内の観光資源、自然等を広く宣伝できる事業 (4) 観光資源の保全育成に関する事業 (5) その他市長が特に必要と認めた事業 補助対象経費は、上記事業の実施に要する経費としか定められていない。 市は、食糧費以外の経費の全て（合計 1,868,259 円）を補助対象経費としており、総会の会場費も補助対象経費に加えているが、総会が上記の補助対象事業に該当するのか不明である。 地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができるとされている（第 232 条の 2）。岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の執行は、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならないとされている（第 3 条）。テーマ別マニュアルでは、『補助事業等の内容』『経費の配分』『執行計画』は、いずれもあらゆる補助事業等について、その適正な執行を確保するために必要不可欠なものであるとされ、特に『経費の配分』は、補助金等の使途明細として総事業費を割り振った具体的な『費用の配分』をいい、交付決定にあたって重要な審査項目であるとされ、補助対象とするものの要件を個別・具体的に定めることとされている。参考例として挙げられている交付要綱では、個別具体的な費用が補助対象経費として定められている。また、補助対象事業完了時に事業費に増減が生じた場合、補助確定額が明確に確認できるよう、補助対象経費の詳細が分かる内訳等を添付することが望ましいとされている。交付要綱（本補助金では実施要綱）は、上記の要請を達成するために重要な規範となるものである。交付要綱の記載が抽象的では、個々の職員の判断によることになり、手続きの公正さが確保できない。	233 頁

		補助対象事業及び補助対象経費を交付要綱において具体的に定めるべきである。市によれば、補助団体が行う事業内容によって、補助経費が多岐にわたるため、交付要綱で一律に定めるのではなく、決裁で個別具体的に判断する方が効率的とのことである。しかし、このような考えこそが、まさに手続きの公正さが確保されない要因である。決裁されればよいというのは、法律による行政の原則に反するのではないかと考える。また、交付要綱で具体的に定めたほうがむしろ効率性を高めることができる。	
--	--	---	--

措置状況報告書

年度	結果	措置状況	課
R3	措置済	岐阜市観光事業補助金交付要綱の全部を改正することにより、補助対象経費を具体的に定めるとともに、補助対象事業についてもより明確に定めた。	観光コンベンション課

令和3年度に改正された交付要綱は、次のように記載されていた。

目的 (第1条)	本市における観光の振興を通じ、市の魅力の向上及び交流人口の増加を図る
補助対象事業 (第2条)	(1) 本市の代表的かつ伝統的な祭りの実施及び運営を行う事業 (2) 観光客が利用する交通手段において、もてなしの向上を図る事業
補助事業者 (第3条)	(1) 当該祭りを主宰する団体等 (2) 当該交通手段において、もてなしの向上を図ることを主たる目的として設立された団体等
補助対象経費 (第4条)	(1) 役務の提供に対する謝金その他の報償費 (2) 消耗品費、燃料費、印刷製本費その他の需用費 (3) 通信運搬費、手数料、保険料その他の役務費 (4) 企画運営費、会場の設営及び警備等に係る委託料 (5) 物品、土地及び建物等に係る使用料及び賃借料 (6) 原材料費 (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める費用

市は、交付要綱の取扱いに関する内規を設け、補助対象事業について、次のように記載している。

要綱第2条第1号に掲げる事業は、長良川まつり事業、岐阜まつり事業、手力の火祭事業、池ノ上みそぎ祭事業及びぎふ梅まつり事業とする。

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
R2	観光事業補助金	交付先から提出された事業内容及び経費の適否を検討し、補助金以外の収入がどの経費に充てられるべきかを検討し、その結果、補助金として支出する必要がある額を算定した過程を記録に残すべきである。	234 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R3	措置済	<u>岐阜市観光事業補助金交付要綱の全部を改正するとともに、要綱の取扱いに関する内規の制定により、補助対象経費を具体的に定めた。</u> 今後は改正した要綱及び新たに制定した内規に従い補助金額を算定する。	観光コンベンション課

令和 3 年度に改正された交付要綱は次のように記載されていた。

補助金の額 (第 5 条)	補助対象経費の額に 2 分の 1 を乗じて得た額
------------------	--------------------------

市は、交付要綱の取扱いに関する内規を設け、補助金の額について、次のように記載している。

要綱第 5 条に掲げる補助金の額の上限については、別表 2 に掲げるものとする。		
本市の代表的かつ伝統的な祭りの実施及び運営を行う事業	長良川まつり事業	250,000 円
	岐阜まつり事業	500,000 円
	手力の火祭事業	900,000 円
	池ノ上みそぎ祭事業	90,000 円
	ぎふ梅まつり事業	90,000 円
観光客が利用する交通手段において、もてなしの向上を図る事業		600,000 円

令和 4 年度、市は、上記の上限額を補助金として交付している。

【指摘 観光コンベンション課】

補助金の名称は「観光事業補助金」のままとし、「本市における観光の振興を通じ、市の魅力の向上及び交流人口の増加を図ること」を目的としているにもかかわらず、補助対象事業を、祭りと交通手段のもてなし向上事業に限定するのは、合理性が見いだせない。しかも、内規で、その祭りを具体的に特定している。交通手段のもてなし向上事業という抽象的な表現をしているが、要するに岐阜市周辺観光タクシー運営協議会の観光タクシー運営事業に対する補助金のことである。

補助対象経費も、ありとあらゆる経費、これまでにそれぞれの祭りや観光タクシー運営事業に要していた費用を網羅して記載しており、これでは記載していないのと同じである。上限額を定めているが、このように補助対象経費を全ての経費にしてその 2 分の 1 を補助するとすれば、上限額を超えるのは当然のことであり、それはもはや上限ではなく、その額を補助金の額とすると決めているのと同じである。しかも、上限を交付要綱ではなく内規で定めている。

以上からすると、改正された交付要綱は、現状を追認するだけのものであり、令和2年度の監査の結果における問題意識に応えたものではない。交付要綱上は抽象的な補助対象事業にしつつ、内規によって具体的に特定するという方式は、透明性の観点からも適切ではない。具体的に特定した事業を補助するのであれば、それが分かるような補助金の名称にした上で、交付要綱において、特定の事業を補助する具体的な目的を記載すべきである。補助対象経費についても、当該事業に要する費用のうち、補助をする公益の必要性が認められる経費に限定すべきである。

【意見 観光コンベンション課】

補助金の額の上限は、前年踏襲で固定的にするのではなく、毎年度、前年度の目的達成の度合い（効果検証）、当該事業を補助する必要性の程度、経費の妥当性などを検討したうえで、設定することが望ましい。

（７）実行委員会負担金

ア 見直し

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
R2	やないづ境川 ふれあい夏祭り 2019 事業 負担金	実施することによって市が所期する目的がどれだけ達成されるのか、6,000,000 円もの多額の公金を支出することの費用対効果は適切といえるのか、打上花火の縮小又は廃止等により費用の削減を図ることはできないのか、民間からの協賛金を増やすことはできないのか、種々の点から、本負担金の在り方を見直すべきである。他の地域の祭りとの比較、来場者数と実際の成果に鑑みれば、「岐阜市観光事業補助金交付要綱」に基づく補助金に変更するか、負担金の形で続けるとしても公平を失しない適切な負担額に留めるべきである（指摘）。	40 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R3	措置済	事業内容の見直しや協賛金獲得の可能性の検討などを <u>実行委員会に働きかける。</u>	観光コンベンション課

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
R2	G I F Uナイトビュー事業実行委員会負担金	実施することによって市が所期する目的がどれだけ達成されるのか、16,000,000円もの多額の公金を支出することの費用対効果は適切といえるのか、規模の縮小等により費用の削減を図ることはできないのか、民間からの協賛金を増やすことはできないのか、種々の点から、各々の事業ごとに、本負担金の在り方を見直すべきである（指摘）。	43 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R3	措置済	事業内容の見直しに向けた <u>協議を地元奉賛会と進めている。</u> また、市全体のイベントの在り方の <u>検討を内部で進める。</u>	観光コンベンション課

【指摘 観光コンベンション課】

いずれも、実行委員会に働きかける、地元奉賛会と協議を進めている、検討を内部で進めるといふにとどまっており、措置済みとはいえない。具体的な措置をとってから、措置済みとすべきである。

5 補助金・負担金・交付金

(1) 岐阜市職員互助会助成金

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
R2	岐阜市職員互助会助成金	補助対象事業・経費を具体的に規定することで、補助金が充てられるべき経費が明確になり、補助金の残余金の有無が明確になるのみならず、テーマパークのチケット助成のように公金から補助する公益上の必要性を認め難い経費と補助対象経費の区別が明確になったり、補助金額を他事業、例えば給付事業に充てていないため各職員の源泉税の対象とならないことが明確になったりする。支出側、互助会双方にとって必要なことであるとする。具体的な補助対象事業、補助対象経費、補助率、補助の上限を定めるべきである。	109 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R3	未実施決定済	助成金の趣旨や他都市の状況等により、令和4年度以降の支出における <u>予算科目を負担金に分類し、岐阜市補助金等ガイドラインで定めた加入団体負担金の支出ルールに沿った交付手続きをすることとしたため、実施しない。</u>	職員厚生課

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
R2	岐阜市職員互助会助成金	交付要綱で定めるまでは、補助金等交付規則に従った手続きをとるべきである。 <u>実績報告を求め、使用実績が補助目的に合致しているか、補助対象事業以外に使用されていないかを確認すべきである。</u>	109 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R3	未実施決定済	上記に合わせ実施しない	職員厚生課

令和4年度の職員互助会の予算書によれば、会費等が充当されているもの、助成金（本補助金）が充当されているもの、それぞれの内訳は、次のとおりであった。

(単位：千円)

			会費等	助成金
事務所費	旅費	全国市長会、全国災害共済会	26	24
	需用費	消耗品費等	154	154
	役務費	振込手数料等	1,066	1,066
	使用料及び賃借料	電子複写機	99	98
	備品購入費	ノートパソコン	60	60
	保険料	派遣職員格差是正保険	0	120
	租税公課	収入印紙等	46	45
福利事業費	慰安行事費	テーマパーク助成	6,520	0
		鵜飼観覧	105	105
	文化事業費	観劇会等	4,004	0
		映画鑑賞補助	350	0
		スポーツ観戦補助	367	367
	教養事業費	退職準備説明会	316	0
		通信教育・カルチャー受講補助	305	305
	体育費	ソフトボール大会	420	0
		バレーボール大会補助	308	0
		ウォーキング助成	2,880	0
	広報費	福利厚生ニュース	192	192
		退職準備ガイドブック	9	9
	厚生助成金	ボランティア助成	55	55
	施設利用補助金	指定旅館利用補助	10,312	10,313
		通年利用施設	1,210	1,210
		施設利用定額補助	446	0
	負担金補助金及び交付金	岐阜祭りみこしパレード補助金	450	450
		市職員体育会	600	600
	保健事業費	人間ドック受診補助	1,050	1,050
		インフルエンザ予防接種補助	3,200	3,200
		定期健康診断オプション検診補助	2,400	2,400
		定期健康診断後精密検査受診補助	1,050	1,050
	積立金		14	0
	予備費		948	1,082
合計			38,962	23,955

市が調査した他市の状況によると、公費負担のないところ、公費の使途を人間ドック等に限定しているところも複数あった。

地方公務員法第42条は、「地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない」とされており、これが、職

員互助会に対する公費負担の根拠とのことである。

【指摘 職員厚生課】

負担金に分類したからといって、その支出が適正であるかどうかをチェックしなければならないことには変わりがない。「岐阜市補助金等ガイドライン」も、補助金に限っているのではなく、補助金、負担金、交付金を合わせて補助金等として、適正な運用と見直しを求めているのである。職員互助会への公金支出について、住民訴訟が提起された自治体もあり、住民側が勝訴した例もある。そもそも、市の補助金、負担金、交付金の分類そのものに、厳密な分類基準があるわけでもなく、形式的に分類を変えたからといって、実質的な扱いが異なるものでもない。このような形式的な取り繕いで実質的な問題への対応を避けるような考え方は不適切である。市からの助成金の使途を、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項として必要かつ有効といえるものに定め、実際にどのように使用されたのかを確認していくべきである。

(2) 平和啓発推進補助金

【事実関係（参考報告）】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
R2	平和啓発推進補助金	団体の運営補助から事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、岐阜市の平和に関する啓発活動を行うという交付目的を達成するために必要かつ有効といえる具体的な補助対象事業を定め、補助対象事業毎に具体的な補助対象経費を定め、一定の補助率と補助上限額を具体的に設定すべきである（指摘）。	263 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R3	措置済	具体的な補助対象事業と補助対象経費を定め、一定の補助率と補助上限額を具体的に設定した。	男女共生・生涯学習推進課

補助対象事業を、次のように具体的に定め、団体の運営補助から事業補助に切り替えていたので、参考報告とする。

(1) 本市の平和都市宣言に基づき、核兵器廃絶及び恒久平和への市民の意識の醸成に寄与する活動

(2) 岐阜空襲の惨禍を後世に伝えるための活動

(3) 外国人のための日本語講座補助金

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
R2	外国人のための日本語講座補助金	交付目的の正しい設定、同法人の実施する日本語講座事業のみを補助する必要性、合理性を明らかにした上で、同法人の実施する日本語講座の規模や内容、講師賃金や受講料の額の妥当性を検討するとともに、市が補助しなければ同法人が事業を実施できないのかどうかを検討し、それらの検討結果に基づいて、本補助金を継続する公益上の必要性があるといえるのか見直しを行い、その結果を書面で明らかにすべきである(指摘)。	89 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R3	措置済	交付目的を正しく設定し、補助対象者の要件を定めるとともに、具体的な補助対象経費を記載するなどの交付要綱を改正した。また、現在補助をしている日本語講座の規模や内容、講師賃金や受講料の額の妥当性を検討し、本補助金を継続する公益上の必要性があることを書面で明らかにした。	国際課

「岐阜市外国人等のための日本語講座補助金交付要綱」を改正し、第4条において、補助金の交付の対象となる者として、次の全ての要件を満たす団体等に限定していた。

- (1) 多文化共生及び国際交流の推進に資することを目的とした公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に掲げる公益法人をいう。）であって、市内に主たる事務所を置くものであること。
- (2) これまでに市内で日本語講座を実施してきた実績があること。
- (3) 本市における日本語教育の推進に寄与するものとして市長が認めたものであること。

【参考報告】

交付要綱の改正について、令和2年度の包括外部監査の指摘事項に対する検討及び結果を記した書面を作成していたこと、補助対象事業を補助する事業補助であることを明確にしたこと、補助対象経費を具体的に定めたことは、参考報告とする。

【指摘 国際課】

補助金交付団体について、上記のような厳格な要件を課してしまうと、実質的には、公益財団法人岐阜市国際交流協会にしか、本補助金は交付されない。そもそも、市は、補助金交付団体の公募もしていない。「外国人等が日本語を習得するための機会の確保及び環境の整備を図り、もって本市における多文化共生の推進に寄与するため」という補助金の目的からすれば、(1)のような公益法人に限定する必要はなく、また、(3)の要件は抽象的に過ぎる。実質的に変化のないような形だけの改正は適切ではない。公益財団法人岐阜市国際交流協会以外の団体も本補助金の交付の対象となるよう、交付要綱を改正し直し

た上で、補助金交付団体を公募すべきである。

（４）青少年各種団体運営費補助金

ア 効果の検証

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H23	岐阜市バトンワリング少年団育成連絡協議会運営費補助金	岐阜市バトンワリング少年団育成連絡協議会の加入団員数は、おおよそ 166 人である。本補助金の交付額は 3 万円であり、加入団員数一人あたりの補助金額を計算しても 2 百円にも満たないため、本補助金がなくとも当該補助事業者の活動に影響があるとは考えにくい。それにもかかわらず少額の補助金が過去数年間にわたって継続的に支出されることは、補助することの効果が十分に測定されないまま交付され続けている可能性がある。交付要綱によれば、補助金額は補助対象経費の額の 2 分の 1 以内で予算の範囲内で定めた額となっており、少額の補助で本補助金の効果があるのかどうかを十分に検討することが望ましい（意見）。	100 頁
措置状況報告書			
結果	措置状況	措置状況	課
H26	措置済	岐阜市バトンワリング少年団育成連絡協議会に加盟していた四団体のうち、団員数が一番多い一団体（71 人）が平成 24 年度に独立したことにより、同協議会の予算規模は約 1 / 4 に縮小した。	中央青少年会館

市によれば、補助金交付対象団体に聴取したところ、団体の予算規模は小さく（令和元年度決算 158,254 円、令和 2 年度決算 104,317 円、令和 3 年度決算 132,020 円）、費用の多くを、活動を行う上で欠かせない練習場所の確保（体育館使用）や外部講師への謝金に占めるため、3 万円の少額であっても補助がなければ活動に支障をきたすとの内容であったとのことである。市としても、当該団体は 63 人（令和 4 年度）の青少年のために、毎週熱心な指導や見守りを行っている青少年の健全な育成に資する団体であり、少額であっても補助の効果はあると考えているとのことである。

【指摘 社会・青少年教育課】

補助金は、少額の場合、その効果が乏しい（あってもなくても変わらない）と考えられている。そのため、少額の補助で本補助金の効果があるのかどうかを十分に検討し、その具体的な内容及び結果を記した記録を作成すべきである。

イ 補助金交付対象団体の要件・広報

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
R2	青少年各種団体運営費補助金	市のホームページにおいて公募しているにもかかわらず新たな申請がないのは、補助金交付対象団体の要件が実情に見合っていない可能性も考えられる。補助金交付対象団体の要件や広報の在り方について再検討することが望ましい（意見）。	237 頁
措置状況報告書			
結果	措置状況	措置状況	課
R3	措置済	要件は青少年の健全育成という目的に対し設定されている。また広報について、担当課のホームページだけではなく、行財政改革課の補助金一覧のホームページにも掲載した。	社会・青少年教育課

要件は変更されていなかった。行財政改革課の補助金一覧は、情報公開が目的のものであり、補助金の交付申請を考えている市民に広報する案内が目的ではない。実際、新たな申請もなかった。

【指摘 社会・青少年教育課】

公募しているにもかかわらず、依然として新たな申請がないのは、やはり、要件が実情に見合っていないこと、広報が不足していることが原因である。市が新たな申請がないことを問題視しないのであれば、市としては、本補助金を既存の団体にしか交付するつもりがないにもかかわらず、建前上、交付対象団体を限定せず公募しているだけと受け取らざるを得ない。本補助金によって、市内においてボランティア活動、地域貢献活動又は青少年の健全育成に寄与する活動を行っている団体を支援して、青少年の健全育成を図るつもりが本当にあるのであれば、新たな補助金交付団体が生まれるよう、要件や広報のあり方を見直すべきである。もし見直しをしないのであれば、説明責任、透明化の観点から、青少年各種団体運営費補助金などといったあたかも間口を広げていくかのような名称にするのではなく、実態に即して、特定の団体を支援する補助金であることを明らかにすべきである。

(5) 地域力創生事業補助金

ア 収支決算書

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H23	地域力創生事業補助金	補助制度の適切な運用を図り、補助対象経費を明確にした上で、収支決算書上または添付資料で分権型協働コンパクトとの対応を明瞭に表示すべきである(意見)。 防犯・防災活動やイベント等の開催に要した費用は、分権型協働コンパクトによって定められた事業の目的を達成するために要する活動経費に該当するのであれば、補助対象経費とされるが、<u>収支決算書上の費用項目と当該事業の目的を達成するために要する活動経費との対応関係が明確ではなく、また、その費用の内訳についても交付要綱上明確に定義されていない。</u> したがって、まちづくり協議会の役割を果たすために必要と考えられる運営費補助と、分権型協働コンパクトによって定められた新たな試みや各種団体を支援する事業費補助に区分をする等の補助制度の適切な運用を図り、補助対象経費を明確にした上で、収支決算書上または添付資料で分権型協働コンパクトとの対応を明瞭に表示すべきである(意見)。	128 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H24	措置済	平成 23 年度から事業報告の収支決算書に分権型協働コンパクトに記された事業ごとにかかった費用を記載するように地域へ依頼を行い、その形での収支決算書が提出済み。	市民協働推進課
監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
R2	地域力創生事業補助金	個別具体的な費用の内訳が分かる決算書を提出させるか、決算書に添付させることが望ましい(意見)。	154 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R3	措置済	収支決算書の提出時に、出納簿及び個別の領収書等の書類を提出させて詳細に審査・確認を行っている。	市民活動交流センター

令和3年4月1日から改正された交付要綱が施行された。かかる交付要綱では、補助対象経費は次のように定められている。

まちづくり協議会が開催する総会その他市長が認める会合

まちづくり協議会の情報発信

協約によって定められた事業

まちづくり協議会の運営

に要する経費であって、次に掲げるもの。

- (1) 報償費
- (2) 旅費
- (3) 需用費
- (4) 役務費
- (5) 委託料
- (6) 使用料及び賃借料
- (7) 備品購入費
- (8) 負担金
- (9) 公課費
- (10) 市長が特に必要と認めたもの

令和3年度の収支決算書を確認したところ、まちづくり協議会が作成したものと、それを基に市が作成したものの二つがあった。まちづくり協議会が作成したものは、依然として、内訳が不明なものや、交付要綱で定められた補助対象経費に該当するか否かがはっきりしない費目の記載があった。市が作成したものは、補助対象経費を意識して整理したようであったが、それでもなお、交付要綱で定められた補助対象経費に該当するか否かがはっきりしない費目の記載があった。

【指摘 市民活動交流センター】

収支決算書は、補助交付団体が作成すべきものであって、市が作成し直す必要はなく、まちづくり協議会の負担を考慮したということであろうが、無駄な事務である。しかも、それでも是正されていないのであるから、なおさらである。まちづくり協議会が作成しやすいように、フォーマットを作成し、記載の仕方を助言指導するなどして、個別具体的な費用の内訳が分かり、かつ、補助対象経費に該当することが明らかな収支決算書を提出させるべきである。

交付要綱に従えば、次のようなフォーマットにすることが考えられる。

補助対象事業		項目	支出額	内訳
まちづくり協議会が開催する総会その他市長が認める会合	定期総会	補助対象経費		
		(1) 報償費		
		(2) 旅費		
		(3) 需用費		
		(4) 役務費		
		(5) 委託料		
		(6) 使用料及び賃借料		
		(7) 備品購入費		

		(8) 負担金		
		(9) 公課費		
		(10) 市長が特に必要と認めたもの		
		計		
		補助対象外経費		
まちづくり協議会の情報発信	広報誌発行业	補助対象経費		
		(1) 報償費		
		(2) 旅費		
		(3) 需用費		
		(4) 役務費		
		(5) 委託料		
		(6) 使用料及び賃借料		
		(7) 備品購入費		
		(8) 負担金		
		(9) 公課費		
		(10) 市長が特に必要と認めたもの		
		計		
		補助対象外経費		
協約によって定められた事業	〇〇まつり	補助対象経費		
		(1) 報償費		
		(2) 旅費		
		(3) 需用費		
		(4) 役務費		
		(5) 委託料		
		(6) 使用料及び賃借料		
		(7) 備品購入費		
		(8) 負担金		
		(9) 公課費		
		(10) 市長が特に必要と認めたもの		
		計		
		補助対象外経費		

イ 補助金の額

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
R2	地域力創 生事業補 助金	補助金として維持するのであれば、実施要綱において、補助金の額を、 <u>補助対象経費から負担金、協賛金その他の収入を除いた額を基準にして算定する定めを設けるべき</u> であると言わざるを得ない。それがどうしても無理だというのであれば、もはや補助金として維持することはできないので、負担金又は交付金に変更することが望ましい。負担金又は交付金に変更したとしても、公金の適切な支出となるような制度及び手続にし、審査しなければならないことは言うまでもない（意見）。	154 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R3	未実施決 定済	地域活動は、住民福祉の向上を図る目的で、地域住民が協力して行うコミュニティ活動である。その活動は、地域の特性を生かした創意工夫によりさまざまな態様があり、また年間を通じて多様な活動が恒常的に展開される。本補助金は、そうした社会的役割を担う地域コミュニティの維持及び活性化を含む地域活動全般に対する支援であり、意見の「補助対象経費から負担金、協賛金その他の収入を除いて補助金の額を算定する」趣旨にはなじまない。負担金や交付金への見直しについては、将来的な都市内分権構想の推進とあわせて、全庁的・各分野にまたがる地域への補助金等の整理・一括化という方向性で検討するものである一方、都市内分権制度の進捗は、そこまでの成熟に至っておらず、検討時期を含め慎重に考えていく。	市民活動 交流セン ター

【指摘 市民活動交流センター】

措置状況報告書にある、「その活動は、地域の特性を生かした創意工夫によりさまざまな態様があり、また年間を通じて多様な活動が恒常的に展開される。本補助金は、そうした社会的役割を担う地域コミュニティの維持及び活性化を含む地域活動全般に対する支援である」から、「補助対象経費から負担金、協賛金その他の収入を除いて補助金の額を算定する趣旨にはなじまない」の論理関係がまったく不明である。市が公金から補助金を交付するのであるから、その対象が社会的役割を担っているのは当然のことであり、本補助金に特別なことではない。補助金交付団体が得ている収入を考慮して補助金の額を算定している例は、いくつもある。補助金には必要性が求められるものであり、その必要性という

のは、自主的な運営を補助する必要性であるから、補助金交付団体の資産、収入の状況を考慮するのは、むしろ大原則である。市が、本補助金について、補助金交付団体の繰越金や収入を考慮しないことが適切と判断するのであれば、その具体的かつ説得的な理由を明示すべきである。なお、そもそも、まちづくり協議会の収入には、自治会連合会からの助成金（繰入金）が入っており、自治会連合会には別の補助金が交付されているという実態そのものが、是正される必要があると考える。

ウ 事業評価

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H23	地域力創生事業補助金	<u>活動実績、成果を適切に評価した上で事務事業評価の実施及び本補助金の執行に当たることが望まれる（意見）。</u> 確かに、まちづくり協議会は、快適で魅力ある地域を実現するために設置された協議会であり、住民自治基本条例第 15 項第 2 項のまちづくりに関する協議会に該当し、補助金という形で岐阜市の支援を受けることができるように見える。しかしながら、同項には「必要に応じて」という文言が記載されており、まちづくりに関する協議会に対し、無条件に支援が行われるわけではないと解される。したがって、住民自治基本条例第 15 条のみを根拠に補助金の評価を行うのではなく、地方自治法第 232 条の 2 における公益性を十分検討しなければならない。そのためには、<u>まちづくり協議会の活動を明記した分権型協働コンパクトをもとにその活動実績、成果を適切に評価した上で、事務事業評価の実施及び本補助金の執行に当たることが必要である（意見）。</u>	128 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H24	措置済	コンパクトに記載された主要事業に関して実際に、事業が実施されている現場に出かけ活動実績、成果を把握しており、こうした形で、引き続き適切な評価に努めていく。	市民協働推進課

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
R2	地域力創生事業補助金	本補助金の交付目的と補助対象事業に即して適切に評価することが望ましい（意見）。	154 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R3	措置済	本補助金は、地域のコミュニティの維持継続及び活動活性化を目的としているが、<u>各地域の活動には個性があり、象徴となる活動も異なっている状況がある。</u> 本補助金の趣旨を踏まえて、<u>まちづくり協議会の事業計画記載の各事業が目的に適合しているか、要綱に定める支出科目を踏まえた適正な支出であるかについて適切に評価していく。</u>	市民活動交流センター

令和2年の包括外部監査の時点の事業評価シートにおいては、指標として、次のように設定されていた。

アウトプット評価（資源投入により算出した活動）

・・・「まちづくりのためのワークショップ実施数」

アウトカム評価（アウトプットによりもたらされた成果）

・・・「まちづくり協議会の数」

令和3年度の事業評価シートにおいては、指標として、次のように設定されていた。

アウトプット評価（資源投入により算出した活動）

・・・「まちづくり協議会設立地区数」

アウトカム評価（アウトプットによりもたらされた成果）

・・・「まちづくり協議会で実施される活動費」

事業評価シートは、すべてのまちづくり協議会に対するものをひとまとめに作成されている。

事業評価シートにおいては、その目的として、「市民と行政の協働のもとに、防犯・防災、環境保全など社会や地域課題の解決に向けて取り組み、快適で魅力ある地域を実現する」と記載されている。

まちづくり協議会の設置根拠である岐阜市住民自治基本条例第7条第7項においては、まちづくり協議会は、「地域住民が主体となり地域のまちづくりを展開するため、地域の将来像を描き、地域における課題等について協議し、解決し、及び地域の特性を生かしたまちづくりを推進することに努めるものとする。」と定められている。地域力創生事業補助金は、この責務を負ったまちづくり協議会が、「主体的に地域のまちづくりを行うための仕組みづくりを進める」とともに、「その機能を強化し、及びその機能をより発揮できるよう支援を行う」ために交付されているものである（同条例第15条第3項）。

【指摘 市民活動交流センター】

まずもって、上記目的の補助金なのであるから、その活動や成果は、地域ごとに異なるはずである。措置状況にも、「各地域の活動には個性があり、象徴となる活動も異

なっている状況がある。」「まちづくり協議会の事業計画記載の各事業が目的に適合しているか、要綱に定める支出科目を踏まえた適正な支出であるかについて適切に評価していく。」と書かれている。まちづくり協議会ごとに、適切に評価したことのわかる記録を作成すべきである。

【指摘 市民活動交流センター】

資源投入により算出した活動が「まちづくり協議会設立地区数」、もたらされた成果が「まちづくり協議会で実施される活動費」というのは、上記目的とまったく整合しておらず、明らかに不適切である。交付要綱で補助対象事業としている、まちづくり協議会が開催する総会その他市長が認める会合、まちづくり協議会の情報発信、協約によって定められた事業、まちづくり協議会の運営のそれぞれによって、交付目的がどのように達成されたのかを評価すべきである。

(6) 自治会連合会運営費補助金

ア 他の補助事業との混同

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
R2	自治会連合会運営費補助金	自治会連合会に対しては、本補助金のほか、「地区敬老会運営費補助金」（高齢福祉課）、「新成人を祝い励ます会運営費補助金」（社会・青少年教育課）を交付している。 <u>本補助金の実績報告書に添付されている収支決算書には、収入として、本補助金だけでなく、これらの補助金も計上され、これらの補助金の補助対象事業に関する支出が計上されていた。他方において、これらの補助金の実績報告書に添付されている収支決算書に、自治会連合会からの負担金収入が計上されているものがあつた。補助金の交付先から提出される収支決算書が正確なものであるかを確認すべきである（指摘）。</u>	118 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R3	措置済	<u>すべての交付団体の都市美化推進連絡協議会各支部から環境部に提出される決算書、自主防災隊から都市防災部に提出される決算書と、当方に提出される決算書を突合し確認し、誤りがある場合は該当する団体に指導していく。また、その中から数団体を選び、決算書と領収書、通帳と突合し確認し、誤りがある場合は該当する団体に指導していく。</u>	市民活動交流センター

措置状況に書かれている突合はなされていなかった。

【指摘 市民活動交流センター】

監査の結果は、自治会連合会に交付されている、「自治会連合会運営費補助金」、「地区敬老会運営費補助金」（高齢福祉課）、「新成人を祝い励ます会運営費補助金」（社会・青少年教育課）の実績報告書の混同である。しかし、措置状況報告書は、「都市美化推進連絡協議会各支部から環境部に提出される決算書」、「自主防災隊から都市防災部に提出される決算書」と本補助金の決算書とを突合すると書かれており、そもそも答えになっていないし、すると書いたこともしていない。

市は、「自治会連合会運営費補助金」、「地区敬老会運営費補助金」、「新成人を祝い励ます会運営費補助金」と区別して補助金を交付している。そうである以上、「地区敬老会運営」や「新成人を祝い励ます会運営」に対する補助金収入が「自治会連合会運営」に係る収入に計上されるのは誤りであるし、「地区敬老会運営」や「新成人を祝い励ます会運営」に係る支出が「自治会連合会運営」に係る支出に計上されるのは誤りである。自治会連合会に対し、「自治会連合会運営」、「地区敬老会運営」、「新成人を祝い励ます会運営」、それぞれの補助事業の会計を区別し、収支を混同させないように、指導した上で、提出される実績報告書が誤っていないか確認すべきである。なお、後で述べるように、これらを統合して自治会連合会に交付するほうが、自治会連合会にとっても、市にとっても、事務の無駄が省けて効率的である。

イ 他の団体及び補助事業との混同

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
R2	自治会連合会運営費補助金	本補助金と同じく、市が自治会連合会の世帯数に応じて算出した額を交付するものとして、都市美化推進連絡協議会各支部に対する「都市美化推進事業補助金」（低炭素・資源循環課）、各自主防災隊に対する「自主防災組織活動事業補助金」（都市防災政策課）、各地域体育振興会に対する「地域体育振興事業補助金」（市民スポーツ課）が存在する。なお、各自主防災隊に対しては、一律の金額で「自主防災組織訓練事業補助金」も交付している。また、団員の数に応じて算出した額を交付するものであるが、各消防分団に対する「岐阜市消防団分団維持運営費負担金」（消防総務課）も交付している。<u>本補助金の実績報告書に添付されている収支決算書には、自治会連合会の収入として、これらの補助金が計上されているものや、これらの補助（負担）対象事業に関する支出が計上されているものがあった。他方において、これらの補助金・負担金の実績報告書に添付されている収支決算書には、自治会連合会からの負担金収入が計上されているものがあった。補助金・負担金の交付先から提出される収支決算書が正確なものであるかを確認すべきである（指摘）。</u>	118 頁

措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R3	措置済	すべての交付団体の都市美化推進連絡協議会各支部から環境部に提出される決算書、自主防災隊から都市防災部に提出される決算書と、当方に提出される決算書を <u>突合し確認し、誤りがある場合は該当する団体に指導していく。</u> また、その中から数団体を選び、決算書と領収書、通帳と <u>突合し確認し、誤りがある場合は該当する団体に指導していく。</u>	市民活動交流センター

措置状況に書かれている突合はなされていなかった。

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
R2	自治会連合会運営費補助金	別の団体である都市美化推進連絡協議会各支部や各自主防災隊の収入が自治会連合会の収入に計上されているのは、誤りであるので正すようにすべきである（指摘）。	118 頁

措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R3	措置済	提出される決算書を確認し、他団体の収入が計上されている場合など誤りがある場合は該当する団体に指導していく。	市民活動交流センター

措置状況に書かれている指導はなされていなかった。

【指摘 市民活動交流センター】

市は、＜都市美化推進連絡協議会各支部＞、＜各自主防災隊＞、＜各地域体育振興会＞を自治会連合会とは別の団体として作らせ、それぞれに区別して、「都市美化推進事業補助金」（低炭素・資源循環課）、「自主防災組織活動事業補助金」（都市防災政策課）、「地域体育振興事業補助金」（市民スポーツ課）を交付している。そうである以上、これらの別の団体に係る収支が、＜自治会連合会＞が作成する「自治会連合会運営費補助金」の実績報告書の収支に計上されるのは、会計の主体という意味でも、補助金の実績報告書という意味でも、二重の意味で誤っている。自治会連合会に対し、＜自治会連合会＞、＜都市美化推進連絡協議会各支部＞、＜各自主防災隊＞、＜各地域体育振興会＞、それぞれの団体の会計を区別し、収支を混同させないこと、及び、「自治会連合会運営費補助金」、「都市美化推進事業補助金」、「自主防災組織活動事業補助金」、「地域体育振興事業補助金」、それぞれの補助事業の会計を区別し、収支を混同させないよう、指導した上で、提出される実績報告書が誤っていないか確認すべきである。なお、後で述べるように、これらを統合して自治会連合会に交付するほうが、市にとっても、自治会連合会にとっても、事務の無駄が省けて効率的である。

ウ 補助金の統合

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H13	自治会連合会運営費補助金	同一団体に対して、各種の補助が行われているケースについて、<u>統合して支出すること</u>を検討されてはどうかと考えます。 例えば、自治会連合会および自治会に対する補助金は、市長室から自治会連合会運営費補助金、総合企画部から都市美化推進連絡協議会補助金、消防本部の自主防災組織及び市民消火隊補助金、防災訓練補助金、教育委員会事務局の新成人を祝い励ます会運営補助金、岐阜市自治公民館連絡協議会運営費補助金、地域体育振興会運営費補助金等がありますが、それぞれが少額の運営費補助金であり、<u>補助金交付にあたっての申請書、内部決裁、実績報告書の徴求、交付決定通知等のそれぞれの事務処理負担軽減のため</u>にも検討されてはどうかと考えます。	6 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H14	措置済	14 年度、外部の委員からなる「補助金検討委員会」を設置し、指摘事項について検討している。	市民協働推進課

措置状況にある検討はなされていなかった。

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
R2	自治会連合会 運営費補助金	補助金として維持するのであれば、 <u>団体の運営補助ではなく事業補助に切り替えるべき</u> であると言わざるを得ない。そして、 <u>補助金の額を世帯数により機械的に算定するのではなく、交付要綱において、具体的な補助対象事業を定め、補助対象事業毎に補助対象経費を具体的に定め、一定の補助率と補助上限額を具体的に設定すべき</u> であると言わざるを得ない。世帯数により機械的に算定した額を交付し、補助対象事業や補助対象経費を具体的に定めないのであれば、もはや補助金として維持することはできないので、負担金又は交付金に変更すべきである。負担金又は交付金に変更したとしても、均等割の金額及び世帯割の母数の金額について、 <u>公金の適切な支出であると市民に説明できるよう、毎年度、検証した過程及び当該金額の必要性や有効性が認められる根拠が明らかになるような書面を作成しておくべき</u> である（指摘）。 <u>自治会連合会又は関連する団体に対する補助金等を整理すると、次のものがある。負担金又は交付金に変更するにあたっては、全体として検討されたい。</u>	121 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R3	未実施決定済	自治会は、住民自治基本条例で位置付けがなされ、また条例で岐阜市が支援することが規定されており、 <u>地域における課題の解決や安全・安心な環境を築く重要な役割</u> を担っており、自治会により組織される自治会連合会は極めて公益性が高い団体である。本市の主要な施策を進めるためには、 <u>重要な団体であるので、今後も事業補助に切り替えるべきではなく、団体育成補助として行っていく。</u>	市民活動交流センター

自治会連合会を単位として組織されている団体は、次のとおり複数存在する。これらの団体は、次のような特徴がある。

- ・代表者や役員が自治会連合会と同一
- ・構成員が自治会連合会と同一又はほとんど同一
- ・独立の事務所や総会運営が存在しない
- ・会計や財産管理が自治会連合会と混同している

このような点からすると、果たして団体としての実体があるといえるのか疑念を抱かざるを得ない。

団体名称	市が交付している補助金	所管課
各自治会連合会	自治会連合会運営費補助金	市民活動交流センター
	地区敬老会運営費補助金	高齢福祉課
	「新成人を励ます会」運営費補助金	社会・青少年教育課
都市美化推進連絡協議会各支部	都市美化推進事業補助金	低炭素・資源循環課
各自主防災隊	自主防災組織活動事業補助金	都市防災政策課
	自主防災組織訓練事業補助金	
各地域体育振興会	地域体育振興事業補助金	市民スポーツ課
交通安全協会各支部	交通安全活動推進団体補助金	地域安全推進課
各女性防火クラブ	消防関係補助金	予防課
各少年消防クラブ	消防関係補助金	予防課
各消防団分団	消防団分団維持運営費補助金	消防総務課
各青少年育成市民会議	(岐阜市青少年育成市民会議※運営費補助金)(※各青少年育成市民会議の会長などを構成員とする組織)	社会・青少年教育課
各地区民生委員候補者推薦準備会	民生委員候補者推薦準備会補助金	福祉政策課
各民生委員・児童委員協議会	岐阜市民生委員・児童委員協議会運営費補助金	福祉政策課

【規範】

補助金ガイドラインは、次のように定めている。

「終期の設定に馴染む補助金である、団体育成（運営）補助金及び団体事業補助金については、３年以内の終期を設定します。」

岐阜市住民自治基本条例は、次のように規定している。

「住民自治」とは、「市民自らが参画し、協働し、まちづくりを主体的に進めること」をいう（第2条第7号）。

「まちづくり」とは、「市民生活に係る様々な分野において、地域等をより良いものとするための取組」をいう（第2条第3号）。

「参画」とは、「まちづくりの方針及び企画の立案から実施を経て評価に至るまでの過程に主体的に参加すること」をいう（第2条第5号）。

「協働」とは、「地域又は社会の課題の解決を図るため、市民が相互に、又は市民と市がともに、お互いの立場を尊重し、それぞれの特性を生かし、協力して取り組むこと」をいう（第2条第6号）。

「まちづくり協議会」は、「地域住民が主体となり地域のまちづくりを展開するため、地域の将来像を描き、地域における課題等について協議し、解決し、及び地域の特性を生かしたまちづくりを推進することに努める」ものとする（第7条第7項）。

まちづくり協議会とは、「自治会、地域の各種団体、NPO法人等、個人その他の地域の関係者によって構成される組織」をいう（第7条第7項）。

【指摘 市民活動交流センター】

措置状況に書かれていることは、自治会が重要な団体であるから団体育成補助金を維持するというものである。しかし、重要だから団体育成ということに論理性がなく説得力が全くない。補助金ガイドラインでもあるように、団体育成補助金は終期設定に馴染むものであり、いずれは団体が補助金なしで活動できるようにするためのものである。市の考え方によれば、自治会連合会がいずれ補助金なしで活動できるようになるということになるが、自治会連合会がそうなるとは思えない。公益性が高い団体というが、自治会連合会を運営すること自体に公益性があるのではなく、その活動に公益性があるのである。

約20年前である平成13年度の包括外部監査において、補助金の統合を提案されていたが、検討がなされておらず、上記のように、自治会連合会に対し、自治会連合会と実質的に同一ともいえる団体をいくつも作らせ、それぞれの団体に、いくつもの補助金を交付し続けている。市の予算上、所管課ごとに補助金を決裁することから、所管課が異なれば、それぞれの補助金が生まれ、補助金が生まれるとそれを受け取る団体が生まれるというようにも思える。それ以外に、実質的に同一な団体を形式的に区別する意味が見当たらない。こうすることによって、自治会連合会は、それぞれの団体ごとに補助金に係る書類を作成しなければならなくなり、負担となる。低炭素・資源循環課でのヒアリングでは、別団体の会計処理をするのは負担であるので、自治会連合会で処理するという意見があったとのことであった。市としても、それぞれの補助金ごとに、50地区の自治会連合会等から書類の提出を受け、確認をするという事務を行わなければならなくなり、分厚いファイルを作成しなければならなくなっている。

措置状況には、自治会は地域における課題の解決や安全・安心な環境を築く重要な役割を担っていると書かれている。ここでいう自治会には、上記の形式的に区別した団体も含まれるであろう。しかし、岐阜市住民自治基本条例によれば、この役割を担っているのは、まちづくり協議会ということになる。また、岐阜市住民自治基本条例によれば、敬老会、新成人を励ます会、青少年育成、防災、防犯などは、「まちづくり」に含まれるものであり、

これは、地域の特性を生かして、地域の住民が主体的に自立性をもって行うものである。まちづくり協議会が地域コミュニティ組織となり、その中で、専門性に応じた部会が形成され、部会ごとに活動をするということが、岐阜市住民自治基本条例が予定しているものではないだろうか。現に、そのように部会を作って運営しているまちづくり協議会も存在する。問題は、その各部会の活動と、上記各団体の活動が別々にあり、各々補助金の交付が上記各団体になされているため、事務に無駄が生じているということ、及び、それらの補助金が、補助金交付規則、補助金ガイドラインなどに照らして、補助金としての適切さに疑問があるということである。

自治会連合会との関係性が最も強い市民活動交流センターが主体となって、自ら所管する、自治会連合会に対する補助金、まちづくり協議会に対する地域力創生補助金だけではなく、上記の他の所管課とともに、事業に要する経費を補助する補助金を交付することが適切であるものなのか、地域の世帯数に応じて公金を交付することが適切であると合理的な説明がつくものなのかを分析整理した上で、前者は事業補助として、後者は統合して（補助金、負担金又は交付金、委託料など）、まちづくり協議会に対して交付することを検討し、その検討内容及び結果を記録に残しておくべきである。なお、まちづくり協議会が設置されていない自治会連合会については、設置をするように支援すべきである。

地区敬老会について、高齢福祉課が中核市の調査を行ったところ、前橋市は、「行政連絡事務事業」「高齢者地域交流事業」「環境美化活動等に伴う事務事業」「生涯学習奨励事務事業」のいずれかの事業費として使用できる「自治会一括交付金」を交付しているとのことで、参考になる。

（７）自治会連絡協議会補助金

ア 交付要綱

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H13	自治会連絡協議会補助金	補助金交付の根拠となる交付要綱がなく、ほぼ前年と同額の補助金が支出されているケースが見受けられます。補助金の算定基礎及び補助対象等を明確にするため、交付要綱の整備について見当する必要があります。	6 頁
措置状況報告書			
年度	結果	課	課
H14	措置済	14 年度、外部の委員からなる「補助金検討委員会」を設置し、指摘事項について検討している。	市民協働推進課

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H23	自治会連絡協議会補助金	交付要綱を作成し、補助目的を明確にした上で補助対象経費の設定を行い、補助金の交付基準を明らかにするべきである（指摘）。	127 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H24	措置済	補助対象を「市との連携を図るために開催する会議等に関する経費」等とした要綱を平成 25 年 1 月 29 日決裁により整備した。	市民協働推進課

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
R2	自治会連絡協議会補助金	交付要綱において、補助対象経費として、例えば、「図書購入費」「印刷代」「事務用消耗品」といった個別具体的な費用を設定すべきである（指摘）。	165 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R3	検討中	執行状況を把握し、具体的な費用について要領を作成することを含め検討していく。	市民活動交流センター

要領は作成されていなかった。

【指摘 市民活動交流センター】

平成 13 年度の監査の結果において交付要綱を作成するよう指摘され、平成 23 年度の監査の結果において再び指摘され、ようやく交付要綱が作成されたが、補助対象経費を定めていなかったため、令和 2 年の監査の結果において指摘されたが、交付要綱に補助対象経費は定められていない。補助対象経費は、要領ではなく、交付要綱に定めるべきである。

イ 見直し

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H13	自治会連絡協議会補助金	補助金算定根拠が明確ではなく、前年同額の補助金となっています。又、協議会の収支については、収入の 90% が岐阜市からの補助金となっており、検討が必要と考えます。	8 頁

措置状況報告書			
年度	結果	課	課
H14	措置済	自治会に対する行政からの各種依頼事項について協議する機関となっているのが実情であります。今後は「協働のまちづくり」を推進するためにも重要な組織となることから、活動内容及び運営方法等を含め、 <u>精査してまいります。</u>	市民協働推進課

精査はされていなかった。

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H23	自治会連絡協議会補助金	市自治会連絡協議会の活動実績等の具体的な指標を用いて事務事業評価を行うことが望まれる(意見)。 補助金については、交付の要件としてその公益性の有無が必要となることから、本補助金についても目的が達成されたかどうかの効果を測定する必要がある。現状では補助金の見直し基準を利用し形式的には効果測定を行っているが、評価項目が抽象的であり実際に効果が測定されているとは考えにくい。したがって、本補助金については、岐阜市自治会連絡協議会の活動実績等の具体的な指標を用いて事務事業評価を行うことが望まれる。	127 頁

措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H24	措置済	自治会連絡協議会の事業は多岐にわたっており、画一的な指標の設定は困難であるが、包括外部監査の指摘を受け作成した補助金交付要綱に基づき、協議会の事業に職員が実際に参加し、また会計監査を行うことで、 <u>補助金の有効性、費用対効果、妥当性、公共性を把握し実効性のある見直しを図っていくこととした。</u>	市民協働推進課

補助金の有効性、費用対効果、妥当性、公共性を把握し実効性のある見直しを図っていくことはなされていなかった。

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
R2	自治会連絡協議会補助金	団体の運営補助から事業補助に切り替えるべきである。交付要綱において、「住民自治組織及び市が連携し、市民との協働のまちづくりを推進する」という交付目的を達成するために必要かつ有効な補助対象事業を具体的に定め、補助対象事業毎に具体的な補助対象経費を定め、一定の補助率と補助上限額を具体的に設定すべきである（指摘）。	166 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R3	未実施決定済	自治会は、住民自治基本条例で位置付けがなされ、また条例で岐阜市が支援することが規定されており、地域における課題の解決や安全・安心な環境を築く <u>重要な役割を担っており、自治会連合会の会長で組織されている岐阜市自治会連絡協議会は、極めて公益性が高い団体である。</u> 本市の主要な施策を行うためには、 <u>重要な団体であるため、今後も事業補助に切り替えるべきではなく、団体育成補助として行っていく。</u> また、具体的な費用については、要領等を作成することを含め検討していく。	市民活動交流センター

【規範】

補助金ガイドラインは、次のように定めている。

「終期の設定に馴染む補助金である、団体育成（運営）補助金及び団体事業補助金については、3年以内の終期を設定します。」

【指摘 市民活動交流センター】

措置状況に書かれていることは、自治会が重要な団体であるから団体育成補助金を維持するというものである。しかし、重要だから団体育成ということに論理性がなく説得力が全くない。補助金ガイドラインでもあるように、団体育成補助金は終期設定に馴染むものであり、いずれは団体が補助金なしで活動できるようにするためのものである。市の考え方によれば、自治会連絡協議会が、いずれ補助金なしで活動できるようになるということになるが、自治会連合会会長が集まっているだけで、ほとんどの経費を補助金で賄っている自治会連絡協議会がそうなるとは思えない。公益性が高い団体というが、自治会連絡協議会という団体を作ること自体に公益性があるのではなく、その活動に公益性があるのである。

自治会連絡協議会の活動としては、会議、他の大会への参加、研修会の実施、自治会長大会の実施（記念品授与）、ホームページの運営、自治会百科事典の作成などである。自治会連合会会長が集まってこのような活動をするについて、どのような必要性があるのか、それによりどのような成果が得られているのか、その経費のほとんどを補助している（実質委託のよう）ことは適切といえるのか、各々の活動ごとに、検討し、その検討内容及び結果を記録に残しておくべきである。

(8) 地区敬老会運営費補助金

ア 対象の見直し

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H23	地区敬老会運営費補助金	交付対象である <u>高齢者の定義を再考するとともに、多数の交付対象者及び補助金交付額が発生することにより、<u>岐阜市に必要以上の負担が発生することのないように、見直しを行うことが望まれる</u></u> （意見）。	204 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H25	検討中	前年度に引き続き、自治会連合会関係者と個々に敬老会のあり方について協議を重ねている。今後も自治会連合会の理解が得られるよう、各自治会関係者の意見を取りまとめ、見直し案を作成していく。	高齢福祉課
H26	検討中	前年度に引き続き、自治会連合会関係者と個々に敬老会のあり方について協議を重ねている。今後は、補助金の算定方式や補助対象者の変更などの見直しについてのアンケートを実施し、自治会連合会の理解が得られる見直し案を構築する。	高齢福祉課
H27	検討中	平成 28 年 2 月 1 日の自治会連絡協議会にて対象年齢の引上げ等のアンケート調査を実施した。今後はその調査結果をもとに対象年齢の見直しについて自治会連合会と協議を行っていく。	高齢福祉課
H28	検討中	アンケート調査の回答があった 47 地区のうち、27 地区、57%の割合で対象年齢を引き上げたいとの回答があり、その 27 地区が対象年齢を何歳からにするべきかの設問において、6 割を超す 17 地区が 80 歳から対象とするとの回答であった。その結果を平成 28 年 6 月 1 日の自治会連絡協議会定例会で報告を行った。今後、補助金の算定方式や補助対象者の変更等について、平均寿命や自治会連合会の会場確保などの負担軽減を考慮し、自治会連合会の理解が得られる見直し案を準備し、補助金の見直しを行っていく。	高齢福祉課

H29	検討中	平均寿命が男女共に 80 歳を超え（男：80.98 歳、女 87.14 歳）人生 100 年時代の到来もみえてきている現状を踏まえ、対象者の年齢を引き上げることを念頭に見直し案を検討中。	高齢福祉課
H30	措置済	政策総点検にて議論を行い、平成 31 年度から、対象年齢を現行の「76 歳以上」から「80 歳以上」に引き上げることとした。これにより、平成 31 年度当初予算における対象者数は 40,701 人となり、平成 30 年度予算の 59,152 人と比較して、31.2%の減となった。	高齢福祉課

【指摘 高齢福祉課】

平成 23 年度の監査の結果から、対象年齢が引き上げられたのは平成 31 年度からであり、時間がかかり過ぎである。アンケートを実施したのも、平成 27 年度末になってからであり、その結果が出てからも、決定までに 3 年以上かかっている。監査の結果に対しては、速やかに対応すべきである。アンケートを実施したのであれば、その結果から 1 年以内に決定すべきである。

【意見 高齢福祉課】

毎年度、見直しを行い、その検討過程を記録に残しておくことが望ましい。

イ 補助対象経費

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
R2	地区敬老会運営費補助金	交付要綱において、 <u>補助対象経費を個別具体的に定めるべき</u> である。なお、飲食費は、受益者負担とし、補助対象経費から除くべきである（指摘）。	123 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R3	検討中	中核市を対象に敬老会の実施状況及び補助事業について調査した結果をもとに、今後、地区敬老会の在り方について研究していく予定である。	高齢福祉課

令和元年 3 月 31 日現在の中核市の状況について調査を行っていたが、それを基にした研究、検討はまだなされていない。

【指摘 高齢福祉課】

補助金である以上、補助対象経費を定めるのは当然のことである。他の中核市が定めていないから定めないことが適切になるものではない。また、市の資料によると、飲食費を補助しているかどうかを確認しているようであるが、他の中核市が飲食費を補助しているから補助することが適切であるというものではない。補助金を維持するのであれば、早急に補助対象経費を定めるべきである。飲食費を補助対象経費にするのであれば、補助金の

交付目的に照らした補助の必要性（自治会連合会が高齢者の長寿を祝福することと食事会を開催することについて）を説得力のある記載で決裁資料などに明記すべきである。

ウ 補助金の額

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
R2	地区敬老会運営費補助金	補助対象事業を地区敬老会の開催として補助金を交付するのであれば、各自治会の対象者の数を基に一律に補助金を算出するのではなく、 <u>出席者数を見込んだ敬老会の開催に要する費用を積算させた予算書に基づき、補助対象経費の該当性を審査し、補助金の額を算定すべきである（指摘）。</u>	123 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R3	検討中	中核市を対象に敬老会の実施状況及び補助事業について調査した結果をもとに、今後、地区敬老会の在り方について研究していく予定である。	高齢福祉課

令和元年 3 月 31 日現在の中核市の状況について調査を行っていたが、それを基にした研究、検討はまだなされていない。

【指摘 高齢福祉課】

補助金を維持するのであれば、自治会の対象者の数で一律に算定するのではなく、補助対象経費から算定すべきである。

エ 事業の見直し

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
R2	地区敬老会運営費補助金	高齢者に対して敬意を表して、その長寿を祝福することの意義は否定しないが、それを地区敬老会の開催によって達成しようとするのか、祝い品の贈呈によって達成しようとするのか、その他の方法によって達成しようとするのか、その手段に対して公金から補助金を支出する公益上の必要性はあるのか、 <u>目的達成のための手段の在り方について再考することが望ましい（意見）。</u>	123 頁

措置状況報告書			
結果	結果	措置状況	課
R3	検討中	中核市を対象に敬老会の実施状況及び補助事業について調査した結果をもとに、今後、地区敬老会の在り方について研究していく予定である。	高齢福祉課

令和元年3月31日現在の中核市の状況について調査を行っていたが、それを基にした研究、検討はまだなされていない。

【指摘 高齢福祉課】

市民活動交流センターなど自治会連合会や関連団体に補助金を交付している所管課とともに、事業に要する経費を補助する補助金を交付することが適切であるものなのか、地域の世帯数に応じて公金を交付することが適切であると合理的な説明がつくものなのかを分析整理した上で、前者は事業補助として、後者は統合して（補助金、負担金又は交付金、委託料など）、まちづくり協議会に対して交付することを検討し、その検討内容及び結果を記録に残しておくべきである。なお、まちづくり協議会が設置されていない自治会連合会については、設置をするように支援すべきである。前橋市は、「行政連絡事務事業」「高齢者地域交流事業」「環境美化活動等に伴う事務事業」「生涯学習奨励事務事業」のいずれかの事業費として使用できる「自治会一括交付金」を交付しているとのことで、参考になる。

（９）「新成人を祝い励ます会」運営費補助金

ア 他の補助金との混同

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
R2	「新成人を祝い励ます会」運営費補助金	補助金の交付先から提出される収支決算書が正確なものであるかを確認すべきである（指摘）。	118 頁
措置状況報告書			
結果	措置状況	措置状況	課
R3	措置済	市民活動交流センターから自治会連合会運営費補助金の実績報告書の提供を受け収支決算書と新成人を祝い励ます会の実績報告書を突合して整合性を確認するとともに、交付先を数件抽出し、領収書との突合を行う。	社会・青少年教育課

自治会連合会運営費補助金の実績報告書と新成人を祝い励ます会の実績報告書の突合はなされていなかった。

【指摘 社会・青少年教育課】

市は、「自治会連合運営費補助金」、「地区敬老会運営補助金」、「新成人を祝い励ます会運営費補助金」と区別して補助金を交付している。そうである以上、「地区敬老会運営」や

「新成人を祝い励ます会運営」に対する補助金収入が「自治会連合会運営」に係る収入に計上されるのは誤りであるし、「地区敬老会運営」や「新成人を祝い励ます会運営」に係る支出が「自治会連合会運営」に係る支出に計上されるのは誤りである。自治会連合会に対し、「自治会連合会運営」、「地区敬老会運営」、「新成人を祝い励ます会運営」、それぞれの補助事業の会計を区別し、収支を混同させないように、指導した上で、提出される実績報告書が誤っていないか確認すべきである。なお、後で述べるように、これらを統合して自治会連合会に交付するほうが、自治会連合会にとっても、市にとっても、事務の無駄が省けて効率的である。

イ 見直し

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
R2	「新成人を祝い励ます会」運営費補助金	各自治会連合会の提出する予算書は、この交付額の収入ありきで作られており、支出額の合計額に比して不足する分を、自治会連合会の負担金（自己資金）で賄っている形となっている。 補助対象事業を新成人を祝い励ます会の開催として補助金を交付するのであれば、各自治会の対象者の数を基に一律に補助金を算出するのではなく、開催に要する費用を積算させた予算書に基づき、補助対象経費の該当性を審査し、補助金の額を算定すべきである（指摘）。	127 頁
措置状況報告書			
結果	措置状況	措置状況	課
R3	未実施決定済	開催に要する費用を積算させた場合、 <u>各自治会連合会によって内容の差異から自己負担額に大きく差が出ることから</u> 、従来どおり一律で算出交付するものとする。	社会・青少年教育課

市は、新たに改正した「岐阜市二十歳のつどい運営補助金交付要綱」において、次のとおり定めている。

補助対象事業 二十歳のつどいの運営

補助対象経費 報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、市長が特に必要と認める経費

補助金の額 補助対象経費全額

補助金の上限 3 万円に 20 歳となる青年で市長が認めるものの数に 1500 円を乗じた額を加えた額

【指摘 社会・青少年教育課】

補助金の上限額では、到底、二十歳のつどいの運営の経費には足りず、結果として、人数を基準とした一律交付となっているため、市が行った交付要綱の改正が意味のないものとなっている。また、そのため、従前と変わらず、各地域の自己負担額が大きなものとなっている。自己負担額が大きくなるのは、人数を基準として一律で交付するからである。しかも、20歳となる青年が少ない地域では、自己負担額が大きくなってしまふ。措置状況に書かれている未実施決定の理由は、むしろ逆ではないかと考える。

市としては、岐阜市住民自治基本条例にもあるように、地域の特性を生かして、地域が主体的に活動することを求めているはずである。二十歳のつどいをどのような形で行うのか、記念品はどうするのかなど、各地域の自主性を尊重することにしている。そうであれば、開催に要する費用を積算させた予算書に基づき、補助対象経費の該当性を審査し、補助金の額を算定すべきである。公平性という意味でいえば、20歳となる青年一人当たり交付される補助金額を揃えるのではなく、20歳となる青年一人当たりが受けることのできる効果（受益）を揃えるべきである。その意味でも、開催に要する費用を基準とするほうが適切であると考え。対象者の人数によって開催に要する費用が変わると考えられるため、上限額を一律に設定するのではなく、これくらいの人数であれば標準的にどれくらいの経費が必要になるのか、市として、最低限どれくらいの経費で実施してもらいたいのかを算定した上で、対象者が何人から何人までの地域は上限額をいくらとするというように、段階的に設定することがよいのではないかと考える。

また、市民活動交流センターなど自治会連合会や関連団体に補助金を交付している所管課とともに、事業に要する経費を補助する補助金を交付することが適切であるものなのか、地域の世帯数に応じて公金を交付することが適切であると合理的な説明がつくものなのかを分析整理した上で、前者は事業補助として、後者は統合して（補助金、負担金又は交付金、委託料など）、まちづくり協議会に対して交付することを検討し、その検討内容及び結果を記録に残しておくべきである。なお、まちづくり協議会が設置されていない自治会連合会については、設置をするように支援すべきである。

(10) 自主防災組織強化対策補助金

ア 補助金交付対象団体（自主防災隊（団））

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
R2	自主防災組織強化対策補助金	各自主防災隊（団）の構成員名簿、規約を作成、提出させるべきである（指摘）。	134 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R3	措置済	各自主防災隊（団）に対して構成員名簿、規約を作成、提出するよう依頼済。	都市防災政策課

規約の作成はなされていたが、構成員名簿は作成されていなかった。その代わりとして、自治会長名簿が提出された。

市が作成している自主防災組織ハンドブックには、自主防災組織規約の例が掲載されており、そこには、次のように規定されている。

（隊（団）員）

第4条 隊（団）員は、地区内に居住する市民のうちから、各種団体員及び各種奉仕団員等を中心に隊（団）長が委嘱する。

（役員）

第6条第2項 隊（団）長は自治会連合会長とする。

各々の規約における構成員の条項を確認したところ、そもそも隊員の定めがないものもあり、定めがあるものについても、その内容は、「規約の例と同じ」、「地域内に在住する自治会員」、「地区全世帯の責任者」、「自治会奉仕団等」など、様々であった。

【指摘 都市防災政策課】

各自主防災隊（団）を自治会連合会と別個の独立した団体として補助金を交付している以上、構成員名簿を作成させて、提出させるべきである。

イ 実績確認（自主防災隊（団））

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H30	自主防災組織強化対策補助金	各防災隊が作成している備品管理表等の提出を求め、また自主防災隊がどのような管理をしているのかを、毎年、何隊かの自主防災隊を無作為に選び、市が実際に確認を行うことが望ましい（意見）。	53 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R1	措置済	毎年の訓練時等に各地域で資機材の管理を行うとともに、適切な管理に務めるよう助言している。	都市防災政策課

ヒアリングによれば、市職員が防災訓練に赴き、その際に主に訓練に使用する資機材の現状や使用の可否を確認するとともに、管理等について指導・助言しているとのことであった。しかし、市は、各防災隊から備品管理表等の提出は求めておらず、また平成30年度の監査意見に対する措置結果が適切に引き継がれていなかったため、市が確認を行ったという記録も残っていなかった。その他に管理状況の確認はしていなかった。

【指摘 都市防災政策課】

補助対象経費には、防災資機材費や防災施設費があり、これらによって購入された物は、平時から使用されるものではなく、災害時に使用できる状態にあることが必要不可欠であるから、管理状況の確認は重要である。備品管理表等の提出を求めるとともに、毎年、何隊かの現物確認を行うべきである。また、防災訓練の際に確認したのであれば、その記録を残しておくべきである。

ウ 資機材の購入

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H30	自主防災組織強化対策補助金	予算消化ありきで、必要のないものを購入するといったような無駄な支出をしないよう指導することが望ましい（意見）。	52 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R1	措置済	補助金申請時に、何を購入するのかを記載していた上で、確認し、適宜助言を行っている。	都市防災政策課

自主防災隊の購入予定品を確認し、適宜指導しているとのことであったが、購入の必要性を判断するための具体的な基準はなく、補助金担当者の主観によって購入の必要性が判断されているとのことであった。助言指導した内容のわかる記録はなかった。令和元年度以降も、補助金の返納実績はなく、全て使い切られている。

【意見 都市防災政策課】

各地域において、防災体制の確立及び強化が必要十分になされることが重要であるから、資機材の購入について、最低水準のようなものを定めておき、各地域がそれを充たしているかどうかを確認することが望ましい。

エ 補助対象経費（岐阜市自主防災組織連絡協議会）

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
R2	自主防災組織強化対策補助金	交付要綱において、補助対象経費を具体的に定めるべきである（指摘）。	136 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R3	検討中	補助対象経費を要綱上明示するよう改正を検討中。今後補助対象者の意見を聴取し、意見を踏まえ引き続き改正を検討する。	都市防災政策課

【指摘 都市防災政策課】

補助金である以上、補助対象経費を定めるのは当然のことである。他の課では、速やかに交付要綱を改正しているところもある。早急に、交付要綱に補助対象経費を明示すべきである。

オ 事業評価（自主防災隊（団）・岐阜市自主防災組織連絡協議会）

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
R2	自主防災組織強化対策補助金	アウトプットは、補助対象事業により算出された活動であるから、補助金交付件数（＝自主防災隊の数）を指標にするのは不適切である。適切な指標を用いることが望ましい（意見）。	137 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R3	措置済	それぞれの事業評価シートにおいて、補助対象によって算出した活動を指標とするよう改めた。	都市防災政策課

自主防災隊（団）に対する補助金については、次の指標とされていた。すべての自主防災隊（団）をひとまとめに事業評価シートが作成されていた。

アウトプット評価（産出した活動）・・・訓練、研修の回数（目標値 50）

アウトカム評価（アウトプットによりもたらされた成果）・・・訓練参加者

岐阜市自主防災組織連絡協議会に対する補助金については、次の指標とされていた。

アウトプット評価（産出した活動）・・・研修の回数

アウトカム評価（アウトプットによりもたらされた成果）・・・研修参加者

【意見 都市防災政策課】

各自主防災隊（団）に対する補助金は、年 1 回の防災訓練の経費に限られるものではない。防災普及啓発費、防災研修費、防災資機材費、防災施設費もある。各自主防災隊（団）の活動は、地域の特性があるはずである。防災体制の確立及び強化という補助金の交付目的から、評価基準を設け、その達成度を、各自主防災隊（団）ごとに評価することが望ましい。

カ 補助の見直し（自主防災隊（団）・岐阜市自主防災組織連絡協議会）

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
R2	自主防災組織強化対策補助金	市は、本補助金を団体育成補助金としているが、団体の構成員や規約も、団体としての収支状況や財産状況も把握していない。 各自主防災隊（団）に対する補助金の額は、自主防災組織活動事業については、均等割の132,000円に、世帯割として6,617,000円×（当該自治会連合会地区の世帯数／市の総世帯数）により算出される額を加えて算定した額を交付し、自主防災訓練事業については、一律で60,000円を交付しており、交付要綱で限度額としている額をそのまま交付している。均等割の132,000円や世帯割の6,617,000、一律60,000円に根拠はない。<u>各自主防災隊（団）は、この補助金ありきで予算を組み、不足する分を自治会連合会からの負担金とし、当該事業の収支を合わせている。</u> 岐阜市自主防災組織連絡協議会に対する補助金の額は、限度額の814,000円をそのまま交付している。金額の根拠はない。 事業補助に切り替えるべきである。そして、補助金の額を根拠のない固定額と世帯数により機械的に算定するのではなく、交付要綱において、交付目的と補助の必要性に即した具体的な補助対象事業と補助対象経費を定め、一定の補助率と補助上限額を具体的に設定した上で、各自主防災隊（団）及び岐阜市自主防災組織連絡協議会から、補助対象事業に必要な額を積算した予算書を提出させ、補助の必要のある額を交付するようにすべきである（指摘）。	137 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R3	検討中	令和3年8月に他市の状況に関する調査を実施した。自主防災隊の事業を実施するうえで補助の在り方が重要となるため、補助対象者の意見を踏まえ引き続き検討する。	都市防災政策課

調査結果をまとめた資料は作成されていたが、それを踏まえ、市としてどのように検討したのかは明らかではなかった。ヒアリングによれば、自主防災隊は自発的な組織であり、平素の活動は地域住民への啓発、パトロール、資機材の整備、災害時に自力避難困難者の把握等様々である。市としては自主防災隊の育成支援を行うことが必要と考えているとのことであった。団体補助ではなく、事業補助にすることによって、一生懸命やるところとそうでないところで差が出ると考えられるため、地域格差が生じることの懸念がある。行

政からの指導・助言によって地域の防災組織の水準を一定に保ちたいとのことであった。平成 30 年度の監査の結果では、世帯数を基準に補助金額を決めているので、世帯数の少ないところの補助金が充実しなくなり、必要な資機材が購入できなくなるという弊害が生じるのではないかと指摘されている。例えば、発動発電機（20 数万円）、テント（30 数万円）など高額な資機材は、世帯数の少ない地域では購入できない。

【指摘 都市防災政策課】

自主防災隊の育成支援を行う必要があるというが、自主防災隊は、構成員すらよくわかっておらず、団体としての実体に乏しいことから、育成以前の問題である。補助ではなく、事業補助にすることによって、一生懸命やるところとそうでないところで差が出て、地域格差が生じることの懸念があるとのことであるが、その論理は不明である。地域の防災組織の水準を一定に保ちたいということと、世帯数を基準に補助金額を決めていることは矛盾している。

自治会連合会とは別の団体として自主防災隊という団体に対して補助金を交付するのであれば、まずもって団体としての実体を確立させるべきであるが、実態に即すのであれば、市民活動交流センターなど自治会連合会や関連団体に補助金を交付している所管課とともに、事業に要する経費を補助する補助金を交付することが適切であるものなのか、地域の世帯数に応じて公金を交付することが適切であると合理的な説明がつくものなのかを分析整理した上で、前者は事業補助として、後者は統合して（補助金、負担金又は交付金、委託料など）、まちづくり協議会に対して交付することを検討し、その検討内容及び結果を記録に残しておくべきである。なお、まちづくり協議会が設置されていない自治会連合会については、設置をするように支援すべきである。地域の防災組織の水準を一定に保ちたいということであれば、金額については、世帯数を基準にするのではなく、その水準に基づいて算定すべきである。

(11) 交通安全活動推進団体補助金

ア 交付対象団体の限定

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
R2	交通安全活動推進団体補助金	交付要綱において、交付目的を「交通安全の推進」とし、「交通安全意識の高揚及び啓発を主たる目的とする団体の運営を助成する」のが本補助金であるとし、補助対象団体として、岐阜中地区交通安全協会、岐阜南地区交通安全協会、岐阜北地区交通安全協会、岐阜羽島地区交通安全協会柳津町支部、岐阜市交通安全女性連絡協議会の5団体にあらかじめ限定している。交通安全意識の高揚及び啓発を主たる目的とする団体は、上記5団体に限られない。あらかじめ限定した補助対象団体に補助金を交付することが説明可能な交付目的を交付要綱に設定すべきである（指摘）。	141 頁
措置状況報告書			
結果	結果	措置状況	課
R3	措置済	要綱を改正し、補助対象団体を限定した目的を記載した。	防犯・交通安全課

改正された交付要綱は、第1条（趣旨）として、次のように記載されている。

「この要綱は、交通事故のない安全なまちづくりを推進するため、交通事故防止、運転対策等交通安全活動に地域ぐるみで取り組む団体の活動を支援することを目的として、予算の範囲内で行う交通安全活動推進団体補助金の交付に関し、・・・必要な事項を定めるものとする。」

その上で、第2条（交付の対象）として、次のように記載されている。

「補助金の交付の対象となる団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に所在する警察署管内をもって構成される地区交通安全協会
- (2) 岐阜羽島地区交通安全協会柳津支部
- (3) 岐阜羽島地区交通安全協会佐波支部
- (4) 岐阜市交通安全女性連絡協議会」

第2条第1号の「市内に所在する警察署管内をもって構成される地区交通安全協会」に交付される補助金から、各支部に補助金が交付されている。第2条第4号の「岐阜市交通安全女性連絡協議会」に交付される補助金から、各地区に補助金が交付されている。

【指摘 地域安全推進課】

「交通安全活動に地域ぐるみで取り組む団体の活動を支援する」とあるが、交通安全活動に地域ぐるみで取り組む団体が、上記団体に限定されることが明確になっていない。地区交通安全協会としての活動もあるが、地域で活動しているのは、各支部である。当該団体がどのような団体であり、何を支援することによって、交通事故のない安全なまちづく

りを推進することができるのかということを交付要綱上で明確にすべきである。この場合、地区交通安全協会、その各支部、女性連絡協議会、その各地区、それぞれの活動が異なるのであるから、区別して明確にすべきである。

イ 補助対象事業・補助対象経費

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
R2	交通安全活動推進団体補助金	交付要綱において、各支部（各地区）の行う事業の中の具体的な補助対象事業及び各支部の支出する経費の中の具体的な補助対象経費を定めるべきである（指摘）。	141 頁
措置状況報告書			
結果	結果	措置状況	課
R3	措置済	要綱を改正し、補助対象事業及び経費を記載した。	防犯・交通安全課

改正された交付要綱は、第 3 条（補助対象事業及び補助対象経費）として、次のように記載されている。

「補助金の交付の対象となる事業は、補助事業者が実施する次に掲げる事業とする。

- （１）交通安全運動の推進に関する事業
- （２）交通安全に係る啓発及び講習会の開催に関する事業
- （３）交通安全対策に関する調査及び研究に関する事業
- （４）前 3 号に掲げるもののほか、地域における交通安全の推進のため市長が必要と認める事業」

「補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業の実施に要する経費で、別表に定めるとおりとする。」

別表

補助対象団体	補助対象経費
第 2 条第 1 号に規定する団体	報償費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、手数料、保険料、使用料及び賃借料、備品購入費その他市長が必要と認める費用
第 2 条第 2 号及び第 3 号に規定する団体	報償費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、手数料、保険料、使用料及び賃借料、備品購入費その他市長が必要と認める費用
第 2 条第 4 号に規定する団体	消耗品費、食糧費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、保険料、使用料及び賃借料その他市長が必要と認める費用

【指摘 地域安全推進課】

第 3 条第 1 号の「交通安全運動の推進に関する事業」は、目的を書いているのと同じこ

とであり、補助対象事業として具体性がなく、適切ではない。補助対象事業は、具体的に記載すべきである。

【指摘 地域推進安全課】

補助対象経費は、補助対象事業ごとに、それに係る経費のうち、どの経費を補助することが必要かつ適切かという観点から定めるものであり、団体ごとに定めるというのは適切ではない。また、経費をほとんど全部かのように網羅的に定めるというのも適切ではない。この改正は、無意味なことをしているだけである。また、食糧費や保険料といったように補助金交付団体が受益者である経費を補助対象経費とすることが果たして適切といえるのか、慎重に判断すべき問題である。補助対象事業ごとに、補助することが必要かつ適切な経費を抽出して、補助対象経費として定めるべきである。

ウ 補助のあり方

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H13	交通安全協会支部補助金	補助金算定根拠の問題はありませんが、支部によっては補助金を超える繰越金のあるところもあります。補助額の算定にあたっては、事業内容及び決算内容を考慮する必要があると考えます。	
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H14	措置済	補助金より繰越金が多い場合は、その理由を確認しています。事業内容については、地域での交通安全活動に関する事業を行い、必要以上の繰越をしないようお願いします。	生活安全課

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
R2	交通安全活動推進団体補助金	交通安全協会に対する補助金は、昭和 52 年度から開始しており、長期にわたっている。岐阜市交通安全女性連絡協議会に対する補助金は、昭和 43 年度から開始しており、長期にわたっている。 市は、本補助金を団体事業補助金と位置付けているにもかかわらず、補助対象事業も定めず、実質的な補助金交付先である各支部の事業報告書の確認もしていない。補助金の額も、補助対象事業に要する経費に基づくのではなく、固定額と世帯数に応じた額で一定の金額を機械的に交付している。固定額や世帯数に乗じる額を変更したことはあるようであるが、少なくとも直近 5 年間は変動がない。具体的な補助対象事業及び補助対象経費を設定し、補助率、補助金の上限も設けた上で、固定額や世帯数によるのではなく、各支部（各地区）からの予算書及び事業計画書に基づき、交通安全協会としての活動及び各支部としての活動が要する経費を把握し、その経費毎に必要性和効果が認められる額を積算して算定すべきである（指摘）。	141 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R3	未実施決定済	算定方法について、交通安全推進活動にかかる経費は、地区の人口規模に応じて変動するため、世帯数によって算出する現在は、一定の妥当性があると考えている。補助対象経費については、要綱にその詳細を規定するよう改正する予定である。	防犯・交通安全課

令和 3 年度でみると、各支部に交付された補助金の額の差は、最も世帯の多い支部（三里 6472 世：355,656 円）と最も世帯の少ない支部（本荘南 873 世帯：86,904 円）の間で、268,752 円であった。

【指摘 地域安全推進課】

市が、地域ぐるみで交通安全活動に取り組む団体を支援するということで地域の自主性を重んじているのであれば、人口が少なくても積極的に活動するのであればそれを支援すべきである。人口に応じてしか交付されないのであれば、その範囲でしか活動できなくなり、その地域の交通安全活動が十分になされないおそれがある。経費が人口規模に応じて変動する必然性もない。世帯数で算出することが妥当とはいえない。これでは、ただ漫然と世帯数に応じて公金をバラまいているだけとの誹りを受けかねず、交通事故のない安全なまちづくりを推進するという市の意思が感じられない。自主的かつ積極的な地域ぐるみの交通安全活動を支援したいということであれば、地区交通安全協会、その各支部、女性

連絡協議会、その各地区、それぞれから、事業計画書及び予算書を提出してもらい、その経費を補助して応援するという、補助金本来の交付のあり方にすべきである。

(12) 単位老人クラブ運営費補助金

ア 補助対象経費

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
R2	単位老人クラブ運営費補助金	補助金の交付の対象となる経費は、以下のように定められている（要綱第4条）。各単位老人クラブが実施する社会奉仕活動、教養講座開催事業、健康増進事業、友愛・三世代交流事業等に係る経費のうち当該事業の円滑な運営のために必要な経費とする。但し、交際費（慶弔費を含む。）、酒類等奢侈にわたる食糧費、単位老人クラブの活動に要する経費として不適当と認められる経費を除く。 一方、連合会から提出された、406 単位老人クラブの合算の収支決算書及び各地区の内訳書に記載されている対象経費は、「会議費、活動費、事務諸費、地区老連負担金」となっている。 地区老連負担金に相当する経費を含めて、単位老人クラブの収支決算書は、<u>補助対象経費を正しい費用科目で計上させるべきである（指摘）</u>。	177 頁
措置状況報告書			
結果	措置状況	措置状況	課
R3	措置済	決算書提出の際、単位老人クラブに対して補助対象経費を正しい費用科目で計上するよう、指導した。また、年度内に申請書の様式を補助対象経費かどうか分かりやすいよう変更する。	高齢福祉課

指導したことのわかる資料はなかった。

収支決算書の様式に変更がなされていたが、次のとおりであった。会議費、事務諸費、地区老連負担金が補助対象経費とされたままであり、補助対象経費である活動費の内訳は不明であった。

(旧様式)

支出の部	科目	金額	説明
	会議費		役員会等(会議に係る茶代・会議室使用料等)
	活動費		社会奉仕活動 (円) 教養講座開催 (円) 健康増進 (円) その他 (円)
	事務諸費		事務消耗品、通信費、印刷費等
	地区老連負担金		

(新様式)

支出の部	科目	金額	説明
	会議費 (補助対象経費)		需用費【役員会等(会議に係る茶代・会議室使用料等)】
	活動費 (補助対象経費)		社会奉仕活動 (円) 教養講座開催 (円) 健康増進 (円) その他 (円)
	事務諸費 (補助対象経費)		役務費(通信費)、需用費(事務消耗品、印刷費等)
	地区老連負担金 (補助対象経費)		需用費

【指摘 高齢福祉課】

本補助金は国の在宅福祉事業補助金の対象とされており、市が行う助成事業費の1/3を国が補助しているものである。国の「在宅福祉事業費補助金交付要綱」第4条の表によると、補助金の対象経費は「老人クラブ事業の実施に必要な報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料」となっている。本補助金の交付要綱では、「各単位老人クラブが実施する社会奉仕活動、教養講座開催事業、健康増進事業、友愛・三世代交流事業等に係る経費」が補助対象経費とされている。そうであれば、かかる事業にかかる経費のうち、報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料が補助対象経費となる。したがって、会議費、地区老連負担金は、補助対象経費にすべきではない。収支決算書の書式を改めるべきである。例えば、収支決算書は、次のような書式になると考えられる。

支出の部	科目	費目	金額	説明
	〇〇事業(社会奉仕活動)	報償費		
		賃金		
		旅費		
		需用費		印刷代〇〇円

	備品購入費		
	役務費		郵便料金〇〇円
	委託料		
	使用料及び賃借料		
	計（A）		
	その他（補助対象経費外）		
	合計		
〇〇事業（教養講座開催）	報償費		
	賃金		
	旅費		
	需用費		
	備品購入費		
	役務費		
	委託料		
	使用料及び賃借料		
	計（B）		
	その他（補助対象経費外）		
	合計		
．．．．．			
補助対象経費の合計（A＋B）			
会議費			
負担金	県老連負担金		
	市老連負担金		
	地区老連負担金		
支出合計			

イ 実績報告

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
R2	単位老人クラブ運営費補助金	各単位老人クラブの事業報告書及び収支決算書の提出を受けるべきである（指摘）。	177 頁
措置状況報告書			
結果	措置状況	措置状況	課
R3	措置済	老人クラブ事務局より、各単位老人クラブの事業報告書及び収支決算書の提出を受けた。	高齢福祉課

令和3年度の各単位老人クラブの事業報告書及び収支決算書を確認した。

費目の説明の欄に具体的な内訳は記載されておらず、どのような費用を支出したのか全く分からないものであった。肝心の補助対象経費である活動費に至っては、費目すら書かれていなかった。

【指摘 高齢福祉課】

意味のない書類を作成・提出させているだけである。何のためにどのような費用を支出したのかを確認できるだけの事業報告書及び収支決算書の提出を受けるべきである。

(13) ふるさと大好き鵜飼事業補助金

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
R2	ふるさと大好き鵜飼事業補助金	「小学生に鵜飼観覧を体験させる」という手段と「ふるさとを理解し、愛する心を養う」という交付目的に照らし、 <u>補助目的を踏まえた費用対効果を検証し、その検証結果に基づき補助効果が高いと判断できるかどうか、その効果の程度を評価し、現在の補助金の妥当性を判断し、その記録を残すべきである</u> （指摘）。	189 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R3	未実施決定済	令和4年度より、教育委員会から費用の一部を鵜飼観覧船事務所に直接支払う方法に改めた。	学校指導課

市によれば、本事業を経験することによって、ふるさとを理解するだけでなく、自分の生き方やよりよい社会の在り方について主体的に考え、グローバルな視野を養っていく効果があると考えているが、数値的な検証はできていない。今後は、数値的に効果の有効性を検証し、補助金の妥当性を判断していくとのことである。

【指摘 学校指導課】

費用の支払方法を変えたとしても、その支出の必要性、有効性が認められなければならないことには変わりがない。このように、なすべきことを回避するかのような姿勢は大いに問題である。支出の必要性、有効性が認められると判断した根拠を記録に残すべきである。なお、市の考えている効果は、果たして市民に理解されるものかどうか、再考していただきたい。

(14) 地域ぐるみ学校人権教育推進委員会補助金

ア 名称と交付要綱

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
R2	地域ぐるみ学校人権教育推進委員会補助金	交付要綱にある「小中学校における人権教育を地域ぐるみで推進する」という目的で補助金を交付するのであれば、全ての学校と地域を対象とした、<u>広く人権教育を推進する事業を補助する補助金にすべき</u>である。 同和問題に関する偏見・差別を解消する目的で活動する団体の事業を補助するのであれば、<u>それを明らかにした補助金の名称や目的を交付要綱に定めるべき</u>である（指摘）。	272 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R3	未実施決定済	本事業は同和問題に関する偏見・差別を解消するための取組を推進することを目的としている。対象校は特別政策の対象となる、市内2地域の差別や偏見の解消を目指し、人権教育に取組んでおり、これを補助し推進している。なお、広く人権教育を推進することについては、ブロック別学校人権教育研究会で実施している。	学校指導課

【指摘 学校指導課】

市は、監査の結果でいうところの后者を選択したということである。そうであれば、同和問題に関する偏見・差別を解消する目的で活動する団体の事業を補助することを明らかにした補助金の名称や目的を交付要綱に定めるべきである。それをしないというのであれば、しないことが適切といえるだけの合理的な理由を記載すべきである。なお、措置状況に記載されているのは、補助の目的を述べているにすぎず、未実施決定の理由になっていない（監査の結果でも、補助の目的を否定しているわけではない）。

イ 補助対象事業

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
R2	地域ぐるみ 学校人権教育推進委員会補助金	学習支援（定期テストの勉強）、ロシア音楽コンサートは、上記の補助対象事業には該当しないのではないかとと思われる。L G B Tの講演会は、一般的な意味での人権教育に該当するが、本補助金における人権教育は、上記のとおり、同和問題に関する偏見・差別を解消することを目的としているため、やはり上記の補助対象事業には該当しないと思われる。交付要綱で定めた補助対象事業にのみ補助金を交付すべきである（指摘）。	273 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R3	未実施決定 済	実施事業は、幅広く人権教育を進めることにより、同和問題の解消を図っていると認識している。年度当初に補助対象事業について、交付要綱に基づいて再度確認した。	学校指導課

【指摘 学校指導課】

学習支援（定期テストの勉強）、ロシア音楽コンサート、L G B T講演会で同和問題の解消が図れるのであろうか。市の認識は誤っている。市は、人権教育という言葉を用いながら、同和問題に関する偏見・差別を解消するための取組を推進することを目的としていると述べている。かかる目的達成に資すると市民が納得する事業を補助対象事業とすべきである。

ウ 実績報告書

【事実関係】

年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
R2	地域ぐるみ学校人権教育推進委員会補助金	交付要綱では、補助対象経費は、対象事業にかかる「講師謝金、消耗品その他の市長が必要と認めた経費」とされている。令和元年度決算報告書によれば、870,000 円の補助金のうち、消耗品費が合計 315,514 円であるところ、その内訳は「DVD、用紙代」、「信号変換コンバーター、ファイル等」、「記録用ビデオ、記録用カメラ、SDHCカード」、「用紙、インク、記念品代等」とされているのみで、使用目的の詳細が不明であった。 <u>支出の内訳と使用目的が明確になる報告書を提出させることが望ましい（意見）。</u>	273 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R3	措置済	報告書の作成について、詳細に記載するよう依頼をした。	学校指導課

令和2年度と令和3年度の決算報告書によれば、どちらも内訳の記載は同じであり、何のために使用したのかの記載はなかった。

消耗品費の内訳は、どちらも「用紙代・ファイル代・ホワイトボード代」であり、その額は、令和2年度は214,366円、令和3年度は230,136円であった。

【指摘 学校指導課】

支出の内訳と使用目的が明確になる報告書を提出させることが望ましいという意見に対して、詳細に記載するよう依頼をしたというだけでは措置済ではない。しかも、全く詳細に記載されておらず、支出の内訳と使用目的が明確になっていなかった。支出の内訳と使用目的が明確になる報告書を提出させてから措置済とすべきである。

(15) 補助金等の全体について

ア 交付金・負担金に関する規定

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H23	補助金	補助金に類似した性格でありながら、特段の定めがない交付金・負担金についても「岐阜市補助金等交付規則」に準じた定めを検討する必要がある。 交付金については「補助金等適正化法」の定めに基づき補助金と同様に「岐阜市補助金等交付規則」の規制対象に含めることも考えられる。現在も「岐阜市補助金等交付規則」第2条に規定する「その他相当の反対給付を受けない給付金」に該当すると判断される場合は「岐阜市補助金等交付規則」の規制を受けることになっているため、補助金と一体として規制対象とすることは可能であろう。仮に、性格が異なるために、補助金と一体として規制することが困難と判断される場合は、別の規程を設ける等の方法を検討することも必要であろう。 負担金については、交付金に比べ性格が種々に及び「岐阜市補助金等交付規則」において規制することは困難な面があると判断される。その場合には、負担金の内容により区分し、それぞれに応じた別々の規制となることも現実的な対応としては必要なことであろう。 いずれにしても、<u>現在の規制する規程等がない状態は早急に改善されるべきである。補助金に関する規程等の整備と同時に、バランスを取りながら交付金、負担金に関する関係規程等も一体で整備を行い、個別の判断・解釈によるだけで規制がない項目になりうるような状態は改善する必要がある（指摘）。</u>	50 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H24	措置済み	<u>「補助金等ガイドライン」の中で、交付金及び負担金についても記載する。</u>	行財政改革課

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H26	負担金	市においては、負担金は、交付規則の対象とならない。よって、要綱も存在しない。負担金といっても、法令又は契約に基づき国又は地方公共団体に対して負担しなければならない経費から、地方公共団体が構成又は加入している各種団体（例 全国市長会）に対する会費など様々な種類がある。負担金の中には、その性質において、補助金類似のものもある。 <u>負担金においても、補助金類似の性質のものは、規則など何らかのルールを策定することが望ましい（意見）。</u>	85 頁
措置状況報告書			
結果	結果	措置状況	課
H27	措置済み	負担金の支出手続きに関しては、 <u>補助金等ガイドラインなどに規定している。</u>	行財政改革課

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
R2	補助金	少なくとも負担金については、「補助金等ガイドライン」に記載するだけでなく、根拠規程を設けるべきである。	20 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R3	未実施決定済	<u>負担金は、補助金と交付手続きが異なるため、補助金の交付手続きを定めた、補助金等交付規則において、一括りにして手続き等を定めることは難しい。ただし、負担金の適正な運用を担保することから、負担金の交付手続きに馴染むものについては、当該規則を参考として運用するよう、補助金等ガイドラインを改定した。</u>	行財政改革課

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
R2	補助金	岐阜市補助金等交付規則において、交付金及び負担金を含め交付要綱を定めるべきこと及び交付要綱に定めるべき事項を定めた条項を設けることが望ましい（意見）。	21 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R3	未実施決定済	様々な種類の負担金があることから、補助金等交付規則において、一律に要綱を定めるべきことを記載することは実施しなかった。なお、新たに、補助金の交付要綱において定めるべき事項を、補助金等ガイドラインに記載し、各補助金交付要綱においてその旨を記載するよう全庁へ通知した。	行財政改革課

【指摘 行財政改革課】

平成 24 年度の包括外部監査において、規制等がない状態は早急に改善されるべきであるとの監査の結果を受けたのに対して、補助金等ガイドライン（旧）に規定しているとの措置状況であった。平成 26 年度の包括外部監査においても、再び、ルールを策定することが望ましいとの意見を受けたが、以前と同様に、補助金等ガイドライン（旧）に規定しているとの措置状況であった。令和 2 年度の包括外部監査においても、再々度、ガイドラインではなく根拠規定を設けるべきとの指摘を受けたが、それを否定した。その理由は、「負担金は、補助金と交付手続きが異なるため、補助金の交付手続きを定めた、補助金等交付規則において、一括りにして手続き等を定めることは難しい。」とのことである。

しかし、「交付手続きが異なる」というのは、理由になっていない。それは、市が異なる交付手続きをとっているからにすぎない。平成 24 年度、平成 26 年度、令和 2 年度、いずれの包括外部監査も、負担金や交付金といえども、補助金と同じく公金を支出するものであるから、原則として根拠規定があるべきである上、負担金や交付金には実質的にみて補助金と変わらないものもあることから、補助金ではないからという形式的な理由だけで根拠規定や規制がないのは不適正であるという問題点を指摘しているものである。市は、負担金を「法令又は契約等によって、地方公共団体が負担することになる経費」と定義しているが、実際には、法令又は契約等に基づかない負担金は山ほどあり、むしろそのほうが主であった。補助金等ガイドライン（新）も、補助金、負担金、交付金（以下「補助金等」という。）は、既得権化、前例踏襲になりがちであることから、その適正な運用や見直しを実施しているとの記載をしており、負担金や交付金にも、補助金と同様の問題が起こりうることを認識しているはずである。

負担金には様々なものがあるものは承知の上である。平成 26 年度の監査の結果でも、そこに配慮して、補助金類似の性質のものは、という留保をつけている。措置状況には、様々なものがあるから一律に要綱を定めるべきこととはしなかったとあるが、様々なものがあ

るから根拠規定は必要ないということにはならない。法律がそうであるように、根拠規定というものは様々なものがあることを前提として、一般的に共通することを規定するものである。そもそも、補助金等ガイドラインは、補助金等の見直しのために作られたものであって、根拠規定になりかわるものではない。規則レベルにおいて、補助金、負担金、交付金のすべてについて定めるべきことを定め、各々の負担金や交付金についても、交付要綱を作成するようにすべきである。もちろん、負担金や交付金については、法令や契約等に基づくものもあることから、そういったものについては、例外規定を設けて対応すればよい。この例外規定を考える過程において、負担金や交付金についての見直しも行うことができる。

イ 見直し

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H13	補助金	補助金は既得権化する傾向にありますから、平成10年度に行われた <u>補助金の全面的な見直しを再度実施する必要があると</u> 考えます。また、補助金の補助目的に従い、 <u>補助の終期設定も必要ではないかと</u> 考えます。	6 頁
措置状況報告書			
結果	結果	措置状況	課
H14	措置済	14 年度、外部の委員からなる「補助金検討委員会」を設置し、指摘事項について検討している。	
H22	検討後の状況	外部の委員からなる「補助金検討委員会」から平成15年度に提出された最終提言の結果の中での「 <u>3 年経過した補助金について一旦白紙に戻す</u> 」という提言を受け、 <u>これに基づき毎年、全補助金を対象に「補助金見直し基準」に沿って見直しを行っている</u> とともに、補助金創設後、3 年を経過した補助金については「補助金等評価委員会」「補助金検討チーム」により、その必要性などを検証している。	行財政改革課
監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H23	補助金	補助金等の見直しを実施する機関のあり方、検討対象、重要性に応じた実質的な検討が可能な方法及び検討範囲について改善すべきである（指摘）。	55 頁

措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H25	措置済	行財政改革推進会議の中で意見聴取を行う対象に、平成 24 年度から 300 万円以上の補助金を加え、さらに平成 25 年度に、300 万円以上の負担金及び交付金を加えることで、重要性の高い補助金等や新設後 3 年を経過した補助金等について外部の意見を取り入れた見直しの検討を行うよう改めた。	行財政改革課

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
R2	補助金	3 年毎に全ての補助金等を廃止しゼロベースで見直すシステムを策定し、実行すべきである（指摘）。	15 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R3	措置済	団体育成（運営）補助金及び団体事業補助金については、3 年以内の終期を設定するとともに、これまでの補助金等見直しフローの見直し（毎年実施する全補助金を対象とする 1 次評価、新設 3 年目等を中心とした特定補助金を対象とする 2 次評価の導入等）等を実施した。	行財政改革課

補助金等ガイドライン（新）では、補助金等の見直しについて、次のように記載されている。

一次評価	各部局が、全補助金につき、施策評価シート及び事業評価シートに基づき、評価する。
	↓
二次評価	行財政改革課が、新設 3 年目の補助金、新設 10 年以上経過した補助金を中心に、10 件程度、対象を抜粋し、所管課に対し、補助金見直しチェックシートに基づく評価を依頼する。
	↓
	補助金評価チームが、補助金見直しチェックシートに基づく評価をし、これを参考に、行財政改革課が評価する。

【指摘 行財政改革課】

平成 15 年の最終提言は、3 年経過した補助金を一旦白紙に戻して見直すべきとのものであり、平成 22 年度の検討後の状況では、全補助金を見直すとあったが、行われていな

かった。令和２年度の包括外部監査により、上記最終提言に基づき、３年毎に全ての補助金等を廃止しゼロベースで見直すシステムを策定し、実行すべきとの指摘を受け、見直しフローが改定されたが、１０年以上経過したものから１０件程度を抽出するに留まっている。これは措置済ではない。また、所管課が事業評価シートに基づいて評価するのは、補助金に限らず各事業で行われているものであり、補助金の見直しではない。所管課では、補助金交付団体とのつながりがあるため、客観的な見直しを行い辛いのが実情である。行財政改革課において、３年を経過した補助金、少なくとも１０年を経過した補助金について、全ての補助金を対象にしてゼロベースで見直しを行うルールを策定し、実行すべきである。

ウ 交付申請書の暴力団排除条項

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H26	補助金	暴力団排除条項を導入した補助金交付申請書を用いるべきである。（指摘）	101 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H30	未実施決定済	暴力団排除条項を導入した申請書を用いているのは、中核市 54 市中、２市であった。加えて、本市の補助金申請件数は年間数千件に及ぶことから、補助事業への影響も考慮する必要がある。また、補助金交付決定通知書の様式において、交付の条件として補助金交付規則の遵守及び補助金の取り消しや返還について明記していることから、暴力団排除条項を導入した申請書とする必要はないと考える。	行財政改革課

【指摘 行財政改革課】

他の中核市が導入していないから、導入しないことが適切になるわけではない。措置状況にある「補助事業への影響を考慮する必要がある」というのは、意味がよくわからない。導入しないことが適切であるといえる理由は見当たらない。申請書に暴力団排除条項を設けたり、誓約書も併せて提出させたりするのは、暴力団排除の抑止的効果を持たせることや詐欺罪の立証に有用であるからである。交付決定書に交付規則の遵守を交付の条件に明記しても、これらの有用性は代替できない。暴力団排除条項を導入した補助金交付申請書を用いるべきである。

6 学校

(1) A L T

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
R1	A L T	個人がA L Tを希望する場合、委託元への登録のうえ派遣という形式のみになるとのことであるが、直接交渉の場合、より低い費用で雇用できる可能性も考えられることから、 <u>一律に委託のみとはせず、市の直接雇用枠も設けることが望ましい（意見）。</u>	34 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R2	未実施決定済	平成 30 年度末に令和元年度からの 3 年間の派遣業務委託に係るプロポーザルを行ったため、契約期間中である現在、A L Tを直接雇用する措置は講じることができていない。直接雇用により、費用を軽減できるかもしれないが、 <u>個別の採用でA L Tの質を担保することが難しいだけでなく、A L Tが途中で退職した場合の補充が難しく直接雇用のリスクが大きい</u> ため、今後も市の直接雇用によるA L T派遣は難しいと考える。	学校指導課

【指摘 学校指導課】

市によれば、委託元には採用条件があり、それにより質の担保に資すると考えられるとのことであるが、それは、派遣登録における質の担保を述べているにすぎず、個別の採用で質の担保ができることとは両立するものであり、個別の採用で質の担保が難しいことの根拠にはならない。A L Tに欠員が生じた場合でもバックアップ体制があることも述べられていたが、それも派遣登録のメリットを述べているに過ぎない。個別採用だとA L Tが途中で退職した場合の補充が難しいということはあるかもしれないが、監査の結果は、直接雇用枠「も」設けることが望ましいというものであって、派遣登録から直接雇用に切り替えることを求めているものではない。派遣登録と直接雇用枠を併用しないのであれば、派遣登録のメリットではなく、併用しないほうが適切であるといえるだけの合理的な理由を明らかにすべきである。

(2) 不登校対策

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
R1	不登校児童・生徒問題	不登校児童・生徒の状況が複雑化し、新たな問題が発生してきていると考えられる。しかし、市は不登校対策のマニュアルとして「不登校対策の手引き心のキャッチボール改訂版平成 19 年 3 月」を活用しているのみで、平成 19 年 3 月以降にマニュアルの改訂が行われている様子はなかった。 たしかに、当該マニュアルは説明が丁寧であり、不登校児童・生徒に対する接し方についても詳細に分析、対応が記載された優れたマニュアルである。しかし、当該マニュアルが平成 19 年 3 月以降更新を行っていないことで、新たな事例への対応が遅れてしまうことや、対応が不適切になる可能性がある。そのため、市においては、昨今の不登校児童・生徒の問題点について、情報を刷新したマニュアルの改訂版を作成することが望ましい（意見）。	73 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R2	措置済	不登校児童生徒数が増加を続けていること、その態様も多様であることから、 <u>状況に応じて適宜内容を改訂していく。</u>	学校指導課

改訂はされていなかった。「不登校対策の手引き心のキャッチボール」については、県の出版物であるとのことである。

なお、市では、「心のキャッチボール」に記載されている基本事項を踏まえて、教育相談担当、ほほえみ相談員、スクールカウンセラー等、不登校児童生徒の対応に直接関わる職員を中心に、最新の情報や草潤中学校の実践を提示しながら研修を進めている。また、例年 1 月に開催している岐阜市教育公表会でも、不登校対策の実践や講演会を行い、各校の不登校対策の充実に努めているとのことである。

【指摘 学校指導課】

改訂していくという意思表示だけで措置済にすべきではない。しかも、県の出版物ということなら、なぜ「改訂していく」と述べて措置済にしたのであろうか。改訂するなら、改訂してから措置済とすべきであり、検討中ならば検討中とすべきであり、改訂しないなら、その合理的な理由を明記した上で、未実施決定とすべきである。

【意見 学校指導課】

平成 19 年 3 月という 15 年以上前に作られたマニュアルに沿うほうが不自然である上、不登校問題は、その時々々の世情や世代によって、その現象や原因、対応方法が異なるもの

である。監査の結果は、研修をすることを求めているのではなく、マニュアルを作成することを求めているのである。市独自に情報を刷新したマニュアルを作成することが望ましい。

(3) いじめ対策

ア 教育委員会への報告

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
R1	いじめ対策	市は、各学校に対して、各期末にどのようないじめがあり、どのように対応しているかを、所定の報告書様式を使用して報告、提出することを義務付けている。そして、市は、各学校から提出された報告書に基づき、いじめの認知件数を把握しているということである。令和元年7月に、市立中学校に在籍する3年生の男子生徒（以下、「本生徒」とする）が転落死をした事案が発生した。本事案はいじめが強く疑われることから、いじめ防止対策推進法に規定する重大事態として、「岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会（以下、「第三者委員会」とする。）」が教育委員会の諮問に応じ調査を行った結果、本生徒へ明確にいじめと認定した事案が34件報告されている。このことから、市では所定の報告書様式を整備し、報告及び提出することを義務付けていたものの、十分には機能していなかったと言わざるを得ず、今後、 <u>第三者委員会の調査報告書にしたがい、適切に運用するよう指導を徹底されたい（意見）。</u>	80 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R2	措置済	<u>新たな報告書様式を整え、いじめ（疑いも含む）事案について、認知後24時間以内に市教委へ報告するようにした。市教委報告後は、学校指導課内及び教育政策課管理監と速やかに共有し、必要に応じて学校へ指示をする体制を構築した。</u>	学校指導課

新旧の報告書様式を比較したが、認知後24時間以内に市教委へ報告することを指導するような記載は見られず、他にも改良点が見当たらなかった。むしろ、旧の報告書様式では、速報日付部分に「いじめ発覚後24時間以内」との記載がなされていたが、新の報告書様式では、当該記載が削除されていた。市教委に報告するか否かは学校の判断によるとのことであった。旧様式の時から、注意書きに、「いじめの疑いがある行為が発覚した時点で

「速報」として市教委に報告し日時を入力」と記載されていた。

また、「市教委報告後は、学校指導課内及び教育政策課管理監と速やかに共有し、必要に応じて学校へ指示をする体制を構築した」というものが、具体的にどのような体制が構築されたのかも明らかではなかった。

直近5年間における市教委が報告書の提出により把握したいじめの認知件数は、次のとおりであった。令和2年度、令和3年度と、認知件数が減少していた。

	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	627	1098	1828	558	322
中学校	226	278	553	170	225
計	853	1376	2381	728	547

【指摘 学校安全支援課】

監査の結果は、いじめの認知漏れがないよう、市教委への報告漏れがないよう、報告書の提出の運用を学校に指導することを求めるものである。学校に対し、いじめの疑いのある行為の認知のあり方、市教委への報告のあり方について、指導する文書を作成し、遵守させるようモニタリングすべきである。

イ マニュアルの整備

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
R1	いじめ対策	市は、いじめが認知された場合に参照する文書はあるものの、マニュアルとして策定されていない状況である。当該行為を「いじめ」と認定してよいのか、また「いじめ」として対応をした方がよいのか、現場の教員が迷うケースが考えられる。いじめと認知されたとしても、教育委員会のフローチャートに従えば、情報共有段階の時点で、「必要に応じて校長まで各自報告」としか書かれておらず、どのような事案で、だれが主体となって校長に報告をするかが書かれていない。そうすると、いじめが認知されたとしても、放置される可能性がある。本案件のような重大事態の発生を予防するためにも、教育委員会は、第三者委員会の調査報告書の提言にしたがい、 <u>どの行為が「いじめ」に該当するか、認知されたいじめにどのように対処すればよいかなどを具体的に検討するとともに、教職員へ周知徹底するためにもマニュアルとして再整備するよう検討されたい（意見）。</u>	81 頁

措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R2	措置済	いじめ未然防止を含むいじめに係る対応に専任する「いじめ対策監」を、全市立学校に配置した。 また、いじめ対策監の活動支援及びスキルアップのために年間 11 回の研修を実施する。いじめ対策監が講師となって校内研修を実施したり、児童生徒や保護者、地域の方を対象にしたいじめに係る研修を実施する。 いじめの対応マニュアルについては、各学校で策定しているいじめに対する基本方針の見直し、充実化を図ることで、マニュアルとしての機能を持たせている。	学校指導課

【意見 学校安全支援課】

どの行為が「いじめ」に該当するか、認知されたいじめにどのように対処すればよいかなどを具体的に検討するということについては、研修で対応しているとのことである。研修資料は充実したものであった。しかし、監査の結果は、マニュアルを整備することである。教職員が、研修内容を忘れることなく、適宜、参照できるよう、研修内容を整理したハンドブックを作成することが望ましい。

【意見 学校安全支援課】

監査の結果が求めているマニュアルは、どんな時に、誰が、何をしなければならないかを明示して自覚させるためのものである。いじめ防止基本方針の中でいうと、最後の 2 頁にある「いじめ問題発生時の対応」というフローチャートとその説明である。このフローチャートは、複雑で分かりにくく、どんな時に、誰が、何をしなければならないかが明確ではない。

文部科学省の「いじめ防止等のための基本的な方針」では、次のように定められている。

「学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定めることが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。・・・アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め（「早期発見・事案対処のマニュアル」の策定等）、それを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込む必要がある。」

本来は基本方針とマニュアルは異なるものであるが、各学校のいじめ防止基本方針にマニュアルとしての機能を持たせるのであれば、その機能が発揮され、適切に運用されるよう、より具体的に使いやすいものにするようにすることが望ましい。

(4) 私費会計

ア 給食費にかかる収入金調書及び決算報告書の作成

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
R1	給食費	給食費の収入金調書及び決算報告書を作成していない学校があった。これについても、給食費が私費であることを改めて認識し、収入金調書及び決算報告書を <u>作成すべき</u> である（指摘）。	107 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R2	措置済	7月の事務職研修会において、事務職員に全ての収入金において収入金調書を作成することと、収入金調書と支出金調書を出納簿と突合を管理職がすることを <u>指導した</u> 。（給食費の決算報告は「学校給食会」が行うものであるため各学校で作成するものではない。）	学校指導課

ヒアリングの際には、各学校で収入金調書及び決算報告書が作成されたかどうかの確認はしていないとのことであったが、その後の意見では、年1回の管理訪問での諸帳簿の点検において、収入金調書、支出金調書及び出納簿の確認をしているとのことであった。

【指摘 学校指導課】

監査の結果は、作成すべきというものであるから、作成することを指導しただけでは措置済ではない。全学校で作成されたことを確認して初めて、措置済とすべきである。

イ 金銭管理

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
R1	売上金の管理	受払記録なく現金のみを保管していると、当該販売に関係のない支出に使用したとしても検証することができず、横領等の温床となる可能性がある。したがって、通帳等を <u>作成するとともに、入手金の受払管理を行う必要がある</u> （指摘）。	108 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R2	措置済	支出金調書及び収入金調書とともに、通帳及び印鑑の管理を徹底するよう、今後も、指摘4の再発防止策として管理訪問を通じて <u>指導を継続していく</u> 。	学校指導課

市によれば、年1回の管理訪問において、通帳の作成と現金の受払記録を確認している

とのことである。

【指摘 学校指導課】

作成すべき、管理を行うべきとの指摘に対して、指導を徹底していくというだけでは、措置済ではない。各学校で通帳等が作成されたこと、受払管理が行われていることを確認して初めて、措置済とすべきである。

(5) 備品管理

ア 廃棄決定時の会議録

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
R1	備品管理	廃棄リストを作成するまでの過程や最終的な意見交換等の廃棄決定過程の記録が乏しいため、どのような判断で廃棄に至ったかを <u>会議録として残す</u> ことが望ましい（意見）。	125 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R2	措置済	「図書廃棄委員会」の設置と、廃棄規準のどのような観点から廃棄決定に至ったかを記録として残すよう <u>指導した</u> 。	学校指導課

市によれば、年1回の管理訪問の際に、学校が作成した廃棄リストや会議録を確認しているとのことであるが、管理訪問の際に使用しているチェックリストには、図書の廃棄に関する事項は記載されていなかった。

【指摘 学校指導課】

会議録を残すことが望ましいとの意見に対して、指導するというだけでは、措置済ではない。各学校で会議録が残されていることを確認して初めて、措置済とすべきである。

【意見 学校指導課】

年1回の管理訪問で使用するチェックリストに、図書の廃棄に関する事項も記載することが望ましい。

イ 備品台帳の一斉点検

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
R1	備品管理	市が主導になって、 <u>備品台帳の一斉点検</u> をして、どのくらいの物品が所在不明なのかを把握することが望ましい（意見）。	126 頁

措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R2	措置済	各学校（園）に改めて、備品台帳への登録確認を行うよう通知した。	教育政策課

備品台帳の一斉点検はしていなかった。なお、教育委員会は、毎年行われる学校施設監査に併せて、該当校（年 8 校程度）の備品登録状況の確認を行っているとのことであった。今後は、「備品管理と服務規律の徹底について」（令和 4 年 11 月 15 日付け岐阜教育事務所長通知）を踏まえ、各学校あてに備品と備品台帳の突合を行うよう通知し、その結果について報告を求めることとするとのことである。

【指摘 教育政策課】

備品台帳の一斉点検をして把握することが望ましいとの意見に対して、登録確認を行うよう通知したというだけでは、措置済ではない。備品台帳の一斉点検をして初めて、措置済とすべきである。各学校による突合とその結果報告をもって備品台帳の一斉点検とするのであれば、各学校からの報告が形式的なものに留まることなく、教育委員会が備品台帳の一斉点検を行ったのと同じ効果を有する程度に実質的なものにすべきである。

（６）学校規模の適正化

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
R1	学校規模の適正化・適正配置	市では、学校規模の適正化・適正配置の検討については、平成 17 年 8 月以来、追加的な検討はなされていない。一方、公共施設等総合管理計画において、平成 29 年から 30 年間ににおける小中学校の施設の更新及び修繕等に係る費用は合計約 2,152 億円と試算しているが、これは単年の一般会計予算額を大きく超えるものである。学校規模の適正化・適正配置は、教育の質をどう高めるかという視点で検討されるものであるが、市の将来の財政面の検討も考慮した形で検討されたい（意見）。	126 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R2	措置済	学校形態のあり方に加えて、財政面の検討も含めた学校規模の適正化・適正配置を行っていく。	教育政策課

令和 3 年度は、中学校の学校運営協議会で学校の児童生徒数の減少状況、施設の老朽化も踏まえて意見を聞いた。令和 4 年度は、小学校について、同様の意見を聞いている。その後は、保護者等の意見を聞き、その上で検討を進めるとのことである

【指摘 教育政策課】

行っていくという意思表示をするだけで措置済にすべきではなく、検討中とすべきであ

る。検討にあたっては、監査の結果で問題提起された点も含め、検討していき、その過程を記録に残しておくべきである。

(7) 公益財団法人岐阜市学校給食会の運営費

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H22	公益財団法人岐阜市学校給食会運営費補助金	補助金の対象となる職員の人件費に対して、 <u>補助の根拠となる計算式が明確になっておらず、また、これまでの補助金額が一定金額で推移してきたことから、見直しが十分に行われてきたとはいえなかった</u> （意見）。	109 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H23	措置済	当該補助金は、（財）岐阜市学校給食会運営費補助金交付に係る取扱い内規第3条において、補助対象経費の1／2を補助限度としているものの、 <u>岐阜市給食会の経営状況も良好であることを財務諸表等により確認したため、補助限度を下回る1／3程度の補助金額としている</u> 。上記の検討結果により、補助金額は適正であると判断した。なお、 <u>同様の検討は毎年度行うこととする</u> 。	学校保健課

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H26	公益財団法人岐阜市学校給食会運営費補助金	そもそも、補助金対象経費は、学校給食会職員の人件費であるところ、職員の人件費は、委託事務費として、保護者が支払う学校給食費から支払われている(平成 25 年度実績にて、物資購入代金約 98.5%、委託事務費約 1.5%)。この点、市の補助金の増減により、学校給食費に含まれる委託事務費に影響が生じる可能性がある。すなわち、市が補助金を増やせば、学校給食費から支払われる委託事務費は少なくなる方向となり、逆に、市が補助金を減らせば、学校給食費から支払われる委託事務費は多くなる方向となる。学校給食費に関しては、単に補助金を減らせばよいという問題ではないと考える。学校給食に対する市の考え方にも関わるが、学校保健課においては、少なくとも、<u>学校給食費に含まれる委託事務費と補助金との関係を認識し、補助金の算定方法が妥当であるか検討することが望ましい</u>(意見)。	279 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H27	措置済	補助金対象経費である人件費の算定方法について見直した。	学校保健課

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H26	公益財団法人岐阜市学校給食会運営費補助金	補助金は、7,150,000 円に定まっているということではない。<u>学校給食会の立場からすれば、要綱の算出方法により、補助金が支給されることを認識し、組織として必要と考える補助金交付申請額を決めることが望ましい</u>(意見)。	279 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R1	検討中	令和元年度分についても補助金交付申請額の見直しは見送った。今後も岐阜市の給食費会計方法も含めて検討される予定である。	学校給食会
R2	検討中	補助金の見直しについては、今後、岐阜市の給食費会計方法の在り方と併せて検討される予定である。	学校給食会

R3	検討中	補助額については、市の予算の範囲内において設定しているが、他都市の状況も調査し、引き続き検討をしていく。	学校給食会
----	-----	--	-------

市が見直したとする人件費の算定方法が明らかになる資料として提出されたのは、「岐阜市学校給食会補助金人件費の算定方法見直しの検討過程について」と題する資料であった。これは、A4用紙1枚の資料で、作成日も作成者も書かれていないものであった。これには、学校給食会の「人件費総額を業務に係る時間で公益目的事業費用と法人会計費用（委託事務費）で按分（8：2）して人件費を算出し、そのうち公益目的事業費用の人件費を補助対象とし、公益目的事業費用の人件費に2分の1を乗じた額を補助限度額とした」と記載されていた。令和2年度の予算書の付表4においては、昭和37年からの「補助金」、「借入金」、「運営費」、「割合」の推移が記載されており、「※H26から運営費は「役員報酬」「給料手当」「法定福利費・福利厚生費」「退職給付積立」「旅費交通費」の合計」と記載されていたが、「公益目的事業費用と法人会計費用（委託事務費）で按分（8：2）して人件費を算出し、そのうち公益目的事業費用の人件費を補助対象とし、公益目的事業費用の人件費に2分の1を乗じた額を補助限度額とした」ことに関する明記はなかった。

交付要綱において、補助対象経費は「人件費」とあるだけで、上記のような人件費の区別はなされていない。

補助金の額は、平成28年度以降もずっと、平成18年当時の額である7,150,000円のままであった。

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
R2	公益財団法人岐阜市学校給食会運営費補助金	<u>市が見直したとする人件費の算定方法が明らかになる資料を残した上で、補助目的を踏まえた費用対効果を検証し、その検証結果に基づき補助効果が高いと判断できるかどうか、その効果の程度を評価し、現在の補助金額の妥当性を判断し、その過程を記録に残すべきである（指摘）。</u>	79頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R3	検討中	学校給食会による給食物資の一括購入は、学校間での給食の質を均一化するとともに、 <u>食材を学校毎に単独購入するより効率的かつ経済的であることから、これを実施するための学校給食会への補助は必要だと判断している。</u> また、補助金額については、市の予算の範囲内において設定しているが、他都市の状況も調査し、引き続き検討をしていく。	学校給食課

学校給食会の令和3年度の予算書によれば、次のとおりであった。

<物資会計>

収入		支出	
科目	金額	科目	金額
保護者からの給食費	1,752,842,000 円	購入費（主食・副食）	1,730,192,000 円
		業務会計繰出金	23,539,000 円
市からの借入金	20,000,000 円	市への返金	20,000,000 円
預金利息	12,000 円	支払手数料	70,000 円
預り金	1,000,000 円	支払利息	53,000 円
合計	1,773,854,000 円	合計	1,773,854,000 円

※保護者からの給食費から購入費を控除した額 22,650,000 円 (㉑)

<業務会計>

収入		支出	
科目	金額	科目	金額
業務会計繰入金	23,539,000 円	役員報酬	3,391,000 円
基本財産受取利息	2,000 円	給料手当	16,525,000 円
市からの補助金	7,150,000 円	雑給	91,000 円
預金利息	1,000 円	退職給付費用	930,000 円
繰越金	50,000 円	法定福利費	3,321,000 円
		福利厚生費	51,000 円
		旅費交通費	946,000 円
		消耗品費	126,000 円
		燃料費	18,000 円
		食料費	6,000 円
		印刷製本費	218,000 円
		光熱用水費	110,000 円
		修繕費	76,000 円
		通信運搬費	286,000 円
		支払手数料	614,000 円
		保険料	70,000 円
		委託料	1,135,000 円
		リース料	457,000 円
		備品購入費	50,000 円
		負担金	90,000 円
		租税公課	2,231,000 円
合計	30,742,000 円	合計㉒	30,742,000 円

学校給食法第 11 条及び学校給食法施行令第 2 条は、次のように定めている。

学校設置者が負担する経費	保護者が負担する経費
学校給食に従事する職員に要する給与その他の人件費	左記以外の学校給食に要する経費
学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費	

ところが、上記のとおり、学校給食会の人件費を含め、その運営に係る経費のうち、約 75% (A/B) は、保護者からの学校給食費で賄われている。

市が見直したとする資料によれば、人件費の 8 割の 2 分の 1 を補助限度額としているだけであり、平成 18 年度から変わっていない 7,150,000 円という予算額を検討した過程は記載されていなかった。

【指摘 学校給食課】

まずもって、学校給食に要する人件費を保護者が負担している事実、学校給食会の運営に係る経費のうち約 75% が保護者からの学校給食費で賄われている事実について、どのように考えるのかを明確に示すべきである。

市の見解では、「学校給食に従事する職員」とは市の職員のことであり、学校給食会の職員のことでないとのことである。しかし、学校給食に係る業務を学校給食会が行っているのであるから、保護者が学校給食に係る人件費を負担しているのは事実である。また、市は、学校給食会に委託することによって市（学校）の職員の負担が軽減されていると考えているのであるから、実質的に同一に扱っているといわざるを得ない。

しかも、令和 2 年度の予算書の付表 4 において、次のように記載されていた。これは、学校給食会の人件費等を給食費で補填していることを問題と捉えている記載である。

＜補助金をめぐる問題＞

学校給食法第 11 条及び学校給食施行令第 2 条において、学校給食に要する経費の学校設置者と保護者の負担割合が規定されており、保護者が負担する給食費は主に食材費、光熱水費と解される。また学校設置者は学校給食に従事する職員の人件費を負担するとあり、市町村学校給食会の事務、人件費等運営費は当該市町村で負担すべきであるとの見解から多くの市町村では食材費のみを給食費として徴収している。岐阜市においては、給食会の運営費（人件費）の 1/2 を補助限度としているものの、平成 27 年度までは 1/3 程度に据え置かれており、実質人件費に相当する経費も給食費によって補填されているのが現状である。

【指摘 学校給食課】

措置状況では、食材を学校毎に購入するよりと書かれているが、岐阜市学校給食会を通じて購入する場合だけでなく、市が直接業者から調達する場合であっても、学校毎に購入するよりも効率的かつ経済的であるという観点でいえば変わらないのであるから、それだけをもって学校給食会に対する補助の必要性が認められることにはならない。役員報酬をはじめとする学校給食会の運営に係る経費は、学校給食会という法人が存在することによって発生するものである。学校給食会が存在しなければ発生しない費用、保護者が負担しなくても済む費用である。上記＜補助金をめぐる問題＞からすると、少なくとも学校給食会が存在することによって発生する経費を保護者に負担させている現状を検討する必要があることは、市も認識していると考えられる。保護者に負担させないこととすると、学校

給食会には自主財源がないのが現状であるので、市から約 2300 万円を拠出して学校給食会を運営維持させるしかない。学校給食会を存在させることによって発生する経費と、学校給食会を存在させない場合に発生する費用を具体的に算出し、緻密に分析した上で、物資調達のある方、学校給食会のあり方、学校給食会に対する補助のあり方について、総合的かつ具体的に見直し、その検討過程を記録に残すべきである。

（８）学校給食費

ア 未納問題

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
R1	給食費	市は、各小中学校と協力して <u>直接的または間接的に未納問題に取り組むことが望ましい</u> 。なお、私会計であることによって対応が困難であるのであれば、後述する公会計化によって解消させることも考えられる（意見）。	117 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R2	措置済	学校事務職員を対象に課題や要望の提出を依頼し、 <u>状況を把握した</u> 。長期的な未納と一時的な振替不能とを分けて把握できるよう、令和 2 年度の <u>毎月の推移を調査するよう依頼した</u> 。	学校保健課

学校の状況を把握し、学校に調査を依頼しただけでは、未納問題に取り組んだとはいえず、措置済ではない。

毎月の推移の調査というのは、「学校給食費振替件数内訳記録表」というものを各学校に記入させたというものであった。各月の振替予定件数、振替不能件数（うち要保護世帯数、うち準要保護世帯数）、滞納件数（前月分以前の振替不能件数のうち、当月振替日において、引続き未納の延べ件数）、電話件数、通知件数の合計数が記入された表であった。これを基に、教育委員会が何をしたのかは不明であった。

【指摘 学校保健課】

監査の結果は、各学校でなく、教育委員会に対して、未納問題に取り組むよう求めているのである。把握した状況、依頼した調査結果を踏まえ、教育委員会として、未納問題に対する具体的な行動をとるべきである。

イ 給食費の公会計化

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H26	公益財団法人岐阜市学校給食会運営費補助金	学校給食費について、私会計を採用することは、違法とまではいえないと考えるが（横浜地方裁判所平成 26 年 1 月 30 日判決においては、学校給食法は、会計制度につき公会計、私会計のいずれかを採るかは地方公共団体の裁量に委ねていることから市が私会計を採用することは違法ではないと述べる）。また、公会計導入にはコストの問題もあろう。しかしながら、各学校長の負担、未払学校給食費の強制的徴収が事実上できないといった観点からは、私会計のデメリットは大きいと考える。公会計にすれば、市は、学校給食費の徴収責任主体として、必要な措置を講じなければならない（地方自治法第 240 条第 2 項参照）、法的措置も視野に入れることで、保護者間の不公平感をなくす対策を実際に講じることが可能となる。昨今、公会計を導入したり、あるいは、導入に向けて動いたりしている自治体が多く見られるところでもある。以上より、市は、<u>学校給食費の公会計導学校給食費の公会計導入を検討すべき</u>である（指摘）。	285 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H27	検討中	学校給食費公会計について <u>他市の実施状況確認</u> を 8 月及び 10 月に行った。現在は教育委員会事務局内部において検討中である。	学校保健課
H28	検討中	文部科学省「次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース」が策定予定（H30）の学校給食費の会業務に係るガイドラインに沿って検討を進める予定である。	学校保健課
H29	検討中	文部科学省「次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース」が策定予定（H30）の学校給食費の会業務に係るガイドラインに沿って検討を進める予定である。	学校保健課
H30	検討中	文部科学省「次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース」が策定予定（H30）の学校給食費の会業務に係るガイドラインに沿って検討を進める予定である。	学校保健課

R1	検討中	<u>文部科学省より令和元年7月31日付で公表されたガイドラインに基づき、公会計化に向けて体制を整えていけるよう調整を進めている。</u>	学校保健課
R2	検討中	公会計化に伴う諸課題について、先行自治体の事例調査や関係部局との協議等を行うなど、 <u>調査・研究を行っている。</u>	学校保健課
R3	検討中	公会計化に伴う諸課題について、先行自治体の事例調査や関係部局との協議等を行うなど、 <u>調査・研究を行っている。</u> 令和3年度は、大垣市・各務原市や学校事務職員会との意見交流会を実施し、 <u>より具体的な課題を認識した。</u>	学校給食課

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
R1	給食費	文部科学省のガイドラインで学校給食費の公会計化等の推進が強く期待されていることから、公会計化導入について検討する体制を整備していくことが望まれる（意見）。	119 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R3	検討中	公会計化に伴う諸課題について、先行自治体の事例調査や関係部局との協議等を行うなど、 <u>調査・研究を行っている。</u>	学校給食課

平成 28 年 6 月 3 日付け「次世代の学校指導体制にふさわしい職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース（学校現場における業務の適正化に向けて）」では、「学校給食費などの学校徴収金会計業務の負担から教員を解放する」ことが謳われており、「学校を設置する地方自治体が自らの業務として学校給食費の徴収・管理の責任を負っていくことが望ましい」、「学校事務体制を強化するとともに、学校給食費を含む学校徴収金の徴収・管理業務の一体的な実施等の業務改善を図るためにも、学校事務の共同実施を推進していくことが重要である」と指摘されている。

また、文部科学省の令和元年 7 月 31 日付け「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」でも、「公立学校における学校給食費の徴収・管理に係る教員の業務負担を軽減するためには、学校給食費を地方公共団体の会計に組み入れる「公会計制度」を採用すると共に、保護者からの学校給食費の徴収・管理業務を地方公共団体が自らの業務として行うことが適切」と指摘されている。

市は、令和 3 年 2 月付け「学校給食費の公会計化の推進と学校徴収金の在り方について」という A 3 用紙 1 枚の資料を作成していた。そこでは、「スケジュール」として、令和 3 年度に方針決定し、令和 4 年度に条例を制定し、令和 5 年度から制度開始すると書かれていた。これは、令和元年度の措置状況に即したものであった。ところが、令和 2 年度の措置状況では、調査研究を行うとなっており、令和元年度の措置状況から後退しており、上記

のスケジュールも変更されたようである。

市は、令和3年10月18日付け「中核市の公会計の状況」というA4用紙1枚の資料を作成していた。これによると、公会計を導入している中核市が24市で、平成27年4月以降に導入した市が11市であった。

令和3年10月18日付け「公会計化検討における岐阜市の課題」というA4用紙1枚資料も作成していた。そこでは、「私会計の整理」、「給食会（物資調達）」、「情報セキュリティ」の3項目について、「状況、課題等」、「公会計移行への影響等」、「改善策（案）、意向（案）」が記載されていた。

また、令和3年11月24日付け「各務原市・大垣市意見交換会における公会計化に関するまとめ」というA4用紙1枚資料を作成していた。

市としては、今後も引き続き調査研究していくとのことであったが、上記の調査研究を踏まえ、今後、どのようなスケジュールで、何を検討していくのか、何に取り組んでいくのかを示したものはなく、令和3年2月付け「学校給食費の公会計化の推進と学校徴収金の在り方について」については、どのように考えているのかも明確ではなかった。

【指摘 学校給食課】

公会計化の課題を検討することはもちろんのことであるが、それだけだと否定的な方向にしか向かわない。それ以前に、現状の課題や問題点を詳細に把握し、その解決方法を検討し、その経過を資料として残すべきである。文部科学省の「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」も、平成30年度に実施した「学校給食費の徴収・管理業務の改善・充実に係る調査研究」を踏まえたものである。また、令和3年2月付け「学校給食費の公会計化の推進と学校徴収金の在り方について」について、どのように考え、どのように取り扱うのかも、明らかにすべきである。そのうえで、何年も調査研究を継続するのではなく、スケジュールを立てて集中的に検討し、適切な時期までに明確な方針を決定し、改善策を実施していくべきである。

7 公民館

(1) 運営コストの把握・情報公開

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H24	公民館	各公民館のコストの把握について、更新の検討に利用するため、各公民館の総コストを把握すべきである（指摘）。 費用対効果が高い公民館から優先的に更新することが適切である。そのためには、公民館ごとの費用及び効果を測定するため、<u>公民館の利用状況のみならず公民館運営のコストも把握する必要がある</u>。その場合は、<u>設備投資に係る費用である減価償却費やその他の関連経費を含めた総コストで把握することが必要である</u>。したがって、公民館ごとの支出のみならず、減価償却等を含めた総コストを把握することが必要である（指摘）。 また、現在、公民館の収支状況や利用状況について情報公開がされていない。今後の公民館のあり方や、整理統合等に関する問題を、市民が判断するためにも、<u>各公民館の収支状況等について開示していくことが必要である</u>（指摘）。	117 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H26	措置済	現公民館の耐用年数を概ね 50 年又は 60 年とした場合において改築が必要となる公民館及び近年の改築実績を踏まえた概算コストについて整理した。今後、これを踏まえ、単年度あたりの財政負担の平準化に留意し、さらに学校との合築なども含めて、計画的で効率的かつ効果的な改築の実施に資する。	社会教育課

市は、平成 29 年 3 月、岐阜市公共施設等総合管理計画を策定した。その中の、施設類型ごとのマネジメントに関する基本方針において、各公民館の運営コストの合計額は記載されていたが、措置状況の報告がなされた平成 26 年当時はまだ、各公民館の運営コストが把握されていなかった。

各公民館の利用状況や収支状況の開示については、上記総合管理計画をホームページに掲載しているのみであった。

なお、市は、令和 3 年 3 月に、岐阜市公民館個別施設計画を策定しているが、これは、主として公民館の老朽化の状況という物的側面から、改修計画を立てているものであり、監査の結果で指摘されているような、各公民館の利用状況や運営コストの観点からの検討

はなされていない。

直近５年間にける各公民館の利用状況は、次のとおりであった。(人)

公民館	R3	R2	R1	H30	H29
三輪北	2,038	1,270	4,827	5,693	6,073
三輪南	4,203	3,816	10,947	11,907	12,909
岩野田	2,783	3,306	7,032	8,801	8,782
岩野田北	10,249	9,659	24,401	27,881	27,036
長良	－	－	－	－	24,836
長良東	4,995	3,790	12,956	12,663	13,325
長良西	13,623	13,475	25,580	31,630	33,305
常磐	6,872	5,720	18,747	16,902	15,590
鷺山	6,077	5,755	12,723	15,095	16,928
藍川	3,512	3,141	10,223	11,690	13,492
則武	9,465	4,465	15,555	16,735	18,035
島	11,652	5,781	23,935	17,527	29,575
早田	10,093	9,563	20,683	20,016	19,862
城西	4,140	2,754	9,991	10,846	13,006
黒野	9,050	7,752	21,616	23,094	23,878
方県	3,462	2,686	7,597	8,046	8,415
網代	429	767	3,283	3,639	4,042
西郷	5,559	5,400	9,988	11,395	10,968
七郷	10,163	6,225	30,476	21,040	30,193
木田	3,291	2,962	6,875	8,132	8,028
合渡	3,984	4,804	10,714	12,346	13,409
金華	8,491	8,228	16,539	18,090	19,576
京町	10,141	7,490	13,793	14,857	16,962
明德	6,924	6,015	15,452	15,149	14,916
徹明	15,612	14,323	26,961	29,064	30,495
本郷	6,040	4,235	9,782	11,584	11,985
木之本	5,557	4,134	13,085	13,674	14,419
梅林	6,149	7,670	23,947	25,056	22,413
白山	4,196	3,682	16,246	14,815	17,624
華陽	3,057	2,617	8,080	11,040	10,211
本荘	18,636	18,032	32,822	32,978	43,366
三里	15,502	11,742	33,862	26,685	35,571
鏡島	5,945	5,956	15,089	15,490	15,997
市橋	12,838	11,266	22,260	26,525	26,397
日置江	3,778	3,241	10,369	10,903	11,774
鶉	9,429	11,358	20,120	20,561	20,343

茜部	12,358	17,989	25,478	20,375	25,013
厚見	7,905	8,884	22,073	25,067	26,592
加納東	5,800	5,484	13,851	14,637	15,566
加納西	7,973	6,419	18,758	20,109	20,192
芥見	5,021	6,586	11,597	12,828	12,123
芥見東	4,771	4,932	8,344	10,122	11,076
芥見南	6,515	5,968	10,980	11,928	12,459
岩	4,647	3,905	11,659	13,110	12,660
日野	3,843	1,899	9,340	11,310	13,155
長森北	7,565	6,877	15,592	15,761	15,679
長森南	6,789	7,017	18,727	20,580	19,141
長森東	7,401	5,725	13,136	14,747	14,428
長森西	4,706	4,270	10,899	13,571	13,111
柳津	10,173	10,935	21,222	21,899	29,096
合計	353,402	319,970	778,212	807,593	904,027

【指摘 市民活動交流センター】

措置状況報告書は、監査の結果で指摘された内容に全く対応していない。措置済みとするのであれば、対応した措置をとってからにすべきである。

【指摘 市民活動交流センター】

各公民館の利用状況及び収支状況をホームページで公開すべきである。

【指摘 市民活動交流センター】

各公民館の改修計画には、各公民館の利用状況（将来の予測も含む）及び運営コストの観点も採り入れるべきである。

(2) 使用料のあり方

ア 使用料減免制度

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H24	公民館	<u>使用料減免制度のあり方について検討することが望ましい（意見）。</u> 公民館登録団体として登録されたクラブ・サークルの活動であることをもって、<u>全額免除することは、「使用料算定基準」の原則的な扱いに沿わない可能性がある。</u>公民館登録団体は 10 名以上という定めがあることから、公民館利用者の 1 人当たりの 1 回の使用料は最大で 130 円と少額であること、<u>公民館と同様の目的で使用されているコミュニティセンターの使用料は減免されていないが利用率は公民館よりも高いこと</u>から、使用料を減免することによって公民館の利用率が大きく向上しているとは考えにくい。 <u>使用料を減免する効果があまりないのであれば、受益者負担の原則の例外とする必要がないと</u>考えられるため、使用料の免除のあり方について検討することが必要であると考える（意見）。	118 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H30	措置済	公民館の今後のあり方については、社会教育施設としての意義や本市の特性等をかんがみ、<u>当面現行制度を維持しつつ、地域コミュニティ拠点として地域との更なる連携強化を図っていくとの方針を、関係部局と協議の上で決定した。</u><u>将来、現行の公民館制度の見直し等の必要が生じれば、料金体系を含めた管理体制のあり方をあらためて検討する。</u>	社会教育課

措置状況報告書に書かれている「地域コミュニティ拠点として地域との更なる連携強化を図っていくとの方針」というのは、具体的には明らかでなかった。

公民館の使用料減免のあり方について検討したことのわかる記録はなかった。

【指摘 市民活動交流センター】

「社会教育施設としての意義や本市の特性等」というだけでは、監査の結果で提示された問題意識に対して答えたことにならない。「将来、現行の公民館制度の見直し等の必要が生じれば」と書かれているが、監査の結果では、見直しの必要が生じているとされている。監査の結果で提示された問題意識に対して、どのように検討し、どのような根拠で結論を導き出したのかを明らかにした記録を作成すべきである。

イ 柳津公民館

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H24	公民館	柳津公民館の <u>使用料及び減免の取り扱いについて</u> 、他の公民館における取り扱いとの調整を図るべきである（指摘）。	119 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H28	措置済	柳津公民館に係る減免制度の取扱いについては、合併調整期間満了を機に、平成 28 年度から他の公民館と同様とするよう制度運用の見直しを行った。	社会教育課

使用料減免については、他の公民館と同様にしたが、使用料については、未だ他の公民館と異なったままであった。

【指摘 市民活動交流センター】

柳津公民館の使用料についても、監査の結果に従い、他の公民館と同様するよう見直すべきである。

(3) 他の公共施設を含めた分析・検討

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H24	公民館	公民館の規模について、利用状況に鑑みれば、必ずしも公民館を現在の規模で更新する必要はない公民館もあるため、他の公共施設の空き室を利用する等といった対応により、更新コストの縮減に努めることが望ましい（意見）。 公民館が低利用となった原因となっている下記の3つの理由により、必ずしも公民館を現在の規模で更新する必要はないものと考えられ、<u>改築ではなく、他の既存の公共施設の空き室を利用する等といった対応により、更新投資額の縮減に努めることが必要な処置である</u>と考えられる（意見）。 ① <u>コミュニティセンターとの間で、利用にあたっての連携をとることにより、サービスの重複が解消されれば、公民館について現在の規模での運営が必要ではないところも出てくるものと考えられる。</u> ② 公民館の周辺に<u>小学校等、生涯学習や会合のために利用、代替できる施設が存在するならば、公民館は現在の規模で更新する必要はないものと考えられる。</u> ③ 地区人口が少ないとしても、人口に見合った規模の施設であれば、低利用率という状況は生じないものと考えられるため、更新にあたっては規模に配慮することや、<u>近隣の公民館との統合も考慮すべき事項と考えられる。</u>	122 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H25	措置済	公民館を改築するにあたっては、公民館が所在する地区の人口を基本として算定した基準を内規で定めていることから、これに基づいて改築後の公民館の面積を設定することになる。また、改築にあたっては、財政状況を勘案し、実効性や効率性等にも留意した上で学校との合築などの手法も採り入れている。	社会教育課

平成 24 年度の包括外部監査において、「他の公共施設の空き室を利用する等といった対応」がとれるか、具体的には「コミュニティセンターとの間で、利用にあたっての連携をとること」、また「公民館の周辺に小学校等、生涯学習や会合のために利用、代替できる施設が存在すること」を考慮することが求められていたが、他の施設を所管する部署との協議や情報共有を含めた連携が十分になされていなかった。

岐阜市公共施設等総合管理計画によれば、地域コミュニティに関わる施設が、次のとお

り設置されている（令和３年４月１日時点）。

総合管理計画による分類		名称	数
集会施設・生涯学習施設	公民館	公民館	50
	その他集会施設		2
	生涯学習施設	コミュニティセンター	8
	その他生涯学習施設	学習等供用施設	7
		生涯学習センター	2
社会教育施設	青少年教育施設	青少年会館	5
	図書館	図書室	5
子育て支援施設	児童館・児童センター等	児童館・児童センター等	14
	子ども・若者総合支援センター等	子ども・若者自立支援教室	4
		幼児支援教室	8
福祉施設	高齢福祉施設	老人福祉センター	9
	その他福祉施設		3

自治会連合会の区域で整理すると、次のとおりである。

分類	集会施設・生涯学習施設				社会教育施設		子育て支援施設			福祉施設	
	その他集会施設	生涯学習施設	その他生涯学習施設		青少年教育施設	図書館	児童館・児童センター等	子ども・若者総合支援センター等	高齢福祉施設	その他福祉施設	
名称	公民館	生涯学習センター	コミュニティセンター	生涯学習センター	青少年教育施設	図書館	児童館・児童センター等	子ども・若者総合支援センター等	高齢福祉施設	その他福祉施設	
所管課	市民運動・社会・青少年教育課	生涯学習センター	生涯学習センター	生涯学習センター	青少年教育施設	図書館	児童館・児童センター等	子ども・若者総合支援センター等	高齢福祉施設	その他福祉施設	
三輪北	公民館				社会・青少年教育課	図書館	子ども支援課	子ども・若者総合支援センター	高齢福祉課	福祉政策課	
三輪南	公民館	北城部コミュニティセンター					サンフレンズみわ、児童センター		三輪園		
岩野田	公民館										
岩野田北	公民館						岩野田児童センター				
長良	公民館						長良児童センター				
長良東	公民館							長良幼児支援教室			
長良西	公民館							岐阜北幼児支援教室			
常磐	公民館	北部コミュニティセンター			北青少年会館	長良図書館			長寿園		
鷺山	公民館						鷺山子ども館				
藍川	公民館										
則武	公民館										
島	公民館										
早田	公民館	早田教育集会所									
城西	公民館	日光コミュニティセンター					日光児童センター				
黒野	公民館	西部コミュニティセンター				西部図書館	黒野児童館		交楽園	岐阜市黒野共栄館	
方県	公民館										
網代	公民館										
西郷	公民館				青山青少年会館						
七郷	公民館							七郷子ども・若者自立支援教室			
木田	公民館										
合渡	公民館										
金華	公民館										
京町	公民館				中央青少年会館			明徳子ども・若者自立支援教室	友楽園		
明徳	公民館										
徹明	公民館										
本郷	公民館						本郷児童センター		みまこ老人センター	岐阜市福祉健康センター	
木之本	公民館									岐阜市民福祉活動センター	

分類	集会施設・生涯学習施設					社会教育施設		子育て支援施設			福祉施設	
	公民館	その他集会施設	生涯学習施設	生涯学習センター	その他生涯学習施設	青少年教育施設	図書館	児童館・児童センター等	子ども・若者自立支援教室	子ども・若者自立支援センター	高齢福祉施設	その他福祉施設
名称	公民館	市民活動交流センター	コミュニティセンター	学習等利用施設	生涯学習センター	青少年会館	図書室	児童館・児童センター等	子ども・若者自立支援教室	幼児支援教室	老人福祉センター	
所管課	市民活動交流センター	社会・青少年教育課	男女共生・生涯学習推進課			社会・青少年教育課	図書館	子ども支援課	子ども・若者総合支援センター		高齢福祉課	福祉政策課
梅林	公民館							梅林児童館	奨励子ども・若者自立支援教室			
白山	公民館											
華盛	公民館											
本荘	公民館											
三里	公民館											
鏡島	公民館					青少年ルーム		西児童センター			西部福祉センター	
市橋	公民館		市橋コミュニティセンター							市橋幼児支援教室		
日殿江	公民館											
鶴	公民館							サンフレンドうずら・児童センター				
西部	公民館									岐阜南幼児支援教室		
厚見	公民館											
加勢東	公民館		南部コミュニティセンター							加勢幼児支援教室	晴東園	
加勢西	公民館							加勢児童センター				
芥見	公民館		東部コミュニティセンター				東部図書室		芥見子ども・若者自立支援教室			
芥見東	公民館							東児童センター				
芥見南	公民館											
岩	公民館											
日野	公民館											
長森北	公民館		長森コミュニティセンター			東青少年会館	長森図書室	長森児童センター				
長森南	公民館											
長森東	公民館									岐阜東幼児支援教室		
長森西	公民館											
柳津町	公民館	ライフポート柳津		東栄会館	柳津生涯学習センター		柳津図書室	柳津児童館		柳津幼児支援教室	柳津高齢者福祉センター	
				本郷会館	もえぎの里生涯学習センター							
				北塚会館								
				南塚会館								
				宮上ふれあい会館								
				宮下コミュニティ会館								
				南塚コミュニティ会館								

とりわけ、公民館とコミュニティセンターは、目的、利用実態などが類似している。簡単に対比すると、次のとおりである。

	公民館	コミュニティセンター
根拠法令	社会教育法 岐阜市公民館条例	岐阜市コミュニティセンター条例
所管課	市民活動交流センター	男女共生・生涯学習推進課
設置目的	市町村その他一定区域内の住民のために、実的生活中に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する（社会教育法第20条）	地域住民の連帯意識を高め、快適で住みよい地域社会の形成に寄与する（岐阜市コミュニティセンター条例第1条）
管理運営	館長、主事、職員	指定管理者
事業	一 定期講座を開設すること。 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。 （社会教育法第22条）	指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 施設の管理に関する業務 (2) 使用の許可及び制限に関する業務 (3) 地域の生涯学習及びコミュニティ活動の推進に関する業務 (4) 前3号に掲げる業務のほか、センターの管理上又は第1条の目的を達成するため市長が必要と認める業務 （岐阜市コミュニティセンター条例第5条第1項）

公民館の主たる事業として公民館講座がある。直近5年間の状況は、次のとおりであった。

テーマ	分類内容	令和3年度		令和2年度		令和元年度		平成30年度		平成29年度	
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
健康に関する講座	ヨガ、認知症	22	372	24	517	93	3,639	111	4,339	135	4,850
教育に関する講座	親子講座、青少年講座、サイエンス教室	39	1,502	9	551	150	5,742	89	3,850	108	6,857
趣味を深める講座	物作り、将棋、ラジオ	52	655	28	310	81	1,296	86	1,932	78	1,342
人権についての講座	文化、ネット、ハラスメント、いじめ、コロナ	52	2,018	44	1,243	65	3,109	51	2,302	51	2,537
パソコン講座	プログラミング含む	5	52	4	46	9	209	12	137	16	188
日本文化の講座	盆踊り、古文書、着付け、茶の湯、しめ縄	22	365	17	346	41	1,682	63	3,495	55	2,816
暮らしに関する講座	救命救急、防災、相続	34	1,421	16	490	48	1,405	49	1,476	55	1,918
レクリエーション・スポーツの講座	カラオケウォーキング	10	227	24	403	61	2,643	48	1,506	31	1,612
歴史講座	ふるさと講座、まちの歴史	15	413	17	437	31	1,263	27	1,213	28	1,044
音楽に親しむ講座	演奏会	14	600	6	200	30	1,885	39	2,352	40	2,666
教養を高める講座	朗読、実験	1	19	6	145	30	979	11	352	13	207
園芸講座	剪定、ガーデニング、フラワーアレンジメント	9	158	12	250	9	309	7	132	19	385
料理講座	シニア料理教室、世界の料理教室	3	74	0	0	11	193	30	693	33	697
環境に関する講座	省エネ、段ボールコンポスト	16	284	5	80	16	315	15	439	24	592
その他	天体観測、夏祭り	9	441	2	125	16	2,405	19	3,118	17	2,235
合計		303	8,601	214	5,143	691	27,074	657	27,336	703	29,946

災害時、公民館が避難所として利用されるとのことであるが、物資は備蓄されておらず、あくまでも一時的な避難場所、避難所の本部としての機能があるとのことであった。

【指摘 市民活動交流センター】

措置状況報告書は、地区の人口規模に応じるとする内規に基づくとするだけで、監査の結果には応えていない。監査の結果は、それを前提に、人口だけにとらわれず、具体的な利用状況、類似の利用がなされている公共施設と併せて、更新計画を検討する必要性を述べているのである。しかし、市は、岐阜市公共施設等総合管理計画からも明らかなように、施設類型ごとに方針を立てており、類似の機能を持っている施設を横断的に検討することをしていない。監査の結果に従い、公民館と類似の機能を持っている施設を横断的に分析、検討した上で、改修計画を見直すべきである。

【指摘 市民活動交流センター】

公民館をコミュニティセンターに移行する取組みは、全国各地で行われている。公民館は災害時の避難所としての利用価値があるとのことであるが、そうであるならば、なおさらコミュニティセンター化するほうが望ましいということになる。類似の機能を発揮している施設が、それぞれ設置されると、それぞれに指定管理者が置かれるなど、非効率的で、余計な費用がかかってしまうと考えられる。例えば、長岡市は、生涯学習、福祉健康、子ども若者支援、まちづくりをひとまとめにした地域のコミュニティ組織が運営するコミュニティセンターを開設している。地域コミュニティに関する施設を所管する部署が一堂に会し、施設の設置、運営のあり方について協議検討を行い、その経過資料を作成し保管すべきである。

8 コミュニティセンター

(1) 施設のあり方

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H24	コミュニティセンター	<u>類似の施設から提供されるサービスを把握し、施設規模等の見直しを行うことにより、経費の縮減・運営の合理化を図ることが望ましい。また、空き室について他の公共施設のために利用することが望ましい（意見）。</u> コミュニティセンターにより提供されるサービスと、コミュニティセンターの類似施設等から提供される重複するサービスを把握することにより、過剰となっているサービスを把握し、これに見合った施設規模等の見直しを行うことが、経費の縮減・運営の合理化につながるものと考えられる。また、<u>地域の需要に比し、過大な設備が整備されていることも利用率低迷の一因であると考えられる。</u>この点、コミュニティセンターの空き室について、他の公共施設のために利用することにすれば、空き室の縮減につながり、また、集約した他の公共施設のための建物等が不要となることから市全体での施設規模等の見直しにつながることとなり、維持更新コストを低く抑えることが可能となるものと考えられる。	139 頁
措置状況報告書			
結果	結果	措置状況	課
H26	措置済	平成 25 年 10 月、26 年 3 月に類似施設の所管部署と情報共有のための意見交換を行ったほか、平成 25 年 8 月に利用者へのアンケートを実施した。 今後、それらの意見を踏まえ、経費の縮減、運営の合理化や、施設の有効活用のため空室状況の情報共有に努めていく。	市民協働推進課

措置状況報告書では、「平成 25 年 10 月、26 年 3 月に類似施設の所管部署と情報共有のための意見交換を行った」とされていたが、意見交換の内容や結果等を取りまとめた資料は残されていなかった。また、措置状況報告書では、「今後、それらの意見を踏まえ、経費の縮減、運営の合理化や、施設の有効活用のため空室状況の情報共有に努めていく」とされていたが、経費の縮減、運営の合理化に努めた形跡は見当たらなかった。公民館の所管課との情報共有はなされていたとのことであるが、その記録は作成されていなかった。

直近5年間の稼働状況は、次のとおりであった。

コミュニティセンター		東部	西部	北部	南部	日光	長森	市橋	北東部
部屋数		11	7	8	9	6	9	10	8
指定管理料 (R2) (千円)		19,403	18,763	17,881	20,048	18,741	19,717	20,647	19,052
H29	月平均利用者数	6,931	3,578	7,489	5,980	5,140	6,374	8,674	5,539
	区分ごと稼働率	30.16	35.31	47.44	40.84	44.72	41.88	40.56	37.61
	日ごと稼働率	55.70	62.94	75.24	68.87	72.78	69.34	68.90	63.15
H30	月平均利用者数	6,842	3,582	7,857	5,745	5,154	6,527	8,709	5,642
	区分ごと稼働率	30.04	36.0	49.0	38.4	43.1	43.0	38.8	36.9
	日ごと稼働率	55.8	63.7	74.7	65.2	70.5	69.7	66.4	63.4
R1	月平均利用者数	5,943	3,173	6,980	5,234	4,788	6,159	8,113	5,238
	区分ごと稼働率	<u>27.1</u>	33.6	43.9	34.2	39.1	41.7	36.5	36.0
	日ごと稼働率	50.1	60.7	68.3	59.8	63.8	67.4	63.2	60.7
R2	月平均利用者数	3,761	2,359	4,192	3,069	2,364	3,843	4,729	2,449
	区分ごと稼働率	<u>21.6</u>	<u>28.9</u>	36.2	<u>24.8</u>	<u>29.5</u>	32.3	<u>29.2</u>	<u>25.1</u>
	日ごと稼働率	<u>43.6</u>	51.6	62.4	<u>49.1</u>	57.3	58.3	53.5	<u>47.2</u>
R3.4 -8	月平均利用者数	2,587	1,670	3,549	2,499	1,695	3,230	4,174	1,777
	区分ごと稼働率	<u>20.5</u>	<u>26.4</u>	37.4	<u>28.4</u>	30.2	33.3	31.8	<u>22.4</u>
	日ごと稼働率	<u>43.8</u>	50.7	65.5	60.1	56.4	57.0	56.7	<u>46.1</u>

【指摘 男女共生・生涯学習推進課】

上記の監査の結果は、継続して取り組むべき課題の提示である。何年も先にまた同じ指摘を受けることもある。監査の結果を受けて行った意見交換やアンケート結果の資料は残しておくべきである。また、定期的に同じ取り組みを行い、適時に検討をし続けるべきで

ある。

【指摘 男女共生・生涯学習推進課】

新型コロナウイルスの影響もあるとはいえ、稼働率が良好とはいえない。公民館のところで述べたが、自治会連合会単位で整理すると、類似の利用がなされているものもあったり、同一の建物内にあったりするものもある。類似の機能を發揮している施設が、それぞれ設置されると、それぞれに指定管理者が置かれるなど、非効率的で、余計な費用がかかってしまうと考えられる。例えば、長岡市は、生涯学習、福祉健康、子ども若者支援、まちづくりをひとまとめにした地域のコミュニティ組織が運営するコミュニティセンターを開設している。地域コミュニティに関する施設を所管する部署が一堂に会し、施設の設置、運営のあり方について協議検討を行い、その経過資料を作成し保管すべきである。

9 生活保護

(1) 面接記録票

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H27	相談から保護開始決定・通知に至るまでの事務	今後は、面接記録票の重要性を再認識し、記載項目は漏れなく全て記載するとともに、誰が見ても読みやすく記載することが望ましい（意見）。	43 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H28	措置済	面接記録票をわかりやすく記載している。	生活福祉一課・二課

監査の結果を受けて、課長、係員から、相談員に口頭で指導をしたとのことであった。分かりにくい記載があると、その都度、指導をしていたとのことであった。

その後、メモ書きをエクセルに入力するようになり、現在は、福祉システムに入力するようになった。

【指摘 生活福祉一課・二課】

措置状況報告書の記載では、未実施決定のように読める。措置済みとするからには、具体的にとった措置を記載すべきである。

(2) 援助方針の策定

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H27	相談から保護開始決定・通知に至るまでの事務	<u>ケース格付基準のあてはめに拘らず</u> 、ケース診断会議において、被保護者の個々の状況に応じたケース格付等の対応を検討することが望ましい（意見）。	68 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H28	措置済	実情に合ったケース格付基準にするよう基準を見直します。	生活福祉一課・二課

ケース格付基準のあてはめに拘らず、ケース診断会議において、被保護者の個々の状況に応じたケース格付等の対応を検討したことのわかるものはなかった。

ケース格付け基準の見直しについては、次の点が変更されていただけであった。

旧 (H24. 9. 1)	新 (R4. 9. 1)
高齢者世帯 D ケース ・在宅者が複数いる又はヘルパーが派遣されている	高齢者世帯 D ケース ・ヘルパー等が訪問している、または、全員がデイサービス利用している ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を利用しており、施設管理者等により日常的に生活実態が把握され、その状況が報告されている
障がい者世帯 D ケース	障がい者世帯 D ケース ・ヘルパー等が訪問している、または、全員がデイサービス利用している

【指摘 生活福祉一課・二課】

監査の結果は、ケース格付基準のあてはめに拘らず、個々の状況に応じた対応を検討することが望ましいというものであるのに対し、措置状況報告書は、ケース格付け基準を見直すというものであり、対応関係になっていない。監査の結果と対応関係にある措置状況報告書を作成すべきである。

【意見 生活福祉一課・二課】

ケース格付け基準に形式的に当てはめるのが適切でない場合もある。ケース診断会議において、ケース格付け基準に形式的に当てはめてもよいかどうかを確認し、個々の状況に鑑みてケース格付け基準への形式的な当てはめとは異なる結論をとった場合は、その検討経過と理由を記録として残しておくことが望ましい。

(3) 訪問調査

ア 計画の実施

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H27	地区担当 現業員の 事務	現業員は、ケース格付に従って策定された年度訪問計画に従い、訪問調査を行うべきである（指摘）。	84 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H28	措置済	現業員は訪問計画に従い訪問し、査察指導員はその状況を随時確認、指導する。	生活福祉一課・二課

監査の結果を受けて、改善を指導したとのことであった。

家庭訪問等件数の変化は、次のとおりであった。

(平成 27 年包括外部監査当時)

	H24.9 ～H25.8	H25.9 ～H26.8	H26.9 ～H27.8
計画	23,760	23,059	22,903
実績	19,440 (81.8%)	19,424 (84.2%)	19,101 (83.3%)
査察指導員同行	353	288	298

(直近 3 年間)

	R1.9 ～R2.8	R2.9 ～R3.8	R3.9 ～R4.8
計画	21,061	20,059	19,193
実績	17,478 (82.9%)	16,537 (82.4%)	15,452 (80.5%)
査察指導員同行	282	246	184

【指摘 生活福祉一 課・二課】

実施率は、若干であるが下がっていた。早期の自立を促す観点からも、不正受給の早期発見の観点からも、現業員による訪問調査は特に重要な業務である。原則としては、計画に従って必ず訪問調査を実施すべきである。

イ 実質的な不実施

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H27	地区担当 現業員の 事務	訪問調査時に被保護者が不在の場合は、不在連絡票を置くだけでは足りない。現業員から電話連絡をし、 <u>次回の面談予定日を決めておく</u> などすることで、 <u>訪問調査において、確実に面談できるようにすべき</u> である(指摘)。	84 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H28	措置済	面接ができない場合は、電話連絡等も含め対応していく。	生活福祉一 課・二課

実態としては、1 回目の訪問で会えなかった場合は、概ね 1、2 週間後にもう一回訪問し、それでも会えなかった場合は、不在連絡票を置く。1 週間ほど経っても連絡がない場合、電話連絡をするかももう一回訪問するとのことであった。

【指摘 生活福祉一 課・二課】

訪問調査において確実に面談できるようにすべきという監査の結果に対して、電話連絡等も含め対応していくというのでは、措置済みとはいえない。組織として、速やかに面談できるよう、面談できずに終わってしまうことのないよう、訪問調査の実施要領を作成すべきである。

ウ 資産調査

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H27	地区担当 現業員の 事務	施設に入所しており、施設が通帳等を管理している ケースについては、 <u>施設から、訪問調査時を含めて、 定期的に、通帳の写しを提出させることを検討するこ とが望ましい。</u> また、 <u>親族が通帳等を管理している場 合にも、訪問調査時を含めて、定期的に、通帳の写し を提出させることを検討することが望ましい。</u> (意見)。	91 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H28	措置済	訪問調査では、必要な調査を行い、確認した内容を ケース記録に記載する。	生活福祉一 課・二課

施設入所者の場合、年1回資産報告書の提出をしてもらう際、施設に協力をお願いしているが、通帳写しを添付してもらうことを義務付けてはおらず、半分以上は添付されていないとのことであった。親族の場合も含め、そもそも、通帳の管理者の調査把握が十分でないとのことであった。

【指摘 生活福祉一 課・二課】

措置状況報告書は、何も対応していないのと同じである。通帳の管理者を記載するような報告書の書式に改めた上で、通帳の写しを添付してもらうようにすべきである。

エ 記録の作成

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H27	地区担当 現業員の 事務	ケース記録は、 <u>原則として、訪問調査等があった当 日に記載すべき</u> である。処遇判定票や援助方針と記載 の齟齬が生じるのは、ケース記録、処遇判定票、援助 方針について、決定した後に、すぐに、記載しないた めである。記載が遅れば、記憶も薄れ、正確性を欠 く記載となる可能性が高い。また、適時に、査察指導 員に、ケース記録を回覧することができず、査察指導 員との間で、情報の共有を図ることができなくなる。 さらに、記憶等が新鮮なうちに記録をすることが結果 的には、ケース記録の記載等事務処理の速度を上げる ことになる（指摘）。	105 頁

措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H28	措置済	速やかに、ケース記録を記載する。	生活福祉一課・二課

現業員に指導はしたとのことであったが、当日に記載されているかどうかの確認はしていなかった。当日に記載すべきとのルールも設けられていなかった。

【指摘 生活福祉一 課・二課】

措置状況報告書は、単なる意思表示であり、措置済みではないし、何らかの検討もされていない。指導はしても、実施状況を確認しなければ意味がない。組織として、事務が適切に行われるような方策をとることが措置である。ケース記録を原則として訪問当日に記載すること、例外を許容するのであれば、どのような場合に許容されるのかを具体的に特定すること、査察指導員がこれを確認することなどを定めた事務要領を作成すべきである。

(4) 引継書

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H27	地区担当 現業員の 事務	個別のケースごとに使用される引継書については、チェックリスト方式にすることで、引継事項、注意事項の漏れをなくす工夫をすることが望ましい（意見）。	107 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H28	検討中	「ケース覚書」に懸案事項、注意事項等を記載し、引き継いでいるが、引継事項、注意事項のチェックリストを検討する。	生活福祉一課・二課
年度	結果	措置状況	課
H28	措置済	引継事項、注意事項の漏れをなくしていくため、「引継書」にチェックリスト方式を取り入れていく。	生活福祉一課・二課

平成 28 年度にチェックリストを取り入れ、現在はシステムにケース覚書のフォーマットがあり、チェックリストのように記載すべき項目が表示されるようになっているとのことである。

【指摘 生活福祉一 課・二課】

措置状況報告書は、単なる意思表示であり、措置済みではない。しかも、その表明したことを実行もしていない。措置をとるのであれば、措置をとってから具体的な措置内容を記載した上で、措置済みとすべきであり、措置をとらないというのであれば、その合理的な理由を具体的に記載すべきである。

(5) 就労自立支援

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H27	就労自立に向けた事務	平成 25 年通知の適用においては、被保護者による自立活動確認書の作成は出発点である。組織として自立活動確認書の作成を一切求めないということになると、岐阜市において平成 25 年通知に基づく事務執行はなされないことがその帰結となろう。本来、自立活動確認書は、被保護者の就労自立に向けた主体的な取組のために作成が有用であると考えられているものはずである。被保護者に自立活動確認書の作成を強制することはできないのは当然ではあるが、少なくとも、現状のように一律作成しないという扱いには疑問がある。 <u>自立活動確認書の作成を一切求めていないという現在の事務執行を今後も継続することが妥当であるか早急に検討すべきである（指摘）。</u>	124 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H28	措置済	受給者に就労支援を開始する際には、対象者と今後の活動方針を協議し、「自立活動確認書」を作成させる。	生活福祉一課・二課

その後の新受給者については、必要なときは作成してもらっているとのことであったが、その数を把握していなかったため、作成状況は不明であった。

既に受給している者については、作成を求めていなかった。

自立活動確認書に基づき求職活動を行っていることを支給要件とする就労活動促進費の実績（平成 29 年度～令和 3 年度）は、0 件であった。

【指摘 生活福祉一課・二課】

「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針」（平成 25 年通知）の「対象者」（就労可能と判断する被保護者であって、就労による自立に向け、本支援が効果的と思われる者）に該当するか否かを判断すること、該当すると判断できる者には自立活動確認書の作成を求めることを記した事務要領を作成すべきである。

(6) 費用返還及び徴収

ア 被保護者死亡後の対応

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H27	費用返還 及び徴収	分割返済の途中で被保護者が死亡した場合、 <u>相続人を調査し、相続人からの債権の回収を行うべきである。相続人から相続放棄をしたとの主張がなされた場合には、家庭裁判所が交付する申述受理証明書を提出させるべきである</u> （指摘）。	219 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H28	検討中	被保護者が死亡した場合の相続人調査や相続人からの債権回収については、課内の体制や業務の見直し等も必要なため、引き続き検討する。	生活福祉一課・二課
H28	措置済	被保護者が死亡した場合には、 <u>相続人からの回収の可否を確認していく。相続人から相続放棄をしたとの主張がなされた場合には、家庭裁判所が交付する申述受理証明書を提出させるようにする。</u>	生活福祉一課・二課

相続人に納付書、督促状、催告書を送付しており、相続放棄がされていれば、次の相続順位の方に納付のお願いの手紙を出しているとのことであった。令和3年度において、債務のある被保護者が死亡している件数、相続人に催告書等を送付した件数、相続人から回収した件数及び金額は、不明であった。廃止ケースについては、債権管理ファイルを作成し、相続人への対応状況や納付書等送付状況を記載していた。

【意見 生活福祉一課・二課】

相続人からの債権の回収状況、法的措置を行うか否かの判断などのため、債務のある被保護者が死亡している件数、相続人に催告書等を送付した件数、相続人から回収した件数及び金額を記録に残しておくことが望ましい。

イ 回収業の外部委託

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H27	費用返還 及び徴収	債権を適正に管理するための体制整備の方策として、 <u>回収業務を外部に委託することを検討することが望ましい</u> （意見）。	219 頁

措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H28	検討中	回収業務の外部委託については、システム改修等も必要となるため関係部署と調整しながら外部委託の可能性を検証していく。	生活福祉一課・二課
H28	措置済	回収業務の外部委託については、システム改修等が必要など課題も多いため、他都市の状況なども確認しながら外部委託を検討していく。	生活福祉一課・二課

外部委託の検討状況を示すものはなかった。

直近３年間の回収状況は、次のとおりであった。

<63 条>

	調定 年度	件数	調定額 a	件数	回収額 b	不納欠損額 c	回収率 b/a
R1	当年度	3,291	114,884,556	2,333	104,971,355	0	91.4%
	過年度	2,261	39,582,330	113	557,549	9,185,842	1.4%
R2	当年度	3,328	81,264,283	2,328	63,628,659	0	78.3%
	過年度	2,881	38,357,542	130	1,374,250	2,178,880	3.6%
R3	当年度	3,366	79,979,018	2,375	69,478,923	0	86.9%
	過年度	3,515	47,931,823	161	1,028,049	4,763,542	2.1%

<78 条>

	調定 年度	件数	調定額 a	件数	回収額 b	不納欠損額 c	回収率 b/a
R1	当年度	4,538	43,896,365	3,837	27,102,718	0	61.7%
	過年度	2,091	94,395,358	24	184,915	24,598,133	0.2%
R2	当年度	4,224	70,025,923	3,528	26,100,216	0	37.3%
	過年度	2,459	83,548,299	66	594,712	3,346,623	0.7%
R3	当年度	4,322	37,123,699	3,761	25,256,334	0	68.0%
	過年度	2,816	119,103,377	60	530,407	4,519,560	0.4%

【指摘 生活福祉一課・二課】

検討することが望ましいとの監査の結果に対して、検討していくとの措置状況であるのであれば、検討状況を示すものを残しておくべきである。

【意見 生活福祉一課・二課】

回収率が平成 27 年度の包括外部監査当時と変わっていない状況からすれば、回収業務の外部委託も含め、回収業務とりわけ過年度分の回収業務について、体制、事務要領など回収のあり方を見直すことが望ましい。

(7) 不正受給対策

ア マニュアルの実践

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H27	費用返還 及び徴収	不正受給対策の担当職員以外の職員も、面談や調査の際に、不正受給対策をとる必要がある。上記のとおり、不正受給者からの費用徴収の回収が困難な実情からしても、事前に不正受給を防ぐことは極めて重要である。査察指導員及び所長等幹部職員においては、過去の不正受給事案の問題点の検証などもしながら、 <u>マニュアルを実践するための指導、マニュアルを実践するためのツールの作成など、具体的な対策を実行すべきである（指摘）。</u>	221 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H28	措置済	不正受給防止マニュアルを適用する中で過去の不正受給事案の問題点の検証等も踏まえ、 <u>随時改訂等を行い、有用なものとしていく。</u>	生活福祉一課・二課

不正受給防止マニュアルを実践するための指導、マニュアルを実践するためのツールの作成など、具体的な対策は実行されていなかった。措置状況において、随時改訂等を行うと書かれていたが、改訂はなされていなかった。

【指摘 生活福祉一 課・二課】

意思表示だけで措置済にすべきではない。しかも、意思表示したことも実施されていなかった。不正受給の件数は減少しておらず、不正受給者からの費用回収も困難な実情からすれば、不正受給の防止に尽力することは極めて重要である。不正受給の件数が減少すること、早期発見により不正受給の金額が減少することを目的とした具体的な対策を実行すべきである。

イ 罰則の適用

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H27	費用返還 及び徴収	詐欺罪や法 85 条に基づく罰則の適用を求めていくための手続を定めた要綱を制定すべきである（指摘）。	222 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H28	措置済	「不正受給防止マニュアル」には告発等を行う基準を設けており、不正受給に対しては告発も含め厳正に対処する。	生活福祉一課・二課

平成 29 年度以降、告発を行ったのは 1 件のみであった。罰則の適用を求めていくための手続を定めた要綱は制定されていなかった。

【指摘 生活福祉一課・二課】

措置状況には、告発等を行う基準を設けているとあるが、監査の結果も、かかる基準が不正受給防止マニュアルに記載されていることを前提としているのであるから、指摘に対する回答になっていない。実際にも、1 件しか告発がなされていない。不正受給に対する抑止力という意味でも、適切に罰則の適用を求めていくことは重要である。罰則の適用を求めていくための手続を定めた要綱を制定すべきである。なお、告発等を行う基準を設けることは良いとしても、厳しすぎる基準を設けることにより、告発を行わなくてもよいようにすることのないよう、留意されたい。

10 市営住宅

(1) 市営住宅使用料

ア 滞納回収の交渉記録

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H14	市営住宅	滞納の状況、理由の把握、 <u>今後の滞納家賃の回収計画の立案をする上で滞納回収実務の交渉記録の作成が必要</u> であり、保証人についても支払い義務はあるが、それ以上の追求、訴訟行為には至っていない。 <u>債務履行の折衝についても交渉記録簿に記載し、保証人への債務履行折衝の過程を明らかにする必要がある。</u>	17 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H15	措置済	家賃の滞納回収実務の <u>交渉記録を作成保管するとともに保証人への債務履行折衝の過程についても交渉記録にて明らかにします。</u>	まちづくり推進部

現在、市は、管理業務を岐阜県住宅供給公社に委託しているため、交渉記録の作成保管は岐阜県住宅供給公社が行っている。市として行っていることは、訴訟対象者選出のために、年2回、岐阜県住宅供給公社との検討を実施していること、その他は、随時、連携をとっているとのことである。

【指摘 住宅課】

管理業務を岐阜県住宅供給公社に委託しているとしても、滞納回収についての責務を負っているのは、市である。随時の連携という抽象的なものではなく、計画的かつ定期的に、岐阜県住宅供給公社が作成している全ての交渉記録の確認をし、その結果を記録しておくべきである。

イ 法的措置

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H14	市営住宅	法的措置（明渡し請求）を履行する基準が高く設定されている。	18 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H15	未実施	法的措置を履行する基準につきましては、滞納が 12 ヶ月以上となったもの、または、12 ヶ月未満でも呼出に応じないなど誠意がないと認められるものを対象としておりますが、 <u>現状では滞納が 12 ヶ月以上の対象者が相当数いるため、順次対応したいと考えております。</u>	まちづくり推進部

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H28	住宅使用料	公営住宅法及び岐阜市営住宅管理条例規則を踏まえ、遅くとも、滞納分が 6 ヶ月分に達した段階で滞納が解消されない者を法的措置対象者とする旨の基準変更を検討すべきである。	266 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H29	措置済	市営住宅家賃滞納に対する <u>事務処理要綱を見直す。</u>	住宅課

市は、平成 29 年度、市営住宅家賃滞納に対する事務処理要綱を改正し、法的措置対象者の選定基準として、これまで滞納家賃が 12 か月以上としていたものを、7 か月以上に改めた。

令和 3 年度、市は、4 名の者に対し、市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払いを求める訴訟を提起した。これらの者の滞納家賃は、26 か月、19 か月、27 か月、18 か月であった。しかし、改めた基準に従えば法的措置の対象者であるにもかかわらず、法的措置をとっていなかった。

直近５年間ににおける住宅使用料の状況は、次のとおりであった。平成２８年度の監査当時よりも、繰越分の収納率が低下していた。

年度別住宅使用料収入（過去５年間）

（単位：円）

年度	区分	調定額（円）	収入額（円）	収納率	不納欠損額	収入未済額
H29	現年度	557,831,149	552,739,949	99.1%	0	5,091,200
	繰越額	77,068,225	7,124,400	9.2%	13,120,053	56,823,772
	合計	634,899,374	559,864,349	88.2%	13,120,053	61,914,972
H30	現年度	539,716,400	533,455,900	98.8%	0	6,260,500
	繰越額	61,914,972	5,784,400	9.3%	2,512,100	53,618,472
	合計	601,631,372	539,240,300	89.6%	2,512,100	59,878,972
R1	現年度	527,249,300	519,801,000	98.6%	0	7,448,300
	繰越額	59,878,972	5,678,500	9.5%	7,273,241	46,927,231
	合計	587,128,272	525,479,500	89.5%	7,273,241	54,375,531
R2	現年度	516,279,200	507,538,900	98.3%	0	8,740,300
	繰越額	54,358,331	5,695,110	10.5%	2,965,846	45,697,375
	合計	570,637,531	513,234,010	89.9%	2,965,846	54,437,675
R3	現年度	503,202,800	494,507,100	98.3%	0	8,695,700
	繰越額	53,454,475	4,854,400	9.1%	5,081,200	43,518,875
	合計	556,657,275	499,361,500	89.7%	5,081,200	52,214,575

【指摘 住宅課】

基準を改めても、実行されなければ意味がない。改めた基準が形がい化しないよう、基準に則り法的措置を実行していくべきである。市営住宅にはセーフティーネットの役割があるのだとしても、無償使用を認める施設ではないから、滞納者に対して法的措置をとらないことが正当化されることにはならない。生活が困窮していて支払困難な者に対しては、生活保護など、その目的に即した制度の利用を検討してもらうべきである。

ウ 即決和解手続の利用

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H28	住宅使用料	マニュアルを策定するなどして即決和解手続の積極的な利用を検討すべきである（指摘）。	267 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H29	措置済	即決和解手続きマニュアルを策定した。	住宅課

即決和解手続がとられた実績はない。即決和解手続の利用を検討したことのわかる記録もなかった。

【指摘 住宅課】

監査の結果は、マニュアルを策定することだけを指摘しているのではなく、即決和解手続の積極的な利用を検討すべきと指摘しているものである。即決和解手続の積極的な利用を検討し、その過程及び結果を記録に残すべきである。

（２）市営住宅退去修繕料

ア 催告

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H28	市営住宅退去修繕料	文書だけではなく、併せて電話での催告を利用したり、あるいは、弁護士代理による請求を利用したりするなど、回収に向けて工夫することが望ましい（意見）。	413 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H29	措置済	電話での催告を行うこととした。	住宅課

電話での催告は、公社の委託事務の範囲外であり、市が行っていたとのことであるが、それを示す資料はなかった。

【意見 住宅課】

行うこととしたという意思表示は措置ではない。しかも、意思表示したことを実行していたのかどうか確認できなかった。監査の結果に従い、電話での催告をすることが望ましい。

イ 連帯保証人への請求

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H28	市営住宅退去修繕料	連帯保証の効力は、修繕料支払義務にも当然及ぶものと考えられるところ、例外事由がない限り、地方自治法施行令第171条の2第1号に基づき、連帯保証人に対して履行を請求すべきである（指摘）。	414 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H29	措置済	連帯保証人への請求を行うこととした。	住宅課

連帯保証人への請求をしていなかった。

【指摘 住宅課】

行うこととしたという意思表示は措置ではない。しかも、意思表示したことを実行していない。監査の結果に従い、連帯保証人への請求をすべきである。

ウ 徴収停止

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H28	市営住宅退去修繕料	債権の回収に向けた措置を講じることが困難な事情がある場合には、徴収停止措置を講じることが検討することが望ましい（意見）。	414 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H29	措置済	全庁的な徴収停止の取扱いに倣い措置を講じる。	住宅課

徴収停止措置を講じたことはなかった。

【意見 住宅課】

行うこととしたという意思表示は措置ではない。しかも、意思表示したことを実行していない。監査の結果に従い、徴収停止措置を講じることが望ましい。

(3) 市営住宅の維持補修のあり方

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H24	市営住宅	岐阜市公営住宅等長寿命化計画について、<u>耐用年限まで維持するための補修という観点だけでなく、市民のニーズに合致した住宅の供給を検討した上で、長寿命化の判断をすることが望まれる（意見）。</u> 今後は、市営住宅を耐用年限まで維持させるための保守という観点だけではなく、市民のニーズに合致した良質な住宅を供給するべく、<u>市民のニーズを明確に把握し、居住性向上型や、福祉対応型、安全確保型の改善事業への対応を考慮した長寿命化計画を策定することが望まれる。</u>	96 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H25	未実施	岐阜市公営住宅等長寿命化計画は、予め策定された公営住宅の供給方針に基づき、既存の公営住宅について「維持補修」のスケジュール等を定めた計画であり、公営住宅の供給計画を検討したものではない。	住宅課

<市の取り組み>

① 市は、平成 24 年 3 月、岐阜市公営住宅等長寿命化計画を策定した。

その目的として、次のように記載されている。『本計画は市営住宅ストックの適切なマネジメントを行うことを目的としたものである。そのために、本市の市営住宅ストックの状況を把握し、その役割やあり方を考慮した上で、団地別・住棟別の活用方針を定めるとともに、長期的な視点を持って長寿命化のための維持管理計画、予防保全的な管理計画や改善を推進し、ライフサイクルコストの削減等を目指すものである。』

その意義として、次のように記載されている。『「岐阜市営住宅のあり方報告書」や「岐阜市住宅マスタープラン」における住宅に関する施策体系に照らし合わせながら、市営住宅の今後のあり方を位置づけ、さらに具体の改善、整備及び管理に関する実施方針を示すものである。長期的な視点で市営住宅の活用のあり方を検討し、今後約 20 年間の具体的な活用計画としていくものである。』

長寿命化を図るべき市営住宅等の選定の考え方として、『耐用年限が経過した長寿命化が困難な老朽住宅以外の住宅であり、耐用年限までに適切に活用することが可能な住棟を選定する。』と記載されているが、団地別・住棟別活用計画においては、主として物的状態でしか検討されていない。

② 市は、平成 29 年 3 月、岐阜市公共施設等総合管理計画を策定した。

その目的として、次のように記載されている。『将来の人口規模や社会情勢等に応じた公共サービスを安全かつ持続的に提供するためには、施設の更新・長寿命化などを計

画的に行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となります。』

- ③ 市は、令和4年3月、岐阜市公共施設等マネジメント条例を制定した。

その目的として、次のように定められている。『公共施設等マネジメントに関する基本理念を定め、市の役割及び市民の参画について明らかにすることにより、公共施設等マネジメントを効果的かつ効率的に実施し、もって、将来にわたり持続可能な魅力あるまちづくりを推進すること』

その基本理念として、次のように定められている。『将来の社会情勢及び市の財政状況を踏まえ、長期的な視点をもって、市民の需要に応じた公共サービスを提供できる公共施設等を目指すこと。』

- ④ 市は、上記条例の制定に伴い、岐阜市公共施設等総合管理計画を改定した。

<市営住宅の現状>

	施設名	管理戸数 (改：改良住宅 準：準公営住宅 管：管理人住宅 特：特定公共賃貸住宅 店：店舗)		募集停止 用途廃止 解体（時期）	残存 耐用 年数	入居 戸数	空室 戸数	空室 率 (%)
		H23.4	R4.4時点					
1	青柳コーポ	17	17		45	16	1	5.88
2	茜荘	72	72		6～8	68	4	5.56
3	岩田荘(S、N)	48	48		2～3	30	18	<u>37.50</u>
	岩田坂団地（簡平・簡二）	65	60	募集停止 18 用途廃止 5	0～35	49	11	18.33
	岩田坂団地（中耐）	6	6		39	6	0	0.00
4	ハイツ宇佐	408	401	用途廃止 7	25～28	351	50	12.47
5	大洞団地（中耐：廊下型）	150	150		15～18	109	41	27.33
	大洞団地（中耐：階段室型）	252	252		14～18	161	91	<u>36.11</u>
	大洞団地（簡平・簡二）	108	76	募集停止 76 用途廃止 32 解体 14 (H26、H30)	0	28	48	63.16
6	大洞緑団地（桜台）	374	374		19～20	188	186	<u>49.73</u>

	大洞緑団地（柏台）	246	246		20～21	133	113	<u>45.93</u>
	大洞緑団地（桐ヶ丘）	54	54		23	24	30	<u>55.56</u>
	大洞緑団地（紅葉ヶ丘）	161	161		22	77	84	<u>52.17</u>
	大洞緑団地（簡平・簡二）	31	31	募集停止 31	0 0	1 10	2 18	64.52
7	加野団地	30	10	募集停止 10 用途廃止 20 解体 20 (H23、R1)	0	1	9	90.00
8	ハイツ上加納	120 改 12	120 改 12		23	108 改 9	12 改 3	10.00
9	上加納荘	50 改 40	50 改 40		19～20	47 改 37	3 改 3	6.00
10	北一色団地	32	32		37～39	24	8	25.00
11	黒野北団地（木造）	21	3	募集停止 3 用途廃止 18 解体 18 (H23～R3)	0	3	0	0.00
	黒野北団地（簡平・簡二）	5	0	用途廃止 5 解体 2(H25)	0 0	0 0	0 0	0.00
12	黒野南団地	9	9	募集停止 4	0	3	6	66.67
13	黒野コーポ	162	162		24～28	127	35	21.60
14	ハイツ桜木	133 管 1	133 管 1		40	131 管 1	2 管 0	1.50
15	ハイツ島	59 特 9	59 準 9		41	57 準 8	2 準 1	3.39
16	松籟荘（1・2）	48	48		4～5	38	10	20.83
	松籟荘（3・4・5）	28	28		37～38	26	2	7.14
	松籟団地（ブロック）	64	57	募集停止 57 用途廃止 7 解体 4(R2)	0	19	38	66.67
17	リバーサイド菅生	36	36		39	10	26	<u>72.22</u>
18	早田団地	2	2		1	1	1	<u>50.00</u>
19	早田北団地	6	6		29	4	2	<u>33.33</u>

20	長森南団地	3	1	募集停止 1 用途廃止 2 解体 2 (H28、H30)	0	1	0	0.00
21	本郷ハイツ	48 特 6	48 特 6		47	41 特 2	7 特 4	14.58
22	三里北団地（中耐）	36	36		33～35	34	2	5.56
	三里北団地（木造）	6	0	用途廃止 6 解体 6 (H25、H26)	0	0	0	0.00
23	三里南団地	24	24		30～32	23	1	4.17
24	三田洞団地（中耐）	240	240		9～18	177	63	26.25
	三田洞団地（簡二）	124	114	募集停止 114 用途廃止 10 解体 10 (H30、R1)	0	52	62	54.39
	三田洞団地（ブロック）	32	28	募集停止 28 用途廃止 4 戸	0	12	16	57.14
	三田洞団地（3丁目）	38	34	募集停止 34 用途廃止 4 解体 4(R1)	0	14	20	58.82
	三田洞団地（4丁目）	3	0	用途廃止 3 解体 3(H27)	0	0	0	0.00
25	正木コーポ	29	29		43	29	0	0.00
26	折立団地	32	32		30～31	29	3	9.38
27	岩戸団地（中耐）	12	12		36	11	1	8.33
	岩戸団地（木造）	1	1		0	1	0	0.00
28	梅林団地	18	18		32～33	17	1	5.56
29	ハイツ早田	112 店 2	112 店 2		45	101 店 0	11 店 2	9.82
30	ふれあいハウス 白山	20 管 1	20 管 1		47	20 管 1	0 管 0	0.00
31	ハイツ長森	105 管 1	105 管 1		51	100 管 1	5 管 0	4.76

【指摘 住宅課】

監査の結果は、耐用年限まで維持するための補修という観点だけでなく、市民のニーズに合致した住宅の供給を検討することが望ましいというものであったのに対して、措置状況報告書は、長寿命化計画の範囲ではないということしか述べておらず、監査の結果に対して正面から応えていない。しかも、長寿命化計画は、その目的として「その役割やあり方を考慮した上で」とあり、その意義として「市営住宅の今後のあり方を位置づけ、さらに具体の改善、整備及び管理に関する実施方針を示す」「長期的な視点で市営住宅の活用のあり方を検討し、今後約 20 年間の具体的な活用計画としていく」とあり、市営住宅の役割や活用のあり方が大前提となっているのであるから、単に維持補修のスケジュールを計画したものではなく、市の長寿命化計画の理解そのものも誤っている。措置状況は、形式論で回答を避けるのではなく、監査の結果で示された問題意識に正面から応えるべきである。

【意見 住宅課】

募集停止をしていない市営住宅で、空室率が 30%を超えているものが 9 件ある。市営住宅を耐用年限まで維持させるための保守という観点だけではなく、市民のニーズ、将来的な利用の見込み予想を適切に把握し、居住性向上型や、福祉対応型、安全確保型の改善事業への対応を考慮するなど、市民のニーズに合致した住宅の供給を検討することが望ましい。

(4) 用途廃止と有効活用

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H24	市営住宅	用途廃止の方針が決定している市営住宅について、市営住宅の<u>用途廃止に係るルールを整備し、適時、用途廃止を行う</u>ことで、公有財産の有効活用を図ることが望ましい（意見）。 今後、<u>用途廃止の方針が決定した市営住宅について、空室率が一定の基準に達した場合には、猶予期間を設けた上で完全撤去するなど、市営住宅の用途廃止に係るルールを整備し、適時、用途廃止を行う</u>ことで、公有財産の有効活用を図るべきである。<u>用途廃止とせず行政財産としてまちづくり推進部で保有し続ける場合であっても、空室率が高まった物件については、需要が高まっている高齢者向け住宅への変更等、公有財産の有効活用を図るための将来計画を策定すべき</u>である。	98 頁

措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H25	措置済	市営住宅の用途廃止に係るルールとして、募集停止及び用途廃止計画に基づき、 <u>用途廃止の方針が決定している市営住宅を募集停止した後、住替え事務処理要領により、住替え協力を依頼している。</u> 住替えにより空き家になった住宅については、用途廃止の手続きを行った後、解体する。平成 24 年度は同要領に基づき 3 戸の住替えを行った。なお、市営住宅の用途廃止に係る措置として、個別訪問等により住替え住宅の入居者の要望や意向を把握して、住替え事業を効果的に実施している。	住宅課

募集停止及び用途廃止計画は作成しているが、用途廃止に係るルールは整備されていなかった。

【指摘 住宅課】

監査の結果は、用途廃止の方針を決定していながら、用途廃止がなされていない実態を問題視し、用途廃止のルールを整備した上で、ルールに則り、用途廃止を実行することを求めているものである。市営住宅の現状に鑑みても、用途廃止に係るルールを整備すべきである。

(5) 用途変更

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H24	市営住宅	特定公共賃貸住宅及び特別市営住宅について、<u>有効活用のため空き室率の高い中堅所得者向けの市営住宅のあり方を検討する必要がある</u>（指摘）。 今後は、<u>公営住宅への用途変更によって空室率を減少させるか、建物自体を民間譲渡する等、岐阜市における中堅所得者向けの市営住宅のあり方を検討すべきである。</u>	100 頁
措置状況報告書			
結果	措置状況	課	課
H26	措置済	空き室率の高い市営住宅を有効活用するため、平成 26 年 3 月に条例の一部を改正し、特定公共賃貸住宅を光栄住宅に準じた低額所得者向けの住宅（準公営住宅）に用途変更できるようにした。なお、空室率の高いハイツ島特定公共賃貸住宅を平成 26 年 4 月 1 日付で準公営住宅に用途変更する予定である。	住宅課

特定公共賃貸住宅及び特別市営住宅は、次のような状況であった。

	時点	種別	管理 戸数	入居 戸数	空室 戸数	空室率
ハイツ島	H23.4	特定公共賃貸住宅	9	1	8	88.9
	R4.4	準公営住宅	9	8	1	11.1
本郷ハイツ	H23.4	特定公共賃貸住宅	6	5	1	16.7
	R4.4	特定公共賃貸住宅	6	2	4	66.7
リバーサイド菅生	H23.4	特別市営住宅	36	20	16	44.4
	R4.4	特別市営住宅	36	10	26	72.2

ハイツ島は、準公営住宅に用途変更され、空室率が低減していたが、本郷ハイツ、リバーサイド菅生は、用途変更はなされておらず、空室率も高くなっていた。

【指摘 住宅課】

本郷ハイツ、リバーサイド菅生について、公営住宅への用途変更によって空室率を減少させるか、建物自体を民間譲渡する等、中堅所得者向けの市営住宅のあり方を検討し、その過程を記録に残しておくべきである。

11 財産の管理

(1) 管理システムの統合

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H24	公有財産に係る台帳	固定資産台帳及び公有財産台帳を更新する場合には、それぞれ所管する管財課と財政課が協力し、両者を統合したシステムとすることが望まれる（意見）。	179 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H25	措置済	次回のシステム更新の際には、パッケージソフトの開発状況等を踏まえながら、両台帳を統合したより効果的・効率的なシステムの導入を目指す方針を両課で協議の上で決定した。	管財課

平成 30 年度に固定資産台帳と公有財産台帳とを統合した機能を設けた公共施設マネジメントシステムを導入・運用開始し、1 画面から両方の情報が確認できるようになった。

公共施設マネジメントシステム（管財課）と固定資産台帳システム（財政課）の併用状況は変更されていないが、公共施設マネジメントシステムでは、固定資産台帳システムの主な情報を毎年度末に取り込み、画面上で、上部に公有財産情報、下部に固定資産台帳情報が表示される。但し、情報全てが取り込まれる訳ではなく、現状は可能な項目についての取り込みがされている。

公有財産情報は各課で入力が可能だが、固定資産台帳情報は閲覧のみできる状態である。また、公有財産台帳はCSV出力が可能である。

しかしながら、公共施設マネジメントシステムでは、修繕等の履歴は表示されず、担当課は、それぞれにおいて、所管する財産の管理を行い、財産の更新時期の判断、再投資額の算定を行っている。

【意見 管財課】

平成 24 年の監査当時に想定されていた、両データを同一システムに登録し、一定の情報の一覧はできることになった。もっとも、各担当課で財産の更新計画を行うのであれば、公共施設マネジメントシステムにおいて、更新計画を行える情報も各課から入手できるよう、また同時に全庁での財産管理も行えるよう、システムの利便性を高めるようにすることが望ましい。

(2) 管理システムの改良

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H24	公有財産に係る台帳	今後、システムの改良等を行うに際して、部署別の公有財産の一覧を閲覧、出力する機能を付加すべきである（指摘）。	180 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H25	措置済	パッケージシステムに部署別一覧の閲覧・出力機能が追加された場合には、積極的に導入を図る方針を決定した。	管財課

平成 30 年度に導入された公共施設マネジメントシステムによって、データを CSV で出力し、エクセルにて抽出して一覧を作成することが可能となった。

【指摘 管財課】

方針を決定したというだけで措置済みにすべきではない。実際に指摘された措置がとられたのは、措置状況報告書から 5 年経過後であった。措置をとってから措置済みにすべきであり、かつ、速やかに措置をとれない場合は、その具体的な理由を明記すべきである。

(3) 公有財産台帳の記載

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H24	公有財産に係る台帳	公有財産の金額情報は重要であるため、規則に従い、もれなく金額情報を記載すべきである（指摘）。	180 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H26	措置済	公有財産台帳の金額情報について、新地方公会計の固定資産台帳の情報を活用して記載する方針を決定した。今後、具体的な記載（入力）作業の方法についての検証が終了次第、全庁に向けて指導する。	管財課

公有財産のうち、建物を抽出したデータから金額の記載があるか、現在の状況を確認した。金額未入力ではなかったが、2,775 件のうち 599 件は、取得価額 0 円と記載されていた。また、平成 24 年度外部監査報告書公表後の平成 25 年 3 月以後の取得年月日である分 20 件のうち 13 件は取得価額 0 円での登録であった。

【規範】

岐阜市公有財産規則第 54 条は、次のように定めている。

公有財産を新たに台帳に登録する場合において、その登録すべき価格は、購入に係るものは購入価格、交換に係るものは交換当時における評定価格、収用に係るものは補償金額とし、これら以外のものは次に掲げるとおりとする。

- (1) 土地については、近傍類地の時価を考慮して算定した金額とする。
- (2) 建物及び工作物並びに船舶その他の動産については、建築費又は製造費とする。ただし、建築費又は製造費を算定することが困難である場合は、見積価格とする。

(以下略)

【指摘 管財課】

規則に従い、建物の取得価額には、建築費又は見積価格を記載すべきである。

(4) 未利用地の管理

【事実関係（参考報告）】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H25	不法占有	不法占有を理由に売却できない土地について、不法占有の解消をより積極的に進める必要がある。不法占有が解消されない場合には法的手段も検討すべきである（指摘）。	158 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H29	措置済	不法占有を理由に売却できない土地を解消すべく、顧問弁護士の指導の上、法的措置の準備を進めている。	管財課

平成 25 年度監査報告書記載の不法占有の未利用地 2 件について確認した。

1 件は不法占有状態を解消し、現在貸駐車場として利用している（教育委員会に所管替え済）。もう 1 件は、状況は変わっていないが、町と相手の主張する境界が異なっていたため、不法占有状態といえるかの確認が取れておらず、現在境界を明確にするよう動いているとのことである。

また近年では、別の不法占有につき、平成 30 年度に強制執行を 1 件行った（土地としては 1 件、相手方としては 2 件）。更に、令和 3 年度の包括外部監査時に判明した駐車場としての不法占有については、賃貸借契約を交わした。現在、担当課では、不法占有状態の普通財産はないとの認識である。

管財課では現在、各課に対し、毎年 1 回、草刈り等の管理状況の確認と共に、不法占有等状況の調査、対応等について通知を出し、報告を求めている。

令和 3 年度の報告によれば、不法占有状態を報告した部は 4 つの部で、件数は下記のとおりである（全て行政財産）。なお、基盤整備部の件数が多いが、道路を管理しているため、住宅基礎の道路へのはみ出し等解決までに時間を要するものが多いとのことであった。

所管部局	不法占有等件数（件）
行政部	2 2
都市建設部	2 0
基盤整備部	1, 8 8 0
教育委員会事務局	2
計	1, 9 2 4

不法占有状態の定期的な把握、管財課管理の普通財産についての不法占有状態解消への強制執行を含めた対応、その後の売却がなされていた。

【事実関係（参考報告）】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H25	不法占用	不法占用者から占用料を徴収すべきである（指摘）。	158 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H29	措置済	不法占用が確認された案件については、占用状態の解消の履行請求や使用料金の請求などの対応を進めている。	管財課

平成 25 年度報告書記載の不法占用の未利用地については、不法占用状態の解消を優先し、占用料の徴収は行わなかった。

担当課としては、占有料の徴収は立証等困難が多いため、占用を確認した場合は以後について賃貸借契約を交わすことを優先しているとのことである。これにより現在、駐車場 2 台分の賃料が入っている。また、ロープで囲い、自動車が入れないよう措置を取った件があった。不法占用状態の確認、解消への取組み、適切な使用料の収受が行われていることは確認した。今後も、速やかな対応を継続されたい。

12 上下水道事業

(1) 指名競争入札

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H17	漏水調査業務委託	鏡岩水系の漏水調査業務では地域別に5つに分割して発注し、岐阜市上下水道事業部競争入札参加者選定要綱第8条に定める指名業者数の最低数で入札させている。 指名業者数は合規性の点では問題がないが、どのような基準により入札参加者を選定したのかが明確ではない。また、競争性の確保のためには<u>指名業者数の最低数以上に指名業者を入札に参加させる</u>とともに、<u>業務の細分化を避けスケールメリットによる経済性を考慮する必要がある</u>（指摘）。 上記の指名競争入札には7社ずつ参加している。これは、岐阜市上下水道事業部競争入札参加者選定要綱第8条に定める指名業者数の最低数であり、合規性の点からは問題ない。しかし、どのような基準により7社を選定したのかが明確ではない。また、競争性の確保のためには指名業者数の最低数以上に指名業者を入札に参加させることが望ましい。よって、<u>13社すべてを入札に参加させることを検討すべき</u>である。 また、経済性の観点から、地域ごとに5分割して入札を行うのではなく、<u>なるべく1つの契約として入札を行うべき</u>である。業務を細分化した場合、スケールメリットが働かず、落札金額が高くなる恐れがある。地域ごとに分割しているのは調査業務を早く完了させるためとのことであるが、5分割ではなく4分割や3分割で入札を行うなど、<u>少しでもスケールメリットを発揮しやすくする工夫をするべき</u>である。 また、漏水防止工事实施のため調査業務を早く完了させたいのならば、<u>6月に行っている入札を4月あるいは5月に行うことでも調査業務を早く完了させることができる</u>。経済性を考慮した入札方法を検討することが必要である。	84 頁

措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H19	措置済	漏水調査業務委託の発注については、上半期の早期に発注することにより漏水箇所を発見し、漏水防止工事を速やかに発注できるようにするものです。 また、平成 18 年度から、水系、配水管延長、給水間栓数、期間等を考慮し、<u>経済性のすぐれた発注方法により対処しました。</u>次年度以降も同様とします。 指名業者については、<u>近隣業者を中心に満遍なく指名しており、問題はないと考える。</u>	上下水道事業部

< 指名競争入札の参加者の資格 >

上下水道事業部は、岐阜市上下水道事業部契約規程（第 25 条第 1 項で準用する第 18 条第 1 項）により、地方自治法施行令第 167 条の 11 の指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、参加しようとする者の申請をまって、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならないとした上で、岐阜市上下水道事業部競争入札入札参加者選定要綱（第 2 条）により、指名競争入札に参加させることができる者は、「この要綱による審査に合格し、岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格者名簿に登録された者」とする（ただし、頻度の少ない契約又は上下水道事業管理者が特に審査をする必要がないと認めた契約についてはこの限りではない）としている。

同要綱には、「資格審査の項目」（第 4 条）が設けられている。そこには、業務委託契約の場合、直前 2 年の営業年度における年間平均生産高又は年間平均販売高、経営規模（自己資本額、従業員数）、経営状況（流動比率、営業年数）、申請書、添付書類を審査するという審査項目が定められているが、「工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格」（地方自治法施行令第 167 条の 11）は定められていない。

< 指名競争入札の参加者の指名 >

上下水道事業部は、岐阜市上下水道事業部契約規程（第 26 条）により、指名競争入札に参加することができる者（この要綱による審査に合格し、岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格者名簿に登録された者）のうちから、一定の基準により、競争入札に参加する者を 3 人以上指名しなければならないとした上で、岐阜市上下水道事業部競争入札入札参加者選定要綱（第 7 条）により、指名をするときは、不誠実な行為の有無、経営状況、工事成績等、当該工事に対する地理的条件、手持ち工事の状況、当該工事施工についての技術的特性、安全管理の状況、労働福祉の状況、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況に留意するとともに、当該年度における指名及び受注の状況を勘案し、特定の者に偏ることのないよう均衡ある指名をするものとする（ただし、頻度の少ない契約又は上下水道事業管理者が特に審査をする必要がないと認めた契約についてはこの限りではない）としている。

また、同要綱（第 8 条）により、指名業者数は、別表のとおりとする（ただし、市内業者若しくは準市内業者を優先して指名するとき又は上下水道事業管理者が特に必要と認め

るときはこの限りではない) としている。

設計金額	指名業者数	
	建設工事	委託
500,000 未満	3 者以上	3 者以上
1,300,000 円未満		7 者以上
5,000,000 円未満	7 者以上	
15,000,000 円未満	9 者以上	9 者以上
45,000,000 円未満	11 者以上	11 者以上
90,000,000 円未満	12 者以上	12 者以上
150,000,000 円未満	13 者以上	13 者以上
150,000,000 円以上	15 者以上	15 者以上

漏水調査業務委託の指名競争入札に参加させることができる者（この要綱による審査に合格し、岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格者名簿に登録された者）は、19 社（市内 A 社、準市内 B 社、愛知県 C 社～L 社、大阪府 M 社～R 社、東京都 S 社）であった。直近 5 年間、上下水道事業部は、次のとおり、調査対象区域を区分して、1 区分につき 9 社を指名していた。なお、T 社は、現在は名簿登録されていない。

○印が指名業者 ◎印が落札業者

	R 3				R 2		R 1				H30				H29				計
	1	2	3	4	1	2	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	
A	○	◎	○	○	○	◎	◎	○	○	○	◎	○	○	○	◎	○	○	○	18
B	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	◎	18
C		○		○	○		○	○	○	◎	○	○	○	○	○		○	○	14
D	◎		○			○	○	○	○		○				○				8
E	○	○				○													3
F		○		◎	○		○		○	○	○	○	○	○		○		○	12
G	○		○			○		○	◎			○	○		○				8
H		○	○	○	○			◎	○		○	◎		○	○	○		○	12
I	○			○	○				○		○	○	○	○	○	○	◎		11
J	○		○			○	○	○	○			○	◎			○	○		10
K			◎	○		○	○						○			○		○	7
L	○	○															○		3
M		○			○					○				○		◎			5
N	○					○		○	○				○		○		○		7
O				○		○				○				○	○			○	6
P			○		○		○			○	○			○				○	7
Q		○			○			○		○		○					○		6
R				○															1
S			○														○		2
T							○				○					○		○	4

業者指名調書には、上記の指名結果のみが記載されており、留意した事項、指名した理由などの記載はなかった。

ヒアリングによれば、前年度の入札結果から、下位 2 社を入れ替えているとのことであった。要綱で定めた最低数である 9 社しか指名していない理由としては、毎回、同じ業者になってしまうとのことであった。調査対象区域を広くすると、調査に時間がかかるとのことであった。

【規範】

＜一般競争入札が原則であること＞

契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法による（地方自治法第 234 条第 1 項）。

指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、選択することができるものであり、一般競争入札によることが原則である（同条第 2 項）。

＜指名競争入札を選択することができる場合＞

指名競争入札は、次のいずれかに該当する場合に限り、選択することができる（地方自治法施行令第 167 条）。

第1号	工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
第2号	その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数である契約をするとき。
第3号	一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

＜指名競争入札の参加者の資格＞

指名競争入札の参加者の資格として、市長は、地方自治法施行令第167条の4に定めるもののほか、指名競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、「工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格」を定め、公示しなければならない（地方自治法施行令第167条の11）。

【指摘 上下水道事業政策課】

年に1度しか発注しない業務委託であることから、最低数しか指名しないことの必要性や合理性は見いだせない。上記のとおり、直近5年間においても、指名の数には偏りがあった。「特定の者に偏ることのないよう均衡ある指名」をするためには、当該業者を指名しない特段の理由がない限り、資格のある者すべてを指名するか、その数しか指名しないことの必要性と、それでも「特定の者に偏ることのないよう均衡ある指名」であるといえるだけの理由を明記しておくべきである。

【指摘 上下水道事業政策課】

上記のとおり、一つの業者を複数の区域で指名しているのであるから、市は、一つの業者が複数の区域の調査を受注することを容認している。これは、「特定の者に偏ることのないよう均衡ある指名」という市の見解と矛盾している。調査対象区域を広げた場合に時間がかかるかどうかは、業者の能力によると思われる。上記の監査の結果でもあるように、スケールメリットは当然にある。資格のある業者から、これまでと同一の工期内でどれだけの区域の調査が可能か、区分けしなかった場合に金額はどれくらい低減できるのかなどをヒアリングし、区域の区分の必要性・合理性を再検討すべきである。

(2) システム導入と保守

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H17	システム 変更設計 業務委託	業務の性質上、相手が特定されている一者随意契約について、当初購入時にしか入札が行われないため、その後の保守管理等は一者随意契約によって業者側に有利な価格で保守管理契約が締結される可能性がある。複数年度を対象とした保守管理についても、競争入札に含めるべきである（指摘）。 システム導入時にしか入札が行われないため、その後の保守管理は一者随意契約によって業者側に有利な価格で保守管理契約が締結される可能性がある。よって、長期的に見た場合には岐阜市にとって不利な価格になる危険性があると考えられる。そのため、<u>システム導入時に保守管理も含めた複数年度を対象として入札を行うことが望ましい</u>。複数年度を対象とすることで保守管理についても競争入札を行った場合と同様の効果を得られ、複数年度にわたる総コストを圧縮することが期待できると考えられる。	88 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H19	措置済	業務委託を含む物品購入契約は現状では不可能である。	上下水道 事業部

平成 30 年度に実施された財務会計システム A S P サービス導入業務委託及び A S P サービス提供業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザルにおいて、見積書に保守費も記載させ、基本仕様書において、「受注者は、発注者が別途契約する予定の保守業務委託に対し、本調達において提案した見積金額の範囲を前提として参加しなければならない」としていた。

【指摘 上下水道事業政策課】

措置状況は、監査の結果の言葉尻だけを捉えて、不可能であるとしており、問題意識に応えようとしていない。その後、実際は、問題意識に対応した工夫ができていた。監査の結果の結論だけにとらわれるのではなく、問題意識に応えられるかどうかを検討したうえで、措置の可否を検討すべきである。

(3) 一者随意契約

ア 一者随意契約の理由

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H17	一者随意契約	一者随意契約理由書における「入札に適さない具体的理由」の記載が不十分な契約があった。 <u>具体的な理由を明確に記載する必要がある</u> （指摘）。	97 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H18	措置済	随意契約理由書の様式を変更し、より具体的に理由を記載するようにした。	上下水道事業部

上下水道事業部における令和3年度の一者随意契約は、次のとおりであった。

No.	業務	委託先	委託金額 (円)	根拠・ ガイド ライン	理由
1	下水マンホール ポンプ室の点 検、清掃、巡回	岐環協岐阜ク リーン合理化 事業特別企業 体	4,180,000	第2号 2(5)	「下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の目的等から平成31年3月19日に締結された「岐阜市合理化事業計画に関する確認書」に則り、本市が策定した合理化事業計画に位置づけられた補償的性格を持つ業務である。
2	下水マンホール ポンプスクリー ンの清掃	岐環協松南合 理化事業特別 企業体(※上記 1と住所、代表 者は同一)	435,600	同上	同上
3	下水管渠の調査	岐環協岐阜ク リーン合理化 事業特別企業 体	12,980,000	同上	同上

4	下水管渠の破損確認、汚泥の堆積量の把握	岐環協松南合理化事業特別企業体(※上記1と住所、代表者は同一)	3,850,000	同上	同上
5	マンホールポンプ槽の清掃	岐環協岐阜クリーン合理化事業特別企業体	935,000	同上	同上
6	北西部プラントの芝刈り、除草、剪定	同上	5,940,000	同上	同上
7	焼却灰の南部プラントから北部プラントへの運搬	同上	5,060/t	同上	同上
8	スクリーンかすの北西部プラントから北部プラントへの運搬	同上	737,000	同上	同上
9	スクリーンかすの南部プラントから北部プラントへの運搬	株式会社出倉商店	3,706,560	第2号2(5)	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている業者のうち、鶉地区の担当業者である。
10	スクリーンかすの中部プラントから北部プラントへの運搬	中部浄化工業株式会社	3,670,920	第2号2(5)	祈年町4丁目(華陽地区)で一般廃棄物収集運搬業の許可を受けているのは1業者しかいない。
11	脱水汚泥の中部プラントから北部プラントへの運搬	株式会社粥川商店	4,620/t	第2号2(5)	業務実施には一定の準備期間が必要で、その日数の確保が困難であるため、3月までの受注業者を希望する。
12	水源地、加圧施設、配水池の施設、点検	株式会社三和サービス	1,291,400	第2号2(5)	業務実施には一定の準備期間が必要で、その日数の確保が困難であるため、3月までの受注業者を希望する。

13	ボーリング試料の運搬及び処理	株式会社東立テクノクラシー	695,200	第2号 2(5)	ボーリング試料の一部に鉛・砒素が含まれている。上下水道事業部の登録業者のうち、土壌汚染対策法に基づき業務を行える者が1業者しかない。
14	P C B廃棄物の運搬	株式会社エコ・ポリス	385,000	第2号 2(5)	上下水道事業部の登録業者のうち、P C B運搬業務を行える者が2業者しかなく、1業者は業務逼迫により年度内に運搬できない。
15	北部プラントで発生した処理灰のセメント原料への再資源化処分	住友大阪セメント株式会社 岐阜工場	18,700/t	第2号 2(5)	上下水道事業部の登録業者のうち、処理灰をセメント原料として再資源化できる業者は1業者しかいない。
16	下水処理場で発生した処理灰のセメント原料への再資源化処分	同上	19,800/t	同上	上下水道事業部の登録業者のうち、焼却灰をセメント原料として再資源化できる業者は1業者しかいない。
17	自家用電気工作物の保安管理業務	一般財団法人 中部電気保安協会岐阜支店	12,642,300	第2号 2(5)	仕様内容どおりに実施できるのは1業者しかない。
18	自家用電気工作物の保安管理業務	同上	11,261,580	同上	同上
19	昇降機の遠隔監視、保守点検	株式会社日立ビルシステム	1,452,000	第2号 2(2) エ	独自のシステムや特殊な技術が使われており、メーカーの系列会社しか業務を実施できない。
20	昇降機の点検	三菱電機ビルテクノサービス株式会社	784,080	第2号 2(2) エ	独自のシステムや特殊な技術が使われており、メーカーの系列会社しか業務を実施できない。
21	乾燥機の部品交換、点検、清掃	メタウォーター株式会社	6,820,000	第2号 2(2) エ	特殊機械であり、メーカーしか業務を実施できない。

22	焼却炉バーナーの点検整備	メタウォーター株式会社	3,410,000	第2号2(5)	既設焼却炉と密接不可分の機器であり、設置メーカーしか業務を実施できない。
23	財務会計システムの保守管理	株式会社ぎょうせい	6,969,732	第2号2(2)イ	システムを構築した業者しか業務を実施できない。
24	台帳管理システムの保守管理	アジア航測株式会社	1,100,000	第2号2(2)ウ	システムの開発業者以外の業者が行うと瑕疵担保責任等が不明確となる。
25	受益者負担金管理システムの保守	株式会社電算システム	1,650,000	第2号2(2)アイウ	システムを構築した業者しか業務を実施できない。システムの開発業者以外の業者が行うと瑕疵担保責任等が不明確となり、システムに精通した者でないとできない。
26	受益者負担金管理システムの改修	同上	1,892,000	同上	同上
27	コンビニエンス収納代行	株式会社電算システム	56.1/件	第2号2(5)	中核市規模で収納代行業務を受託している業者及び入札の参加業者に確認したところ、岐阜市の処理方法による収納業務を受託することが困難との回答があった。現在業務を委託している業者と随意契約を締結する。
28	水源地構内の除草、剪定	公益社団法人岐阜市シルバー人材センター	1,210,809	第3号3(2)	重要政策のひとつである高齢者のための生きがい対策、社会参加、雇用機会の積極的提供を行う。
29	水源地の除草、剪定及び水の資料館の清掃	同上	2,427,799	同上	同上

【規範】

＜一般競争入札が原則であること＞

契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法による（地方自治法第 234 条第 1 項）。

指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、選択することができるものであり、一般競争入札によることが原則である（同条第 2 項）。

＜随意契約を選択することができる場合＞

随意契約は、次のいずれかに該当する場合に限り、選択することができる（地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項）。

第 1 号	売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第一の上欄に掲げる契約の種類に応じ同表の下欄に定める額の範囲内において管理規程で定める額を超えないものをするとき。
第 2 号	不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
第 3 号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第三条第一項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から管理規程で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しく

	は同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から管理規程で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から管理規程で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から管理規程で定める手続により受ける契約をするとき。
第4号	新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより管理者の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から管理規程で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより管理者の認定を受けた者から管理規程で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。
第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
第9号	落札者が契約を締結しないとき。

<『岐阜市随意契約ガイドライン』>

市は、『岐阜市随意契約ガイドライン』を設けている。

柱書には、このように記載されている。「このガイドラインは、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号までの規定の対象となる可能性のある主な態様を例示したものである。したがって、随意契約によることができるものは、このガイドラインに例示したものに限定される趣旨のものではなく、また、このガイドラインに該当するものは、直ちに適用すべきものとする趣旨でもない。なお、個々の契約については、契約事務の公正性を保持し、経済性の確保を図る観点から、技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的かつ総合的に判断し決定するものとし、随意契約方式を適用することとした場合は、その理由を明確にしておくものとする。」

地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号の「契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合」の例示としては、次のように記載されている。

(1)	特定の者と契約しなければ、契約の目的を達成することができない下記に掲げる契約をするとき。 【業務委託関係】 ア 特許法、実用新案法又は意匠法による権利を行使する行為に係るとき。 イ 新聞、雑誌等への広告の掲載又はラジオ、テレビ等への放送を委託するとき。 ウ 特定の公益目的達成に必要な場合 ①契約相手が公的機関又は公的機関に準ずる機関である場合 ②相手方の支援を政策目的とする委託で、相手方が市民団体、劇団、楽団等である場合 【共通】 ア コンペ、プロポーザル方式等の競争又は比較協議により契約の相手方をあらかじめ特定しているとき。
(2)	経験若しくは知識を特に必要とする場合又は現場の状況等に精通した者と契約するとき。 【業務委託関係】 ア 著作権等による権利を行使する行為に係る契約であって、これらの権利を有する者に行わせるとき イ 開発されたプログラムは著作権で保護されているため、他の者では解析や改造ができないとき。 ウ 既存の情報処理システム等を設計し、又は製作した者以外の者に施行させた場合、契約不適合責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にある改良・保守の契約をするとき。 エ 極めて特殊な設備・機器の製作者等に運転、保守管理等を行わせるとき。 オ 訴訟、調停、登記、鑑定等の事務を委託するとき。 カ 継続的な業務で業者を特定しなければ事業自体の継続が困難であるとき。 キ 履行中の業務と密接不可分の関係にある業務で、同一業者以外の者に委託させると履行中の業務との整合に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。 ク 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要があるとき。
(3)	市場価格が一定している場合で競争に付す必要がない物品を購入するとき。
(4)	国若しくは地方公共団体又は営利を目的としない法人と契約をするとき。
(5)	前各号に掲げるもののほか、特定の者と契約をしなければ契約の目的を達成することができないとき。

【指摘 上下水道事業政策課】

N o. 9 及び N o. 10 の業務について、当該地区で一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている業者が一業者しかいないとの理由を記載しているが、当該業者しか業務を遂行できないものではない。実際、同種の業務を、他の業者に委託している (N o. 8)。当該業者と契約をしなければ契約の目的を達成することができないと認められるだけの具体的かつ

説得的な理由を記載するか、競争入札にすべきである。

【指摘 上下水道事業政策課】

N o. 11 及びN o. 12 の業務について、業務遂行のために一定の準備期間が必要であるのは、程度の差こそあれ、どの業務も同じである。この理由で一者随意契約にできるなら、ほとんどの業務委託が一社随意契約にできることになってしまう。この理由だけで前年度の業者に委託しなければ契約の目的を達成することができないとはいえない。当該業者と契約をしなければ契約の目的を達成することができないと認められるだけの具体的かつ説得的な理由を記載するか、競争入札にすべきである。

【意見 上下水道事業政策課】

N o. 13～N o. 18 の業務について、業務を遂行できるのが当該業者しかいないという理由であるが、なぜそういえるのかが分からない記載であった。その根拠をより具体的かつ説得的に記載することが望ましい。

イ 一者随意契約の理由の公表

【事実関係】

市は、一者随意契約の理由を公表していない。

【意見 上下水道事業政策課】

競争性の確保、契約事務の公平性、透明性、経済性の観点から、一者随意契約の理由を公表することが望ましい。これは、他の多くの地方自治体で実施されている。これにより、一者随意契約の理由を具体的かつ説得的に記載するよう意識づけることもできる。

ウ 入札への移行

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H17	下水管渠清掃調査業務委託・マンホールポンプ室点検業務委託	法律等で限定されていることによる一者随意契約についても<u>順次競争性を重視した内容に移行していくことが望ましい</u>（意見）。 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法を受けて、岐阜市は、平成8年8月に、し尿処理業者と「岐阜市における合理化問題に関する協定書」を交わしており、これに基づき法律上限定され一者随意契約が交わされている。協定書の文中、合理化事業計画は10年単位毎に策定することとされており、近く新たな合理化事業計画を策定することになる。<u>この措置法の対象とされる業務は今後も下水道の普及により長期にわたるものの、順次競争性を重視した内容に移行していくことが望ましい。</u>	92 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H19	措置済	現状で問題はないと考えている。	上下水道事業部

上記のNo. 1～No. 8の業務についての一者随意契約は、下水道整備に伴い、し尿等の一般廃棄物処理業務が減少することにより、その事業の転換・廃止が余儀なくされるため、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の主旨に基づき、一般廃棄物処理業者等の自助努力を基本としつつ、その経営に影響を与えると予測される期間において、関係業者に対する支援を実施し、業務の安定を保持するとともに、し尿等の適正な処理を確保することを目的としている（岐阜市合理化事業計画）。平成31年3月に策定された岐阜市合理化事業計画では、2026年3月31日までの10年間を実施期間とし、5年を目途に中間見直しを行うこととされている。

【指摘 上下水道事業政策課】

監査の結果に対する回答になっていない。あくまでも競争入札が原則であり、No. 1～No. 8の業務についての一者随意契約の目的からすれば、見直しをすることが予定されるべきである。岐阜市合理化事業計画に従って見直しを行う際には、順次競争性を重視した内容に移行していく必要があることを念頭に置き、その検討過程を明らかにしておくべきである。

エ 見積りの徴収

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H17	構内環境整備業務委託	政策的な理由（高齢者の就職支援等）による一者随意契約についても、競争性を確保するため、<u>2人以上の者から見積書を入手することが望ましい</u>（意見）。 一者随意契約とすることは、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第7号の趣旨に照らして疑問であり、岐阜市上下水道事業部契約規程第29条第1項に従って、<u>なるべく2人以上の者から見積書を徴することが必要であった</u>と考えられる。なお、平成16年11月の地方公営企業法施行令の改正により、高齢者の就業支援を行う団体から上下水道事業部管理規程で定める手続により役務の提供を受ける場合には随意契約を行うことができることとなったが、競争性を確保する観点からは<u>なるべく2人以上の者から見積書を徴することを検討することが望ましい</u>。	89 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H19	措置済	岐阜市全体の政策に基づいて設立された団体と民間業者を競争させることは望ましくないと考えている。	上下水道事業部

上記の一者随意契約において、委託業者以外の業者の見積りは徴収されていなかった。

岐阜市上下水道事業部契約規程（第29条）では、随意契約によるときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、企業法施行令第21条の14第1項第2号から第9号までのいずれかに該当する場合その他管理者が契約の性質又は目的により必要がないと認めたときは、この限りではない。とされている。

【意見 上下水道事業政策課】

岐阜市上下水道事業部契約規程第29条ただし書きでは、そのように規定されている（岐阜市契約規則も同様の規定である）とはいえ、少額随意契約（企業法施行令第21条の14第1項第1号）の場合以外の随意契約では一律に複数見積もりを徴収しないというのは、競争性の確保、契約事務の公平性、透明性、経済性の観点から、望ましいものではない。企業法施行令第21条の14第1項第2号から第9号までのいずれかに該当する場合であっても、契約の性質又は目的により必要がないと認められる場合を除き、2人以上の者から見積書を徴することが望ましい。

【意見 上下水道事業政策課】

岐阜市上下水道事業部契約規程第29条ただし書きの規定（岐阜市契約規則も同様の規

定である）は、少額随意契約（企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 1 号）の場合以外の随意契約では一律に複数見積もりを徴収しないという望ましくない運用を容認するものであるから、見直すことが望ましい。例えば、戸田市契約規則では、次のように規定されており、参考になる。

（予定価格の作成及び見積書の徴取）

第 21 条 随意契約によろうとするときは、第 8 条第 2 項及び第 3 項の規定に準じて予定価格を定め、2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、市長がその契約の性質又は目的により、その必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず見積書を徴さないことができる。

- (1) 国、地方公共団体その他公法人与契約を締結するとき。
- (2) 法令の規定により価格の定められている物を購入するとき。
- (3) 1 万円以下の契約をするとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、見積書を徴することが不適当と認められるとき。

（４）固定資産管理

ア 台帳と決算書の整合

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H13	固定資産管理	無形固定資産の施設利用権の台帳と決算書の金額が 12 年度決算で 7,014 千円不一致となっていました。 <u>決算時には管理用の補助台帳との照合を必ず行う必要があります。</u>	18 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H14	措置済	現在、固定資産システムの整備を進めており、 <u>これを利用することにより、指摘事項の転記ミスなどは防げるものと考えております。</u>	上下水道事業政策課

平成 15 年度から、財務会計システムが導入されたことにより、照合を行う必要性はなくなった。しかし、それ以前は、整合しているかどうか、照合を行うことにより確認する必要があった。

【指摘 上下水道事業政策課】

措置状況は、将来、固定資産システムが整備されたら、転記ミスなどが防げるということを述べているにすぎず、それまでの間は、必ず照合を行うべきであった。「必ず行う必要がある」という監査の結果に対しては、それを行ってはじめて措置済みとすべきである。

イ 除却額の評価

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H13	固定資産 管理	固定資産の一部除却において除却金額の算出根拠が明確になっていません。これは、 <u>固定資産取得時の台帳の記載が将来の除却等を考慮しないで行われていることによるものであり、適切な除却額の評価ができるような内容の記載が必要と考えます。</u>	21 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H14		どの部分が一部除却対象となるのか推測することは、非常に難しいところではありますが、 <u>できる限り適切な除却が可能となる資産計上に努めます。</u>	上下水道事業政策課

固定資産取得時における台帳の記載方法は変わっておらず、令和3年度の除却費の資料をみても、一部除却の場合の除却割合の判断根拠は明らかではなく、「適切な除却が可能となるような資産計上」の具体的な内容は明らかではなかった。

【指摘 上下水道事業政策課】

「適切な除却額の評価ができるような内容の記載が必要」という監査の結果だったのであるから、抽象的な努力表明ではなく、具体的な行動をとってから措置済みとすべきである。

【意見 上下水道事業政策課】

固定資産取得時における台帳の記載方法について、将来、適切な除却額の評価ができるような記載方法に改め、除却金額の算出根拠が明確となるようにすることが望ましい。

(5) 債権

ア 下水道事業受益者負担金

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H28	下水道事業受益者負担金	滞納整理のためのマニュアルは存在しない。限られた人員で効率よく債権の管理・徴収を行うため、マニュアルを整備することが望ましい。	214 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R3	検討中	実施可能な滞納処分方法を検討しながら、『岐阜市債権管理及び回収に関する基本指針』に沿って、マニュアルの作成を継続していく。	営業課

マニュアルの実行体制が整わなかったので作成が遅くなっているとのことであった。令和5年度から実行予定のことである。

直近5年間の状況は、次のとおりであった。繰越分の収納率は、平成28年度の監査当時よりも向上していたが、依然として低い水準にある。

(単位：円／税込)

		調定額	収入額	収納率	不納欠損額	収入未済額
H29	現年	108,180,594	103,695,754	95.9%	0	4,484,840
	繰越	14,068,918	3,000,103	21.3%	2,336,324	8,732,491
	合計	122,249,512	106,695,857	87.3%	2,336,324	13,217,331
H30	現年	72,284,490	68,170,719	94.3%	0	4,113,771
	繰越	13,217,331	2,716,029	20.5%	1,938,169	8,563,133
	合計	85,501,821	70,886,748	82.9%	1,938,169	12,676,904
R1	現年	68,110,920	64,412,537	94.6%	0	3,698,383
	繰越	12,676,904	2,963,522	23.4%	1,827,742	7,885,640
	合計	80,787,824	67,376,059	83.4%	1,827,742	11,584,023
R2	現年	57,647,169	55,282,513	95.9%	0	2,364,656
	繰越	11,584,023	2,426,945	21.0%	1,946,575	7,210,503
	合計	69,231,192	57,709,458	83.4%	1,946,575	9,575,159
R3	現年	43,773,477	41,694,064	95.2%	0	2,079,413
	繰越	9,575,159	1,675,159	17.5%	1,745,031	6,154,969
	合計	53,348,636	43,369,223	81.3%	1,745,031	8,234,382

【意見 営業課】

監査の結果から5年も経過している。すみやかに滞納整理のためのマニュアルを整備し、滞納整理を実行することが望ましい。

イ 水道料金

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H28	水道料金	給水停止では回収できない場合には、 <u>支払督促等の訴訟手続</u> を利用し債権回収を図るべきである（指摘）。	367 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R3	検討中	債権管理調整会議で策定した基本指針に基づいた債権回収については実施に至っていない。 <u>人的体制を含めて引き続き検討していく。</u>	営業課

実施に至っていない理由は、人手がないとのことである。

直近5年間の状況は、次のとおりであった。繰越分の収納率は、平成28年度の監査当時よりも向上していた。

年度		調定額	収入額	収納率	不納欠損額	収入未済額
H29	現年	5,675,192,339	5,143,251,402	90.63%	28,230	531,912,707
	繰越	564,765,570	511,697,345	90.60%	17,730,626	35,337,599
	合計	6,239,957,909	5,654,948,747	90.62%	17,758,856	567,250,306
H30	現年	5,695,775,219	5,168,822,720	90.75%	68,795	526,883,704
	繰越	567,250,306	520,451,114	91.75%	10,793,232	36,005,960
	合計	6,263,025,525	5,689,273,834	90.84%	10,862,027	562,889,664
R1	現年	5,693,690,784	5,162,467,069	90.67%	5,577	531,218,138
	繰越	562,889,664	518,664,281	92.14%	13,833,047	30,392,336
	合計	6,256,580,448	5,681,131,350	90.80%	13,838,624	561,610,474
R2	現年	5,812,831,489	5,290,445,463	91.01%	8,602	522,377,424
	繰越	561,610,474	524,652,217	93.42%	17,157,250	19,801,007
	合計	6,374,441,963	5,815,097,680	91.23%	17,165,852	542,178,431
R3	現年	5,738,817,633	5,229,672,299	91.13%	23,108	509,122,226
	繰越	542,178,431	511,075,986	94.26%	12,199,645	18,902,800
	合計	6,280,996,064	5,740,748,285	91.40%	12,222,753	528,025,026

【意見 営業課】

人手がないことは正当な理由にはならないため、必要に応じて、支払督促等の訴訟手続を利用して債権回収を図ることが望ましい。

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H28	水道料金	一律に不納欠損処分するのではなく、 <u>収納可能な債権については、不納欠損処分をすることなく債権回収措置を講じるとともに、徴収停止の要件を充足する債権については、徴収停止を行い、その後に不納欠損処分を行う運用に改めるべきである（指摘）。</u>	369 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R3	検討中	不納欠損処分及び回収を含めた債権管理の運用について、引き続き部内で検討中である。	営業課

上記 5 年間の不納欠損処分は、債権回収措置を講じることなく、徴収停止を行うことなく、行われていた。

【指摘 営業課】

一律に不納欠損処分するのではなく、収納可能な債権については、不納欠損処分をすることなく債権回収措置を講じるとともに、徴収停止の要件を充足する債権については、徴収停止を行い、その後に不納欠損処分を行う運用にすべきである。

13 市民病院

(1) 所属長の超過勤務時間

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H14	勤務時間の把握	所属長が管理職ではない場合があるため、 <u>所属長の時間外勤務時間についての承認が自分自身によって行われている。事務決裁規則上は問題ないが、経営管理上、所属長の超過勤務時間について上長が承認する体制がないのは問題である。</u>	29 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H15		<u>現在の方法は、実態に即したものであり、合理的であると考えますが、他により良い方法があれば採用していきたいと考えております。</u>	市民病院

令和3年度から労務管理システムを導入しており、自らシステムに勤務時間を入力し、上長が確認・承認することになった。所属長の時間外勤務時間については、病院長が承認することになっているとのことであるが、実際に行われているのかは不明であった。「岐阜市病院事業事務決裁規程」においても、時間外勤務については課長等の決裁事項となっている。

【指摘 市民病院政策課】

措置状況の記載は、何もしないことを述べているだけである。そうであれば、その合理的な理由を記載すべきである。所属長の超過勤務時間について上長が承認する運用をすべきである。

(2) 除却手続

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H14	固定資産	岐阜市民病院の財務に関する特例を定める規則第 61 条で固定資産を売却撤去又は廃棄をしようとする場合は必要事項を記載した文書により行わなければならない規定されている。しかし、除却は新規購入とペアで行われることが多いため、現物の引渡は新規購入者による引取りが通常となっている。 <u>除却の都度、除却申請が行われず、年度末に書類による一括除却処理が行われているため、除却漏れ等が発生している。</u>	34 頁

措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H15		除却漏れが発生する原因は、病棟と事務局の連絡の悪さにあり、今後は各部署に保管管理者を定め、連絡表を作成し、医療器械を撤去する際に保管管理者から事務局へ提出してもらい、 <u>除却漏れが発生しない体制を 15 年度中に作りたいと考えております。</u>	市民病院

結局、措置状況に書かれている体制は作られておらず、岐阜市民病院の財務に関する特例を定める規則第 61 条で定める文書も作成されていなかった。同規則では、「たな卸資産のうち不用品となり、又は使用にたえなくなったものは不用品として整理し売却しなければならない。ただし、買受人がないもの又は売却価額が売却に要する費用に達しないものその他売却することが不適当と認められるものについては、これを廃棄することができる。」

(第 41 条)「物品のうち不用品となる、または使用にたえなくなったものを、第 41 条の規定に準じて売却し、又は廃棄しなければならない。」(第 50 条)と定められていた。なお、同規則は平成 31 年 3 月 27 日に廃止され、平成 31 年 4 月 1 日から、岐阜市病院事業企業会計規程が施行されている。

もっとも、令和 4 年 7 月に、「医療機器等の調達及び廃棄手順書」と題する書面が作成され、ここにおいて、「医療機器等の更新、破損等で、所有している又は使用している医療機器等を廃棄することが決まった場合は、廃棄物申請書(様式 1)を用度係へ提出する」と定められた。これにより、廃棄の都度、廃棄物申請書の提出がなされるようになったが、除却処理は年度末に一括で行われていることには変化がない。

【指摘 市民病院政策課】

措置状況は、将来に向けた宣言だけで留まってはならず、実際に措置を講じるべきである。令和 4 年度になってようやく手順書が定められ、廃棄物申請書の提出がなされるようになったことは良いが、監査の結果にあるように、除却漏れが生じないよう、除却処理は、年度末に一括で行うのではなく、廃棄の都度、行うべきである。

(3) 保管責任者

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H14	固定資産	<u>固定資産の現物レベルでの保管管理者が定められていない。</u> 管理規定上の不備にかかる問題でもあるが、現物が無くなった場合の責任の所在が明確となっていないので、保管責任者を定める必要がある。	34 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H15		<u>15 年度中に定めたいと考えております。</u>	市民病院

保管責任者は定められていなかった。

平成 31 年 4 月 1 日から施行されている上記規程では、「各課長等は、その主管に属する固定資産を管理」と定められた。

【指摘 市民病院政策課】

措置状況は、将来に向けた宣言だけで留まってはならず、実際に措置を講じるべきである。固定資産の管理者についての定めが設けられたのはよいが、「各課長等」というのが誰を指すのかが不明確である。固定資産の現物レベルでの保管管理者を明確に定めるべきである。

(4) 現物照合

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H14	固定資産	少なくとも年 1 回の現物照合を行い、固定資産台帳を整備する必要がある。	35 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H15		現物照合についてはその必要性も含めて現在検討中であるため、 <u>15 年度中に結論を出したいと考えております。</u>	市民病院

現在は、政策課が、各診療科及び病棟看護師長に対し、現物照合調査の実施を依頼している。依頼方法は、資産台帳の写しを交付し、その右上余白に、使用状況を記載するというものであった。現物照合の手順を定めたものはない。現物からみて、固定資産台帳に記載の有無を確認するという現物照合は行われていなかった。

【指摘 市民病院政策課】

措置状況は、検討中で終わってはならない。

【意見 市民病院政策課】

現物照合の手順を定めること、また、台帳から現物を確認するだけでなく、現物から台帳を確認するという観点での現物照合も行うことが望ましい。

(5) 収支の把握と開示

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H24	収支の把握	適切な判断資料とするため、<u>診療科ごとの収支を明確に区分すべき</u>である（指摘）。 診療科ごとの原価計算制度を早急に確立することで、<u>各診療科の収支状況を適切に把握できる体制を構築するとともに、一般会計及びその他特別会計からの繰入額につき、より詳細な開示を行うことにより、岐阜市民病院の運営に伴う岐阜市の負担額及びその内容を岐阜市民に情報提供する必要がある</u>（指摘）。	153 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H27	措置済	診療科ごとの収支について、経営企画課において各診療科の収益から医師、看護師、医療技術員等の人件費を差し引いた診療科別収支について算出した。今後も引き続き、この診療科別収支の精度を高めていく。	病院政策課

岐阜市民病院のホームページでは、病院全体の損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書が公表されているのみであり、各診療科の収支状況を踏まえた一般会計及びその他特別会計からの繰入額の詳細な開示はなされていない。

【指摘 市民病院政策課】

岐阜市民病院の運営に伴う岐阜市の負担額及びその内容を岐阜市民に情報提供するため、一般会計及びその他特別会計からの繰入額について、各診療科の収支状況を踏まえたより詳細な情報を開示すべきである。

(6) 条例の改正

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H24	設置条例	岐阜市民病院事業の設置等に関する条例の附則第3項に公営企業法の一部規定を適用していない旨が定められているが、実際には同規定を適用しているため、同条例を更新する必要がある（指摘）。	157 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R2	措置済	附則第3項の規定を削除した。	病院政策課

【指摘 市民病院政策課】

削除すべきであったにもかかわらず、削除するまでに8年を要したのは適切ではない。監査の結果に対して、速やかに対応すべきものは、1年以内に対応すべきである。

(7) 債権

ア 保証意思の確認

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H28	連帯保証人	「入院誓約書及び保証書」の提出を受ける際に、誓約者欄もしくは患者欄の記載と連帯保証人欄の記載の筆跡が明らかに類似すると認められるものについては、連帯保証人に電話をするなどして保証意思の確認を行うことが望ましい（意見）。	378 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H29	措置済	誓約書欄もしくは患者欄の記載と連帯保証人欄の記載欄の筆跡については、受付時に確認を行い、筆跡が明らかに類似すると認められるものについては、保証意思の確認を行っている。	市民病院

筆跡が明らかに類似すると認められるものについては、電話で確認することもあるとのことであった。この場合に、連帯保証人の署名を求めることはしていなかった。

【意見 医事課】

保証契約が法的に有効となるためには、連帯保証人との間で書面による契約を交わさなければならない。筆跡が明らかに類似すると認められる場合すなわち連帯保証人欄に記載した者が契約者・患者であると考えられる場合、連帯保証人からの代理権付与の事実については証明が困難となるケースが多いと思われることから、連帯保証人との間で書面による保証契約が成立していないことになるおそれがある。筆跡が明らかに類似すると認められる場合すなわち連帯保証人欄に記載した者が契約者・患者であると考えられる場合には、連帯保証人欄に記載された者に保証意思の確認を行い、当該連帯保証人に改めて、書面による保証書を作成してもらうことが望ましい。

イ 徴収不能額の縮減

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H14	未収金	過去2年間の未収金の回収実績を調査したところ、未収金が発生してから1年目は約60%、2年目は約10%、3年目は約3%と1年目の回収率が圧倒的に高い。これは、未収金が発生してから1年以上経過すると徴収不能になる確率が大幅に高くなっていることを示している。したがって、未収金の徴収不能額を減少させるかは、 <u>発生後の短期間にいかに回収するか</u> にかかっている。	15 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H15	措置済	経済情勢悪化の中、保険証の不所持者・医療費支払い困難者が増加しており、そのため、支払いの厳しい方、難しい方への事前の医療相談（本年度から常設）を積極的に進めております。また、未払者の対応として、平成10年度から専属の嘱託収納員を雇用し、徴収に力を入れておりますが、特に本年度からは、周辺の市・町へと拡大し、収納率のアップを図っていきたいと考えております。	市民病院

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H28	回収委託	平成26年度以前は、未納となった後1年を経過した未収金の回収は、2名の収納嘱託員による臨戸訪問徴収により行われていたが、平成27年度から、未納となった後1年を経過した未収金の一部の回収業務を弁護士法人へ委託している。平成27年度における回収業務の委託においては、委託する債権につき「平成26年度に発生したもののうち、未収発生後1年を経過したもの」に限定されていたが、平成28年度における回収業務の委託においては、その限定は外され、現年度分についても回収業務の委託が可能となった。1年を経過したものに限定していたのをやめたことは評価できる。実際の運用においても、医事課において回収が困難と考えられる債権については、 <u>早期に弁護士法人へ回収委託を行うことが望ましい</u> （意見）。	381 頁

措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H29	措置済	平成 28 年度回収業務からは、対象とする債権から、未収発生後 1 年を経過したものを撤廃した。今後も早期回収に向けて取り組む。	市民病院

「入院・外来診療の未納者に対する督促等事務フロー」によれば、次のようになっている。

4 月会計書発行の場合

→ 6 月上旬 督促状発送

→ 8 月上旬 催告書発送

→ 10 月下旬 弁護士委託

弁護士委託するか否かの基準は設けられていない。

直近 5 年間の未収金の状況は、次のとおりである

入院収益

(単位：円)

年度		調定額	収入額	収納率	不納欠損額	収入未済額
H29	現年	11,313,919,254	9,470,409,130	83.71%	0	1,843,510,124
	繰越	1,802,691,099	1,691,851,244	93.85%	9,543,160	101,296,695
H30	現年	11,417,971,910	9,578,867,466	83.89%	0	1,839,104,444
	繰越	1,944,806,819	1,838,841,888	94.55%	11,625,794	94,339,137
R1	現年	11,901,472,245	9,909,055,145	83.26%	0	1,992,417,100
	繰越	1,933,443,581	1,834,173,681	94.87%	13,645,331	85,624,569
R2	現年	12,273,387,675	10,012,838,903	81.58%	0	2,260,548,772
	繰越	2,078,041,669	1,989,998,493	95.76%	9,803,427	78,239,749
R3	現年	13,125,858,697	11,284,467,670	85.97%	0	1,841,391,027
	繰越	2,338,788,521	2,262,061,641	96.72%	9,729,671	66,997,209

外来収益

(単位：円)

年度		調定額	収入額	収納率	不納欠損額	収入未済額
H29	現年	5,181,961,490	4,365,502,340	84.24%	0	816,459,150
	繰越	905,147,005	878,972,242	97.11%	1,089,765	25,084,998
H30	現年	5,324,229,961	4,586,557,518	86.14%	0	737,672,443
	繰越	841,544,148	816,274,964	97.00%	3,817,400	21,451,784
R1	現年	5,897,014,811	4,978,986,894	84.43%	0	918,027,917
	繰越	759,124,227	737,264,946	97.12%	2,844,800	19,014,481
R2	現年	6,183,758,398	5,238,487,323	84.71%	0	945,271,075
	繰越	937,042,398	915,700,128	97.72%	1,761,838	19,580,432
R3	現年	6,694,729,737	5,731,200,958	85.61%	0	963,528,779
	繰越	964,851,507	942,277,034	97.66%	2,623,060	19,951,413

その他医業収益

(単位：円)

年度		調定額	収入額	収納率	不納欠損額	収入未済額
H29	現年	427,917,879	411,287,991	96.11%	0	16,629,888
	繰越	35,796,012	16,975,751	47.42%	4,820,036	14,000,225
H30	現年	415,038,410	397,577,866	95.79%	0	17,460,544
	繰越	30,630,113	14,741,625	48.13%	2,140,625	13,747,863
R1	現年	410,797,257	394,797,273	96.11%	0	15,999,984
	繰越	31,208,407	18,509,037	59.31%	2,135,752	10,563,618
R2	現年	347,400,323	329,461,397	94.84%	0	17,938,926
	繰越	26,563,602	11,002,814	41.42%	9,076,893	6,483,895
R3	現年	371,357,674	358,417,454	96.52%	0	12,940,220
	繰越	24,422,821	10,744,635	43.99%	9,300,089	4,378,097

直近5年間の回収実績は、次のとおりである。

(単位：円)

年度	弁護士法人による回収額	収納員による回収額
平成29年	3,183,384	3,882,521
平成30年	8,940,759	2,677,683
令和元年	7,216,419	1,700,561
令和2年	8,228,906	2,423,754
令和3年	7,409,533	2,205,393

直近 5 年間の債権放棄は、次のとおりである

(単位：円)

年度	生活困窮	破産	時効	死亡	所在不明	合計
H29	0	0	30,736,656 (1,107 件)	0	0	30,736,656 (1,107 件)
H30	0	0	30,584,452 (1,476 件)	0	0	30,584,452 (1,476 件)
R1	0	0	30,949,158 (1,015 件)	0	0	30,949,158 (1,015 件)
R2	0	0	29,741,574 (1,020 件)	0	0	29,741,574 (1,020 件)
R3	0	0	32,470,546 (837 件)	0	0	32,470,546 (837 件)

【意見 医事課】

発生後の短期間の回収という観点からすれば、督促状の発送まで、催告書の発送まで、それぞれ 2 か月を空けるのは望ましくない。督促状の発送、催告書の発送は、1 か月間隔で行うことが望ましい。また、回収事務の公平性、効率性の観点から、弁護士委託するかどうかの基準を設けることが望ましい。

ウ 未納者の来院時の対応

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H28	未納者対応	「善良な管理者と同一の注意」（健康保険法第 74 条第 2 項及び国民健康保険法第 42 条第 2 項）を行ったというために、 <u>来院した未納者に対して催促を行う手段を尽くすべきである。例えば、未納者の来院予定を把握するシステムや、患者が予約する際に未納分の催促が行われるなどのシステムを構築することが考えられる。</u> また、会計の窓口担当者が未納者に対して催促行為を統一的行えるようにするため、 <u>未納者対応マニュアルを作成することも有用であると考えられる（指摘）。</u>	378 頁

措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H29	措置済	分納納付が滞納になっている、支払が全くされていない患者に対しては、次回の予約を確認し、予約があれば来院時に窓口において声掛けをし、相談室窓口にて納付相談を行っている。また、一定期間支払いのない患者に対しては、未納分の納付書と当日の納付書を併せて渡し支払を促している。	市民病院

未納者の来院予定を把握するシステムや、患者が予約する際に未納分の催促が行われるなどのシステムの構築といった、未納者の来院時に漏れなく納付を請求する体制作りは行われていなかった。未納者対応マニュアルも作成されていなかった。実際に行われているのは、医事課が、週に1、2回くらいの頻度で、必要と考える未納者の予約の有無を確認し、来院があった際に納付相談をしているというものであった。

【指摘 医事課】

回収事務の公平性、効率性の観点から、未納者対応マニュアルの作成及び来院時の納付相談を確実に行うことのできる体制を作るべきである。

14 債権

(1) 個人市民税

ア 特別徴収義務者の指定の取消にかかる基準

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H28	市税	岐阜市税条例第 42 条の 6 第 1 項第 1 号から第 8 号では、特別徴収義務者の指定の取消理由が定められている。 「特別徴収実施困難理由届出書」及び「対応顛末 について」と題する書面には、岐阜市税条例第 42 条の 6 の第何号により、特別徴収義務者の指定の取消をしたのか記載されていない。ヒアリングによると、平成 27 年度は、1,401 件中 27 件について、同条例第 42 条の 6 第 1 項第 8 号「前各号に掲げるもののほか、必要があると認めるとき」に該当するとのことであった。 第 8 号の「前各号に掲げるもののほか、必要があると認めるとき」について、具体的な基準が定められていない。岐阜市税条例第 42 条の 6 第 1 項第 8 号の「必要があると認めるとき」の該当性を判断する基準を定めるべきである（指摘）。	79 頁
措置状況報告書			
年度	結果	課	課
H30	措置済	指定の取消の必要があると認める場合の該当性について検討を行い、その判断する基準を定めた。	市民税課

市は、給与所得に係る個人の市民税を特別徴収の方法によって徴収するものとされ（地方税法第 321 条の 3）、給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者を市の条例により特別徴収義務者として指定し、市民税を徴収させなければならないとされている（同法第 321 条の 4）。これに基づき、市は、岐阜市税条例において、次の定めを設けている

（給与所得に係る特別徴収義務者の指定等） 第 42 条の 3 前条第 1 項から第 3 項までの規定による特別徴収に係る市民税の特別徴収義務者は、当該年度の初日において同条第 1 項の納税義務者に対して給与の支払をする者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下同じ。）（他の市町村内において給与の支払をする者を含む。以下同じ。）で所得税法第 183 条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務があるものとし、前条第 5 項の規定による特別徴収に係る市民税の特別徴収義務者は、同項の当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者とする。
--

他方において、市は、岐阜市税条例において、次の定めを設けている。

(特別徴収義務者の指定の取消し)

第 42 条の 6

市長は、第 42 条の 3 の規定によって個人の市民税に係る特別徴収義務者の指定を受けた者が次の各号の一に該当する場合においては、納入金の徴収を完了することができないと認められるものに限り、当該特別徴収義務者としての指定の取消しをすることがある。

- (1) 国税、地方税その他の公課について滞納処分を受けるとき。
- (2) 強制執行を受けるとき。
- (3) 破産手続開始の決定を受けたとき。
- (4) 競売の開始があったとき。
- (5) 法人が解散したとき。
- (6) 相続の開始があった場合において、相続人が限定承認をしたとき。
- (7) 納入金をのがれようとする行為があると認められるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要があると認めるとき。

他の自治体の市税条例をいくつか調査したところ、岐阜市税条例のように、特別徴収義務者の指定の取消しの定めを設けているものは、見当らなかった。かかる条例上の規定を設けることの地方税法上の根拠も不明であった。

市は、「特別徴収義務者の指定予告通知の発送後の対応について」と題する事務連絡を作成している。これは、主として、特別徴収が困難と主張する事業者への対応方法を記載したものであった。当初、市によれば、この中に第 8 号の「必要があると認めるとき」の該当性を判断する基準を定めたとのことであったが、基準らしきものは見当たらなかった。この事務連絡の作成者の明記はなく、文末に「担当」として個人の苗字が記載されていただけであった。

その後、「特別徴収義務者の指定の取消基準」という文書が見つかったとの報告を受けた。これには、第 8 号の「必要があると認めるとき」に該当するものとして、次のように記載されていた。

- 1 事業所において特別徴収の実施に必要な給与計算システムの構築又は改修が必要であるとき。
- 2 事業所の体制の変化に伴い、一時的に特別徴収の実施が困難であるとき。
- 3 事業所が特別徴収の実施を一方的に拒否し、長期滞納するおそれがあるとき。

岐阜市税条例第 9 条は、「この条例の施行及び市税の賦課徴収について、この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。」と定めており、委任命令の法形式は指定されていない。

市において、条例及び規則で規定する事項の整理に関する基本的な方針は定められていない。市によれば、第 8 号の「必要があると認めるとき」の該当性を判断する基準は、内部運用について定めるものであるから、部長の専決事項とされている内規で定めれば足りるとの考えである。

岐阜市事務決裁規則では、次のように定められている。

「条例及び規則の制定」	市長決裁（第3条の2第4号）
「要綱等の制定」	部長決裁（第4条、第13条第1項）

【指摘 市民税課】

地方税法上、市は、事業者特別徴収による徴収をさせなければならない。岐阜市条例第42条の6は、この法律上の義務を免除するものである。まずもって、かかる規定が地方税法上のどこに根拠があるのかを明らかにしなければならない。その上で、同条第1号から第7号までの規定は、地方税法に反しないかどうかを確認すべきである。包括条項である同条第8号については、法律による行政及び明確性の見地から、これを削除するか、「必要があると認めるとき」に該当するか否かの明確な基準を明文化する必要がある。「特別徴収義務者の指定の取消基準」という文書に記載されている事項についても、地方税法に反しないかどうかを確認すべきである。

【意見 市民税課】

市には条例及び規則で規定する事項の整理に関する基本的な方針が定められていないことから、何は条例及び規則で定めるべきか、何は要綱等の内規で定めれば足りるかが明確にされていない。例えば、北九州市は、自治基本条例において、市は条例及び規則で規定する事項の整理に関する基本的な方針を定めるものとし、市において、「条例及び規則で規定する事項の整理に関する基本的な方針」を定めて公表している。かかる方針においては、原則として規則で定めるものとして、「条例に基づく手続等に関するもの」「市民に一定の作為を求めるもの」を掲げている。このような基本的な方針がないと、本来は条例及び規則で定めるべき事項であるにもかかわらず、内部の運用に関するものであるとして、市長決裁ではなく部長決裁で足りる要綱等の内規で定めるということにもされかねない。特別徴収義務者の指定を取り消すということは、市にとっては地方税法及び岐阜市税条例上の義務を免除するものであり、納税義務者にとっては普通徴収に切り替えられるというものであるから、同条第8号の「必要があると認めるとき」に該当するか否かの明確な基準は、規則で定めることが望ましい。

イ 特別徴収義務者の指定の取消にかかる判断

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H28	市税	書類回付ではなく、実際に、合議して、特別徴収義務者の指定の取消を決定すべきである。また、合議の内容を議事録として記録に残すべきである。	79 頁
措置状況報告書			
年度	結果	課	課
H30	措置済	特別徴収指定後の指定の取消は、書類回付ではなく、実際の合議により決定し、その合議の内容を議事録として記録に残すことに決定した。	市民税課

直近 5 年間の 8 号取消の状況は、次のとおりであった。

	H29	H30	R1	R2	R3
8 号取消	8	2	3	0	0
会議開催	1	2	3	0	0
議事録あり	1	1	1	0	0

議事録によると、特別徴収としても長期滞納するおそれがあるといったことで、8 号取消を決定したようであった。一つの議事録は、会話をそのまま記載しただけになっていた。

【指摘 市民税課】

議事録は全件作成すべきである。ここでの議事録の意味は、会話を記録することではなく、市が、どのような根拠をもって特別徴収義務の指定取消を決定したのかを明確にしておくことである。どのような事実をもって、「必要があると認めるときに該当する（定めた基準に該当する）」と判断したのか、どのような事実をもって、「納入金の徴収を完了することができないと認められる」と判断したのか、思考過程を明快かつ説得的に記載すべきである。

(2) 固定資産税

ア 課税対象

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H20	市税	学校法人、宗教法人等の対象法人設立時に「直接本来の用に供している」と判断された固定資産については、設立時に使用していた目的で継続的に使用されていると推定している。しかし、対象法人設立時に「直接本来の用に供している」目的で固定資産を使用していたとしても、<u>設立後に「直接本来の用に供していない」目的で固定資産を使用し始めた場合も存在する</u>と考えられる。 その他にも、対象法人自身が設立時にはすべての事業が公益性を有する事業と判断していたが、国税庁や所管官庁等の指摘により、<u>設立後に一部事業が公益性を有しないと事業と判断される場合も存在する</u>と考えられる。 これらの場合には、設立時に「直接本来の用に供する固定資産」と判断された固定資産であっても、<u>設立後に「直接本来の用に供していない固定資産」と判断すべき固定資産も存在することになる</u>。そのため、<u>非課税にすべきでない固定資産が非課税とされている可能性がある</u>。<u>非課税対象とされている固定資産については、課税すべき土地、家屋の有無を調査する必要がある</u>（指摘）。 当該調査方法としては、様々な方法が存在すると考えられるが、例えば、法人市民税申告書の閲覧や現地調査により、「直接本来の用に供していない固定資産」の有無を調査する方法が考えられる。この調査時には、地方税法第 348 条、地方税法附則 14 条等の非課税条件を<u>チェックリストとして使用することが望まれる</u>。	28 頁
措置状況報告書			
年度	結果	課	課
H21	措置済	平成 21 年度に非課税に該当する法人を抽出して、税務署にて法人税の申告内容を調査し、その資産内容に基づき現地調査を行った。	資産税課

平成 21 年度に非課税登録されている、宗教法人 121 件、学校法人 23 件に照会をかけて調査した結果、宗教法人 7 件で見直しがあつた。平成 22 年度以降は、新たな申告法人には照会をかけること、既存の法人については航空写真上で前年との違いを認識した場合に現地調査をすることは行っていたが、それ以外に、法人市民税申告書の閲覧、現地調査、税務署での調査は行っていなかった。チェックリストの作成はしていなかった。

資産税課では、上記監査の結果について、引継書となる「懸案事項及び注意事務一覧」を作成しており、そこにおいて、外部監査指摘事項に対する調査として、法人市民税の賦課がある学校法人、宗教法人のデータを取得し、新たに法人市民税の賦課が発生していないか、非課税適用の土地から不動産収入を得ていないかなどを調査すること、必要があれば税務署の出向き調査を行うことを記載していた。

【指摘 資産税課】

新たな申告法人に限ることなく、法人市民税申告書の閲覧調査をし、必要に応じて、現地調査、税務署での調査などを行い、非課税対象とされている固定資産については、課税対象となっていないかどうかを調査すべきである。

【参考報告】

包括外部監査の結果は、一度限りの是正で済むものもあれば、継続的に措置を実施していかなければならないものもある。他の所管課でのヒアリングの際には、監査の結果を受けた当時のことは分からない、措置状況報告をした当時のことは分からない、資料が残っていない、という回答がほとんどであった。しかし、資産税課は、包括外部監査の指摘を踏まえ、なすべきことを引き継ぐ書類を作成していた。これは、「岐阜市事務引継ぎ要領（平成14年3月1日決裁）」に基づくものである。同要領では、事務を担当する職員が異動その他の事由により変更となる場合は、事務引継ぎを行わなければならないとされ（第3条）、事務引継ぎは、事務引継ぎ書（様式第1号）及び添付書類を提示して行うとされている（第9条）。添付書類の中に、「懸案事項及び注意事務一覧」（様式第5号）が定められている。かかる引継ぎは、全庁的に必ず行われるべきものであるので、参考報告とする。

（3）国民健康保険料

ア 滞納管理

【事実関係（参考報告）】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H20	国民健康保険料 及び介護保険料	滞納管理資料の整備が望まれる（意見）。	113 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H21	措置済	滞納分析に活用ができる一方、効果的、効率的に滞納整理をするのに必要な資料の整備に着手した。	国保・年金課

滞納者の情報は、現在、滞納管理システムで管理されており、人ごとに、収納状況や交渉状況が記載されている。同システムは、納税課も利用している。

また、平成27年4月に差押事務マニュアルを作成した。これによると、①原則1年以上の長期滞納者については財産調査を実施、②調査結果を基に係内で検討し、差押えが適当か、やむを得ないか判断、情報共有、③滞納処分警告書（最終通知）の送付（その後納付交渉、納付誓約のケースあり）、④差押手続きに入ることとなる。

直近５年度の収納率、滞納状況は下記のとおりである。

(円)

		調定額	収入額	収納率	不納欠損額	収入未済額
H29	現年	9,967,459,780	8,949,454,708	89.79%	8,069,730	1,009,935,342
	繰越	2,622,133,444	386,950,301	14.76%	700,962,670	1,534,220,473
	合計	12,589,593,224	9,336,405,009	74.16%	709,032,400	2,544,155,815
H30	現年	9,801,581,230	8,802,587,240	89.81%	7,276,280	991,717,710
	繰越	2,500,025,684	390,810,233	15.63%	701,218,376	1,407,997,075
	合計	12,301,606,914	9,193,397,473	74.73%	708,494,656	2,399,714,785
R1	現年	9,595,117,130	8,653,405,649	90.19%	9,747,170	931,964,311
	繰越	2,332,773,176	387,308,367	16.60%	618,209,026	1,327,255,783
	合計	11,927,890,306	9,040,714,016	75.79%	627,956,196	2,259,220,094
R2	現年	9,334,782,843	8,522,190,065	91.30%	5,275,876	807,316,902
	繰越	2,186,888,941	434,121,121	19.85%	543,450,918	1,209,316,902
	合計	11,521,671,784	8,956,311,186	77.73%	548,726,794	2,016,633,804
R3	現年	9,051,196,990	8,321,780,583	91.94%	9,097,540	720,318,867
	繰越	1,980,386,560	382,577,553	19.32%	501,484,418	1,096,324,589
	合計	11,031,583,550	8,704,358,136	78.90%	510,581,958	1,816,643,456

滞納者数及び滞納金額

(年度末時点)

	滞納者数（人）	滞納額（円）
H29	14,274	2,442,820,321
H30	13,523	2,307,585,962
R1	12,496	2,181,067,435
R2	10,992	1,917,856,474
R3	9,970	1,739,403,826

滞納管理資料の整備はシステム導入により進んだと思われる。また、財産調査、差押えについても、平成20年当時は、預金調査のみで、月約10件程度だったが、現在は、次稿のとおり行われている。

滞納件数と比較すると件数が見劣りするが、令和2、3年は現年分、繰越分共に収納率が上がっており、評価したい。引き続き滞納管理、徴収への取組みを継続されたい。

イ 滞納処分の実施

【事実関係（参考報告）】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H28	国民健康保険料	滞納処分については、今後も、預金債権のほか、給与債権や売掛金債権なども、積極的に、実施すべきである。特に、給与債権や売掛金債権について、第三債務者が、調査に回答しない場合、滞納処分を実施すべきである。 また、滞納処分を実施しても、第三債務者からの支払がない場合は、取立訴訟についても、実施を検討すべきである（指摘）。	146 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H31	措置済	滞納処分については、預金債権や生命保険債権の換価が容易なものから着手している。また、給与債権についても差押えを行っている。なお、第三債務者については、できる限り協力が得られるよう、丁寧な説明を心掛けている。 また、事例によっては、取立訴訟を行う予定である。	国保・年金課

債権管理は、担当制で行い、催告、調査までは担当者が行う。現在は、各担当が財産調査において、預金照会その他、給与照会、生命保険の調査、売掛金の差押えのための取引調査も行っている。平成 27 年に課で「差押事務マニュアル」を作成し、基本的な流れを共有している。

平成 29 年度から令和 3 年度の預金調査件数リストを確認した。預金調査は、ほぼ毎月 50～100 件ほど行われていた。

また、平成 29 年度から令和 3 年度の差押件数一覧を確認した。

差押件数 一覧

	差押件数						歳入額合計 (円)
		預金	生命保険	還付金	売掛金	給与	
H29	179	179					16,414,960
H30	347	347					29,571,839
R1	302	301	1				23,742,596
R2	196	193	2	1			19,000,396
R3	232	173	11	0	28	20	17,311,243

財産調査の結果、滞納処分が必要なものについては各担当がまとめて、滞納処分を担当する職員に引き継ぐ。滞納処分担当者は主に 2 名で、課の職員であり、他の業務も行っているが、他の係員も随時補助することとしている。財産調査、差押について、対象範囲を広げており、定期的に行っていることが確認された。

しかし、課全体での、滞納処分の実施の有無、回収状況などの取りまとめや分析は行っ

ていない。課の方針として、時効にかからないようにするため、滞納開始月が古いもの（過年度のもの）から調査をするよう指示はしているとのことであるが、基準がルール化されている訳ではない。また、滞納処分の対象者の基準についても、明確なルールがある訳ではなく、納付誓約不履行、警告書送付後反応なしなど、各担当者が個別に判断している。

第三債務者への対応は、説明を優先しており、取立訴訟の実績はない。

【意見 国保・年金課】

各担当者の負担軽減のため、滞納処分の実施はもちろん、第三者への対応、取立訴訟も含め、実施基準や事務手順を明文化することが望ましい。

ウ 相続人に対する請求

【事実関係（参考報告）】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H28	国民健康保険料	単身世帯や滞納金額が大きい事案など一定の基準を設けた上で、戸籍調査等を行い、相続人にも、滞納している国民健康保険料を請求すべきである（指摘）。	147 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H31	措置済	滞納額が一定金額を超える事案について、戸籍調査等を行い、相続人に保険料を請求している。今年度、100 万円を超える事案について、相続人に保険料を請求した。	国保・年金課

令和元年度に 1 件、100 万円を超える金額だったため、戸籍調査をした上で、子ども 2 名に対して請求し、延滞金も含め回収できた件があった。

しかし、滞納額のデータ分析はしておらず、相続人に対する請求を行うかどうかの判断基準となる具体的な基準は定めていない。

なお、滞納者が死亡した事実は、死亡届（複写。3 枚目が国保の異動届となっている）で分かるため、被相続人住所への催告書を相続人宛に出すこととなる。送付先変更届が出ている場合はその送付先に送付するが、出ていない場合で被相続人住所より返送された場合、送付先不明となる。市では死亡届の後の関係した手続きにつき、「おくやみコーナー」を設け、親族への手続き案内を行っており、このコーナーに国保・年金課の「国民健康保険送付先変更届出書」を置き案内している。

【指摘 国保・年金課】

相続人に対する請求は、原則として実施しなければならないものであるが、事務の効率性・有用性に鑑みれば優先順位をつけて実施すべきではあるので、相続人に対する請求の実施を判断するための具体的な基準を明文化すべきである。

(4) 介護保険料

ア 調査情報の管理

【事実関係（参考報告）】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H28	介護保険料	国税徴収法第 141 条等の調査に基づいて取得した調査情報は、強制徴収公債権担当者以外の者が閲覧できないようにするよう取り決めをするか、経過記録とは別の書式で管理すべきである（指摘）。	163 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H31	措置済	国税徴収法第 141 条等の調査に基づいて取得した調査情報は、経過記録とは別の書式（紙媒体を予定）で管理し、担当者以外閲覧できないようにした。	介護保険課

経過記録とは別に「国税徴収法第 141 条に基づく調査情報整理簿」と題する書式を作成し、その下部には、「滞納処分担当者以外の閲覧を防ぐため、調査事項は手書きで記載し、鍵のかかる個人の引出しで保管すること」と注意書きをしていた。

なお、監査以後現在まで、実際の調査はなかったため、この書式の使用実績はない。滞納処分や財産調査を行うには担当課の人員が不足しているとのことであった。

イ 滞納処分の実施

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H28	介護保険料	滞納者のうち、納付誓約書を提出しない者など悪質な者については、積極的に、滞納処分を実施すべきである（指摘）。	163 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R2	検討中	令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響で臨戸訪問の代わりに、全課体制の電話催告を昨年度より件数を増やして実施した。今後も催告等を実施する中で、滞納者に接触し、滞納理由等、実態を把握した上で、対応を検討する。	介護保険課
R3	検討中	現状では、滞納処分を実施できるような人員体制ではないため、人員体制も含め効率的な実施方法を検討する。	介護保険課

滞納処分を実施した例はなかった。介護保険課保険料係の正規職員は現在 4 名、係長 1 名、係員 3 名で、被保険者資格、賦課、収納を全て行っており、滞納処分を実施できるような人員体制ではないとのことであった。効率的な実施方法を検討しているとあるが、実際には、人事に要求したり、他の自治体の調査をしたりしているくらいとのことであった。

ノウハウがないところから始めるのは困難とのことでもあった。

収納については、文書催告を年6回、電話催告を年3回行っており、催告をすると電話がかかってきて、そこから回収につながるケースもある。また、納付誓約書や減免の申請につながるケースもあり、納付誓約書は対応ケースの多くで記入されるとのことである。ただ、そもそも電話番号が分からない方もいるため、その調査から行っており、時間を要している。臨戸訪問は、以前は行っていたが、コロナ対応となった令和2年度、3年度は行えていない。

直近5年度分の収納率等は下記のとおりである。

(円)

		調定額	収入額	収納率	不納欠損額	収入未済額
H29	現年	7,675,014,500	7,564,653,780	98.56%	0	110,360,720
	繰越	233,784,790	19,447,334	8.32%	95,701,720	118,635,736
	合計	7,908,799,290	7,584,101,114	95.89%	95,701,720	228,996,456
H30	現年	8,774,006,100	8,663,027,410	98.74%	0	110,978,690
	繰越	228,573,756	17,486,130	7.65%	97,138,590	113,949,036
	合計	9,002,579,856	8,680,513,540	96.42%	97,138,590	224,927,726
R1	現年	8,771,413,200	8,665,771,480	98.80%	0	105,641,720
	繰越	223,231,126	17,852,723	8.00%	92,699,986	112,678,417
	合計	8,994,644,326	8,683,624,203	96.54%	92,699,986	218,320,137
R2	現年	8,775,459,900	8,682,230,450	98.94%	0	93,229,450
	繰越	217,657,037	22,285,840	10.24%	38,999,350	156,371,847
	合計	8,993,116,937	8,704,516,290	96.79%	38,999,350	249,601,297
R3	現年	8,896,561,000	8,809,789,780	99.02%	0	86,771,220
	繰越	249,277,797	18,656,270	7.48%	133,797,517	96,824,010
	合計	9,145,838,797	8,828,446,050	96.53%	133,797,517	183,595,230

【指摘 介護保険課】

人員不足とのことであるが、文書催告を繰り返したり、電話番号を調査したり、電話催告を繰り返したりするよりも、速やかに滞納処分をしたほうが効率的な場合もある。滞納者と納付者の公平性を図ることは重要であり、人員不足やノウハウ不足で正当化されるものではない。繰越分の収納率が10%を下回っている現状を看過してはならない。平成28年度の包括外部監査から5年も経過しているにもかかわらず、未だ実施方法を検討しているというのは問題である。少なくとも、連絡がつかない、納付誓約書を提出しないなど悪質な滞納者については、速やかに滞納処分を実施すべきである。

ウ 連帯納付義務者に対する請求

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H28	介護保険料	滞納処分などにより被保険者から保険料を徴収できないのであれば、連帯納付義務者である世帯主及び配偶者に対して、滞納処分を実施すべきである（指摘）。	164 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R3	検討中	連帯納付義務者に対する請求も必要ではあるものの、現状として、まずは滞納者への納付指導を実施する。なお、現状では滞納処分を実施できるような人員体制ではないため、人員体制も含め効率的な実施方法を検討する。	介護 保険課

連帯納付義務者である世帯主等への催告書の送付すら行っていなかった。ただし、滞納者への催告書に、連帯納付義務、相続人の納付義務について案内を載せていた。

【指摘 介護保険課】

繰越分の収納率が 10%を下回っている現状を看過してはならないし、人員不足やノウハウ不足で正当化されるものではない。平成 28 年度の包括外部監査から 5 年も経過しているにもかかわらず、未だ実施方法を検討しているというのは問題である。まずもって、連帯納付義務者である世帯主及び配偶者に対する催告書の送付くらいは早急に実施すべきである。その対応や滞納状況によっては、連帯納付義務者に対する滞納処分を実施すべきである。

エ 相続人に対する請求

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H28	介護保険料	滞納額が高額な案件から、相続人に対して、滞納処分を実施すべきである（指摘）。	164 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R3	検討中	催告書に、相続人にも納付義務があることを記載するよう改めた。なお、現状では、相続人の調査や滞納処分を実施できるような人員体制ではないため、人員体制も含め効率的な実施方法を検討する。	介護 保険課

被保険者死亡の情報を把握した場合、被保険者の住所に、被保険者ご家族様宛の催告書を送付し、そこには相続人には納付義務がある旨の記載をしていた。しかし、被保険者の相続人の住所には、催告書を送っていなかった。

相続人から送付先の変更手続きがなされていれば、変更先に送付していた。送付先の変更手続きは、介護保険料の還付を受けるためになされているケースがあるが、手続きがさ

れていないケースもあるとのことであった。上記送付先の変更手続きについて、市民課窓口にて確認した。市では、死亡者に関する手続きを「おくやみハンドブック」にまとめている。手続きの際は、おくやみコーナーを予約してもらい、葬祭費支給申請、被保険者証の回収、年金手続き案内、戸籍謄本申請等を行い、他に必要な窓口を案内する。また、おくやみコーナーが混雑していて予約できない場合、ハンドブックを参考に各窓口を訪れ、手続きを行う流れである。但し、相続後の連絡先の届出は、同ハンドブックの介護保険項目には案内されていない（被保険者証等の返還、介護保険料の精算についての記載のみ）。また、市民課への死亡届の提出により、介護保険課がチェックすれば把握できるようにはなっているが、その都度連絡がくるわけではなかった。

【指摘 介護保険課】

連帯納付義務者と同様、まずもって、相続人の住所に催告書の送付くらいは早急に実施すべきである。その対応や滞納状況によっては、相続人に対する滞納処分を実施すべきである。

オ 消滅時効の管理

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H28	介護保険料	実態調査をしないまま、消滅時効にかけて不納欠損する滞納保険料が少なくないことから、不適切な事務処理と指摘されても仕方がない。漫然と、消滅時効にかけないよう、滞納金額が大きい事案など一定の基準を設けた上で、実態調査等を行い、滞納処分を実施するのか、徴収緩和措置を取るのか、方針を適切に決定すべきである。	164 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R2	検討中	令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で臨戸訪問の代わりに、全課体制の電話催告を昨年度より件数を増やして実施した。また、最近65歳に到達した滞納のほか複数年度にわたる高額滞納者を中心に電話催告を実施した。今後も催告等を実施する中で、滞納者に接触し、滞納理由等、実態を把握した上で、対応を検討する。	介護保険課
R3	検討中	現状では滞納処分を実施できるような人員体制ではないものの、滞納処分を実施することになれば、他部署や他自治体における滞納処分実施の基準を参考に方針を決定する予定である。	介護保険課

上記のとおり、不納欠損額は多額に上っており、平成28年度の包括外部監査当時よりも増額している。この不納欠損の理由は、消滅時効期間の経過である。

【指摘 介護保険課】

平成28年度の包括外部監査から5年も経過しているにもかかわらず、未だ検討中であ

り、その間も続々と消滅時効にかけてしまっている。不適切な事務といわざるを得ない。早急に適切な方針を決定し、滞納処分、徴収緩和措置などを実行すべきである。

（５）後期高齢者医療保険料

ア 滞納処分の実施

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H28	後期高齢者医療保険料	不動産を持っている事案など、滞納処分が可能な案件がないか検討すべきである。最初から、全件、滞納処分を控える方針を採るべきではない。（指摘）。	177 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R3	検討中	債権者管理調整会議において、情報提供を受ける体制はできた。しかし、現状では不動産の滞納処分ができるほどの人員体制ではないので、人員体制も含め効率的な実施方法を検討する。	福祉医療課

滞納処分が実施されたことはなかった。催告書を2か月に1回、督促状を滞納の都度出している。金額の大きい滞納者をピックアップ（担当者1人50件、合計400件）して、年度末に電話にて催告している。ピックアップの対象は滞納金額の多い人、滞納期間が長い人としている。また、個別訪問も担当者1人10件、合計80件行っているが、コロナ禍では訪問して催告書を置いてくる対応となった。

直近5年度のデータは下記のとおりである。

(円)

		調定額	収入額	収納率	不納欠損額	収入未済額
H29	現年	3,967,027,900	3,938,797,700	99.29%	0	28,230,200
	繰越	53,837,200	13,782,515	25.60%	13,871,400	26,183,285
	合計	4,020,865,100	3,952,580,215	98.30%	13,871,400	54,413,485
H30	現年	3,908,422,100	3,883,622,100	99.37%	0	24,800,000
	繰越	56,962,785	14,123,300	24.79%	18,962,900	23,876,585
	合計	3,965,384,885	3,897,745,400	98.29%	18,962,900	48,676,585
R1	現年	4,070,178,500	4,042,285,500	99.31%	0	27,893,000
	繰越	52,137,585	12,937,300	24.81%	16,494,185	22,706,100
	合計	4,122,316,085	4,055,222,800	98.37%	16,494,185	50,599,100
R2	現年	4,523,550,900	4,492,859,000	99.32%	0	30,691,900
	繰越	54,051,600	10,067,300	18.63%	16,877,500	27,106,800
	合計	4,577,602,500	4,502,926,300	98.37%	16,877,500	57,798,700
R3	現年	4,512,612,400	4,494,410,800	99.60%	0	18,201,600
	繰越	58,461,400	13,316,700	22.78%	19,671,700	25,473,000
	合計	4,571,073,800	4,507,727,500	98.61%	19,671,700	43,674,600

【指摘 福祉医療課】

人員不足とのことであるが、文書催告を繰り返したり、電話催告を繰り返したりするよりも、速やかに滞納処分をしたほうが効率的な場合もある。滞納者と納付者の公平性を図ることは重要であり、人員不足やノウハウ不足で正当化されるものではない。繰越分の収納率が20%前後である現状を看過してはならない。平成28年度の包括外部監査から5年も経過しているにもかかわらず、未だ実施方法を検討しているというのは問題である。少なくとも、連絡がつかない、納付誓約書を提出しないなど悪質な滞納者については、速やかに滞納処分を実施すべきである。

イ 連帯納付義務者に対する請求

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H28	後期高齢者医療保険料	連帯納付義務者である世帯主や配偶者に対して、納入の通知や督促、滞納処分などを実施すべきである（指摘）。	177 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R3	検討中	債権管理調整会議において、情報提供を受ける体制はできた。しかし、まず、滞納者本人への納付指導を実施する。また、本人以外へ滞納処分ができるほどの人員体制ではないので、人員体制も含め効率的な実施方法を検討する。	福祉医療課

連帯納付義務者に対して、滞納処分はしておらず、催告書等の送付すらしていなかった。

【指摘 福祉医療課】

繰越分の収納率が 20%前後である現状を看過してはならないし、人員不足やノウハウ不足で正当化されるものではない。平成 28 年度の包括外部監査から 5 年も経過しているにもかかわらず、未だ実施方法を検討しているというのは問題である。まずもって、連帯納付義務者である世帯主及び配偶者に対する催告書の送付くらいは早急に実施すべきである。その対応や滞納状況によっては、連帯納付義務者に対する滞納処分を実施すべきである。

ウ 相続人に対する請求

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H28	後期高齢者医療保険料	費用対効果の見合わない少額滞納者以外は、相続人調査を実施して、相続人に対する納入の通知や督促、催告のほか、滞納処分を実施すべきである（指摘）。	178 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R3	検討中	全庁的な課題であり、他課と足並みを揃えて対応する。直近の相続人の請求に関しては通知をしており、電話の問合せがあれば、義務があることを説明している。相続人調査に関しては、必要な体制を確保するため人員体制も含め効率的な実施方法を検討する。	福祉医療課

相続人に対する滞納処分、請求はしておらず、相続人調査すら人員不足のため出来ない。

死亡後は、基本的に被相続人住所宛にご家族様を宛名にした通知を送付している。死亡届が出される窓口で送付先変更の案内をしているため、総合窓口で介護、国保も含めた送付先変更がされた場合、変更された送付先に通知する。また、葬祭費の請求用紙に相続人

の住所欄があるため、記載があればその住所宛に通知を送付することが可能だが、身寄りのない人や施設に住民票を残して死亡した人の場合、送付先変更や住所記載はされない。

【指摘 福祉医療課】

連帯納付義務者と同様、まずもって、相続人の住所に催告書の送付くらいは早急に実施すべきである。その対応や滞納状況によっては、相続人に対する滞納処分を実施すべきである。

エ 消滅時効の管理

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H28	後期高齢者医療保険料	実態調査をしないまま、また、滞納処分を全く検討することなく、消滅時効にかけて、不納欠損する滞納保険料が少なくなることから、不適切な事務処理と指摘されても仕方がない。漫然と、消滅時効にかけないよう、滞納金額が大きい事案など一定の基準を設けた上で、実態調査等を行い、滞納処分を実施するのか、徴収緩和措置を取るのか、方針を適切に決定すべきである（指摘）。	179 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R3	検討中	今年度も、滞納金額の大きい、または、年数の長い案件を中心に文書催告を実施して、納付誓約書の徴収、分納の指導を行った。また、電話催告や、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨戸訪問も絞って実施した。その中で、滞納理由等を把握して、対応を検討する。	福祉医療課

上記のとおり、不納欠損額は多額に上っており、平成 28 年度の包括外部監査当時よりも増額している。この不納欠損の理由は、消滅時効期間の経過である。

【指摘 福祉医療課】

平成 28 年度の包括外部監査から 5 年も経過しているにもかかわらず、未だ検討中であり、その間も続々と消滅時効にかけてしまっている。不適切な事務といわざるを得ない。早急に適切な方針を決定し、滞納処分、徴収緩和措置などを実行すべきである。

（６）老人保護措置費負担金

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H28	老人保護措置費負担金	相続放棄の確認及び相続調査を適切に実施し、相続放棄がなされていないのであれば、相続人に対して請求すべきである（指摘）。	247 頁

措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H29	措置済	岐阜家庭裁判所に調査を行い、相続放棄・限定承認の申述の有無について確認した。相続放棄をしていない相続人に対しては、文書にて意向確認中である。	高齢福祉課

相続放棄をしていない相続人に対して請求はしておらず、時効中断の措置もとらず、消滅時効期間経過で不納欠損処分をしていた。不納欠損処分の理由には「死亡」と記載されていた。

【指摘 高齢福祉課】

相続人に請求をすべきである。死亡は不納欠損処分の理由はならない。消滅時効期間が経過しないように、所在不明でない限り、時効中断の措置をとるべきである。

(7) 福祉資金貸付金

ア 時効中断の措置

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H28	福祉資金貸付金	全債務者の延滞状況を常に漏れなく把握することのできる <u>一覧表を随時更新するとともに、消滅時効中断のための措置をとるべきである（指摘）</u> 。	336 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H29	措置済	平成 28 年 12 月から平成 29 年 1 月にかけて債務一覧表を作成するとともに、借受人又は連帯保証人の住所等把握し随時更新するように改善した。今後適切な措置を講じていく。	生活福祉一課

債務承認などの時効中断の措置はとられていなかった。

【指摘 生活福祉一課】

措置を講じていくという意思表示だけでは措置済みではないし、しかも、表明したことも実行されていなかった。時効中断の措置をとるべきであるという監査の結果に対しては、時効中断の措置をとってから措置済みとすべきである。

イ 債権放棄

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H28	福祉資金貸付金	債務者や連帯保証人の「死亡」という事情のみをもって、債権放棄を正当化するための理由としているのは不適切である。 <u>相続人からの回収を検討した上で、債権放棄すること</u> を検討すべきである（指摘）。	337 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H29	措置済	借受人や連帯保証人が死亡している場合、相続人の調査を実施した。対象者に通知し回収を協議したうえで、今年度3月中に債権放棄に向けて着手することを関係課と調整中である。	生活福祉一課・二課

平成 29 年度の債権放棄は、次のとおりであった。

	根拠	経過
A	債権管理条例第 6 条第 2 号（破産法の免責決定）	主債務者が破産・免責決定 保証人には請求できない特別な事情あり
B	債権管理条例第 6 条第 5 号（失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがない）	主債務者は平成 18 年に死亡 本籍地不明のため、相続人不明 保証人は平成 25 年に死亡 保証人の相続人には請求せず
C	同上	主債務者は平成 21 年に死亡 相続人は全員死亡 相続人の相続人には請求せず 保証人は平成 18 年に死亡 保証人の相続人には請求せず 時効期間経過
D	同上	主債務者は居所不明 保証人は平成 22 年に死亡 保証人の相続人は不明 時効期間経過
E	同上	主債務者は平成 14 年に死亡 相続人のうち、妻は他市で生活保護受給、子は居所不明 保証人は居所不明 時効期間経過

【指摘 生活福祉二課】

保証人の相続人、主債務者の相続人の相続人に請求をした上で、それらの者が岐阜市債

権管理条例第6条各号のいずれかに該当する場合に債権放棄をすべきである。

【指摘 生活福祉二課】

本籍地不明のために相続人不明とならないよう、貸付時に本籍地を確認しておくべきである。

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H28	福祉資金貸付金	行方不明という事情のみにとらわれることなく、時効期間が満了したことがやむを得ないといえるものについては、債権放棄することを検討すべきである（指摘）。	337 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H29	措置済	適切な手続きを経てやむを得ない者については、今年度3月中に債権放棄に向けて着手することを関係課と調整中である。	生活福祉一課・二課

平成30年度に1件の債権放棄をしたのみで、令和元年度から令和3年度までは、1件も債権放棄をしていなかった。

その理由としては、コロナ支援金の所管課となったため、手が回らなくなったとのことであった。平成28年度の包括外部監査では、福祉資金貸付金の担当課を、生活保護の支給業務だけでマンパワー足りていない生活福祉一課とは別の課にするか、生活福祉一課において福祉資金貸付金を中心的に担当する職員を配属することを検討すべきである、という指摘がなされており、これに対する措置状況は、生活福祉二課において、福祉資金貸付金を中心的に担当する職員を配属している、というものであった。

【指摘 福祉政策課、生活福祉一課・二課】

ただでさえ生活保護の支給業務だけでマンパワー足りておらず、福祉資金貸付金の業務に手が回っていなかった生活福祉一課・二課に、コロナ支援金の業務まで加わったのであるから、福祉資金貸付金の業務が適切に遂行されるよう、人員配置、所管替えを見直すべきである。

(8) 土地貸付収入

ア 連帯保証人への請求

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H28	土地貸付収入	例外事由がない限り、地方自治法施行令第 171 条の 2 第 1 号に基づき、連帯保証人に対して履行を請求すべきである（指摘）。	406 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H29	措置済	連帯保証人への請求を行うこととした。	住宅課

連帯保証人への請求をしていなかった。その原因は、そこまで手が回らないということであった。

【指摘 住宅課】

行うこととしたという意思表示は措置ではない。しかも、意思表示したことを実行していない。監査の結果に従い、連帯保証人の請求をすべきである。物理的に不可能であるのであれば、可能にする体制にすべきである。

イ 延滞金の請求

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H28	土地貸付収入	延滞金が発生している以上、その徴収は義務であり、延滞金を減免する事由がなければ、延滞金を請求すべきである（指摘）。	406 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H29	措置済	延滞金の請求を行うこととした。	住宅課

延滞金の請求をしていなかった。その原因は、そこまで手が回らないということであった。

【指摘 住宅課】

行うこととしたという意思表示は措置ではない。しかも、意思表示したことを実行していない。監査の結果に従い、延滞金の請求をすべきである。物理的に不可能であるのであれば、可能にする体制にすべきである。

(9) 中央卸売市場施設使用料

ア 施設使用料の改定

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H18	中央卸売市場施設使用料	施設使用料は硬直的であり、過去の改定は資本的支出が行われた際、当該施設の使用料が改定されるにとどまっている。施設使用料の算定式を構成する一般管理費は、算定後数年程度経過しても、大きくは変動しないと予想されるが、それ以上経過した場合にはコスト構造が変化すると考えるべきである。よって、施設使用料の算定に一般管理費や売上高割使用料のような <u>変動項目を用いる場合は、数年単位、例えば5年単位で積算し直し、定期的に施設使用料の改定を実施すべきである</u> （指摘）。	15 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H21	措置済	日本の経済環境が、昨年より急激に悪化し、市場を取り巻く経営環境が相当厳しくなっています。このような経済状況下で、施設使用料を値上げすると場内業者の経営を圧迫することになり事業継続に多大な影響を与えかねません。一方、施設使用料を値下げすることは、売上高割使用料が減少傾向にある現状では、市場の収益を圧迫することになります。以上のことを考慮し施設使用料の見直しを適切な時期に行うように努めます。	農林部

消費税率が変わった時以外、改定は実施されておらず、変動項目や算定式の見直しも行われていなかった。

【指摘 中央卸売市場】

昨今の中央卸売市場の状況を考えると、施設使用料を値上げすることも、値下げすることも困難という状況は理解し得る。しかし、問題は、施設使用料の算定式において、「変動項目」という個々具体的な状況に鑑みて算出する指数を用いながら、現実の運用として、個々具体的な状況をみることなく、定額定率の指数を漫然と維持してきたことにある。仮に、値上げをすることも、値下げをすることも困難であるということであれば、そもそもの算定式を変えるか、あるいは、算定式通りに算出した上で、減免などによるいった対応をすべきである。

イ 事務所・駐車場使用料単価

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H18	中央卸売 市場施設 使用料	事務所使用料等が低廉に設定されているのは、市場関係者に対して良好な取引環境を提供することによって、円滑な取引活動を促すという趣旨であり、このこと自体には特に問題はない。しかし、平成 16 年の卸売市場法改正により、卸売業者及び仲卸業者は届出のみによって、市場を通すことなく生鮮食料品等の販売が行えるようになったことから、低廉な事務所施設が市場外取引の事務処理の場として利用される危険性が生じている。市場開設者は、 <u>事務所や駐車場のよう</u> に民間の代替施設があるものについては、 <u>周辺地域の相場を考慮した使用料単価も用意して、市場外取引に係る事務処理や駐車については周辺地域並みの使用料単価を適用すべき</u> である（指摘）。	15 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H21	措置済	上記と同様に対処します。	農林部

上記と同様、見直しは行われていなかった。

【指摘 中央卸売市場】

市場外取引に係る事務処理や駐車については、周辺地域の相場を考慮した使用料単価も用意して、周辺地域並みの使用料単価を適用すべきである。

ウ 保証金の充当期

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H28	中央卸売 市場施設 使用料	明確性の見地からも、 <u>保証金の充当期を、業務条例上明らかにすることが望ましい</u> （敷金に関する岐阜市営住宅管理条例第 11 条参照）（意見）。	289 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H29	検討中	他部署の状況を参考にしつつ、保証金の充当期の明記について検討していく。	中央卸売市場

H30	検討中	他部署の状況を参考にしつつ、保証金の充当時期の明記について検討していく。	中央卸売市場
R1	検討中	他部署の状況を参考にしつつ、保証金の充当時期の明記について検討している。	中央卸売市場
R2	措置済	他都市の中央卸売市場について調査したところ、条例上で保証金の充当時期を明確に規定しているところはほとんどなく、当市場と同様の書きぶりの条例がほとんどであった。運用方法としても、返還の要件を満たしたときに滞納があれば充当する、という当市場と同じ対応をしている市場がほとんどであった。その調査結果を踏まえ、業務条例に充当時期は明記せず、「市場使用料等の滞納に対する事務処理内規」に保証金の充当時期を追加し、運用方法を明確化した。	中央卸売市場

【意見 中央卸売市場】

他都市が規定していないことをもって、市の事務が適切になるものではない。他都市の事務が不適切であることもある。意見では、「条例」による明確化が望ましいとされていた。保証金の充当は、事業者の権利義務に関わる事項であるから、「内規」のような市の事務処理規程ではなく、事業者に効力を及ぼすものであり、かつ、事業者に可視化されるもので定めなければならないところ、許可書や契約書にも、保証金の充当に関する記載はなかった。「条例」にて明確化することが望ましい。

エ 督促

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H28	中央卸売市場施設使用料	納期限後 20 日以内に、督促状により、督促をすべきである（指摘）	290 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H29	検討中	督促状については、今後、税外条例により納期限後 20 日以内に発送していく	中央卸売市場
H30	検討中	督促手数料の請求（教示文の明記を含む）と合わせて他部署の状況も踏まえて検討していく。	中央卸売市場
R1	措置済	令和 2 年 3 月より、施設使用料等の未納の業者に対し、（納期限後 20 日以内に）督促状を送付することとした。	中央卸売市場

平成 28 年度の監査の結果において明確に指摘されていた法令違反であったが、対応が

できたのが、その3年後の令和元年度であった。この理由として、内規作成に時間を要したとのことであった。

【指摘 中央卸売市場】

指摘されている事項は、明確な法令律違反事項であり、それに対する改善方法も明確なものであり、それをするための作業に3年間も要する内容とは思われない。法令違反状態があるとの指摘事項に対しては、直ちに対応すべきである。

オ 延滞金の徴収

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H18	中央卸売市場施設使用料	未収金の中に一部の関連事業者による使用料の納付遅れが含まれているが、納付を促す制度は特に規定されておらず、監督処分のためを業務条例で規定しているのみであることから、毎回黙認されることとなり、不公平感があり望ましくない。また、延滞が発生する都度、監督処分の適用を検討することは機動的でなく、市場使用料の納付について一定期間の延滞が生じた場合には、ペナルティとして <u>延滞金を徴収するルールを制度化することが望ましい</u> （意見）。	19 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H21	措置済	督促交渉に努めた結果、平成 18 年度の包括外部監査において指摘を受けた債権を全額回収しました。	中央卸売市場

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H28	中央卸売市場施設使用料	督促手数料及び延滞金を請求すべきである（指摘）。	291 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H29	検討中	債権管理調整会議での議論も注視し、他部署の状況も踏まえて検討していく。	中央卸売市場
H30	検討中	債権管理調整会議での議論も注視し、他部署の状況も踏まえて検討していく。	中央卸売市場

R1	検討中	督促手数料については、令和２年３月議会で条例改正を行い、令和３年度から全庁的に廃止することになった。また、延滞金については、他部署の状況も踏まえて検討している。	中央卸売市場
R2	措置済	督促手数料については、令和２年３月議会で条例改正を行い、令和３年度から全庁的に廃止することになった。また、延滞金については、「市場使用料等の滞納に対する事務処理内規」に延滞金の徴収規定を追加し、４月より督促状を発した業者に対して延滞金を徴収していく。	中央卸売市場

延滞金は徴収していなかった。

直近５年間の市場使用料等の状況は、次のとおりである。

<市場使用料>

(円)

市場使用料		調定額	収入額	収納率
令和３年度	現年	372,600,782	354,134,029	95.04%
	繰越	22,830,071	20,344,811	89.11%
令和２年度	現年	388,237,535	370,504,702	95.43%
	繰越	23,867,433	17,864,567	74.85%
令和元年度	現年	385,015,292	366,524,792	95.20%
	繰越	34,228,406	28,851,473	84.29%
平成３０年度	現年	241,711,199	225,694,827	93.37%
	繰越	12,256,073	7,635,311	62.30%
平成２９年度	現年	241,910,442	234,425,852	96.91%
	繰越	13,567,808	8,796,325	64.83%

<電気料>

		調定額	収入額	収納率
令和３年度	現年	61,580,925	55,184,071	89.61%
	繰越	5,373,036	4,995,792	92.98%
令和２年度	現年	56,631,878	52,129,378	92.05%
	繰越	5,913,022	4,963,462	83.94%
令和元年度	現年	63,754,350	58,666,731	92.02%
	繰越	5,492,594	4,667,191	84.97%
平成３０年度	現年	71,473,739	66,709,400	93.33%
	繰越	5,873,466	5,145,211	87.60%
平成２９年度	現年	67,900,382	62,765,991	92.44%
	繰越	5,590,442	4,851,367	86.78%

< 水道使用料 >

水道使用料		調定額	収入額	収納率
令和3年度	現年	1,906,590	1,710,513	89.72%
	繰越	174,111	174,111	100.00%
令和2年度	現年	1,930,698	1,756,587	90.98%
	繰越	220,710	220,710	100.00%
令和元年度	現年	2,068,836	1,848,126	89.33%
	繰越	208,761	208,761	100.00%
平成30年度	現年	2,292,864	2,084,103	90.90%
	繰越	220,353	220,353	100.00%
平成29年度	現年	2,450,427	2,230,074	91.01%
	繰越	216,930	216,930	100.00%

【指摘 中央卸売市場】

過年度分の収納率は、平成28年度の包括外部監査当時よりは改善されているものの、条例に従い、延滞金を請求すべきである。

カ 監督処分

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H28	中央卸売市場施設使用料	業者の施設使用料の滞納金額が3ヶ月分を超えている場合で、かつ分納誓約を守らない場合には、 <u>監督処分（業務条例第72条）を検討することが望ましい</u> 。ただし、監督処分は、業務停止を含む厳しい処分であり、慎重に行う必要がある。経営改善の可能性等の観点を入れ、 <u>いかなる場合にどのような処分を行うか具体的な基準を設けることが望ましい（意見）</u> 。	292 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H29	措置済	今後、そのような滞納がある場合は、監督処分を検討していく。	中央卸売市場

監督処分を検討した形跡はなかった。ただし、平成28年の包括外部監査で指摘されている業者（廃業した業者を除く）については、条例に抵触する状況ではなかったとのことである。いかなる場合にどのような処分を行うか具体的な基準を設けることはしていなかった。

【指摘 中央卸売市場】

いかなる場合にどのような処分を行うか具体的な基準を設けた上で、基準に従い、監督処分を実施又は不実施を判断すべきである。

キ 不良債権の評価

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H18	中央卸売市場施設使用料	未収金残高に含まれる 7,353 千円は回収不能と考えられるが、現在のところ <u>正常債権と同様に未収金勘定にそのまま計上されている</u> 。貸倒引当金を計上する方法での債権評価は、現行制度上適用することができないが、会計上は債権額を適正に評価すべきであり、 <u>債権評価の制度を整えていく必要がある</u> （指摘）。	21 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H19	措置済	三位一体の改革を確実に実現するため、国は団体間で比較可能な財政情報の開示について積極的に取り組んでいます。その基本方針が、地方公共団体の連結貸借対照表の作成及び公表であり、その基準及び適用等が出された時点で、それに準拠して対応します。	農林部

平成 18 年度になされた指摘に対して、国の基準等が策定された時点で準拠して対応するとして「措置済」の回答をしていたが、その後、国の指針が公表などがなされたのが平成 26 年度のことであった。

【指摘 中央卸売市場】

措置状況は、将来に向けて検討することを宣言しているにすぎない。当該指摘に対してどのように対応したのかを回答すべきである。

ク 使用料の減免

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H28	中央卸売市場施設使用料	使用料の減免を認める「 <u>特別な理由があると認めるとき</u> 」（業務条例第 69 条第 4 号）の基準及び金額の基準を具体的に定めるべきである（指摘）。	294 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H29	措置済	平成 29 年度末に「特別な理由があると認めるとき」（業務条例第 69 条第 4 号）の基準及び金額の基準を定めた。	中央卸売市場

「平成 30 年 3 月 30 日決裁」という書面で減免基準を記載していた。

【意見 中央卸売市場】

条例の適用の有無にかかる事項は、条例施行規則で定めることが望ましい。

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H28	中央卸売市場施設使用料	業者（岐阜中央市場冷蔵株式会社）の経営状況を具体的に検証したうえ、真に必要な減免額を算出し、 <u>その検証を毎年行った上で、必要な場合に限り減免決定を行うべきである（指摘）</u>	294 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H29	検討中	使用料の減免を認める「特別な理由があると認めるとき」の基準を定めたうえで、必要な減免額を算出し、真に必要な場合に限り減免を行っていく。	中央卸売市場
H30	検討中	業者の経営状況については、平成 29 年度末で 2,273 万円の繰越欠損金を計上しており、倒産の可能性が高く資本も保全されていない状況であるため、引き続き冷蔵庫使用料の減免を継続していく。	中央卸売市場
R1	未実施決定済	市場機能を維持するために必要不可欠な冷蔵庫棟を安定的に供給するため、冷蔵庫使用料の減免を継続していくこととした。	中央卸売市場

【指摘 中央卸売市場】

令和元年度の回答は、冷蔵庫棟の必要性があるため、当面の間免除するというものであるが、平成 28 年度の指摘は、冷蔵庫棟の必要性を否定するものではなく、また、免除の意思決定をすること自体を否定するものでもない。漫然と免除の状態が続くことへの懸念と、特例を認める根拠がないということに対する指摘である。毎年、免除の必要性を検討し、そのプロセスを記録しておくべきである。

(10) 滞納整理

ア 延滞金の把握・開示及び調定

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H28	滞納整理	<u>延滞金は、期別ごとに本税を完納した際に確定するため、期別ごとの本税完納時に調定できるはずである。しかし、延滞金の入金時点に調定しており、事後調定となっている。</u>ヒアリングによると、事後調定の根拠として、第33条第4号の「事実が発生しなければ金額が確定しないもの」に該当すると考えているようである。また、延滞金について、期別ごとに金額が確定するたびに調定をすることは、事務処理の負担が大きく、困難であるとのことであった。 期別ごとに、<u>本税を完納した時点で、期別ごとの延滞金が確定することから、第33条第4号の「事実が発生しなければ金額が確定しないもの」には該当しない。</u>また、事後調定の結果、決算書上、延滞金は未収金が0円と表示されるため、決算書上、実態を正確に表示していないこととなる（100%回収していることになる）。 事務処理上の負担も考慮して、<u>延滞金の調定を事後調定するのであれば、①発生している延滞金の金額を把握すべきである。また、②発生している延滞金を決算書の注記などで表示すべきである。</u> ③岐阜市会計規則第33条第5号「前各号に掲げるもののほか、事前に調定が困難と認められるもので会計管理者に合議して市長が決定したもの」など、<u>事後調定の要件を満たしていることを確認すべきである（指摘）。</u>	106 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R3	未実施決定済	①②について 市税に係る滞納件数は膨大であり、状況把握にはシステムによる集計が必要となる。税基幹システムにより、督促手数料及び延滞金の確定額は随時把握しているものの、<u>発生額は現行システムでは改修による対応も不能。</u>2025年度までに導入予定の全国標準システムにおいても仕様がない。（R3.8総務省公表）未収金については、個々の債務者の的確な状況把握及び管理職等によるチェックにより、少額延滞金であっても徴収に努め、適正な債権管理を実施していく。	納税課

	③について 岐阜市会計規則第 33 条の規定により事後調定の要件を 満たしている。	
--	---	--

岐阜市会計規則は、次のように定めている。

(事後調定)

第 33 条 収入命令者は、事前に調定をしがたい次に掲げる歳入金については、現金を収納した後において、関係書類に基づいて前条の規定による調定をすることができる。

- (1) 証紙、入場券、観覧券、投票券等の類で窓口において発売するもの
- (2) 期日が到来しなければ金額が確定しないもの
- (3) 納入義務者において自ら金額を算定して納付するもの
- (4) 事実が発生しなければ金額が確定しないもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事前に調定が困難と認められるもので会計管理者に合議して市長が決定したもの

納税課が作成する「滞納整理実施計画書」では、滞納整理方針として「延滞金の適正徴収」を掲げ、「納税者間の公平性を保つため、延滞金は、地方税法に基づき全額徴収する」と定められている。

【指摘 納税課】

市の会計を適正に把握するには、発生債権を適時に把握し、決算書に反映させることが必要である。ところが、現状では、延滞金は、滞納時に発生し、本税完納時に確定しているにもかかわらず、入金時にしか調定をしていないために、どれだけの延滞金の未収金があるのかが明らかにされていない。システムの機能上できないというのは、発生している延滞金の管理のことである。延滞金の調定について、現状の事後調定を改めないのであれば、監査の結果に従い、債権管理上、また情報公開の観点から、システムとは別で、確定分を把握し、決算書の注記などで表示すべきとなる。しかし、これでは手間が増える。

そもそも、本税完納時に確定した延滞金を調定しない事務に問題があると考え。監査の結果は、期別ごとの本税完納時に調定できるはずの延滞金を入金時点にしか調定していない現状の事務について、岐阜市会計規則第 33 条第 4 号の「事実が発生しなければ金額が確定しないもの」には該当しないことから、市の考えでは規則違反となるとした上で、事務負担に配慮して、適法となるような根拠づけをするよう求めている。これに対する措置状況は、岐阜市会計規則第 33 条の規定により事後調定の要件を満たしているというだけで、第 33 条の何号に該当すると判断したのかすら明らかにされていない。もし、現状の事後調定を改めないのであれば、第 5 号の「事前に調定が困難と認められるもの」に該当すると認められるしか適法性を根拠づけることはできないが、本税完納時に確定した延滞金を調停が困難であるとは認められないと考える。延滞金の入金時にしか調定をしていない事務を改め、本税完納時に確定した延滞金を調定する事務運用にすべきである。

イ 滞納処分の執行

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H28	滞納整理	預金債権のほか、給与債権や売掛金債権などに対しても、滞納処分を積極的に実施すべきである。第三債務者が、調査に回答しない場合や滞納処分に協力しないと回答している場合でも、滞納処分を実施すべきである。仮に、滞納処分を実施しても、第三債務者からの支払がない場合は、取立て訴訟の実施を検討すべきである（指摘）。	108 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H29	措置済	滞納処分については、換価が容易なものから着手しているが、完納に繋がりやすい給与、売掛金についても差押えを行った。第三債務者の回答については、協力が得られるよう、丁寧に説明を行った。滞納処分後に第三債務者からの支払いが遅延する場合には催告などを行い、取り立てをした。	納税課

預貯金その他、売掛金、給与等（給与、賞与、年金）、債権その他（生命保険、国税還付金等）、出資金への差押えも開始された。

滞納処分を実施するかどうかは、担当が判断している。毎年度、納税課職員用に滞納処分実施計画書が策定され、滞納処分の判断基準とされている。

直近 5 年間の催告状況は、次のとおりであった。

（単位 人数：人、件数：件）

年度	滞納繰越人数	延べ催告件数 ①+②+③+④	文書催告 (①)	嘱託員電話 催告 (②) ※ 1	職員電話 催告 (③)	納税コールセンター電話催告 (④) ※ 2
H29	18,949	60,868	50,363	8,171	2,334	
H30	16,047	57,447	50,610	4,327	2,510	
R1	15,275	77,279	67,803	6,918	2,558	
R2	14,602	61,459	47,794	2,356	2,479	8,830
R3	13,262	93,947	55,454	0	2,072	36,421

※ 1：嘱託員数 ～H30.7 は 3 人、H30.8～R2.9 は 2 人、R2.10～は 0 人

※ 2：R3.1 から実施

直近５年間の差押執行の状況は、次のとおりである。

(単位 件数：件、金額：千円)

年度	差押執行件数	差押執行金額	取立実施件数	取立実施金額
H29	1,625	556,117	2,061	207,970
H30	1,030	488,504	1,627	173,551
R1	1,138	518,132	1,632	146,907
R2	760	315,630	1,548	128,315
R3	1,009	333,068	1,553	146,071

※取立件数・金額については当該年度以前に執行した分も含む

※取立訴訟の実績はない。

令和３年度の差押実施の内容は、次のとおりである。

債 権					不動産 ※３	動産	自動車	出 資 金	合 計
	預貯金	売掛金	給与等※ １	債権その他 ※２					
985	783	3	71	128	19	1	0	4	1,009

※１：給与、賞与、年金

※２：生命保険、国税還付金、建物賃貸料、社会保険診療報酬、残預金（定期預金、
国税還付金）

※３：参加差押含めず

直近５年間の不納欠損の状況は、次のとおりであった。

(単位：千円)

年度	執行期間満了による欠損 (即時消滅含む)	消滅時効期間満了による欠損
H29	287,034	104,981
H30	133,468	96,110
R1	101,148	102,135
R2	154,831	112,607
R3	154,412	93,772

納税課が作成する「滞納整理実施計画書」では、滞納整理方針として、「市税債権の適正管理」を掲げ、「税負担の公平性の観点から確実に徴収すべきであり、放置して徴収権が消滅して徴収不能となることのないよう適切に管理を行い、財産（預貯金、生命保険、給与、売掛金及び不動産等）を所有する滞納者については、原則滞納処分を執行する」と定められている。

【意見 納税課】

給与債権、売掛金債権の他、生命保険や出資金等の債権への滞納処分も行われていた。納税コールセンターなど新たな取り組みも行われていた。不納欠損額も監査当時よりは減少しているものの、まだまだ多額の不納欠損が生じている。さらなる差押件数の増加、取立訴訟の検討に努めることが望ましい。

ウ 消滅時効の管理

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H28	滞納整理	人員配置の関係から全ての滞納案件について実態調査をすることができないという実情は理解できなくもない。しかし、実態調査をしないまま、消滅時効にかけて、不納欠損するという市税が少くないことは、不適切な事務処理と指摘されても仕方がない状態である。漫然と消滅時効を経過させることのないよう、滞納金額が大きい事案など一定の基準を設けた上で、実態調査等を行い、滞納処分をかけるのか、徴収猶予、滞納処分の停止などの措置をとるのか、方針を適切に決定すべきである（指摘）。	114 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H29	措置済	単純不納欠損にならないよう、担当者ごと、月ごとの時効予定リストを作成し、適宜必要な処分を行っている。	納税課

平成 29 年度、「岐阜市債権管理及び回収に関する基本指針」を策定し、債権の適切な管理及び回収を進める方針を明確化した。また、毎年度、滞納整理実施計画書を作成し、課内で共有している。

滞納処分等の優先順位については、滞納金額も考慮しているが、単純不納欠損にならないよう、期限を考慮して時効予定リストを作成し、財産調査、差押え等を行っており、電話催告の件数も増加させた（令和 3 年 1 月より納税コールセンター（外部委託）による電話、文書、他手段による催告開始）。

また、滞納処分の執行停止については「滞納処分の執行停止運用マニュアル（平成 28 年 4 月 1 日改定）」が作成されている。

直近 5 年間の執行停止の実施状況は、次のとおりであった。

（単位 件数：件、金額：千円）

年度	件数	金額
H29	11,394	234,167
H30	14,029	309,957
R1	5,721	180,637
R2	9,073	275,080
R3	6,431	173,156

納税課が作成する「滞納整理実施計画書」では、「時効予定者への取り組み」として、「5 年時効の単純不納欠損は、原則ゼロを目指し、以下のとおり取り組む」とし、早い段階で滞納処分の執行又は執行停止のどちらを行うかを見極め、速やかに滞納処分の執行又は執

行停止を行うことが定められている。

【指摘 納税課】

時効期間満了による不納欠損は依然として多額に上っている。5年時効の単純不納欠損がゼロとなることを目指し、滞納処分の執行又は執行停止のいずれかを行うべきである。

エ 相続人に対する請求

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H28	滞納整理	相続人に対する請求については、納税通知書の送付先を相続人からの届出により登録し、送付をしているため、相続案件の件数、金額の把握をしていない。そのため、相続人調査が不十分のまま、消滅時効により、不納欠損となる事例があるとのことであった。人員配置の関係から、全ての相続案件について相続人調査をすることができないという実情は理解できなくもない。しかし、全く相続人調査をしないまま、消滅時効により不納欠損するという事務処理は、不適切である。滞納金額が大きい事案など一定の基準を設けた上で、戸籍調査等を行い、相続人にも、滞納している市税を請求すべきである（指摘）。	111 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H29	措置済	固定資産税など死亡後も資産の所有者登記が変更されず死亡者のまま課税が続けられている案件を中心に着手した。	納税課

滞納処分をしようとする場合には、戸籍の調査と相続放棄の有無の調査をしているとのことであった。現状は、担当者ごとに行っているため、死亡案件の状況把握はなされていない。納税課が作成する「滞納整理実施計画書」では、タイプ別滞納整理方針として、「死亡者課税物件」を掲げ、相続人の調査を行い、催告をし、納付がなければ差押えを執行すると書かれている。

【指摘 納税課】

滞納処分をしようとする場合だけでなく、全ての場合において、相続人に対する請求を行うべきである。事務負担の問題があるとすれば、少額の場合は除くといった例外基準を設けた上で、適切に遂行すべきである。

【意見 納税課】

他の複数の課でも、相続人を調査するだけの人員が不足しているとの意見があった。人員が不足しているという意見は理解できなくもないが、それで免責されることはならない。各課においてそれぞれ相続人調査、情報収集、手続きを行っている現状を見直し、死亡時の相続人代表者届の共通化、相続人調査の一元化など相続人に対する請求を効率的に行えるような全庁的な体制を作ることが望ましい。

(11) 債権管理
ア 債権の把握
【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H28	債権管理調整会議	岐阜市債権管理調整会議事務局において、岐阜市債権管理条例第2条の定める「市の債権」について、その定義以上には何を指すのかについて明確な回答はなく、全庁的な具体的事実関係が把握されていなかった。本市の債権を適正に管理する前提として、市の債権に関する事務の状況を的確に把握することが必要である。更にその前提として、 <u>「市の債権」として具体的にどのようなものが存在するかを把握しておくべきである（指摘）</u> 。対象の全体像を明らかにすることで、適正に管理すべき債権を的確に抽出することが可能となる。今回の債権調査票による回答を参考にすれば、岐阜市の債権の全体像を明らかにすることは可能と思われる。	462 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H29	措置済	今回の監査を通じて市の債権の全様を把握した。今後は、債権管理調整会議担当課に含めるか否かを判断の上、該当する債権については回収状況について把握していく。	税制課

市としては、債権管理調整会議の委員となる課を定め、当該課が担当債権の中から、債権管理調整会議で取り扱う債権を把握していくという考えであり、市の債権の全体を把握しているわけではない。債権管理調整会議で取り扱うか否かは、①継続的に発生するか、②長期的に管理するか、③未納が発生するなど管理の上で問題が生じるか、という3要件で判断している。但し、3要件を満たさないものについても、納税課に「債権管理相談票」にて相談し、「債権管理回答票」にて回答される方法で相談を受けられる。令和3年度は19件、11部署から相談があったとのことである。なお、債権管理調整会議の所管課は、平成28年度から税制課から納税課に変更されている。

岐阜市債権管理条例では、市長は、市の債権の適正な管理に努める責務を負い（第4条）、市の債権に関する事務の状況を的確に把握するとともに、市の債権を適正に管理するための体制を整備するものとする（第5条）とされている。かかる体制の整備の一つとして、債権管理調整会議が存在するが、それに尽きるものではない。債権管理調整会議で取り扱われない債権についても、事務の状況を把握して、適正な管理に努めなければならない。

岐阜市債権管理調整会議要綱では、債権管理調整会議は、（1）市の債権管理に関する情報の共有化に関すること、（2）市の債権回収の強化に関すること、（3）前2号に掲げるもののほか、市の債権管理の適正化に関することを所掌するとされており、委員となる課の担当する債権のみを取り扱うものではない。

【指摘 納税課】

債権管理調整会議でもって岐阜市債権管理条例に定める責務を全うするということであれば、債権管理調整会議においては、委員となる課の担当する債権の一部だけでなく、市の債権全体について取り扱うべきである。債権管理調整会議以外の方法で市の債権全体に関する事務の状況を把握して、適正な管理を行うというのであれば、その方策をとるべきである。

イ 督促手数料及び延滞金の徴収状況の確認

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H28	債権管理調整会議	条例改正後の各担当課における督促手数料及び延滞金徴収の実績については、会議においてデータとして集積されていない。条例改正後、各担当課にて督促手数料及び延滞金の徴収事務がどのように執行されているか不明のままであった。よって、条例の改正により新設された減免手続の適用の有無も不明のままであった。 督促手数料及び延滞金の徴収は、特に債権回収の強化に関することに関わる。また、納期限までに納付する住民との公平性という観点からも重要な事務である。会議で議題として取り上げられているが、会議の存在意義からすれば、実際に各課が適正に管理しているかまで把握する必要がある。複数年度にわたり議論したということは、重要な事項と認識してのものであろう。本債権と同様に、それに付随する督促手数料及び延滞金の徴収実績を確認すべく、<u>担当課よりデータを集積し</u>、その上で、<u>担当課において、督促手数料及び延滞金徴収事務が適正になされているかを確認すべきである</u>（指摘）。	472 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
R3	未実施 決定済	督促手数料及び延滞金（以下延滞金等という）の徴収実績（徴収率等）は発生額の把握が必要となるものの、債権によっては把握が困難な状況にある。市税の例によれば、滞納件数は膨大であり、把握にはシステムによる集計が必要となる。税基幹システムにより、延滞金等の確定額は随時把握しているものの、発生額は現行システムでは仕様になく改修も不能。2025 年度までに導入予定の全国標準システムにおいても仕様がない。（R3.8 総務省公表）今後は、各債権における確定延滞金等の状況を定期的に集約・共有するとともに、研修等を通じて延滞金等を含めた滞納整理の強化を図る。	税制課

延滞金については令和4年度実績分から各課に照会をかけて措置状況を把握する予定とのことであり、現在のところ、「各債権における確定延滞金等の状況を定期的に集約・共有する」ことも「徴収状況のデータの集積」もなされていなかった。また、延滞金等に関する研修の実施など「滞納整理の強化」を図ることはなされていなかった。

【指摘 納税課】

延滞金についても市の債権に含まれる。全庁的に、延滞金の発生、確定、徴収状況を的確に把握し、各課において延滞金の徴収事務が適正になされているかを管理すべきである。

ウ 消滅時効管理の適正化

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H28	債権管理調整会議	時効管理は債権管理にとって重要な事務である。その知識が不正確なままでは適正な債権管理はできない。 会議においては、時効の起算点等、時効にかかる概念を整理の上（①時効の当初起算点、②時効の中断事由・時期（督促、債務承認、一部弁済など）、③時効期間（解釈による部分も含む））、 <u>担当課に対して、正確な情報を提供し、正確な情報による債権管理を徹底させるべきである。</u>	473 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H29	措置済	「岐阜市債権管理及び回収に関する基本指針」にて、時効の起算点、中断事由、期間についても記載をし、債権管理担当課はもとより、全庁的に周知を行った。	税制課

平成29年11月、「岐阜市債権管理及び回収に関する基本指針」が決裁された。これには、時効に関し、一般的なことが簡潔に記載されている。しかし、その後、全庁的に、消滅時効の管理が適正に行われているかどうかの定期的な把握と管理はなされておらず、各課に委ねられている。但し、令和2年度の不納欠損に関する決裁につき財政部で確認したところ、時効期間の算定方法に一部担当課において差異が確認されたため、令和3年度第1回債権管理調整会議検討部会において、主に係長宛に時効制度について再度説明が行われたということはあった。

【意見 納税課】

全庁的に消滅時効の管理が適正に行われているかどうかの定期的な把握を行い、周知した情報により適正な債権管理が行われているかどうかを確認することが望ましい。

エ 法令遵守

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H28	債権管理調整会議	地方自治法施行令や岐阜市債権取扱規則等の根拠規定に関し、会議で言及がなされた形跡に乏しく、規則を遵守していない、あるいは、利用していない担当課が存在していた。 債権にかかる事務を執行するにあたり、事務根拠の意識は最も重要な事項である。岐阜市の債権にかかる事務において、地方自治法施行令や岐阜市債権取扱規則の適用場面は広いはずである。特に、督促は、債権回収措置の出発点、そして、債権管理簿は、日常管理の土台として、それぞれ、極めて重要な規定のはずである。 <u>担当課に対し、岐阜市債権取扱規則の規定（督促状や債権管理簿の様式等）や地方自治法施行令の規定など、岐阜市の債権に関する事務手続根拠について、正しい情報を提供・共有し、担当課に事務根拠の遵守を徹底させるべきである（指摘）。</u>	474 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H29	措置済	「岐阜市債権管理及び回収に関する基本指針」にて、債権の発生から消滅にかかる一連の事務について記載をし、債権管理担当課はもとより、全庁的に周知を行った。	税制課

「岐阜市債権管理及び回収に関する基本指針」では、次のように書かれている。

適切な債権管理のために、債権の種類・金額及び履行期限・債務者の氏名（名称）及び住所（所在地）・督促状の送達状況などを記載した債権管理簿を整備します。【岐阜市債権取扱規則第20条】

履行期限までに納付されないときは、法令に基づき、書面による督促を行います。

【岐阜市債権取扱規則第2条及び第21条】

市税

【地方税法第329条（市町村民税）ほか】

市税以外の公債権

【地方自治法第231条の3】

【市税以外の諸納付金の督促手数料及び延滞金徴収条例第2条】

私債権

【地方自治法第240条】 【地方自治法施行令第171条】

- ・債務者の状況を把握する中で、以下の要件に該当することが明らかな場合は、各法令の規定を適用し徴収の猶予等を行います。
- ・強制徴収公債権である市税については、納税者が災害や盗難にあったこと等を要件とする「徴収猶予」が定められています。

市税

【地方税法第15条】

- ・非強制徴収公債権及び私債権については、地方自治法施行令において、債務者の所在が不明であり、かつ差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められること等を要件とする「徴収停止」や、債務者が無資力又はこれに近い状態にあること等を要件とする「履行延期の特約」が定められています。

徴収停止

【地方自治法施行令第171条の5】

【岐阜市債権取扱規則第9条】

履行延期の特約

【地方自治法施行令第171条の6】

【岐阜市債権取扱規則第10条】

その後、岐阜市債権取扱規則の規定（督促状や債権管理簿の様式等）が遵守されているのかどうか、地方自治法施行令の規定（徴収停止など）が遵守されているのかどうかの確認は行われていない。

【指摘 納税課】

「岐阜市債権管理及び回収に関する基本指針」における上記のような簡素な条文案内レベルの記載では、岐阜市債権取扱規則の規定（督促状や債権管理簿の様式等）や地方自治法施行令の規定など、岐阜市の債権に関する事務手続根拠について、正しい情報を提供・共有したとは言い難い。措置状況にある「債権の発生から消滅にかかる一連の事務」について記載したとも言い難い。根拠規定の案内をするだけでなく、その内容を正確に理解し、事務に反映させることができるだけの具体的な情報を提供すべきである。

【指摘 納税課】

根拠規定の遵守を徹底させるためには、情報を提供して終わるだけでは不十分である。実際に遵守できているかどうかを定期的に確認すべきである。

オ 私債権における督促状の発付時期

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H28	事務手続根拠・基準の明確化（根拠）	岐阜市の私債権については、特別の定めなき限り、岐阜市債権取扱規則第2条「履行の督促は督促状を債務者に送付することにより行うものとする」という規定が適用される。しかしながら、同規則では、督促状の発付時期について定めていない。 監査の結果、担当課により、督促の時期はまちまちであった。 私債権の督促は、回収措置の前提となり、また、時効中断の効力が生じる（地方自治法第236条第4項）という点でも、極めて重要な事務であり、<u>条例等の事務根拠にて、督促状の発付時期を明確にすべきである</u>（指摘）。公債権にかかる市税以外の諸納付金の督促手数料及び延滞金徴収条例第2条「納期限後20日以内」参照。	480 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H29	措置済	「岐阜市債権管理及び回収に関する基本指針」にて、債権の発生から消滅にかかる一連の事務について記載をし、債権管理担当課はもとより、全庁的に周知を行った。	税制課

「岐阜市債権管理及び回収に関する基本指針」には、督促状の発付時期が明記されていなかった。措置済ではない。

【指摘 納税課】

条例等の事務根拠にて、督促状の発付時期を明確にすべきである。

カ 強制執行等（地方自治法施行令第 171 条の 2）の遵守

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H28	事務手続 根拠・基準の明確化（根拠）	地方自治法施行令第 171 条の 2 の規定によれば、督促後相当期間経過後に履行がない場合には、原則として強制執行等の手続をとることが義務とされているにもかかわらず、岐阜市の債権事務においては、強制執行等の手続の利用が十分になされていたとはいえない状況であった。 保証人がいても保証人に請求していない事例、担保権を実行していない事例などがあった。 <u>地方自治法施行令第 171 条の 2（強制執行等）規定の「相当の期間を経過してもなお履行されないとき」という要件につき、条例等の根拠にて「相当の期間」を明確にすべきである。「その他特別の事情があると認める場合」についても、内規等にて、具体的事由を例示するなどして該当する場合を明確にすべきである。</u> 前者の「相当の期間」とは、債権の性質、取引の実態、時効期間の長短等を考慮して決すべきであり、認定が遅れて債権の完全な実現を阻害することないように配慮する必要がある（新版逐条地方自治法第 8 次改訂版松本英昭著学陽書房 1,005 頁）。6 ヶ月～1 年など具体的な期間を設定することが必要である。なお、当然ではあるが、ここで述べているのは、あくまで「限度」であって、事務執行にあたり、一律にその期間にすべきと述べているのではない。個別債権によってその時期を早めることを妨げるものではない。後者の「その他特別の事情があると認める場合」とは、債権放棄が見込まれる場合など法的措置を執らないことに合理的な理由がある場合を指すと考えられる。執行停止、履行延期の特約等の措置を採る場面であっても、事実上強制執行手続をとる必要がなくなるという意味で重要な要素である。<u>債権取扱課が利用できるようにするためには、具体的にどのような場合を指すのかを検討し、内規等で明確化する必要があろう（指摘）。</u>	480 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H29	措置済	行政課のリーガルチェック制度を活用し、「支払督促」の基準を設けるにあたり、「相当の期間」についても協議のうえ、明確にした。	税制課

地方自治法施行令第 171 条の 2 は、次のように定める。

普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

ただし、第 171 の 5 の措置（徴収停止）をとる場合又は第 171 条の 6 の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- 一 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- 二 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。
- 三 前 2 号に該当しない債権（第 1 号に該当する債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続きを含む。）により履行を請求すること。

支払督促手続マニュアル（平成 30 年 3 月付）では、支払督促申立ての対象者となる基準として、「履行期限より 6 か月以上経過している者で市長が指定したもの」と書かれている。支払督促申立ての対象者から除外する基準として、生活困窮状態、限定承認による相続があった場合、行方不明の場合が書かれている。

地方自治法施行令第 171 条の 2 が遵守されていない実態は変わっていない。

【指摘 納税課】

地方自治法施行令第 171 条の 2 に基づいてとらなければならない措置は、支払督促に限られない。支払督促手続マニュアルだけでは、支払督促をするかどうかを検討する場合にしか参照されない。これでは、地方自治法施行令第 171 条の 2 が遵守されていない実態が変わらない。債権管理条例において、地方自治法施行令第 171 条の 2 と同趣旨の規定を定め、債権管理条例施行規則において、「相当の期間」に関する定めを設けるべきである。例えば、浜松市は、そのように定めている。債権取扱規則で定めれば足りるとの考えもありうるが、地方自治法第 228 条は、分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については条例でこれを定めなければならないとしていること、市民にとってみれば、督促を受けた後どれくらいの期間履行しなかった場合に強制的な措置が取られるのかを示すものであることからすれば、規則ではなく、条例及び条例施行規則で定めるべきである。なお、北九州市の「条例及び規則で規定する事項の整理に関する基本的な方針」では、「地方自治法において条例で定める旨規定されているもの」は必ず条例で定めるものとし、「金銭の徴収を行うもの」は原則として条例で定めるものとしている。また、債権取扱事務要領などの内規において、「その他特別の事情があると認める場合」に関する例示を記載すべきである。

キ 専決処分の定め

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H28	事務手続根拠・基準の明確化（根拠）	訴えの提起（民事訴訟法第 133 条）のほか、支払督促（同法第 383 条）、即決和解（同法第 275 条）など様々な手段がある。法的手続は、債権回収において有効な手続であり、利用が要請される場面が多くあろう。しかしながら、訴訟手続による履行請求をする際には議会の議決が必要となる（地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号）（ただし、岐阜市には、地方自治法第 180 条第 1 項の規定による市長の専決処分事項（昭和 51 年 10 月 1 日市議会議決改正平成 12 年 4 月 1 日）が存在し、市営住宅などの訴えの提起、和解及び調停などが専決処分事項とされている）。 <u>強制執行等の手続利用の促進という観点からは、少なくとも、一定の手段については、条例等の事務根拠にて、地方自治法第 180 条第 1 項の専決処分として定めることを検討することが望ましい（意見）。</u>	480 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H29	措置済	行政課のリーガルチェック制度を活用し、「支払督促」の基準について策定を行った。	税制課

強制執行等の手続について、専決処分の定めの見直しはなされていなかった。

支払督促手続マニュアル（平成 30 年 3 月付）では、「支払督促申立てについての決裁は、訴訟に準ずるものとして市長決裁とする」と書かれている。

【指摘 納税課】

支払督促の申立ては、訴えの提起（地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号）に含まれないとしても、異議申立てがなされて訴えの提起があったものとみなされる場合においては、議会の議決を経なければならない。議会の議決が速やかに得られるとは思えない。強制執行等の手続利用の促進のため、少なくとも、多くの自治体で専決処分として定められている、支払督促や少額訴訟などについて、専決処分として定めることが望ましい。

ク 徴収停止（地方自治法施行令第 171 条の 5）の実施

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H28	事務手続 根拠・基準の明確化(根拠)	監査の限り、非強制徴収公債権及び私債権については、徴収停止手続が利用された形跡は見当たらなかった。担当課職員とのヒアリングにおいて、かかる手続の存在を知らせると、その必要性を複数聞いたが、これまで利用したことがなく、どのように手続をしてよいか分からないとのことであった。債権の回収を尽くしても回収の見込みが立たない場合は少なくないと思われる。その場合、債権回収措置を講じ続けることが有効性、経済性、効率性の見地から相当といえるのかが問題になる。他方で、債権回収措置を講じないことが「怠る事実」として住民監査の対象とならないようにする必要もある（地方自治法第 242 条）。 そこで、<u>条例等の事務根拠にて、徴収停止の規定の要件を明確にし、措置を利用できるようにすることが望ましい。</u>まず、「相当の期間を経過」については、強制執行等の「相当の期間」との均衡も考慮して、期間を決定する必要がある。この点、名古屋市債権管理条例施行細則第 7 条では、1 年を超えない期間とし、限度としては強制執行等の「相当の期間」と同一としていることが参考になる。 また、「差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき（1 号）」「その他これに類するとき（2 号）」、「債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき（3 号）」という要件については、<u>債権取扱課が事務処理の根拠・基準として利用することができるものとすべく、具体的にどのような場合を指すのかを検討し、内規等で明確化する必要がある。</u> 1 号、2 号関係については、「差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき」とは、差し押さえることができる財産がないときのほか、財産があっても強制執行の措置を採ることが経済的合理性に欠ける場合を指すと考えられる。「その他これに類するとき」とは、債務者の所在不明と同様に扱うことが可能な場合（債務者死亡事案で相続人のあることが明らかでない、債務者が外国にいて帰国の見込みがないなど）を指すと考えられる（自治体のための債権管理マニュアル東京弁護士会弁護士業務改革委員会自治体債権管理問題検討	482 頁

		チーム編 57 頁)。 3 号関係については、一定の目安を定めることはありうる。「取立に要する費用」をどこまで見るかにより「少額」を検討することとなろう。訴訟費用（印紙代、郵券）、弁護士費用、強制執行費用などどこまで含むと考えるかによる（意見）。	
H28	事務手続根拠・基準の明確化（根拠）	徴収停止をした場合、現行の岐阜市債権取扱規則第 9 条では、徴収停止整理簿を作成する必要があるが、<u>現行のままの根拠とするならば、まずはこれを遵守することが必要</u>であろう。 その上で、<u>徴収停止後の措置についても、条例等の事務根拠にて定めることが望ましい</u>。具体的には、徴収停止取り止めの規定、あるいは、徴収停止が一定期間継続した場合に債権放棄を可能とする規定である。 参考までに述べると、明石市債権の管理に関する条例第 10 条では、徴収停止の事由がなくなれば直ちにその措置を取り止めることを定めている。また、名古屋市債権管理条例施行細則第 8 条第 2 項も同様であり、同条例第 12 条第 1 項第 4 号では、前条の措置（徴収停止）をとった日から相当の期間を経過してもなお引き続き当該措置を継続しているときには放棄できる旨定め、同施行細則第 9 条にて、相当の期間を「1 年」としている（意見）。	482 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H29	措置済	行政課のリーガルチェック制度を活用し、「徴収停止」の基準について策定を行った。	税制課

債権管理条例、同施行規則、債権取扱規則には、「相当の期間」や徴収停止後の措置についての定めは設けられていなかった。

市は、「徴収停止の基準（平成 30 年 3 月付）」を作成していた。作成者は財政部と記載されていた。内容としては、徴収停止の意義、事務処理手続きの根拠（岐阜市債権取扱規則第 9 条等）を明示し、基準として地方自治法施行令第 171 条の 5 の各号の要旨、例示と、徴収停止後の手続きについての注書きがされていた。

実際に徴収停止がなされるようになったのかどうかの確認はなされおらず、徴収停止整理簿の確認もなされていなかった。

【意見 納税課】

「相当の期間」及び徴収停止後の措置（特に債権放棄）については、債務者の法的地位の安定、法律による行政、事務手続根拠・基準の明確化の観点から、債権管理条例施行規則で定めることが望ましい。その前提として、徴収停止の定めを債権管理条例に定めることが望ましい。

【意見 納税課】

徴収停止の基準により、各課で徴収停止の判断は可能になったと思われる。今後、実際に、この基準を適用して、徴収停止を行うか、徴収停止を行わずに強制執行等の手続を行うかのいずれかが履践されることによって、地方自治法施行令第 171 条の 2 を遵守した適正な債権管理が行われているかどうかを確認することが望ましい。

ケ 債権管理条例の見直し

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H28	債権管理条例	岐阜市債権管理条例においては、債権回収に向けた措置、回収緩和措置などに関する具体的規定が存在しない。その前提となる徴収計画や管理の土台となる台帳の整備などの規定も存在しない。他方、昭和 39 年 4 月 1 日に制定された岐阜市債権取扱規則においては、具体的規定が存在している。 条例と規則のそれぞれ別に定めがあったとしても、担当職員が、自らの事務にかかる適用根拠を的確に認識し、遵守していれば問題はないといえる。しかしながら、地方自治法、同施行令、それを受けた岐阜市債権取扱規則が遵守されていないケースが多く見られたのである。 確かに、自治体の債権管理条例においては、岐阜市のように債権放棄の規定を主とする条例と、それだけではなく地方自治法施行令第 171 条以下に規定される債権回収措置等についても盛り込む条例がある。どこまでの規定を盛り込むかは、自治体の判断による。しかしながら、<u>本監査における個別債権の検証で明らかとなった事務実態の課題を踏まえると、議会の議決が必要な条例のレベルで、徴収計画に始まり、督促、回収から消滅に至るまでの事務根拠を盛り込むことが必要なのではないかと考える。</u>職員の法令遵守の意識が高まる効果が期待され、また、根拠が一元化されていれば、全庁的に統一的で適正な債権事務が可能になる。条例制定にかかる決裁資料において、条例制定後の課題として、条例等の見直しを定期的に行う必要があると考えられていたこともある。<u>本監査を契機として、岐阜市債権管理条例の見直しを検討すべきである（指摘）。</u> <u>仮に、岐阜市において債権管理条例の見直しをしないという判断をするのであれば、岐阜市債権取扱規則等、岐阜市の債権にかかる事務根拠一切を統一的に整理した上</u>	478 頁

		で（例えば「別に定め」などが何を指すのかなどの整理）、現場が混乱なく根拠を的確に適用し、適正に実施することに責任を持つべきである。 各自治体の条例において様々な工夫がなされているが、監査人が参考になると考えた条例の一つとして、明石市債権の管理に関する条例があるので、ここで紹介する。同条例は、債権に関する事務全般を基本的に網羅している。監査人は、岐阜市の債権管理条例には、明石市債権の管理に関する条例に規定されているような事項を盛り込むことが相当であると考えている。	
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H29	措置済	「岐阜市債権管理及び回収に関する基本指針」にて、債権の発生から消滅にかかる一連の事務について記載をし、債権管理担当課はもとより、全庁的に周知を行った。	税制課

岐阜市債権管理条例の見直しは行われていなかった。

岐阜市債権取扱規則は、「この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる」「令和2年度以前の会計年度に属する歳入に係る督促状については、この規則による改正後の岐阜市債権取扱規則の規定にかかわらず、なお従前の例による」という経過措置が設けられていた。

「岐阜市債権管理及び回収に関する基本指針」は、簡素な案内レベルの記載に過ぎず、措置状況にある「債権の発生から消滅にかかる一連の事務」について記載したとはいい難く、ましてや、岐阜市債権取扱規則等、岐阜市の債権にかかる事務根拠一切を統一的に整理した上で（例えば「別に定め」などが何を指すのかなどの整理）、現場が混乱なく根拠を的確に適用し、適正に実施するための拠り所になるものとは到底言い難いものである。

いくつかの担当課で債権に関する事務を監査したが、平成28年度の包括外部監査で指摘された地方自治法、同施行令、それを受けた岐阜市債権取扱規則が遵守されていない実態は、ほぼ変わっていなかった。

【指摘 納税課】

基本方針や内規と条例及び規則の法形式の違いは重要であると考え。債権に関することは、市民の権利義務に関わることであるから、行政の方針に定めるようなことではない。条例で定めるべきことは岐阜市債権管理条例に、条例施行規則で定めるべきことは岐阜市債権管理条例施行規則に、規則で定めるべきことは岐阜市債権取扱規則に、各々の条例及び規則に適切な定めを設け、事務根拠を条例及び規則に一元化すべきである。

コ 債権管理体制

【事実関係】

監査の結果			
年度	項目	指摘・意見の内容	報告書
H28	徴収の工夫	岐阜市債権管理調整会議の現状と課題は前章（第6章）で述べたが、<u>全庁的な取組みである現在の会議を充実させることがまず必要なことであろう。</u>例えば、岐阜市においては、産業廃棄物不法投棄弁償金の債権回収の事例があるが、回収に携わった職員を含めた事例検討会を実施するなど、<u>庁内にある回収のノウハウを共有することが望ましい。</u> また、会議においては、各債権担当課、そして実際に事務を行う職員まで会議において共有された情報が浸透していない様子も見てとれた。実際に債権管理事務を担当するのは会議ではなく、存在意義的に限界はあろう。そこで、<u>債権回収の効果を上げるという意味でも、個々の職員の負担を減らすという意味でも、債権回収の一元化、あるいは、債権回収業務にかかる民間委託を積極的に検討することが望ましい。</u> 公金債権の徴収一元化については、平成 26 年度第4回（9月）定例会（第 3 日目）でも取り上げられていたようであるが（岐阜市議会ホームページ本会議検索により閲覧可能）、<u>本監査で報告した岐阜市の債権事務の現状を踏まえ、真摯に検討されたい。</u> また、平成 27 年度現在、岐阜市の債権回収において、弁護士委託がなされているのは1件であるが、回収の実績に応じた弁護士報酬の設定もできるのであるから、費用面からしても利用に躊躇する事情はさほどないものと思われる。	493 頁
措置状況報告書			
年度	結果	措置状況	課
H29	措置済	平成 29 年度債権管理調整会議にて環境事業政策課から、事例発表がなされた。 また、民間委託については平成 28 年度第2回検討部会にて事例報告を行い、有効性、実施方法について情報共有を行った。	税制課

平成 29 年度から令和 3 年度までの債権管理調整会議議事録を確認した。主な議事内容は、次のとおりであった。

前年度実績報告、当年度回収対策、債権放棄については、毎年度、資料の作成はなされているものの、それを踏まえた、課題の抽出、改善策の検討は行われていなかった。

本監査の結果、いくつかの担当課において、過年度分の回収事務に取り組まれておらず、それは、過年度分の回収にまで手が回らないのが原因であるという実態があった。

年度	主な議事内容
平成 29 年度	・講演「収入未済額の削減策と職員の意識改革」 ・環境事業政策課 債権回収事例について ・債権回収業務外部委託の事例報告
平成 30 年度	・講演「徴収職人～徴収職員としての心得」 ・土木管理課 債権回収事例について ・支払督促について ・債権管理の課題について
令和元年度	・研修「民法改正と債権管理事務」 ・督促手数料の徴収廃止について ・岐阜市債権管理条例逐条解説 ・「個人情報データ提供申請書」（納税課長宛）運用方法
令和 2 年度	・債権回収を目的とする情報共有について ・督促手数料廃止等に係る市税の納付書の記載内容について
令和 3 年度	・債権管理相談票について ・強制徴収公債権における滞納整理の実施状況について ・督促について ・時効制度及び徴収停止について ・遅延損害金の徴収状況について

【意見 納税課】

担当課に委ねるのには限界がある実態がみてとれた。債権管理の専門部署の創設といった債権回収の一元化を積極的に検討していくことが望ましい。

第4部 総括

以上の各論を踏まえ、今後の包括外部監査の結果における指摘事項及び意見に対する対応及び措置状況報告書のあり方について、総括する。なお、ここでの指摘・意見は、本来は全ての課に対するものであるが、是正措置として考えられるのは、対応要領の作成、研修、措置状況報告書の確認などになるため、包括外部監査の担当課である行政課を対象課とした。

1 指摘事項及び意見の把握

【事実関係】

指摘及び意見一覧の記載のみに答えようとしており、報告書本文に記載された事実関係や問題意識に答えようとしていない措置状況があった。措置状況報告書における報告書のページ番号に、指摘及び意見一覧のページ番号が記載されているものもあった。

【指摘 行政課】

指摘及び意見一覧は、分かりやすさのために要約したものに過ぎない。報告書本文に記載された事実関係や問題意識を十分に把握するようにすべく、措置状況報告書の指摘及び意見の欄には、指摘及び意見一覧の転記ではなく、報告書本文の指摘及び意見の内容を記載させるべきである。

2 意思表示

【事実関係】

検討する、努めるという意思表示のみで措置済としているものがあった。しかも、実施する旨を表明していながら、実施していなかったというものもあった。

【指摘 行政課】

意思表示のみで措置済としている措置状況報告書は修正させるべきである。

【意見 行政課】

依頼書の裏面の注意書きには「～である。」「～を行った。」など言い切りの形で記入することが記載されているものの、それでは十分ではないようである。措置状況報告書の記載のあり方について、各課に対する指導書の作成、研修の実施など事前の対策を実施するとともに、各課から提出があった措置状況報告書を行政課で確認する際の確認事項書を作成すること、確認と協議をするための十分な時間の確保など十分な確認体制を整備することが望ましい。

3 根拠規定の法形式

【事実関係】

基準を定めるべきであるという指摘や意見に対して、要領、内規、決裁といった形で定められるのがほとんどであった。内容によっては、条例や規則で定めるべきと考えられるものも、それを避けているように感じられた。

【指摘 行政課】

条例や規則となれば、市長決裁となり、条例となれば、議決も必要となる。できれば内規で対応したいという気持ちはわかる。しかし、内規で定めてしまうと、担当部局・担当課の考えによって、都合の良い内容になってしまうおそれがあり、現にそう受け止めざるを得ない内規は存在した。それでは、定める意味がない。民主主義、法律による行政の観点から、まずは、条例で定めることが適切でないかを考える必要がある。次に、規則である。措置状況報告書の確認の際には、どのような法形式で対応するのが適切であるのかを担当課と協議して確認すべきである。

【意見 行政課】

市の住民自治基本条例は、行政運営の指針を定めた条項が存在しない。例えば、北九州市は、自治基本条例において、市は条例及び規則で規定する事項の整理に関する基本的な方針を定めるものとするとし、市において、「条例及び規則で規定する事項の整理に関する基本的な方針」を定めて公表している。ここにおいては、「必ず条例で定めるもの」「原則として条例で定めるもの」「必ず規則で定めるもの」「原則として規則で定めるもの」を明示されている。住民自治基本条例の中に、あるいはそれとは別に、行政運営の指針を定め、条例及び規則で定める事項を明示することが望ましい。

4 根拠規定の作り方

【事実関係】

包括外部監査の結果では、現状に問題があると指摘しているにもかかわらず、現状を追認するかのような根拠規定を作成して措置済としているものがあつた。形式だけを繕って、実質的な問題点に向き合おうとしないと受け止めざるを得ないものもあつた。本監査においても、事実であるにもかかわらず、それを表面化させたくないというような対応もあつた。

【意見 行政課】

根拠規定を作成するという措置については、当該根拠規定の内容を確認し、包括外部監査の結果における問題意識を捉えた適切な内容であるかどうかを検討することが望ましい。

5 実施と指導

【事実関係】

あることを実施する必要があるとの指摘・意見に対して、実施することを指導したとして措置済にしているものがあつた。指導をただけで、指導した内容が実現されているかどうかの確認はなされていないものもあつた。

【指摘 行政課】

あることを実施する必要があるとの指摘・意見に対して、実施することを指導したとして措置済にしているものについては、実施したことを確認してから措置済とするようにさせるべきである。

6 検討中の継続

【事実関係】

検討中を何年も継続しているものがあつた。その中には、やむを得ない事情があるものあつたが、速やかに措置をとれると考えられるものもあつた。

【意見 行政課】

行政課からの依頼書の裏面の注意書きには、次の記載があるが、実践されていなかった。

- ・ 検討中の事案については、今後の取組みの予定について、短期・中期・長期の視点で具体的に記入すること、
- ・ 平成 21 年の議会において、「検討中の項目の措置状況について、今後の予定・見直しなどを詳しくかつ明確に記載すること及びできる限り丁寧に表現するよう指導を徹底する」との副市長答弁がなされていることから、報告の際には、その点に留意して、分かりやすい記述に努めること

なぜ検討中なのか、何を検討しているのか、今後はどうするのかを記載させるようにすることが望ましい。また、意見ではなく指摘とされた事項については、検討中とするのではなく、可能な限り速やかに措置をとるようにさせることが望ましい。

7 他都市の調査

【事実関係】

他の中核市の状況を調査し、他の中核市が行っていないから行わないという措置状況報告があつた。

【指摘 行政課】

他の中核市が行っていないからといって、行わないことが適切になるわけではない。他の中核市の事務が適切でないこともありうる。他の中核市の状況を知るのはもちろん必要なことであるが、重要なことは、市として、どのように考えるのかである。他の中核市の状況も踏まえ、どのような根拠をもって未実施決定としたのかを記載させるべきである。

8 理由のあり方（その1）

【事実関係】

ある事務の見直しを求める指摘・意見に対して、事務の目的や必要性のみを記載して、未実施とするものがあつた。ヒアリングでも、ただ必要性、重要性が述べられるだけで、当該事務がその必要性、重要性にどのようなロジックで結びついているのかの問いには答えられないものがあつた。

【意見 行政課】

指摘・意見も、当該事務の目的や必要性を完全に否定するものではないと考えられる。目的や必要性が全くないような事務は存在しないはずである。見直しを求める指摘・意見は、その目的や必要性に照らし、その手段の有効性、効率性、経済性を問うているものである。措置状況報告書には、未実施決定済の結論に対して、説得的な理由が記載されるよう、確認、指導することが望ましい。

9 理由のあり方（その2）

【事実関係】

ある事務を見直すことや変更することを求める指摘意見に対し、見直すことや変更することを否定する理由だけを述べ、見直さないことや変更しないことが適切であることの理由が述べられていないものがあった。

【意見 行政課】

見直すことや変更することにより何かしらの支障があることは当然のことである。包括外部監査では、現状の問題点を指摘し、現状を見直すことや変更することを求めているのである。それに対して見直すことや変更することをしないというのであれば、見直さないことや変更しないことが適切といえるだけの理由を述べなければ、説得力はない。措置状況報告書には、未実施決定の結論の理由として、実施することについての否定的な理由だけでなく、実施しないことが適切であるという理由も記載させることが望ましい。

10 現実的な支障

【事実関係】

市の事務には利害関係者が存在する。指摘意見に対応しようとするすると利害関係者から不平不満を言われるから、実施に苦慮するという現実もあった。指摘意見に対応しようすると、これまでの市の事務に問題があったと捉えられてしまうので、それを避けたいというような印象を受けるものもあった。また、マンパワーが足りないから実施が困難という現実もあった。

【意見 行政課】

現実的な支障が存在することは理解できる。しかし、それで止まっていはいけないと考える。現実的な支障があることを踏まえ、市として、どのような行動をとっていくのかを検討し、説得的かつ合理的な理由で結論を導き出す必要がある。未実施決定済や検討中の措置状況報告の際に、現実的な支障があるというだけの理由しか記載がない場合には、それを踏まえた上で、適切な対応を導き出す理由を記載させることが望ましい。

11 引継ぎ

【事実関係】

過去の包括外部監査で指摘・意見された事項、措置状況報告書に記載した事項について、引継ぎがなされておらず、また、資料が残されておらず、よく分からないという対応が多くあった。

【意見 行政課】

包括外部監査で指摘意見される内容には、その場限りで終わるのではなく、継続的に措置を取っていくべきものもある。措置状況報告書の措置状況にも、今後も措置を取っていくと記載するものもある。時間をかけて検討する必要があるものもある。「岐阜市事務引継ぎ要領（平成14年3月1日決裁）」では、事務を担当する職員が異動その他の事由により変更となるときは、事務引継ぎを行わなければならないとされ（第3条）、事務引継ぎは、事務引継ぎ書（様式第1号）及び添付書類を提示して行うとされている（第9条）。添付書類の中に、「懸案事項及び注意事務一覧」（様式第5号）が定められている。包括

外部監査の指摘・意見及び措置状況について、「岐阜市事務引継ぎ要領（平成 14 年 3 月 1 日決裁）」に従って適切に引継ぎをさせること、必要な資料は保存させることが望ましい。